

入札説明書一式に関する質問回答

No	資料名	項目番号	項目名	頁	行	質問内容	回答
1	入札説明書		用語集		11	構成企業の定義はありますが、本事業においてはSPCへの出資はおこなわないもののSPCから業務は受託する企業についての用語の定義はないとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
2	入札説明書	用語集	代表企業		23	「代表企業は、事業者の安定的な事業運営に関して中心的な責任を負います」「代表企業は、適切な経営体制及び適切なガバナンス体制(特に特別目的会社自身の内部統制)を構築するものとします」(28頁)とされていますが、代表企業は、基本協定書(案)に定める他、具体的な法的義務を負うものではないと考えてよいでしょうか。	他には例えば、特定事業契約書(案)第120条第2項の債務引受があります。代表企業の義務については、入札説明書一式からご判断ください。
3	入札説明書	1	入札説明書の定義	2	1	2024年11月29日公表の実施方針に関する質問回答において、「本事業期間中の更新計画を入札説明書等公表時に示す」と示されておりました。運営期間中の豊橋南部浄水場および豊橋浄水場(既存施設)などの修繕費を算出するにあたり、県が策定されている更新計画が必要になりますが、本資料は守秘義務対象資料として、開示いただくとの理解でよろしいでしょうか。上記でない場合は、別途開示いただきたくお願い申し上げます。	今後の更新予定については、守秘義務対象資料として提示する予定です。
4	入札説明書	1	質疑の扱い	2	12	(3)基本協定書(案)及び(4)特定事業契約書(案)は、競争的対話及び質疑ほか各競技にて合意したものを(正)として拘束がかかるという理解でよろしいでしょうか。	質問回答及び個別対話を経て修正が必要と判断した場合、修正版を公表します。修正版の基本協定書(案)及び特定事業契約書(案)が契約関係当事者を拘束します。
5	入札説明書	2(1)エ<コンセプト>①	施設の老朽化・耐震性の不足への対応、新たな施設への改築	2	28	浄水処理方式は、「急速ろ過方式」又は「膜ろ過方式」のいずれも可能であり、処理方式自体で評価の優劣はつかないという理解です。  一方で、方式の違いにより更新投資金額、ランニングコスト、耐用年数の相違等が発生すると考えております。方式の選択そのもので評価の優劣はつかないものの、運営期間終了後に貴県が負担することになる費用等は考慮され、更新投資金額やランニングコストが低い、耐用年数が長い等のメリットは評価にプラスに働くという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
6	入札説明書	2(1)オ(イ)	共同使用施設	5	4	共同使用施設のうち、自家発電設備は通常整備期間に併せて設置することで良いでしょうか。(事務室のように特定期限がないとの理解でよいでしょうか)	ご理解のとおりです。 再整備期間中に設置していただく想定です。

No	資料名	項目番号	項目名	頁	行	質問内容	回答
7	入札説明書	2(1)オ(イ)	対象施設	5	6	注記8に「豊橋市事務室は、原則として2030年度末までに完成させることとします。」とあるものの、「新施設の機能や工事の安全性等、事業の効果・効率性の向上が見込まれる提案」以前に、施工工程上2030年度までに完成させることが、不可能であります。記載内容、要求水準書の緩和をご検討ください。	「施工工程上2030年度までに完成させることが、不可能」か判断できかねます。 検討されている工程を個別対話において提示してください。
8	入札説明書	注釈11	対象施設	5	-	特定事業で消費するエネルギーを創出する設備として、水素設備を検討しております。その場合、水素設備は運営権対象となり、利用料金を設定する際は、水素設備の維持管理費も考慮する、という理解でよろしいでしょうか。	水素技術活用に係る設備について、県に維持管理費用の負担を求める場合、当該費用は様式Q-2に記載し、利用料金ではなく水素技術活用に係る費用としてください。
9	入札説明書	2(1)オ(イ)	図表2	6		緑色四角については「ウォータPPPレベル4」とありますが、これは赤色四角にあります「コンセッション」と同義という理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
10	入札説明書	2(1)オ(イ)	事業方式	7		豊橋浄水場事業範囲について流入管、送水管の切替え新設ルートは範囲内で計画するのをご提示ください	場内配管の施工区分については、守秘義務対象資料として提示する予定です。
11	入札説明書	2(1)オ(イ)	事業方式	7		豊橋浄水場事業範囲内の地上可視構造物は全て撤去、新設を計画するのをご提示ください	入札説明書、要求水準書に示す脱水施設を除き、概ねご理解のとおりです。 なお、場内配管の施工区分については、守秘義務対象資料として提示する予定です。
12	入札説明書	2(1)オ(ウ)a	事業方式	7		完成時仕上がり地盤高さに制限があればご提示ください	特段制限はありません。
13	入札説明書	2(1)オ(ウ)a	本事業期間	8	11	再整備期間内における設計期間と整備期間の区分けは事業者が任意に設定できるという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
14	入札説明書	2(1)オ(ウ)a	事業期間	9	7	「応募者は、再整備に... ..2040年4月1日以前の範囲で運営開始日として見込む予定日を提案」とありますが、再整備における最長の工期として約15年を想定しているとの理解でよろしいでしょうか。	再整備期間は最長14年3か月程度となります。
15	入札説明書	2(1)オ(ウ)a	本事業期間	9	8	応募者は2040年4月1日以前の範囲で運営開始予定日を見込む旨の記載があり、本事業開始日は2025年12月とあることから、再整備期間は最長14年3ヶ月弱(2025年1月5日を始期)という理解でよろしいでしょうか。	概ねご理解のとおりです。 再整備期間は最長14年3か月程度ですが、始期は特定事業契約の締結日の翌日からとなります。
16	入札説明書	2(1)オ(ウ)b	事業期間	9	12	「不可抗力事象の発生等、特定事業契約に定める... ..本事業期間を延長することができる」とありますが、再整備事業でのBT事業での工期の遅延などによる事業期間の延長は認められないとの理解でよろしいでしょうか。	特定事業契約書(案)第108条のとおりです。

No	資料名	項目番号	項目名	頁	行	質問内容	回答
17	入札説明書	2(1)オ(エ)a2	保守・点検	11	注17, 18, 19	「軽微な修繕を含みます」とありますが、1件当たりの上限金額はございますか。また、過去3年間の軽微な修繕に該当する年間実施金額をご教示願います。	軽微な修繕に上限金額の設定はありません。また、現在行っている浄水場運転管理業務委託の中で実施しており、軽微な修繕のみを対象とした実施金額とした整理をしておりません。
18	入札説明書	2(1)オ(エ)b	任意事業	12	25	任意事業について、様々な事業により実施が不可能となった場合、ペナルティは発生しないという理解で宜しいでしょうか。特定事業契約書においては第82条4項にて「任意事業」を休止又は廃止する場合には県に事前に通知する」という記載のみとなっております。	事業提案として提出し、評価の対象となった任意事業については、実施の義務を負います。しかしながら、事業者が想定しきれない事情により実施困難になった場合には、取りやめる判断も致し方ないものとなります。
19	入札説明書	2オ(エ)b	任意事業	12	26	任意提案業務について、”相乗効果が期待できる”ものを提案できるものであり、その実施の場所等については問わないとの理解でよろしいでしょうか。	実施場所は問いません。 なお、県が任意事業として場所の使用を確約できるのは本事業の範囲内であり、それ以外の場所を使用する場合には、事業者において、取得又は使用許可を得る必要があります。
20	入札説明書	2(1)オ(エ)b1	任意提案事業	13	7	任意事業の休止、廃止に当たって貴県の事前承認を要することとされておりますが、特定事業契約書(案)第82条第4項及び第5項に規定されているとおり、かかる承認を要するのは事業者が実施義務を負う任意事業として事業提案書に記載したものに限りされると理解して相違ありませんでしょうか。	事業提案書に記載がないものであっても、全ての任意事業については、休止、廃止にあたって県の承認を受ける必要があります。
21	入札説明書	2(1)オ(エ)b2	任意受託業務	13	15	「県又は域内市町村が、自ら実施する水道事業等に関わる業務の受託について事業者と協議を求めた場合、事業者は協議に応じるものとします」とありますが、現在貴県が把握されている範囲で、求められている業務とはどのようなものがありますか。	現在、把握しているものではありません。
22	入札説明書	2(1)カ(ア)	サービス購入料A	15	4～6	サービス購入料Aについて各年度出来高予定額に対する前払い金相当額をお支払いすることは可能でしょうか。	前払金の支払いは予定しておりません。
23	入札説明書	2(1)カ(ア)、(イ)	サービス購入料／利用料金の提案	15	12	「オープンブック方式の考え方に準じて」とありますが、貴県が想定されているオープンブック方式の考え方をご提示ください。	様式G-2に示すとおり、費用区分をご提示いただく予定です。
24	入札説明書	2(1)カ(イ)a	利用料金	15	20	2024年7月19日における実施方針の質問回答140番において、万一利用料金の(徴収先からの)未払いが発生した場合のリスクについては入札説明書において示す旨の回答がありましたが、記載が見受けられません。当該リスクについては県が負担されるという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。 運営期間中の利用料金収入は、水道においては「送水量」、工業用水道においては、「契約水量」によって計算され、徴収先の未払如何によって変動しません。 したがって料金の未収によるリスクは県が負担します。
25	入札説明書	2(1)カ(イ)a	利用料金の定義	15	20	「県は利用料金を県が収受する料金と併せて徴収」との記載がございしますが、本事業における利用料金の徴収に関する責任は県側で負っていただけたとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。

No	資料名	項目番号	項目名	頁	行	質問内容	回答
26	入札説明書	2(1)カ(イ)a	料金徴収	15	20	利用料金の徴収代行業務について、貴県に無償で行っていた点の確認しましたが、事業者が料金徴収をできない以上、未払いが発生した場合のリスクは貴県に負っていただけるものと理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。 料金の未払が発生した場合のリスクは県が負担します。
27	入札説明書	2(1)カ(イ)a	料金徴収	15	21	徴収した利用料金を一定期間保管し、との記載がありますが、一定期間とは具体的にどの程度の期間でしょうか。	特定事業契約書(案)第88条のとおりです。
28	入札説明書	2(1)カ(イ)	事業者の収入及び費用	15	21	「県は徴収した利用料金を一定期間保管し、事業者に送金します。」とありますが、一定期間とは具体的にどの程度の期間でしょうか。	特定事業契約書(案)第88条のとおりです。
29	入札説明書	2(1)カ(イ)b	利用料金の提案	15	25	想定水量のうち「水道」について、豊橋浄水場と豊橋南部浄水場に分けた数値を提示いただくことは可能でしょうか。p38のキのなお書きに再整備業務完了前に豊橋南部浄水場の運営を開始する提案が可となっていることから、当該検討を行うために必要となります。	想定水量の詳細については、守秘義務対象資料として提示する予定です。
30	入札説明書	2(1)カ(ウ)	水素技術活用に係る費用	16	1	水素技術活用に係る費用の支払い時期は、当該設備を設置後支払われるという理解でよろしいでしょうか。資金調達に影響するためご教示願います。	水素技術活用に係る費用の支払い時期は、当該設備を設置後を想定しています。詳細については県と協議の上、合意した条件に従って実施することとします。
31	入札説明書	2(1)カ(ウ)	水素技術活用	16	3	水素技術活用に係る費用について評価の対象としませんが、予定価格としてサービス購入料Aと水素技術活用費用が総額にて示されています。双方の内訳を開示ください。	予定価格におけるサービス購入料Aと水素技術活用に係る費用の区分を開示する予定はありません。
32	入札説明書	2(1)カ(ウ)	水素技術活用	16	4	水素技術活用に係る費用については「サービス購入料とは区分して提案を求め、価格評価には含めません。」とありますが、サービス購入料Aの上限額の内数で水素技術活用に係る費用を捻出するのであれば、サービス購入料Aの提案金額は水素技術活用に係る費用に大きく影響することから、結果として価格評価に含めていることと同義になると考えます。また、サービス購入料Aの上限額は、事前に公表いただいた約378億円(をさらに減額した金額)からVFM12%を控除した金額を設定されていますが、水素技術活用に係る費用は貴県の負担であることや価格評価に含めないという方針を鑑みると、そもそもVFMの外数として取り扱うべきではないのでしょうか。	前段について、価格評価における事業者の提案金額は水素技術活用に係る費用を含めないという意味で「価格評価には含めません。」と記載しています。 後段について、一部ご認識に誤りがあると思われま。VFMの取り扱い、県の考え方により取り扱っているものとご理解ください。
33	入札説明書	2(1)カ(ウ)	水素技術活用に係る費用	16	4	「サービス購入料とは区分して提案を求め、価格評価には含めません」とありますが、予定価格のうち、評価対象となる水素技術活用に係る費用を除いたサービス購入料Aのご提示をお願いします。今回事業においては、価格提案の重要性が高いと認識しており、予定価格等基準額を把握するためにも、サービス購入料Aが必要となります。	予定価格におけるサービス購入料Aと水素技術活用に係る費用の区分を開示する予定はありません。 なお、予定価格等基準額には、水素技術活用にかかる費用を含みます。

No	資料名	項目番号	項目名	頁	行	質問内容	回答
34	入札説明書	2(1)カ(ウ)	水素技術活用	16	5	提案内容の実施義務を負うとしながら、実施内容、費用負担等は県との合意した条件で実施することありますが、提案内容について、落札者となった後に貴県によって提案内容が変更され、費用負担や実施規模が変更される可能性があるとの理解でよろしいでしょうか。 そのような条件とするのであれば、貴県によって要望される水素技術活用の導入方法、貴県による費用負担を明示し、応募者間で差が生じない条件とされることが望ましいと考えます。	県の判断によつてのみ、費用負担や実施規模が変更される可能性はありません。また、事業者は、提案から逸脱する内容について、実施義務を負うことはありません。
35	入札説明書	2(1)カ(ウ)	水素活用技術に係る費用	16	5	「費用負担等について県と協議」とありますが、一方で3～4行目には費用負担等は提案するものとすることから、県には応募者が提案した費用負担をしていただけるという理解でよろしいでしょうか。	県と事業者の協議は、必要コストに対して高い効果が得られるかどうか、国庫補助事業等の有利な財源を活用できるかどうか等の観点から行いますが、事業者は、提案から逸脱する内容について、実施義務を負うことはありません。
36	入札説明書	2カ(エ)	豊橋市事務室等のユーティリティ調達費用	16	8	ユーティリティ(電力)について、県が他の浄水場等において調達したコストより事業者が調達したコストが高い(場合によっては安い)等の場合においても、豊橋市事務室及び脱水施設において要したユーティリティに関する費用については、調整等することなく県は事業者に対してお支払い頂けるとの理解で宜しいでしょうか。	ユーティリティ調達費用については、別途協議により決定します。
37	入札説明書	2(1)カ(エ)	豊橋市事務室等のユーティリティ調達費用	16	11	支払時期は利用料金同様、調達月の翌月末に支払われるという理解でよろしいでしょうか。	豊橋市事務室にかかるユーティリティ調達費用については、別途協議により決定します。

No	資料名	項目番号	項目名	頁	行	質問内容	回答
38	入札説明書	2(1)カ(オ)	運営権対価	16	12	<p>「県は、キで提示するサービス購入料及び利用料金の上限の合計額から応募者が提案したサービス購入料及び利用料金の合計額を減じた事業費削減効果を運営権対価相当額として認識します」との記載があります。</p> <p>・本入札において事業者から運営権対価額の提案は無いものと考えられますが、貴県が事業費削減効果(例えば10億円)を運営権対価相当額として認識するということは、貴県は運営権対価10億円を帳簿上認識するということでしょうか。</p> <p>・正確に「運営権対価額」「運営権対価支払額」「運営権対価相当額」の用語を理解したく、定義についても明示ください。</p> <p>運営権対価について、事業者側では運営権対価額＝支払額＝0円で認識し、貴県としては運営権対価額＝事業費削減効果額＝10億円で認識するといった相違が発生する場合、事業者側での会計処理や税務処理の整理に影響すると考えられるため、お伺いしております。</p>	<p>ご指摘の例において、県は10億円の運営権対価を帳簿上認識することはありません。</p> <p>本事業において「運営権対価額」「運営権対価支払額」という用語は使用しておりません。</p> <p>「運営権対価相当額」は、入札説明書に記載のとおり、「サービス購入料及び利用料金の上限の合計額から応募者が提案したサービス購入料及び利用料金の合計額を減じた事業費削減効果」を意味し、会計処理・税務処理上の意義を有するものではありません。</p>
39	入札説明書	2(1)キ	最低制限価格	17	1	過度に低い価格での入札を排除し、適正な品質を確保する観点から、最低制限価格を設定いただけないでしょうか。	最低制限価格の設定はありません。
40	入札説明書	2(1)キ	積算基準日	17	1	再整備に要する費用について、1月17日に開催された入札説明書の関する説明会の資料に記載があった通り、本費用の積算基準日は入札公告日という理解で宜しいでしょうか。	物価変動によるサービス購入料の変更及び利用料金の改定については、入札説明書別紙3, 4をご確認ください。
41	入札説明書	2(1)キ(イ)	利用料金の上限	17	1	入札説明書P49_別紙3_1_サービス購入料の構成におけるサービス購入料Bに運営期間に入ってから修繕費と更新費が含まれると理解しますがよろしいでしょうか。その範囲における予定価格の設定は特にないとの理解で宜しかったでしょうか。	サービス購入料Bには、豊橋浄水場再整備業務で整備した新施設に係る修繕費と更新費を含みます。運営期間に入ってから修繕費、更新費は含まれません。
42	入札説明書	2(1)キ(イ)	利用料金の上限	17	1	運営期間はいつから始めても、供給水量は逡減していくものそれに関係なく20年間で示された水量(水道:740,723,295m <sup>3</sup> 、工業用水道:590,477,760m <sup>3</sup> )を作る原単位を様式G-2-⑥(利用料金収入の詳細)の変動料金単価に記入するとの理解で宜しいでしょうか。また、そこで計算された金額の合計が利用料金の上限以内となればよいとの理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。

No	資料名	項目番号	項目名	頁	行	質問内容	回答
43	入札説明書	2(1)キ(ア)	予定価格	17	2	サービス購入料B～Dの10年総額は約21億円で、2024年9月6日にHP上で掲載された「豊橋浄水場再整備等事業(PFI)に関する事業内容について」で記載のあった維持管理費用約34億円に対して2/3程度になっていますが、どのような根拠と理由で減額となったのでしょうか？ また、サービス購入料B～Dに該当する業務について、過去5年分の年度毎の維持管理費用の全額の詳細について開示いただけますでしょうか？(インフォメーションパッケージの予算執行状況表では、委託料、修繕費などは示されていますが、詳細が示されていないため)	9月6日公表の「豊橋浄水場再整備等事業に関する事業内容について」で公表した維持管理費約34億円は維持管理期間を14年間とした場合の金額となります。 サービス購入料B～D14年分の金額との差額(約5億円)は事業費の精査によるものです。 維持管理費の詳細については、開示は予定していません。 事業提案書作成に必要な資料であれば、個別対話等にて提供を求めることとしてください。
44	入札説明書	2(1)キ(ア)	予定価格	17	2	サービス購入料B～Dの予定価格について、年額210,607,414円とありますが、事業者が提案するサービス購入料B～Dにおいて、年度ごとに金額の変動があってもよろしいでしょうか。 また、年度ごとに金額の変動があってもよい場合、再整備期間中のサービス購入料B～Dの平均値が予定価格以下であれば良いとの認識でよろしいでしょうか。	サービス購入料B～Dは平準化して提案してください。 なお、再整備期間が3月31日に終了しない提案の場合、最終回の支払は日割りとなりますので、その前提で様式集G-2-⑧は記入してください。
45	入札説明書	2(1)キ(ア)	予定価格	17	2	「入札説明書16頁 2(1)カ(ウ)水素技術活用に係る費用」について、「県に求める費用負担については、サービス購入料とは区別して提案を求め、価格評価に含めません」との記載があります。  ・入札説明書の図表9記載の予定価格36,986,924,000円とは、「①サービス購入料A(総額)＋②水素技術活用に係る費用のうち貴県に求める負担額」という理解でよろしいでしょうか。 ・サービス購入料A(総額)の提案額が36,986,924,000円となる場合、水素技術活用に係る費用を貴県に別途求めることはできないのでしょうか。 ・上記理解で良い場合、結果として水素技術活用に関して貴県に求める費用負担額は価格評価に含まれてしまうものと考えられます。①②それぞれの貴県想定金額の明示、乃至は入札上の条件としての金額の明示をお願いします。	→ご理解のとおりです。  →別途求めることはできません。  →価格評価については、落札者決定基準6ページの計算をもって得点化しますが、「応募者の入札価格」に水素技術活用に係る費用を含みません。
46	入札説明書	2(1)キ(ア)	予定価格	17	2	サービス購入料B～Dの予定価格については、年額210,607,414円(税込)との認識ですが、B～Dの内訳についての予定価格はないという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。

No	資料名	項目番号	項目名	頁	行	質問内容	回答
47	入札説明書	2(1)キ(イ)	予定価格	17	5	2024年9月6日に公表された「豊橋浄水場整備等事業(PFI)について」では、再整備費用(サービス購入料A)として約378億と公表されておりましたが、約370億に見直されております。見直された理由(根拠)についてお示してください。	事業費の精査によるものです。
48	入札説明書	2(1)キ(イ)	予定価格	17	5	2024年9月6日に公表された「豊橋浄水場整備等事業(PFI)について」では、再整備期間中における運転管理費(サービス購入料B～D)を約34億と公表されておりましたが、約2.1億/年(=約28.2億/14年(最大再整備期間))に見直されております。見直された理由(根拠)についてお示してください。	事業費の精査によるものです。
49	入札説明書	2(1)キ(イ)	利用料金の上限	17	5	参加表明前に、予定価格及び利用料金の上限の妥当性を判断するために、設定根拠(積上げ根拠)をお示してください。	予定価格の妥当性については、入札説明書等を参照し、事業者にて積算しご判断ください。また、利用料金の上限については、守秘義務対象資料として提示する予定の財務デューデリジェンス資料をご確認ください。
50	入札説明書	2キ(イ)	利用料金の上限	17	5	様式G-2を拝見するに、単価×水量の数式が入っているから、各年度における利用料金については水量の変動はあれど、おおむね一定水準とすることが望ましいと理解しました。しかし、こうした場合においても各個別の費用(修繕費・動力費等)それぞれ各年度において変動するものであり、各年度での試算するものと思います。そのため、様式G-2の記入箇所については、各年度において手入力可能なフォーマットへ変更頂けますでしょうか。	変動料金単価、固定料金ともに平準化して毎年度同じ金額で提案してください。
51	入札説明書	2キ(イ)	利用料金の上限	17	5	各年度における各費用の合計値(費用)と収入とが適切かつ合理的に見積もることが、事業の見通しを考える上で求められているものと解しており、(各個別の費用が一定であることが重要ではない)そうした前提のうえで、様式G-2⑥のフォーマットを変更いただくことを求めますが、そのように変更いただいたうえで再整備期間および運営期間が異なるA社及びB社とを適切に比較、評価することができる評価方法を再度ご検討ください。	原案のとおりとします。
52	入札説明書	2(1)キ(イ)	予定価格及び利用料金の上限	17	5	利用料金について、上限の金額は設定されているかと思いますが、固定料金・変動料金の金額割合に制限はないという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
53	入札説明書	2(1)キ(ア)	予定価格	17	7	水素技術活用にかかる貴県の費用負担については価格審査に含めないものとされております(入札説明書16頁(ウ))が、サービス購入料Aと併せて36,986,924,000円を下回る金額にて提案することが求められる、との理解で相違ありませんでしょうか。	ご理解のとおりです。

No	資料名	項目番号	項目名	頁	行	質問内容	回答
54	入札説明書	2(1)キ(イ)	利用料金の上限	17	9	図表10に示してある水道、工業用水道の利用料金の上限について、どのような根拠で試算されたのでしょうか？	現在、運営権設定対象施設で発生している営業費用や今後の需要推計値を根拠とし、コンセッションに伴う事業報酬額、公租公課等を加算し算出しています。
55	入札説明書	2(1)キ(イ)	利用料金の上限	17	16	工業用水道の20年間の見込契約水量として、590,477,760m <sup>3</sup> とされています。インフォメーションパッケージにて公表された豊橋南部浄水場の月報では、年間あたり約9,000,000m <sup>3</sup> 前後の配水量であると認識しており、20年間としても、見込契約水量は約180,000,000m <sup>3</sup> 前後になるかと思われませんが、「590,477,760m <sup>3</sup> 」としている算出根拠についてご教示願います。	インフォメーションパッケージにて公表している豊橋南部浄水場月報における配水量は実績水量であり、契約水量と異なります。見込契約水量590,477,760m <sup>3</sup> は2025年12月現在の契約水量が事業期間中も継続することを想定し算出したものです。
56	入札説明書	2(1)ケ	プロフィットシェア	17	26	豊橋南部浄水場の運営権が豊橋浄水場再整備業務完了の日を前に設定される場合、要求水準書 第4 2に記載の豊橋南部浄水場運営業務の要求水準が設定されるという理解であっておりますでしょうか。要求水準書 第4 1に記載の要求水準からの変更によるプロフィットシェアとはならない、という理解でよろしいでしょうか。	豊橋浄水場再整備業務完了前に豊橋南部浄水場の運営権が設定された場合の要求水準は、要求水準書第4の2のとおりです。 なお、豊橋南部浄水場の運営が先んじて開始される場合にあっては、プロフィットシェアの規定の適用はありません。
57	入札説明書	2(1)キ(イ)	利用料金の上限	17	図表10 利用料金の上限	様式G-2-⑥にて、見込水道送水量(千m <sup>3</sup> /年)が各年度において示されておりますが、豊橋浄水場および豊橋南部浄水場を合わせた見込水道送水量と認識しております。上記見込水道送水量に関して、豊橋浄水場、豊橋南部浄水場それぞれの内訳をご教示願います。	想定水量の詳細については、守秘義務対象資料として提示する予定です。
58	入札説明書	2(1)キ(ア)	予定価格	17	図表9	サービス購入料B～Dは再整備期間において毎年平準化とする必要はないという理解でよろしいでしょうか。	サービス購入料B～Dは年額としての提案を求め、支払額は一律となります。ただし、事業者における業務量について平準化を求めるものではありません。
59	入札説明書	2(1)キ(ア)	予定価格	17	図表9	サービス購入料B～D(年額)において、210,607,414円と公表されておりますが、2024年9月6日に公表された「豊橋浄水場再整備等事業(PFI)に関する事業内容について」では、豊橋浄水場及び関連施設(豊橋南部浄水場等)の維持管理費として、10年間で約34億円と記載がありました。今回公表された予定価格と比較し、10年間で約13億円の乖離がありますが、その理由についてご教示願います。	9月6日公表の「豊橋浄水場再整備等事業に関する事業内容について」で公表した維持管理費約34億円は維持管理期間を14年間とした場合の金額となります。 サービス購入料B～D14年分の金額との差額(約5億円)は事業費の精査によるものです。
60	入札説明書	2(2)コ(イ)	事業者譲渡対象資産	18	12	事業者譲渡を予定されている対象資産を公表頂きたいをお願いします。	インフォメーションパッケージにおいて、保有備品一覧をお示ししておりますのでご確認ください。

No	資料名	項目番号	項目名	頁	行	質問内容	回答
61	入札説明書	2(1)サ8(イ)	運営権の存続期間終了時の取扱い	18	20	運営権設定対象施設からの退去が運営権の存続期間の終期の翌日以降の日と指定された場合、当該翌日以降、退去までの期間においては、事業者には運営権設定対象施設の運転管理等を行う権原がない以上、これらの業務は貴県において行われる、又は貴県から事業者に対して別途委託されるものと理解して相違ありませんでしょうか。	ご理解のとおりです。
62	入札説明書	2(1)サ(ウ)	事業者の保有資産等	18	26	「本事業の実施のために事業者が所有する資産」とありますが、例えば水素技術活用のために導入した設備は誰の資産になりますでしょうか。事業者の負担によって導入した設備は事業者の保有資産、貴県の費用負担で導入した設備は貴県の資産となるのでしょうか。貴県のご想定をご教示いただけますと幸いです。	県が費用を負担する場合であって、設備を主に特定事業に利用する場合は県が所有し運営権設定対象施設とする想定です。詳細は、水素技術活用手法にもよるため、県と協議の上、合意した条件に従うこととなります。
63	入札説明書	2(1)サ(ウ)	事業者の保有資産等	18	28	「県等は、当該資産のうち、必要と認められたものを時価で買い取ることができます」とありますが、時価とは、原価償却等の残存価値を考慮したうえで事業者と協議して決定するものと考えてよろしいでしょうか。	特定事業契約書(案)別紙1(70)のとおりです。
64	入札説明書	2サ(ウ)	事業者の保有資産等(備品等を含)	18	28	「必要と認められたものを時価で買い取ることができます」とございますが、償却後の資産価値でみるとの理解でよろしいでしょうか。	特定事業契約書(案)別紙1(70)をご確認ください。
65	入札説明書	2サ(ウ)	事業者の保有資産等(備品等を含)	18	28	「必要と認められたものを時価で買い取ることができます」とございますが、償却後の資産価値でみるとの理解をした場合において、そうした資産の減価償却方法(定額法、定率法)の指定等ございますでしょうか。	事業者保有資産の減価償却の方法については、事業者に委ねます。
66	入札説明書	2(1)シ(ア)	新施設の更新	19	6	新施設の更新に係る「更新対象残存上限額」について、貴県の想定する上限額や金額目安がございましたらお示しいただけますでしょうか。	上限額等はありません。
67	入札説明書	2(1)シ(ア)	更新の取扱	19	8	更新対象残存価値上限額につき、「県は、原則として、本事業期間中を通じて更新対象残存価値上限額を変更しませんが、特定事業契約に定める不可抗力又は法令改正への対応により、更新対象残存価値上限額が適切ではなくなったと県が判断した場合、事業者と協議の上、更新対象残存価値上限額を変更することがあります。」と規定されておりますが、物価水準の上昇にも同様のことがいえるといえ、追加をお願いできますでしょうか。	原案のとおりとします。
68	入札説明書	2シ(ア)	新施設の更新	19	10	「事業者が運営期間において支出した新施設の更新に係る費用」について、上限の範囲内で本事業期間終了時の残存価値相当額を本事業終了後に事業者に支払います」とございますが、更新した設備等の所有権はその設備設置完了時点で県にその資産の所有は県に移管するとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。

No	資料名	項目番号	項目名	頁	行	質問内容	回答
69	入札説明書	2(1)シ(ア)	更新の取扱	19	11	「県は、事業者が運営期間において支出した新施設の更新に係る費用について、上限(以下、「更新対象残存価値上限額」といいます。)の範囲内で本事業期間終了時の残存価値相当額を本事業期間終了後に事業者に支払います」との記載があります。  事業者にて資金の立て替えが必要となるため、資金繰りの悪化や追加の資金調達コストが発生する可能性がある点を考慮し、本事業期間終了後ではなく、更新完了時点でお支払いいただけますでしょうか。	本事業期間終了後に事業者に支払います。事業の条件としてご理解ください。
70	入札説明書	2(1)シ(ア)	更新の取扱	19	11	新施設の更新に係る費用について、「更新対象残存価値上限額の範囲内で、本事業期間終了時の残存価値相当額を本事業期間終了時に支払う」とありますが、資金繰りの観点から更新完了の都度お支払いいただけないでしょうか。	原案のとおりとします。
71	入札説明書	2(1)シ(ア)	新施設の更新	19	13	様式L-2の残存価値相当額は更新対象物の減価償却の残存価格を記載するという理解でよろしいでしょうか。またこの更新対象残存価値上限額とはここに記載される残存価格という理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
72	入札説明書	2(1)シ(イ)	新施設以外の運営権設定対象施設の更新	19	26	注記24に「事業者との協議の結果、合意に至らなかった場合、県は第三者に発注するなど必要な措置を講じます。」とありますが、これは事業者と貴県とで、費用面において合意に至らなかった場合を想定されているものと思料します。例えば仮に、運営期間における新施設以外の運営権設定対象施設の更新(更新計画を含む)自体の合意に至らないケースも想定され、その場合、事業者が提案した利用料金に影響が出るものと考えられます。それらのケースを鑑み、事業者と貴県と協議の上、利用料金の変更が可能な制度設計のご検討をお願いいたします。	新施設以外の運営権設定対象施設の更新計画立案にあたっては、特段の事情がない限り、要求水準書別紙18の施設利用年数を超過することを求めます。また、県からの指示等により施設利用年数を超過して更新を後送りにした資産に係る故障リスクは県が負担します。
73	入札説明書	3(2)	選定の手順及びスケジュール	23	1	落札者決定及び公表は2025年11月とのことですが、上旬あるいは前倒しは可能でしょうか。特定事業契約締結が2025年12月となっており、通常落札者決定から基本協定締結・SPC設立を経て特定事業契約の解釈確認を含め通常2ヶ月程度は要しますので、落札者決定は出来るだけ早期にお願いいたたく存じます。	可能な範囲で早期に落札者決定及び公表を行えるよう努めます。

No	資料名	項目番号	項目名	頁	行	質問内容	回答
74	入札説明書	3(2)	入札説明書一式に関する質問の受付	23	5	入札説明書一式に関する質問の受付については1回となっておりますが、事業規模等に鑑み、複数回設定いただけないでしょうか。関連資料等については2月10日以降順次配布とのことですので、少なくともそれらに関する質問の機会が無い状況となっております。対話があることは承知しておりますが、対話の時間制限や協議内容の優先順位を踏まえすと、質問の機会を増やしていただくことで事業者が参画しやすい事業になると考えます。	入札説明書一式の内容については、個別対話においてご確認いただくことが可能です。また、守秘義務対象資料に係る質問の機会を設ける予定です。詳細は、資格審査通過者を対象に通知します。
75	入札説明書	3(2)	選定の手順及びスケジュール	23	12	個別対話について2025.3月～6月となっております。先日の入札説明会の際、対話は3回を想定されていると話されたと記憶しています。現地視察、図書閲覧、職員ヒアリング等1回につきの時間想定はこれからかと思いますが、各々回数は最低1回以上、合計3回以上を希望します。	意見として承りました。
76	入札説明書	3(2)	選定の手順及びスケジュール	23		事業提案書の〆切は2025年8月29日とありますが、受付開始日はいつになりますでしょうか。	2025年の7月中旬において、個別対話の終結以降にご提出いただけます。詳細は、資格審査通過者を対象に通知します。
77	入札説明書	3(2)	選定の手順及びスケジュール	23		落札者決定から事業開始までの期間が限られており、基本協定締結に要する構成企業の社内手続、SPCの設立(特定事業契約書の締結)、導入等計画書の策定等でそれぞれ期限どおりの実行が困難と見込まれます。スケジュールを見直していただくか、落札者決定後の協議によって各期限を一定延長できるようにしていただけないでしょうか。	原案のとおりとします。
78	入札説明書	3(2)	選定の手順及びスケジュール	23		現状のスケジュールだと、入札説明書一式において未開示の守秘義務対象資料・関連資料等に関する質問・回答の機会がないこととなります。よって、当該関連資料等を含めた入札説明書一式に関する質問の受付及び回答の機会を設けるようお願い致します。	守秘義務対象資料に係る質問の機会を設ける予定です。詳細は、資格審査通過者を対象に通知します。

No	資料名	項目番号	項目名	頁	行	質問内容	回答
79	入札説明書	3(2)	選定の手順及びスケジュール	23	-	<p>8月29日に事業提案書を提出後、10月24～27日に入札書類を提出する必要があるとの認識です。</p> <p>8月29日の事業提案書には入札金額を記載することになると理解しており、事業提案書提出と入札を同タイミングにしたいだけますでしょうか。</p> <p>8月に提出する事業提案書記載の金額から乖離が発生するような入札金額は基本的に認められないと推察しておりますので(そうでないと事業提案書を提出した意味が没却されてしまうと認識しておりますので)、事業提案書提出から時間をおいて入札を行う背景について意図を把握しかねております。</p>	<p>事業提案書提出日と入札書提出日は原案のとおりとします。</p> <p>なお、8月に提出する事業提案書と10月の入札のタイミングで金額に矛盾がないことを確認いたします。</p> <p>なお、入札手続きについては、総合評価落札方式一般競争入札のスケジュールに基づいています。</p>
80	入札説明書	3(3)	選定の手順及びスケジュール	23		<p>8月29日に入札価格が設定された事業計画が記載されている事業提案書を提出すると思いますので、10月24日～27日に予定されている入札を、事業提案書提出時に行っていただけではないでしょうか。もしくは提案書提出時点での金額と必ず整合させる(変更は認めない)建付けとしていただけませんか。提案書提出後に入札書において金額が変更出来てしまう場合、先に提出した提案書での収支計画との齟齬が発生することや、万が一の場合として、事業提案書に記載の金額が流出することにより、公平性の観点から問題が生じ得ることを懸念しております。</p>	<p>事業提案書提出日と入札書提出日は原案のとおりとします。</p> <p>なお、8月に提出する事業提案書と10月の入札10月の入札のタイミングで金額に矛盾がないことを確認いたします。</p>
81	入札説明書	3(3)エ	守秘義務対象資料の配布	24	27	<p>守秘義務対象資料配布後、質問の機会を複数回設けていただくことを希望します。</p>	<p>守秘義務対象資料に係る質問の機会を設ける予定です。</p> <p>また、守秘義務対象資料の内容については、個別対話においてご確認いただくことが可能です。詳細は、資格審査通過者を対象に通知します。</p>
82	入札説明書	3(3)エ	守秘義務対象資料の配布	24		<p>守秘義務対象資料配布後、内容に関する質問の機会を複数回設けていただけませんか。</p>	<p>守秘義務対象資料に係る質問の機会を設ける予定です。</p> <p>詳細は、資格審査通過者を対象に通知します。</p>
83	入札説明書	3(3)エ	守秘義務対象資料の配布	24	30	<p>守秘義務対象資料において、工業用水道のユーザー情報の開示をお願い致します。個別具体の企業名は伏せて頂き、契約年数、契約水量、ユーザー企業の業種等をご提示いただきたいです。事業性の評価に使用致します。</p>	<p>工業用水における契約水量の詳細については、守秘義務対象資料として提示する予定です。</p>
84	入札説明書	3(3)エ	守秘義務対象資料の配布	24		<p>注釈で記載される「関連資料集」とは守秘義務対象資料のことを指すのでしょうか。(例:注釈41要求水準書66項、注釈45 要求水準書69項)</p>	<p>「関連資料集」は守秘義務対象資料のうち、関連資料集として特定された文書をいいます。</p>

No	資料名	項目番号	項目名	頁	行	質問内容	回答
85	入札説明書	3(4)ア	応募者等の構成	25	29	「構成企業」とは応募グループを構成し、特別目的会社に出資する企業と定義されております。特別目的会社へ出資せず、特別目的会社から直接業務を受託する企業については「入札説明書一式に定める委任状」の提出は不要との理解でよろしいでしょうか。	特別目的会社に出資しない企業(構成企業とならない企業)については、委任状の提出は不要です。
86	入札説明書	3(4)ア	技術者配置について	25	29	機械器具設置工事並びに水道施設工事を担う企業のCORINSの登録は「水道施設工事業」となるとの理解で宜しいでしょうか。また、監理技術者の配置等については「監理技術者制度運用マニュアルについて(平成16年3月1日国総建第316号総合政策局建設業課長から地方整備局建設部長等あて)」に準拠するとの理解でよろしいでしょうか。	本事業のCORINS登録を行うにあたってのご質問と推察しますが、担う企業の業務分担が不明であり、回答できかねます。また、監理技術者の配置については、ご理解のとおりです。
87	入札説明書	3(4)ア	応募者の構成	25		先行事例である宮城県の上工下水道コンセッション事業においては、本体SPCと別に維持管理を担うSPCが設立されて事業を進められています。本事業においても形態をとることは可能でしょうか？(当該SPCが担う維持管理業務は、入札説明書P21図表11 本事業の概要のうち、下記の業務を想定しております。) <ul style="list-style-type: none"> <li>・運転管理</li> <li>・保守・点検(軽微な修繕を含む)</li> <li>・水質管理</li> <li>・修繕(新施設)</li> <li>・巡視</li> <li>・ユーティリティの調達</li> <li>・緊急時の対応・保安等</li> <li>・安全衛生管理</li> </ul> また、その場合においては、参加申請時点では、維持管理を担うSPCに出資を予定の企業であり実質的に運転管理を担う要件を満たす企業名を記載しておくことを想定しております。	本事業においては、豊橋浄水場運営業務及び豊橋南部浄水場運営業務にあたる企業が業務を行うことを要件としています。
88	入札説明書	3(4)ア	企業名の明記を必須とする業務	26	10	豊橋浄水場再整備業務のうち、設計、工事及び工事監理とありますが、脱炭素設備に関する設計・工事・工事監理を担う企業は明記不要で、構成企業には必ずしも含めなくてよいという理解でよろしいでしょうか。	豊橋浄水場再整備業務のうち、脱炭素推進設備(水素技術の活用に係る設備を含む)のみを設計、工事又は工事監理を実施することとなる企業は必ずしも構成企業であることを要しません。
89	入札説明書	3オ(4)(イ)	構成企業の取り扱い	26	19	参加表明提出後に追加した構成企業の事業提案書提出前の脱落については、県との協議なくご報告等で認めて頂けるとの理解で宜しいでしょうか	参加表明書の提出後、構成企業を追加する場合は、様式17を提出してください。追加した構成企業が脱落する場合は、当初の構成企業が脱落する場合と同様、県との協議が必要です。

No	資料名	項目番号	項目名	頁	行	質問内容	回答
90	入札説明書	3才(4)(イ)	構成企業の取り扱い	26	19	参加表明提出後に構成企業を追加したことにより様式5-2で記載した「当たる業務」に変更が生じることについては事業提案書で明記されていれば認めて頂けるとの理解で宜しかったですでしょうか	ご理解のとおりです。 ただし、入札説明書26ページに示す「企業名の明記を必須とする業務」については、原則、変更を認めません。
91	入札説明書	3(4)(イ)	応募者等の構成及び参加・資格要件	26	20	「参加表明書の提出以降、応募企業及び構成企業の脱落は原則として認めません。」とありますが、事業実施上の懸念点や各種検討条件等を個別対話にて協議した結果、応募企業がその後の検討継続が困難と判断した場合には、様式15にて辞退理由を説明の上、事業提案書の提出前に提案を辞退することは認められますでしょうか。	事業提案書の提出前であっても、様式15を提出することによって応募企業又は応募グループとして入札を辞退することは可能です。
92	入札説明書	3才(4)(イ)	構成企業の取り扱い	26	20	実施方針の回答No227において下記の通り記載されておりますが、こちらは変更なしという理解で宜しいでしょうか。 「労働災害の例においても、災害規模(被害人数、怪我や死亡事故等)や発生事由(当該企業が労働災害防止の努力をしても防げなかったものか)等、当該企業の過失の大小によるものと考えますので一概の判断はできかねます。労働災害により参加資格を満たさなくなった構成企業(代表企業を除く。)が応募グループから脱退し、他の構成企業を追加することで応募グループとして参加資格要件を満たす場合、応募グループは失格とならず入札に参加することができます。」	ご理解のとおりです。
93	入札説明書	3(4)ア	応募者等の構成	26	注27	下部注27に応募者等が本事業期間を通じて当該子会社等の株式又は持分の全部を有すること、又は当該完全子会社が特別目的会社に出資することが必要と記載がありますが、これは当該完全子会社への出資・持分比率等に変更が生じ完全子会社ではなくなる際には子会社による出資が必要となるとの理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
94	入札説明書	3(4)ア	応募者等の構成	26	注27	参加表明時点において代表企業として提出した構成企業(A社と呼ぶ)、並びに代表企業ではない構成企業(B社と呼ぶ)が完全子会社等にあたる場合、提案書提出までであれば、その親会社が構成企業(代表企業となることも含む)となりA社、B社問わず構成企業から脱退し業務にあたるものに変更することは可能でしょうか。	ご質問の例では、再整備期間から運営期間への移行にあたらないう時期での代表企業の変更と、構成企業の脱落が含まれており、原則として認められません。

No	資料名	項目番号	項目名	頁	行	質問内容	回答
95	入札説明書	3(4)イ(ケ)	対内直接投資等に係る事前届出	27	31	<p>入札説明書において、外国企業の場合、外国貿易法に従って対内直接投資の事前届出が必要であり、落札者選定時にこれを満たす必要があると記載されています。しかし、様式7-1もしくは7-2の参加資格要件確認申請書では、外国企業は外国為替および外国貿易法に関するチェックリストにチェックする必要があります。事前届出は、参加資格審査書類提出前に行う必要がありますでしょうか。</p> <p>日本銀行への事前届出には、提出者の名称、住所、代表者名、事業目的、投資対象会社の名称、住所、資本、投資対象会社が営む「規制事業」の内容、「規制事業」の事業計画がないと届出が受け入れられないと確認しており、特別目的会社設立前の届出ができないと認識しております。</p>	<p>事前届出は、参加資格審査書類提出前に行う必要はありませんが、入札説明書に記載のとおり、2025年10月16日までに不作為期間が終了している必要があります。特別目的会社設立前であっても、事前届出の提出は可能と認識しています。詳細は日本銀行にご確認ください。</p>
96	入札説明書	3(4)ウ	監理技術者の配置要件	28	2	<p>監理技術者の配置に関する記載がございませんが、製作期間においては非専任とすることを認めていただけるという理解で宜しいでしょうか。また、製作期間から施工期間に移行するにあたり、監理技術者の変更を認めていただけるという理解で宜しいでしょうか。</p>	<p>監理技術者は建設業法に基づき設置が必要となります。また、監理技術者の変更も法に反しない限り可能です。</p>
97	入札説明書	3(4)ウ(イ)	各業務に当たる企業の要件	28	11	<p>各業務に当たる企業の要件として、設計を担う企業の要件が、入札説明書には記載されておりません。設計者に対する上記の企業要件は求めないという理解でよろしいでしょうか。また、設計業務を担う企業が出資者として参画する必要はあるでしょうか？</p>	<p>設計者に対する企業の要件は求めませんが、出資者として参画する必要があります。</p>
98	入札説明書	3(4)ウ(イ)a	工事にあたる企業	28	13	<p>工事にあたる企業のうち、太陽光発電設備、水素関連設備、小水力発電設備等の主たる工事の実施を行わない企業については、事業者(SPC)に対して出資を行う必要はないという理解でよろしいでしょうか？また、出資を行っていない場合であっても、SPCから直接発注することも可能という理解でよろしいでしょうか？</p>	<p>豊橋浄水場再整備業務のうち、脱炭素推進設備(水素技術の活用に係る設備を含む)のみを設計、工事又は工事監理を実施することとなる企業は必ずしも構成企業であることを要しません。また、事業提案書に明記することで、該当する企業がSPCから直接受注することも可能となります。</p>
99	入札説明書	3(4)ウ(イ)a③	建設工事実績	28	29	<p>7/19に質問回答頂いた質問項目No.253にて、「電気工事業」の建設完了実績について「処理方式や具体的な設備の設定に限定はありません。」と回答頂きましたが、公告時においても、同様に、処理方式や具体的な設備の設定は無いという認識でよろしいでしょうか。</p>	<p>ご理解のとおりです。</p>
100	入札説明書	3(4)ウ(イ)③	各業務に当たる企業の要件	28	29	<p>「過去20年間において公称能力10,000m<sup>3</sup>/日以上規模を有する上水道の浄水場の建設完了実績を有すること」とありますが、これには該当する浄水場の「配水池工事」「沈殿池・ろ過池新設工事」や「ポンプ施設築造工事」など施設の一部の構造物のみを築造した工事の実績も認められるとしてよろしいでしょうか。</p>	<p>沈殿池やろ過池といった「部分的な施工」を認めますが、耐震補強工事や塗装工事、一部部材の取替など、構造物築造(一体的な機器の納入)を伴わないものは実績として認めません。</p>

No	資料名	項目番号	項目名	頁	行	質問内容	回答
101	入札説明書	3(4)ウ(イ)③	各業務に当たる企業の要件	28	29	建築工事業に当たる者の建設完了実績について、コリンズにおける「本件登録工事の受注に対応した建設業許可業種」は「土木一式工事」であるが、築造した構造物に建築一式工事に該当するものがあれば建築工事の実績として認められると考えてよろしいでしょうか。	建設完了実績はコリンズにおける登録区分によるものでなく、建設した対象施設・設備や工事内容により認めます。
102	入札説明書	3(4)ウ(イ)a③	豊橋浄水場再整備業務のうち、工事にあたる企業	28		各工事業務にあたる企業要件として10,000m <sup>3</sup> /日以上の上水道の浄水場の建設完了実績の記載がございます。2024年7月19日公表の「実施方針(案)に対する質問および回答のうちNo.251,No.253の貴庁からのご回答は有効と考えてよろしいでしょうか。	従前の回答から変更はありません。 沈殿池やろ過池といった「部分的な施工」を実績として認めますが、耐震補強工事や塗装工事、一部部材・部品の取替など、構造物築造(一体的な機器の納入)を伴わないものは実績として認めません。 また、電気工事業の実績にあたっては、処理方式や具体的な設備の設定に限定はありません。
103	入札説明書	3(4)ウ(イ)a③	豊橋浄水場再整備業務のうち、工事にあたる企業	28		各工事業務にあたる企業要件として10,000m <sup>3</sup> /日以上の上水道の浄水場の建設完了実績の記載がございます。発注工種が電気設備工事、電気通信工事いずれにおいても実績として認められると考えてよろしいでしょうか。	詳細が不明であり、実績として認められるか判断できかねます。 なお、工事実績は発注工種によるものではなく、実際の工事実績における工種において認めます。例えば、電気工事業としての発注された工事の中で、浄水処理機械設備の設置がある場合、機械器具設置工事業の実績として認めます。
104	入札説明書	3(4)ウ(イ)a③	豊橋浄水場再整備業務のうち、工事にあたる企業	28		水素技術活用にあたり設備を導入する場合、現地設置工事会社の建設業許可業種は問われますでしょうか。また豊橋浄水場再整備業務の工事業務で要件を満たす企業が存在していれば、この現地設置工事会社の要件は構成企業であっても問わないものと理解してよろしいでしょうか。	水素技術活用における設備の導入にあたっては、建設業法を遵守してください。 ご質問の現地設置工事会社の要件が何を示すか不明なため回答できません。
105	入札説明書	3(4)ウ(イ)b②	運転管理に当たる企業の要件	29	11	「豊橋浄水場再整備等事業実施方針」に関する質問回答No.226にて海外実績における処理水質要件について記載いたしておりますが、この記載を入札説明書における要件として、入札説明書に記載をお願い致します。また、処理水質要件の示し方として、当該浄水場がWHO飲料水水質ガイドライン・米国EPA第一種飲料水基準及び同等レベルの水質管理を行う浄水場であることの文章を顧客にて記載することで要件を満たすのか、水質項目およびその数値を示す必要があるかについてご教示ください。	海外の浄水場の運転管理実績については、WHO飲料水水質ガイドライン、米国EPA第一種飲料水基準及び同等レベルの水質管理を行う浄水場であれば実績として認めることとします。参加資格要件確認申請においては、当該浄水場がWHO飲料水水質ガイドライン・米国EPA第一種飲料水基準及び同等レベルの水質管理を行っている浄水場であることが客観的に確認できる書類の提出を求め、該当箇所の翻訳を必須とします。
106	入札説明書	3(4)エ	応募者等の失格	29	14	「資格審査通過時点」とは「資格審査結果の通知」がなされた日(予定では2025年3月7日を予定)との理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
107	入札説明書	3(4)エ	応募者等の失格	29	16	「失格とすることがあります」と記載されております。参加資格要件を欠く事態が生じた場合でも、「失格とならない可能性がある」と理解してもよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。

No	資料名	項目番号	項目名	頁	行	質問内容	回答
108	入札説明書	3(5)オ(ウ)	個別対話の実施	30	10	「参加人数は、応募者等である企業以外に所属する方を含めて8名以内とします。」と記載がありますが、参加人数の上限を増やしていただくこと、ウェブ会議からの参加は可能でしょうか。浄水場の再整備、運転維持管理、水素事業、任意事業等、複数の業務に関連する構成員の参加および議論を実施できるようにできないかと考えるためです。	個別対話への参加人数は、応募者等である企業以外に所属する方を含めて15名以内へと変更します。会議スペースの事情もありますので、ご理解ください。 なお、Web会議による参加は認めません。
109	入札説明書	3(5)オ(ウ)	個別対話の実施	30	10	「参加人数は、応募者等である企業以外に所属する方を含めて8名以内とします。」と記載がありますが、本事業には多くの業務が含まれており、その分、構成される企業も多数に及ぶことから、参加人数の上限を上げていただき、さらに当日はwebからの参加も可能としていただけないでしょうか。	個別対話への参加人数は、応募者等である企業以外に所属する方を含めて15名以内へと変更します。会議スペースの事情もありますので、ご理解ください。 なお、Web会議による参加は認めません。
110	入札説明書	3(5)オ(ウ)	個別対話の実施	30	10	「参加人数は、応募者等である企業以外に所属する方を含めて8名以内とします。」との記載がありますが、参加人数の上限を引き上げることは可能でしょうか。また、個別対話実施時はwebによる参加は可能でしょうか。本事業は非常に多岐に渡る事業であり、出資者要件もあるため、ご配慮頂きますよう、よろしくお願い致します。	個別対話への参加人数は、応募者等である企業以外に所属する方を含めて15名以内へと変更します。会議スペースの事情もありますので、ご理解ください。 なお、Web会議による参加は認めません。
111	入札説明書	3(5)オ(ウ)	個別対話の実施	30	10	「参加人数は、応募者等である企業以外に所属する方を含めて8名以内とします。」とありますが、多くの企業が関与しているため、参加人数の上限の緩和もしくは現地の参加人数の上限の緩和が難しい場合はWebでの参加が可能のように緩和をお願いできないでしょうか。	個別対話への参加人数は、応募者等である企業以外に所属する方を含めて15名以内へと変更します。会議スペースの事情もありますので、ご理解ください。 なお、Web会議による参加は認めません。
112	入札説明書	3(5)オ	個別対話の実施	30	10	個別の議題の同時参加者が最大8名であり、個別対話の議題に応じた対話参加者の入れ替えは認めていただけたと考えてよいでしょうか。	入れ替えは認めません。 個別対話への参加人数は、応募者等である企業以外に所属する方を含めて15名以内へと変更します。会議スペースの事情もありますので、ご理解ください。
113	入札説明書	3(5)オ(ウ)	個別対話の実施	30	10	個別対話の参加人数について、上限を8名から増やしていただけないでしょうか。(あわせてweb参加の対応についてもご検討をいただけますと幸いです)	個別対話への参加人数は、応募者等である企業以外に所属する方を含めて15名以内へと変更します。会議スペースの事情もありますので、ご理解ください。 なお、Web会議による参加は認めません。
114	入札説明書	3(5)オ(ウ)	個別対話の実施	30	10	「参加人数は、応募者等である企業以外に所属する方を含めて8名以内とします。」との記載があります。  ・参加人数の制限緩和をご検討いただけますでしょうか。 ・また、オンライン参加は可能という理解でよろしいでしょうか。	個別対話への参加人数は、応募者等である企業以外に所属する方を含めて15名以内へと変更します。会議スペースの事情もありますので、ご理解ください。 なお、Web会議による参加は認めません。

No	資料名	項目番号	項目名	頁	行	質問内容	回答
115	入札説明書	3(5)オ(ウ)	個別対話の実施	30	10	「参加人数は、応募者等である企業以外に所属する方を含めて8名以内とします。」と記載がありますが、参加人数の上限を上げていただくことは可能でしょうか。また、当日はwebからの参加は可能でしょうか。本事業は非常に多様な業務から構成されており、出資者要件も求められていることから、提案者側の体制として多くの企業が関与しており、ご配慮いただきたいです。	個別対話への参加人数は、応募者等である企業以外に所属する方を含めて15名以内へと変更します。会議スペースの事情もありますので、ご理解ください。 なお、Web会議による参加は認めません。
116	入札説明書	3(5)オ(オ)	個別対話の実施	30	14	個別対話の結果については、7月中旬までにWEBページにおいて公表する予定、と記載ありますが、提案内容や積算に影響のある対話内容については対話後速やかに回答いただける、という理解でよろしいでしょうか。7月中旬に回答される場合、8月末に提出する提案書に反映することが困難です。	個別対話は3回程度実施する予定であり、各回において、議事録を参加者に共有する予定です。提案内容、積算に影響を与えると思われる内容については、早期に実施される対話にてご確認ください。
117	入札説明書	3(5)カ	現地視察、既存図書閲覧など	30	17	希望に応じて随時実施する想定とありますが、その申込方法についてご教示願います。	詳細は、資格審査通過者を対象に通知します。
118	入札説明書	3(5)ケ	現地視察	30	20	現地調査の際に、既存バルブの開閉状況の確認は実施できますか？	既存バルブの開閉状況を確認することは可能ですが、開閉操作には対応しかねます。
119	入札説明書	3(6)イ(カ)	入札の無効	31	26	「入札参加資格のない者が行った入札、・・・は無効とします。」また「開札時において・・・資格のない者は入札参加資格のない者に該当」とありますが、これは入札期間及び開札日(2025年10月24日～28日)時点において参加資格を失っている場合に限り無効という理解でよろしいでしょうか。 一方、p29に「応募者等の失格」として記載いただいているとおり、審査通過時点から落札者決定前(2025年3月～11月)までに応募者等の参加・資格要件を欠く事態が生じた場合、「失格とすることがあります」とのことで、同期間であっても入札期間及び開札日以外であれば、一時的に指名停止を受ける等の参加・資格要件を欠く事態が生じてもケースによっては失格にならない場合もあるとの理解でよろしいでしょうか。	前段について、入札説明書31ページにおける開札時とは、2025年10月28日を示し、原則として、開札時に参加資格を失っている場合に入札を無効とする旨記載しております。 後段についてはご理解のとおりです。なお、実際に失格とするか否かについては、参加・資格要件を欠く事態が生じても個別具体的な事情により判断します。

No	資料名	項目番号	項目名	頁	行	質問内容	回答
120	入札説明書	3(6)イ(カ)	入札の無効	31	26	「入札公告において示した入札参加資格のない者が行った入札・・・は、無効とします」となっていますが、参加表明書及び資格審査確認書類の提出後、指名停止等により構成企業が資格要件を欠くに至った場合であっても、当該企業が脱退し、他の構成企業を追加することで参加資格要件を満たす場合(実施方針に関する質問No.227参照)、本記載にかかわらず、応募グループの入札は有効と考えてよいでしょうか。	ご理解のとおりです。
121	入札説明書	3(6)イ(カ)	入札の無効	32	2	「開札時に参加資格要件がない者は入札参加資格のない者に該当する」について、開札日の「10/28(火)における参加資格の有無」についての規定、という理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
122	入札説明書	3(6)オ	入札の辞退	32	8	入札の辞退は8月29日の事業提案書を提出した後も辞退可能との理解で宜しかったでしょうか。合わせて、10月27日までの辞退であれば理由は問わず何ら罰則はないとの理解で宜しかったでしょうか。	ご理解のとおりです。
123	入札説明書	3(6)オ	入札の辞退	32	9	入札の辞退の場合には10月27日までに様式15の辞退届を提出する旨ございますが、事業提案書を提出しない場合には、8月29日までに同様式を提出すればその後の入札も含めて辞退したことになるという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
124	入札説明書	3(6)カ	入札の取り止め等	32	12	1社あるいは1グループによる応札となった場合、競争性が担保されないとの観点から、入札の執行を取りやめる可能性があるとの理解でよろしいでしょうか。	紙入札の場合、入札参加者が1者の場合、入札をとりやめることとしていますが、今回は開札前に事前に入札書を提出することとしており、参加者が一堂に会さないことから有効とします。ただし、入札参加者が1者であると察知できると疑われる事態が生じた場合はとりやめることがあります。
125	入札説明書	3(6)ク(エ)	提案内容の履行義務について	33	2	提案内容が履行されなかった場合のペナルティについて、ご教示ください。	ガバナンス基本計画Ⅷ要求水準未達の場合の措置をご確認ください。
126	入札説明書	3(6)ク(エ)	提案内容の履行義務について	33	2	条件付き提案とされていたケースでは、履行義務についてどのように取り扱われるかご教示ください。	条件を満たした場合に履行義務を負います。条件を満たさない場合は履行義務を負いません。

No	資料名	項目番号	項目名	頁	行	質問内容	回答
127	入札説明書	3(6)ケ	入札保証金	33	9	入札保証金の納付方法については、財務規程第162条に定める入札保証金に代わる担保を含むとされていますが、様式12-1には、財務規程162条にて準用される財務規程134条1項5号に記載のある「銀行等の保証」の記載がないため、銀行保証が利用できるか否かをご教示頂けますでしょうか。	銀行保証の利用は可能です 入札保証金において、銀行等の保証を担保として提供される場合は様式12-2「入札保証金納付免除申請書」の以下の項目にチェックの上、提出してください。  一 県を被保険者とする入札保証保険契約を締結した場合(入札保証保険の証券を添付すること。)
128	入札説明書	3(6)カ	入札保証金	33	10	入札保証金免除の条件として、「応募企業又は代表企業が、過去20年間(2004年4月1日から入札保証金免除申請書を提出する前日まで)に契約し、かつ履行された上水道の浄水場の建設完了実績又は上水道の浄水場の運転管理実績を有することをいいます。」とありますが、参加資格申請において完全子会社等の実績を用いて親会社のみの出資参加が認められたことと同様に、完全子会社等が実績を有している場合には、入札保証金を免除としていただけませんか？	入札保証金の免除については、個別に判断することになりますが、基本的には応募企業又は代表企業の実績を提出してください。
129	入札説明書	3(6)ケ(ア)	入札保証金	33	16	入札保証について ①保証事業会社による「契約保証予約」についても認めていただけないでしょうか。(契約保証では保証事業会社による保証が認められております。) ②保証期間をご教示ください。	保証事業会社に確認したところ、契約保証予約は前払金保証契約の特約として位置づけられており、前払金の支出が予定されている公共工事が対象となるため、前払金を設定していない今回の案件は契約保証予約の対象外となります。
130	入札説明書	3(6)ケ(イ)	入札保証金	33	17	(イ)に該当するときは入札保証金の一部または全部の納付を免除しますとの記載があります。 ①一部／全部となる基準をご教示下さい。 ②「過去20年間に契約し、かつ履行された上水道の浄水場の建設完了実績又は上水道の浄水場の運転管理実績を有すること」とありますが、建設完了実績についてはろ過池や沈殿池等浄水場の一部のみの施工も認められるのでしょうか。 ③上記については、9月30日前に、保有実績が認められるか相談に乗っていただけるとの理解で宜しいでしょうか。 ④締切が9月30日までとなっておりますが、参加資格申請を通過後から9月30日までの間という理解で宜しいでしょうか。申請期間が短い場合は、免除と納付の締め切りが同日となっております。仮に免除が認められなかった際のリスクが大きくなります。	①例として、定額でん補保険において入札保証金相当額を保険金額とした時は全部の納付を免除します。また、入札保証金相当額の一部を保険金額とした時は、その一部を免除し、差額を別途納付する必要があります。 ②ろ過池や沈殿池等の一部の施工実績を認める方針ですが、提出された書類により審査します。なお、入札保証金免除のための実績としては、国内での契約実績に限ることとします。 ③必要書類提出後の審査となります。 ④ご理解のとおりです。
131	入札説明書	3(6)ケ	入札保証金	33	23	入札保証金納付免除申請について、提出の「開始日」は想定されていますでしょうか。また、提出締切日の9/30以降で、結果の通知をいただける日は想定されていますでしょうか。(免除が認められない場合の、入札保証金納付準備期間を考慮してのお伺いです)	提出の開始日につきましては、参加資格審査結果の通知日以降を想定しています。 入札保証金免除申請書及び入札保証金納付方法通知書につきまして、提出期限は9月30日です。結果につきましては、内部の審査終了後に通知します。

No	資料名	項目番号	項目名	頁	行	質問内容	回答
132	入札説明書	3(6)ケ(イ)	入札保証金	33	17 脚注 34	「応募企業又は代表企業が、過去20年間(2004年4月1日から入札保証金免除申請書を提出する前日まで)に契約し、かつ履行された上水道の浄水場の建設完了実績又は上水道の浄水場の運転管理実績を有する」場合は応募者が「契約を締結しないこととなる恐れがない」と認められ、入札保証金の全部の納付が免除されると理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
133	入札説明書	3(7)エ	提案内容に関するヒアリングの実施	35	14	事業提案書の審査にあたって、応募者に対してヒアリングを行うと記載されていますが、プレゼンテーションの実施はないという理解でよろしいでしょうか。	詳細は、資格審査通過者を対象に通知します。
134	入札説明書	3(7)オ	落札者の決定・公表	35	18	落札者決定から特定事業契約締結時までに応募者等の参加・資格要件を欠く事態が生じた場合は、特定事業契約を締結しないことがあるとのことですが、構成企業が当該期間中、一時的に指名停止を受けた場合でもケースによっては当該構成企業の変更なしで特定事業契約を締結いただける場合もあるとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
135	入札説明書	3(8)ア	準備行為	36	9	「準備行為とは、落札者自らの費用及び責任において行う、本事業の実施に関して必要な準備(設計に関する打合せを含む。)を指します。」とありますが、この準備行為とは具体的に何かご教示ください。	特定事業契約の締結前に、本事業の実施に関し必要な準備行為を示しますが、具体的な内容は事業者からの提案内容によるため、提示できかねます。 なお、県が行う準備行為として、経済安全保障法に基づく導入計画書の提出や必要な許認可申請を想定しています。
136	入札説明書	3(8)イ	特別目的会社の設立等	36	18	会計監査人の設置に代えて、任意監査による監査法人の監査報告書、SPCが親会社の連結子会社である場合、親会社の会計監査人による監査報告書などを提案することは可能でしょうか。	会計監査人の設置を義務とします。 事業の条件としてご理解ください。
137	入札説明書	3(8)イ	特別目的会社の設立等	36	23	特別目的会社への出資については、設立時に全額の出資を完了するのではなく、資金需要に応じた段階的増資の提案を認めていただけないでしょうか。	特定事業契約書(案)第92条に示す限りにおいて、時期を問わず株式の発行は可能としています。
138	入札説明書	3(8)エ	導入等計画書の届出の手続き	37	5	厚生労働省が公表している「水道分野の経済安全保障に係る特定重要設備の導入又は重要維持管理等の委託に関する導入等計画書作成・届出ガイドライン(第1版)」に準じて、導入計画書の作成、届出を愛知県が実施するとの理解でよろしいでしょうか。また、豊橋浄水場ならびに豊橋南部浄水場は、愛知県の用水供給事業の全ての浄水施設の1日当たりの浄水能力を合計して得た数の95%に達するまでの浄水場の範囲内でしょうか。	ご理解のとおりです。 なお、豊橋浄水場、豊橋南部浄水場は、いずれも愛知県水道用水供給事業の全ての浄水施設の1日当たりの浄水能力を合計して得た数の95%に達するまでの浄水場の範囲内に入ります。

No	資料名	項目番号	項目名	頁	行	質問内容	回答
139	入札説明書	3(8)エ	導入等計画書の届出の手続き	37	5	「導入等計画書の審査に伴って生じる追加費用又は損害のリスクは事業者が負担するもの」とございますが、帰責事由に応じた措置としていただけないでしょうか。	原案のとおりとします。
140	入札説明書	3(8)エ	導入計画書の届出の手続き	37	5	「導入等計画書の審査に伴って生じる追加費用又は損害のリスクは、事業者が負担するものとします。」との「追加費用又は損害」とはいかなる範囲のものを指しておりますでしょうか。単なる手続費用であれば違和感ございませんが、経済安全保障推進法に基づく「その他特定妨害行為を防止するため必要な措置」(同法第55条第1項)として、導入・維持管理等の委託に関する内容の変更が勧告された場合は、そもそもの事業内容が変更される場合といえるため、サービス購入料や利用料金の変更も認められるべきであると考えます。	「特定妨害行為を防止するために必要な措置」の勧告がなされた場合、当該勧告の理由及び具体的な措置の内容について、個別の事情を踏まえ、「法令改正」や「不可抗力」への該当性を判断することになります。
141	入札説明書	3(8)エ	導入等計画書の届出の手続き	37	5	「導入等計画書の審査に伴って生じる追加費用又は損害のリスクは事業者が負担するもの」とございます。一方、基本協定第11条第1項において、「特定事業契約が締結に至らなかった理由が乙の責めに帰すべき事由によるものでないと認められる場合、甲は、乙が本事業の準備に関して既に支出した費用について、合理的な範囲でこれを負担する。」とありますので、特定事業契約不調の場合においては基本協定第11条第1項が適用されるとの理解でよろしいでしょうか。	経済安全保障推進法に基づく国の勧告又は命令により特定事業契約が締結に至らなかった場合に、但し書きに該当する事情があるとは想定していません。
142	入札説明書	3(8)エ	導入計画書届け出	37	8 9	本項において別紙3の様式の様式に従い、経済安全保障推進法に関する覚書を貴県と事業者で締結するのに「特定事業契約の締結前に届け出を行う必要がある場合」にと条件付けがなされてございます。一方特定事業契約書(案)第4条(本事業の実施)4項においては特定事業契約の締結と同時に「別紙3様式の覚書を締結すると記載されています。どちらの文言を正とすればよろしいでしょうか。	特定事業契約の締結と同時に覚書を締結することが原則となりますが、導入等計画書の審査スケジュールを考慮し、特定事業契約を締結できる見込みの日よりも前に導入等計画書の届出を行う必要がある場合は、特定事業契約に先行して覚書を締結します。
143	入札説明書	3(8)エ	導入等計画書	37	23	経済安全保障推進法に基づく審査に伴って生じる追加費用又は損害リスクは事業者負担とされていますが、同法の適用については、特定法令改正に起因するものに準じた対応としていただけないでしょうか。	事業の条件としてご理解ください。
144	入札説明書	3(8)エ	導入等計画書の届出の手続	37	23	導入等計画書の審査に伴って生じる追加費用又は損害のリスクは、事業提案時の前提条件に含まれないものであり、県で負担いただくか、追加費用等が発生する場合は、事業者からの解除権も認めていただく修正をお願いします。	原案のとおりとします。

No	資料名	項目番号	項目名	頁	行	質問内容	回答
145	入札説明書	3(8)キ	運営権の設定	38	8	事業開始早期からより効率的な運転維持管理を実施するため、入札者は、(イ)および(ウ)の要求条件を満たすことを条件に、豊橋南部浄水場だけでなく既存の豊橋浄水場の運営権設定を依頼することは可能でしょうか。	公共施設等運営権設定については、幅広く提案を受けてまいります。 一方で、既存の豊橋浄水場については、資産評価を行っておらず、「愛知県豊橋浄水場等の公共施設等運営権に係る実施方針に関する条例」においても、対象施設となっていないため、その手続き等が必要となります。全ての条件が整うことでより効率的、効果的な運営に向けて、提案していただくことが可能と考えます。
146	入札説明書	3(8)キ	運営権の設定	38	8	「なお、事業者は、下記(イ)、(ウ)の条件が整うことにより、(ア)によらず豊橋南部浄水場の運営を開始することを提案することができます。」とあります。 一方で、特定事業契約書(案)第72条1においては、すべての条件が成就することを停止条件としており、矛盾しているように見えます。どのような理解が正しいかご提示願います。	豊橋南部浄水場の早期運営開始のために特定事業契約書(案)第72条第1項が障害となる場合、「運営権を設定するために必要な手続き」として変更を検討します。
147	入札説明書	3(8)キ	運営権の設定	38	8	「(イ)、(ウ)の条件が整うことにより、(ア)によらず…」とありますが、「当該提案が本事業等の効果的な実施に資すると認める場合、」豊橋南部浄水場の運営権を事業開始直後から設定することができるとの理解でよろしいでしょうか。	スケジュールについては、運営権を設定するために必要な手続き等によります。
148	入札説明書	3(8)キ	運営権の設定	38	8	また、そうした場合について本事業開始後に事業者より提案することで、豊橋浄水場の再整備完了前までに豊橋南部浄水場の運営権を設定する事業契約の変更を検討いただけるとの理解でよろしいでしょうか。または、本入札にかかる提案書提出時点において提案していなければ変更を認めない、等の条件はございますか。	提案は、事業提案書においても事業開始後においても受け付けます。
149	入札説明書	3(8)キ	運営権の設定	38	9	なお書きに再整備業務完了前に豊橋南部浄水場の運営を開始する提案が可となっていますが、提案した場合、本事業の効果的な実施に資すると認める基準をご教示ください。 また、当該運営を実施するための運営権を設定するために必要な手続きを行うことを積極的に検討いただけるとの理解でよろしいでしょうか。	豊橋南部浄水場運転管理業務を再整備業務完了まで継続する場合と比べて明らかに県の財政負担が減少することなどを想定しています。 事業者から提案があった場合、積極的に検討します。
150	入札説明書	3(8)キ	運営権の設定	38	9	なお書きに再整備業務完了前に豊橋南部浄水場の運営を開始する提案が可となっていますが、提案した場合、性能等に関する評価に影響しますでしょうか。 また、影響する場合、落札者決定基準の別表審査項目のうちどの項目に該当するでしょうか。	「⑤その他特筆すべき提案に関する事項」で評価します。なお、提案は応募時点だけではなく事業開始後も可能です。

No	資料名	項目番号	項目名	頁	行	質問内容	回答
151	入札説明書	2(2)オ(キ)	運営権の設定	38		入札説明書に、「(イ)、(ウ)の条件が整うことにより、(ア)によらず豊橋南部浄水場の運営を開始することを提案することができます。県は、当該提案が本事業等の効果的な実施に資すると認める場合、当該運営を実施するための運営権を設定するために必要な手続きを行うことを検討します。」と記載がございますが、基本協定書第6条及び特定事業契約書第72条には、「次に掲げる条件の全部が成就することを停止条件として、運営権設定対象施設に運営権を設定する」とあり、 入札説明書のように豊橋南部浄水場に対し先に運営権を設定できる建付けにはなっていないかと思ます。こちらについて、事業提案書から効果的な実施に資すると認められた場合には、別途豊橋南部浄水場運營業務を実施するための運営権設定についての取り決めがなされるという認識であっておりますでしょうか。	ご理解のとおりです。
152	入札説明書	3(8)キ(イ)	運営権の設定	38	14	運営権の設定にかかる県議会の議決予定時期はいつになりますでしょうか。	提案される運営開始予定日に従って議会に諮る予定です。
153	入札説明書	3(8)ク	事業者譲渡対象資産の譲受	38	17	「県が指定する期日に一括払いで対価を支払い」とございますが、支払い期日は資金計画に影響を及ぼすため、想定される支払い期日をご教示いただきますようお願いいたします。	譲渡対象資産の譲受に係る支払期日については、県及び事業者が協議して定めるものとします。
154	入札説明書	3(8)ク	事業者譲渡対象資産の譲受	38	17	県が作成した予定価格に対し、事業者が見積書を提出することですが、入札時の資金計画上はどのように見込めばよろしいでしょうか。	事業計画においては、県から譲渡がない場合(自ら調達するもの)として事業計画及び資金計画を策定してください。
155	入札説明書	3(8)ク	事業者譲渡対象資産の譲受	38	17	事業者譲渡対象資産の譲渡費用見積りのため、現時点又は前期末などの一時点において運営開始すると仮定した場合に譲渡対象資産となる県所有資産の取得日、取得価格及び簿価を開示ください。	譲渡対象予定資産については、インフォメーションパッケージ「保有備品」にてお示ししておりますのでご確認ください。 なお、消耗品ではなく備品として取得した資産については、守秘義務対象資料として提示する予定の「資産デューデリジェンス調査結果」から帳簿価格等を確認いただけます。
156	入札説明書	3(8)ク	事業者譲渡対象資産	38	17	事業者譲渡対象資産について、運営開始予定日までに県及び事業者が協議して決めるとの記載がありますが、基本的にはインフォメーションパッケージvol2の保有備品一覧記載の内容を想定しているという理解で宜しいでしょうか。また、利用料金(入札価格)の算定にも影響するため、簿価等の費用を開示いただけますでしょうか。	ご理解のとおりです。 なお、消耗品ではなく備品として取得した資産については、守秘義務対象資料として提示する予定の「資産デューデリジェンス調査結果」から帳簿価格等を確認いただけます。

No	資料名	項目番号	項目名	頁	行	質問内容	回答
157	入札説明書	3(8)ク	事業者譲渡資産の譲受	38	18	2024年7月19日の実施方針に係る質問回答239番において、事業者譲渡対象資産の詳細は入札説明書等公表時に示す旨のご回答がありましたが、詳細な記載がございません。また、想定される譲渡価格が不明であることから、事業計画及び資金計画の策定に影響が見込まれます。つきましては、ある程度の想定譲渡金額も含め、事業者譲渡資産の情報を開示いただけませんか。	譲渡対象予定資産については、インフォメーションパッケージ「保有備品」にてお示しておりますのでご確認ください。 なお、要求水準書に示すとおり、本事業の対象施設で必要となるユーティリティ(消耗品等含む)は事業者が調達する必要があります。事業計画においては、県から譲渡がない場合(自ら調達するもの)として事業計画及び資金計画を策定してください。
158	入札説明書	3(8)ク	事業者譲渡対象資産の譲受	38	20	事業者譲渡対象資産の譲受に関する事業者の見積価格が貴県が作成された予定価格を下回る場合の対応をご教示ください。	譲渡対象資産の譲渡を行わない想定です。
159	入札説明書	3(8)ク	事業者譲渡対象資産の譲受	38	22	「県が指定する期日に一括払いで～」とありますが、これは県と事業者と協議のうえ指定される期日という理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
160	入札説明書	3(8)ク	事業者譲渡対象資産の譲受	38		事業者譲渡対象資産について、インフォメーションパッケージにおける「保有備品一覧」のとおりと記載がございましたが、金額感が大きければ各品目の取得価額をご教示いただきたいです。	保有備品のうち、消耗品ではなく備品として取得した資産については、守秘義務対象資料として提示する予定の「資産デューデリジェンス調査結果」から帳簿価格等を確認いただけます。
161	入札説明書	4(1)ア	県の契約等の承継	40	8	事業者が県から承継する契約の一覧及び契約書の写しをご開示ください。特定事業契約書上、当該契約承継に関する規定はないものと考えておりますが、承継手続の完了が事業開始条件等になることはないとの理解でよろしいでしょうか。	県が事業者に承継する可能性がある契約については、守秘義務対象資料として提示する予定です。 承継手続の完了が事業の開始や運営権設定の条件となることはありません。
162	入札説明書	4(1)ア	県の契約等の承継	40	8	事業者が貴県から契約等を引き継ぐにあたり承継する権利義務の範囲(既発生の権利義務や承継前の事由に基づいて発生する権利義務が承継の範囲に含まれるか否か等)をご教示ください。(インフォメーションパッケージDD調査結果を確認しておりますが、承継の範囲については確認ができませんでした。)	承継を想定している契約については、守秘義務対象資料として提示する予定です。
163	入札説明書	4(1)イ	県の契約の承継	40	8	「県が本事業を実施する上で締結している契約等のうち、県が指定するもの」とはいかなる契約を指しておりますでしょうか。事業者が運営するにあたり、不要な契約や、より費用負担が安く済む代替先の存在も考えられるかと思われ、ご質問する次第です。	承継を想定している契約については、守秘義務対象資料として提示する予定です。
164	入札説明書	4(1)ア	県の契約等の承継	40	9	2024年7月19日の実施方針に係る質問回答246番において、承継の内容については入札説明書等に公表時に示す予定とありますが、詳細な記載がありません。承継される契約の内容等をご教示願います。	承継を想定している契約については、守秘義務対象資料として提示する予定です。

No	資料名	項目番号	項目名	頁	行	質問内容	回答
165	入札説明書	4(1)ウ	豊橋市との連携	40	18	豊橋市との連携に関して、小鷹野浄水場と連携して「普及啓発」を行うことが記載されています。念のために確認させていただきたいのですが、ここでいう普及啓発とは「豊橋市の水道」の普及啓発という理解でよろしいでしょうか。それとも水道利用に関する啓発活動という意味でしょうか。	水道(豊橋市の水道でなく、広義的な範囲を意味するもの)に関する普及啓発活動を示します。
166	入札説明書	4(1)エ	対象施設及びその立地する土地の使用権	40	21	事業者が対象施設又は土地の一部貸付を希望する場合に、県がこれを必要と認める条件、及び貸付の具体的条件等(無償貸付契約書の雛形など)をご提示ください。	事業提案内容と関連し、対象施設又は土地の貸付がなければ提案いただいた事業が実施できないかで判断します。なお、貸付終了時において、現状復旧して返却いただくことを貸付の条件とします。
167	入札説明書	4(2)	リスク分担の考え方	40	30	再整備に関わる既存図面資料では予想できない土質の差異・地下水位の差異・支障物による工程の遅延、工事費の増加は貴県の責務との理解でよろしいでしょうか。	概ねご理解のとおりです。提案される工事内容が不明のため、工事費増加の責務について回答することができません。なお、資料に記載が無くても、社会通念上、当然に存在が推察できるものは除きます。
168	入札説明書	4(2)	リスク分担の考え方	40	30	再整備に関わる既存図面資料では予想できない事象による工程の遅延、工事費の増加は貴県の責務との理解でよろしいでしょうか。	概ねご理解のとおりです。なお、資料に記載が無くても、社会通念上、当然に存在が推察できるものは除きます。
169	入札説明書	4(5)イ(イ)	議決権株式	42	20	「議決権付き株式を新たに発行する場合、基本協定により予め認められたものを除き、県の事前の承認が必要」との記載がありますが、基本協定には予め認めるものについての記載はないため、議決権付き株式を新たに発行する場合は全てにおいて、県の事前承認が必要ということでしょうか。	資格審査を通過した構成企業による設立出資は特段承認なく可能です。
170	入札説明書	4(5)イ(イ)	議決権株式	42	24	「あらかじめ処分先として認められた者以外の第三者に対して処分しようとするときは、県の事前承認を受ける必要がある」とありますが、要件を満たしていれば、例えば再整備期間終了時に新たな株主を参画させることも認められますでしょうか。上記が認められる場合、将来参画予定の企業がある場合には、提案時点において運営期間からの参画を事業提案書に記載しておく必要がありますでしょうか。	再整備期間終了時に議決権付株式を発行し、構成企業以外に割り当てる場合、特定事業契約書(案)第92条第5項に定める県の事前の書面による承認が必要です。
171	入札説明書	別紙3	1サービス購入料の構成	49	1	本工事は工程が長期に及びます。再整備対象の機器(機械並びに電気)が再整備工事に入る前に修繕では安定した浄水場運用が出来なくなった場合(特に電気・計装設備)の費用は県で対策をとって頂けるとの理解で宜しいでしょうか。	再整備工事を行う前の既存施設に係る故障リスクは県が負担します。

No	資料名	項目番号	項目名	頁	行	質問内容	回答
172	入札説明書	別紙3 1	サービス購入料の構成	49	2	再整備期間中に、豊橋浄水場(既存施設)および豊橋南部浄水場、場外管路施設の「更新計画案策定業務」が発生しますが、各更新計画案策定業務の費用についてはそれぞれサービス購入料B～Dに含まれるとの認識でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
173	入札説明書	別紙3	1サービス購入料の構成	49	2	下部注記49、50に「引き渡し後の新施設の修繕・更新に要する費用」とありますが、部分引き渡し(先行引き渡し)を行った設備に関する修繕・更新はサービス購入料Bとし、それ以外はサービス購入料Aとして扱うとの理解で正しいでしょうか。またその場合の先行引き渡しを行う設備の対象を明確にして頂きたいをお願いします。	ご理解のとおりです。 先行引渡施設は事業者が作成する事業提案書に基づき、指定することとします。先行引渡施設は設計・施工を了したものを想定していますが、詳細は個別に協議させていただきます。
174	入札説明書	別紙3	1サービス購入料の構成	49	2	下部注記49、50に「引き渡し後の新施設の修繕・更新に要する費用」とありますが、部分引渡しを認めて頂けるとの理解で宜しかったでしょうか。その際のサービス購入料Aの扱いについて、P49_2(1)に「県は、新施設全部の引渡しを受けたときは、(中略)サービス購入料Aの残額を一括して支払います」とありますが、部分引渡しをした部分については、長期の工事に及ぶ本件において、資金の調達コスト削減を加味して残額をお支払い頂けるとの理解で宜しかったでしょうか。	特定事業契約書(案)第59条に定める先行引渡施設の部分引渡しを受けたとき、当該部分引渡しに係るサービス購入料Aは10分の9ではなく全額を支払うこととします。 先行引渡施設は事業者が作成する事業提案書に基づき、指定することとします。先行引渡施設は設計・施工を了したものを想定していますが、詳細は個別に協議させていただきます。
175	入札説明書	別紙3	1サービス購入料の構成	49	2	整備範囲対象外設備について再整備期間中に県で修繕・更新された後でも再整備期間中であれば修繕・更新は県の範囲でありサービス購入料Bには含まれないとの理解で宜しかったでしょうか。	ご理解のとおりです。
176	入札説明書	別紙3 1	サービス購入料の構成	49	3	サービス購入料Bに含まれる主な費用として、更新費が記載されております。注記50にも記載されている「引渡し後の新施設の更新に要する費用」とは、特定事業契約書(案)第70条3に記載の内容を指しているという理解でよろしいでしょうか。また、再整備期間中に計画外の新施設の更新が必要となった場合、サービス購入料Bは改定されるものでしょうか。	ご理解のとおりです。 なお、計画外の更新が必要となった場合であっても、原則としてサービス購入料Bは改定しません。
177	入札説明書	別紙3 1	各種サービス購入料の支払方法及び支払時期	49	5	サービス購入料Aに含まれる統括運営業務費についての出来高は、設計費及び建設費の出来高とは切り分けて算出し、支払いの留保はされないという理解でよろしいでしょうか。	サービス購入料Aについて、設計費及び建設費、統括運営業務費の区分により、支払方法が変わるものではありません。

No	資料名	項目番号	項目名	頁	行	質問内容	回答
178	入札説明書	別紙3 2	各種サービス購入料の支払方法及び支払時期	49	5	「確認を受けた出来高に相応するサービス購入料Aの10分の9の額を事業者に支払います。」とございますが、各年度の1回の出来高検査は特定事業契約書案第54条に記載のとおり3月に実施し、当該出来高分の支払時期は、検査合格後、県が請求書受領後30日以内(5月想定)との理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
179	入札説明書	別紙3 2	各種サービス購入料の支払方法及び支払時期	49	5	サービス購入料E～Gについて、支払回数・時期の指定がありませんが、更新工事が終了し、県の検査合格次第、事業者が請求書を発行すれば、年度途中でもその都度県が請求書受領後30日以内にお支払いいただけるとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
180	入札説明書	別紙3 2(1)	サービス購入料A	49	5	「新施設全部の引渡しをうけたときは・・・残額を一括して支払」とありますが、部分引渡しを行った際は、その施設について、その都度過年度分の残額をお支払いいただけるという理解でよろしいでしょうか。	特定事業契約書(案)第59条に定める先行引渡施設の部分引渡しを受けたとき、当該部分引渡しに係るサービス購入料Aは10分の9ではなく全額を支払うこととします。先行引渡施設は事業者が作成する事業提案書に基づき、指定することとします。先行引渡施設は設計・施工を了したものを想定していますが、詳細は個別に協議させていただきます。
181	入札説明書	別紙3 2(1)	サービス購入料A	49	5	念のための確認ですが、施設整備費に係るサービス対価の消費税及び地方消費税については、各年度の施設整備に係るサービス対価(一時支払い分)の支払いに合わせて、一括でお支払いいただけるとの認識でよろしいでしょうか。	一時支払い時には税込の出来高の9割をお支払いする想定です。
182	入札説明書	別紙3の2(1)	サービス購入料A	49	5	「県は、再整備期間において、各年度1回出来高確認を行い、確認を受けた出来高に相応するサービス購入料Aの10分の9の額を事業者に支払います。県は、新施設全部の引渡しを受けたときは、事業者の請求に基づき、請求書受領後30日以内にサービス購入料Aの残額を一括して支払います」との記載があります。  事業者にて資金の立て替えが必要となるため、資金繰りの悪化や追加の資金調達コストが発生する可能性がある点を考慮し、以下ご検討いただけますでしょうか。  ・出来高に相応するサービス購入料Aの全額をお支払いいただく ・計画に則った必要資金を、(確認を受けた後ではなく)事前にお支払いいただく	特定事業契約書(案)第59条に定める先行引渡施設の部分引渡しを受けたとき、当該部分引渡しに係るサービス購入料Aは10分の9ではなく全額を支払うこととします。先行引渡施設は事業者が作成する事業提案書に基づき、指定することとします。先行引渡施設は設計・施工を了したものを想定していますが、詳細は個別に協議させていただきます。

No	資料名	項目番号	項目名	頁	行	質問内容	回答
183	入札説明書	別紙3 2 (1)	サービス購入料A	49	6	「県は、再整備期間において・・・サービス購入料Aの残額を一括して支払います。」と記載がありますが、設計に係る費用については、設計図書を提出し、ご承認を得た時点で全額お支払いいただけないでしょうか。	特定事業契約書(案)第59条に定める先行引渡施設の部分引渡しを受けたとき、当該部分引渡しに係るサービス購入料Aは10分の9ではなく全額を支払うこととします。 先行引渡施設は事業者が作成する事業提案書に基づき、指定することとします。先行引渡施設は設計・施工を了したものを想定していますが、詳細は個別に協議させていただきます。
184	入札説明書	別紙3 2(1)	サービス購入料A	49	6	本事業は工事期間が長期に亘ることから、留保される出来高の10%相当額をSPCにて資金を調達する必要が生じる見込みです。昨今の物価高により再整備業務費の予算も大変厳しいことから、金利負担は避けたいと考えます。支払留保については今後の対話における応募者からの意見よっては、留保の取りやめもしくは留保期間や留保金額の見直しをされる可能性があるという理解でよろしいでしょうか。	特定事業契約書(案)第59条に定める先行引渡施設の部分引渡しを受けたとき、当該部分引渡しに係るサービス購入料Aは10分の9ではなく全額を支払うこととします。 先行引渡施設は事業者が作成する事業提案書に基づき、指定することとします。先行引渡施設は設計・施工を了したものを想定していますが、詳細は個別に協議させていただきます。
185	入札説明書	別紙3 2 (1)	サービス購入料A	49	6	「県は、再整備期間において、…サービス購入料Aの10分の9の額を事業者に支払います。件が、新施全部の引渡しを受けたときは、…支払います。」とございますが、新施設全部の引渡し後において、サービス購入料Aの残額を支払うことについて、再整備期間(10年程度)の間、約37億円(サービス購入料Aを369億円程度とした場合の1/10)もの額を県が支払を留保されることと理解しますが、長期間に渡るため、当該金額にかかる物価変動リスクについて県が持つ、又は部分譲渡する施設毎に残額を支払う等いただけないでしょうか。	特定事業契約書(案)第59条に定める先行引渡施設の部分引渡しを受けたとき、当該部分引渡しに係るサービス購入料Aは10分の9ではなく全額を支払うこととします。 先行引渡施設は事業者が作成する事業提案書に基づき、指定することとします。先行引渡施設は設計・施工を了したものを想定していますが、詳細は個別に協議させていただきます。
186	入札説明書	別紙3	サービス購入料A	49	7	サービス購入料Aについて、出来高に相応するサービス購入料Aの10分の9の額を事業者に支払うとの記載がありますが、10分の9ではなく全額としていただけないでしょうか。1割残すことで新施設全部引き渡しまでの期間に係る金利負担が生じその分事業費が高くなること、またその結果脱炭素技術の導入にかけることができるコストにも影響すると考えます。本事業では新施設全部引き渡しまでの期間が長期となるため金利負担が高くなり、貴重な事業費が金利負担分に充当されるのはもったいないと考えます。	特定事業契約書(案)第59条に定める先行引渡施設の部分引渡しを受けたとき、当該部分引渡しに係るサービス購入料Aは10分の9ではなく全額を支払うこととします。 先行引渡施設は事業者が作成する事業提案書に基づき、指定することとします。先行引渡施設は設計・施工を了したものを想定していますが、詳細は個別に協議させていただきます。

No	資料名	項目番号	項目名	頁	行	質問内容	回答
187	入札説明書	別紙3 2(1)	サービス 購入料A	49	20	「県は、再整備期間において、各年度1回出来高確認を行い、確認を受けた出来高に相応するサービス購入料Aの10分の9の額を事業者に支払います。県は、新施設全部の引渡しを受けたときは、事業者の請求に基づき、請求書受領後30日以内にサービス購入料Aの残額を一括して支払います。」とありますが、設計に係る費用については、設計図書を県に提出し、承認を得た時点で全額お支払いいただくことをお願いできませんでしょうか。	特定事業契約書(案)第59条に定める先行引渡施設の部分引渡しを受けたとき、当該部分引渡しに係るサービス購入料Aは10分の9ではなく全額を支払うこととします。 先行引渡施設は事業者が作成する事業提案書に基づき、指定することとします。先行引渡施設は設計・施工を了したものを想定していますが、詳細は個別に協議させていただきます。
188	入札説明書	別紙3 2 (1)	サービス 購入料A	49	21	出来高に対して10分の9が支払われるように設定されています。その対象が全施設全部の引き渡しとなっています。再整備業務期間は長く、また、その費用も多額です。この設定であれば、金利だけでも大きな負担となり、それが料金に反映されることとなります。官民連携事業の特性を考慮して、出来高の10分の9の設定をなくすことはできないでしょうか。無理であれば、その理由をご教授いただきたいのと併せ、出来高の対象を設計や管理棟といった施設単位に細分化し、部分完了毎に10分の10の支払いとなることを検討ください。	特定事業契約書(案)第59条に定める先行引渡施設の部分引渡しを受けたとき、当該部分引渡しに係るサービス購入料Aは10分の9ではなく全額を支払うこととします。 先行引渡施設は事業者が作成する事業提案書に基づき、指定することとします。先行引渡施設は設計・施工を了したものを想定していますが、詳細は個別に協議させていただきます。
189	入札説明書	別紙3 2(1)	サービス 購入料A	49	23	出来高に相応するサービス購入料Aの10分の9の額を事業者に支払いとありますが、サービス購入料Aには設計費が含まれています。 再整備完了まで設計費の10分の1の支払いが残ることとなりますが、建設に先立って設計業務が完了するため、設計費については引き渡しではなく、設計完了時に残額を一括して支払いへの変更をご検討お願いただけますでしょうか。	特定事業契約書(案)第59条に定める先行引渡施設の部分引渡しを受けたとき、当該部分引渡しに係るサービス購入料Aは10分の9ではなく全額を支払うこととします。 先行引渡施設は事業者が作成する事業提案書に基づき、指定することとします。先行引渡施設は設計・施工を了したものを想定していますが、詳細は個別に協議させていただきます。
190	入札説明書	別紙3 2 (1)	サービス 購入料A	49		「県は、再整備期間において、各年度1回出来高確認を行い、確認を受けた出来高に相応するサービス購入料Aの10分の9の額を事業者に支払います。県は、新施設全部の引渡しを受けたときは、事業者の請求に基づき、請求書受領後30日以内にサービス購入料Aの残額を一括して支払います。」と記載がありますが、設計に係る費用については、設計図書を愛知県様に提出し、承諾を得た時点で全額お支払い頂けないでしょうか。	特定事業契約書(案)第59条に定める先行引渡施設の部分引渡しを受けたとき、当該部分引渡しに係るサービス購入料Aは10分の9ではなく全額を支払うこととします。 先行引渡施設は事業者が作成する事業提案書に基づき、指定することとします。先行引渡施設は設計・施工を了したものを想定していますが、詳細は個別に協議させていただきます。

No	資料名	項目番号	項目名	頁 行	質問内容	回答
191	入札説明書	別紙3 2 (1)	サービス購入料A	49	「県は、再整備期間において、各年度1回出来高確認を行い、確認を受けた出来高に相応するサービス購入料Aの10分の9の額を事業者を支払います。県は、新施設全部の引渡しを受けたときは、事業者の請求に基づき、請求書受領後30日以内にサービス購入料Aの残額を一括して支払います。」との記載がありますが、設計費用については別途、設計図書提出後に承認を得られた段階でのお支払いをご検討いただけないでしょうか。	特定事業契約書(案)第59条に定める先行引渡施設の部分引渡しを受けたとき、当該部分引渡しに係るサービス購入料Aは10分の9ではなく全額を支払うこととします。 先行引渡施設は事業者が作成する事業提案書に基づき、指定することとします。先行引渡施設は設計・施工を了したものを想定していますが、詳細は個別に協議させていただきます。
192	入札説明書	別紙3 2 (1)	サービス購入料A	49	「県は、再整備期間において、各年度1回出来高確認を行い、確認を受けた出来高に相応するサービス購入料Aの10分の9の額を事業者を支払います。県は、新施設全部の引渡しを受けたときは、事業者の請求に基づき、請求書受領後30日以内にサービス購入料Aの残額を一括して支払います。」とございますが、設計に係る費用については、設計図書を県に提出し、承認を得た時点で全額お支払いいただけませんかでしょうか。	特定事業契約書(案)第59条に定める先行引渡施設の部分引渡しを受けたとき、当該部分引渡しに係るサービス購入料Aは10分の9ではなく全額を支払うこととします。 先行引渡施設は事業者が作成する事業提案書に基づき、指定することとします。先行引渡施設は設計・施工を了したものを想定していますが、詳細は個別に協議させていただきます。
193	入札説明書	別紙3 2 (1)	サービス購入料A	49	「県は、再整備期間において、各年度1回出来高確認を行い、確認を受けた出来高に相応するサービス購入料Aの10分の9の額を事業者を支払います。県は、新施設全部の引渡しを受けたときは、事業者の請求に基づき、請求書受領後30日以内にサービス購入料Aの残額を一括して支払います。」とございますが、前払金の支払いを検討いただけないでしょうか。	前払金の支払いは予定しておりません。
194	入札説明書	別紙3 1	サービス購入料E、F、G	49	サービス購入料E、F、Gについては、設計費、更新費を貴県からお支払いいただくことになっておりますが、事業者において発生する施工監理費用分も加味した額としていただけるのでしょうか。また、設計費用について、外部委託として派生した費用以外に、事業者の内部で発生した人件費もお支払いいただけますでしょうか？もしお支払い頂けない場合は、将来の更新ボリュームに応じた人件費を費用計上しておく必要がありますが、更新ボリュームが未確定であるため積算が出来ません。	サービス購入料E、F、Gについては、要求水準書67ページ「イ更新工事等の実施に係る協議」のとおり、県が要する費用等を算出して、実施を事業者と協議することとなります。 県が行う費用等の算出にあたっては、現場管理費や一般管理費等を含めて積算する想定です。
195	入札説明書	別紙3 2(1)	サービス購入料A	49	サービス購入料Aの支払い方法及び時期について、各年度の出来高の10%は保留金として累積され、再整備完了後に一括して支払われると理解できますが、出来高の10%を未払い金として保留する理由をお聞かせください。	事業の条件としてご理解ください。

No	資料名	項目番号	項目名	頁	行	質問内容	回答
196	入札説明書	別紙3 2(1)	サービス 購入料A	49		サービス購入料Aの支払い方法及び時期について、各年度の出来高の10%は保留金として累積され、再整備完了後に一括して支払われると理解できますが、工期中に稼働する施設についての保留金は、稼働後に解除請求できることにしていただけませんか。	特定事業契約書(案)第59条に定める先行引渡施設の部分引渡しを受けたとき、当該部分引渡しに係るサービス購入料Aは10分の9ではなく全額を支払うこととします。 先行引渡施設は事業者が作成する事業提案書に基づき、指定することとします。先行引渡施設は設計・施工を了したものを想定していますが、詳細は個別に協議させていただきます。
197	入札説明書	別紙3 1	サービス 購入料の 構成	49	12 脚 注 44	統括運營業務費についてはサービス購入料A～Dに含まれるとの記載がございますが、A～Dのいずれにも紐づかない総務・経理業務等に要する費用は、各サービス購入料に案分またはいずれかにまとめて計上するなど、事業者判断により提案することよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
198	入札説明書	別紙3 1	サービス 購入料B	49	脚 注 49, 50	ここで規定されている「引渡し後」とは、再整備期間中に新施設の一部を引渡した場合のことでしょうか。	ご理解のとおりです。
199	入札説明書	別紙3の 1	サービス 購入料A	49	注 記 47	サービス購入料Aに含まれる主な費用から「水素技術の活用に係る費用を除きます」との記載があります。 また、同様に、「入札説明書 16頁 2(1)カ(ウ)水素技術活用に係る費用」においても「県に求める費用負担については、サービス購入料とは区別して提案を求め、価格評価に含めません」との記載があり、費用負担等について県と協議の上、合意した条件に従うこととされております。 一方、落札者決定基準において、「水素技術の活用」を評価する項目があります。  県との協議において、合意できないと貴県であらかじめ想定されている要素があればご教示いただけないでしょうか。  事業者による様々な提案が行われ、同条件での提案及び評価がなされないことを懸念しております。	県と事業者の協議は、必要コストに対して高い効果が得られるかどうか、国庫補助事業等の有利な財源を活用できるかどうか等の観点から行いますが、事業者は、提案から逸脱する内容について、実施義務を負うことはありません。

No	資料名	項目番号	項目名	頁	行	質問内容	回答
200	入札説明書	別紙3の1	サービス購入料B	49	注記49,50	<p>サービス購入料Bの対象となる「修繕費」、「更新費」について、注記49,50において「引渡し後の新施設の修繕に要する費用をいいます」、「引渡し後の新施設の更新に要する費用をいいます」との記載があります。</p> <p>「豊橋浄水場再整備等事業実施方針」に関する質問のNo.262において、当該記載については、「再整備期間初期に機器を納入した場合については、再整備期間中(運営期間移行前)に更新が必要なものが発生しうることを想定しての記載です」との回答があります。</p> <p>入札説明書の当該注記についても、実施方針における注記と同様の意図で記載されているという理解でよろしいでしょうか。</p>	ご理解のとおりです。
201	入札説明書	別紙3 2(1)	サービス購入料の構成	49	注記45	<p>注記45に「再整備期間の業務のための薬品及び電力の調達は県が・・・」と記載がありますが、コンセッション移行前の再整備期間中に稼働し始める新施設に対する薬品および電力の調達も県が行うのでしょうか。</p>	<p>ご理解のとおりです。</p> <p>なお、新施設の稼働にあたり、事業者からの調達を受けなければならない特別な事情がある場合、別途事業者からの調達契約を締結することも想定しています。</p>

No	資料名	項目番号	項目名	頁	行	質問内容	回答
202	入札説明書	別紙3の2(3)	サービス購入料E～G	50	4	<p>先行する浜松市の下水道事業においては、改築に係る費用に関し、市から受領する負担額は「立替金」等の勘定科目で資産計上し、各年度に市負担額を受領する際に、当該勘定を取り崩す処理について、国交省から国税庁に確認した経緯があると認識しています。</p> <p>・サービス購入料E～G受領対象の更新部分についても、「立替金」等の勘定科目で処理することを想定していますでしょうか。</p> <p>・また、上記内容が論点となり、関係省庁や税務当局への照会が必要になった際は貴県にご協力いただくことは可能でしょうか。</p> <p>【参考URL】  <a href="https://www8.cao.go.jp/pfi/concession/pdf/gesui_tax.pdf">https://www8.cao.go.jp/pfi/concession/pdf/gesui_tax.pdf</a></p>	<p>サービス購入料E～Gの更新工事費用は県の負担となりますので、事業者側は、「立替金」等の勘定科目として処理することを想定しています。</p> <p>関係省庁や税務当局への照会が必要になった際は協力します。</p>
203	入札説明書	別紙3, 2(3)	サービス購入料E～G	50	9	<p>サービス購入料E～Gについては入札時の上限額の設定はなく、事業者と県の協議により合意した更新工事の内容に応じて予定価格を算出されるとの理解でよいでしょうか。サービス購入料E～Gに係る更新工事に関する費用について他に何らかの制約があれば教えてください。</p>	<p>ご理解のとおりです。</p> <p>なお、更新工事に関する事務フローを守秘義務対象資料として提示する予定です。</p>
204	入札説明書	2(3)	サービス購入料E～G	50	12	<p>「県は、協議の結果合意した更新工事の内容に基づいて、更新工事に要する費用の予定価格を算出」とありますが、予定価格の算出(積算)は貴県が行うという理解でよろしいでしょうか。要求水準書等において、積算は事業者の業務となっていますが、貴県にて行うのであれば事業者は概算工事費の算出まででよいのではないかと考えます。</p>	<p>ご理解のとおり、予定価格の算出(公共の積算基準に基づく積算)は県が実施するため、事業者の義務は概算工事費の算出までとなります。</p> <p>なお、新施設以外の更新の実施を協議する際、県と事業者で見積り合わせを行う想定です。その際、事業者側での費用の算出(公共の積算基準に基づかない)も必要となると推察しています。</p>
205	入札説明書	別紙3 3	サービス購入料の変更	50	16	<p>サービス購入料の改定について、定期的に改定にかかる協議ができる建付けの追加をお願い致します。再整備期間も10年程度と長く、制度として定期改訂協議の機会を確保いただくことで、過度なリスク費用の計上を避けることができると考えます。</p>	<p>事業の条件としてご理解ください。</p>
206	入札説明書	別紙3 3	サービス購入料の変更	50		<p>本事業の再整備期間は10年程度の長期間になります。そのため、あらゆるリスクを想定する必要がありますが、過度なリスク費の計上を避けるため、サービス購入料の変更について定期的に協議できる要件を追加いただけないでしょうか。</p>	<p>事業の条件としてご理解ください。</p>

No	資料名	項目番号	項目名	頁	行	質問内容	回答
207	入札説明書	別紙3 3	サービス購入料の変更	50		サービス購入料の改定について、定期的に改定に向けた協議が可能であるという建付けを追加頂けないでしょうか。再整備期間も10年程度と長期間に渡り、制度として定期改訂協議の機会を確保いただくことで、過度なリスク費用の計上を避けることが可能であるとする為、ご配慮頂きますよう、よろしくお願い致します。	事業の条件としてご理解ください。
208	入札説明書	別紙3 3	サービス購入料の変更	50		サービス購入料の改定につきまして、再整備期間が長い為、事業費の高騰に繋がってしまう過度なリスク費用計上を避ける観点から、定期的な改定に関する協議の場を設けて頂くことは可能でしょうか。	定期的な改定協議の場を設ける予定はありません。事業の条件としてご理解ください。

No	資料名	項目番号	項目名	頁	行	質問内容	回答
209	入札説明書	別紙3 3	サービス購入料の変更	50		サービス購入料改定について、定期的に改定にかかる協議ができるような機会の設定をご検討いただけないでしょうか。再整備期間が10年程度と長期に渡るため、事業環境が変化することが想定されます。	定期的な改定協議の場を設ける予定はありません。事業の条件としてご理解ください。
210	入札説明書	別紙3 3	サービス購入料の変更	50		サービス購入料の改定について、定期的に改定にかかる協議ができる建付けを追加いただけないでしょうか。再整備期間も10年程度と長く、制度として定期改訂協議の機会を確保いただくことで、過度なリスク費用の計上を避けることができると考えます。	定期的な改定協議の場を設ける予定はありません。事業の条件としてご理解ください。
211	入札説明書	別紙3, 3(1)オ、カ	サービス購入料Aの変更	51	5	サービス購入料Aが「不相当」又は「著しく不相当」となったことについて、具体的な基準等は設定せず、当事者が当該事象に該当すると判断した場合は、協議いただけるとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
212	入札説明書	別紙3 3(1)カ	サービス購入料Aの変更	51	8	本条文について、金利の急激な高騰もサービス購入料A変更の請求対象及び協議対象に含まれますでしょうか。足許で市場金利の上昇傾向が顕著になってきたことを踏まえれば、再整備期間中における金利の急激な高騰も協議対象としていただけるよう、ご検討よろしくお願いたします。	建中金利の高騰リスクは事業者の負担とします。
213	入札説明書	別紙3 3(1)カ	サービス購入料Aの変更	51	9	「著しく不相当」となる具体的な指標をご教示願います。	具体的な指標はありません。
214	入札説明書	別紙3 3(1)ケ	サービス購入料Aの変更	51	19	「著しく乖離」とありますが、著しいと判断する基準をご教示ください。	具体的な基準はありません。
215	入札説明書	別紙3 3(2)	サービス購入料の変更	51	19	「サービス購入料の改訂の指標が実態と著しく乖離している場合には、事業者は指標の変更を請求することができる」と記載がありますが、貴県が想定する実態と著しく乖離とはどの程度の乖離を想定されているかご教示ください。	具体的な基準はありません。
216	入札説明書	別紙3 3(2)	物価の変動によるサービス購入料B～Dの変更	51	26	2026年度以降のサービス購入料B～Dの改定に適用される年度平均値は、全事業期間を通じて、2025年度の「消費税を除く企業向けサービス価格指標(総平均)/日本銀行となりますか？	入札説明書52ページにおける計算式のとおり算出します。
217	入札説明書	別紙3 3(2)	物価の変動によるサービス購入料B～Dの変更	51	26	2026年度以降のサービス購入料B～Dの改定は、2025年度の「消費税を除く企業向けサービス価格指標(総平均)/日本銀行」との比較により条件を満たした場合、次年度のサービス購入料を対象として毎年度実施することになりますか？	入札説明書52ページにおける計算式のとおり算出します。

No	資料名	項目番号	項目名	頁	行	質問内容	回答
218	入札説明書	別紙3 3(2)	物価の変動によるサービス購入料B～Dの変更	51	27	サービス購入料B～Dについて、下表「サービス購入料の改定の指数」において消費税を除く企業向けサービス価格指数(総平均)/日本銀行を用いるとありますが、サービス購入料B～Dの中身はほぼ人件費であるので、人件費の変動について、より実勢状況の反映ができるP55の16行にある運営期間の利用料金の人件費と同じ指数にしていだけないでしょうか。	原案のとおりとします。
219	入札説明書	別紙3 3(2)	物価の変動によるサービス購入料B～Dの変更	51	27	サービス購入料B～Dについて、人件費・保守点検費と修繕費・更新費についてP55のイの運営期間の利用料金の改定で参照する指標と同様の細分化した物価改定対象項目・指数/公表者としていただけないでしょうか。ただし、保守点検については実質人件費ですので、物価指標④は人件費とおなじ物価指数①としていただけないでしょうか。	原案のとおりとします。
220	入札説明書	別紙3 3(2)	物価の変動によるサービス購入料B～Dの変更	51	注53	初回の改定の機会は26年度開始早々に行われ、25.4-26.3の指数平均値を24.1-24.12の指数平均値で除した値が±1.5%を超えて変動したときに、26年度のサービス購入料を変更させるという理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。 なお、例示いただいたケースにおいて、改定するのは「26年度のサービス購入料」ではなく、「26年度以降、次の改定が行われるまでのサービス購入料」となります。
221	入札説明書	別紙3 3(3)	物価変動によるサービス購入料E～Gの変更	52		サービス購入料Aに関しては建設工事費デフレーターを指標とされていますが、物価変動による変更については全て協議により指標を変更できないでしょうか。	指標値の変更は入札説明書別紙3-3(1)を除き、予定しておりません。
222	入札説明書	別紙4	利用料金の構成項目	53	4	利用料金の構成項目にある「償却費」については、「運営期間中の新施設の更新に係る資産の減価償却費」という説明が記載されていますが、新施設以外の「追加投資」の償却費についてはどの構成項目で取り扱うことになりますでしょうか。効率化等を目的とした追加投資を提案した場合に、履行責任を伴うものであれば、物価改定の対象として取り扱うべきと考えますが、「償却費」の構成項目で取り扱うことは認められますでしょうか。	利用料金は追加投資を行わない前提で提案してください。「物価改定の対象として取り扱うべき」とする考え方が明確であれば、認められるか否かを判断します。
223	入札説明書	別紙4 1(1)	利用料金の構成項目	53	-	事業報酬は物価改定対象ではないとされておりませんが、その内、支払利息は、足許で市場金利の上昇傾向が顕著になってきたことを踏まえれば、金利変動の影響を受ける支払利息を利用料金の改定対象に含めていただく、もしくは「別紙3 3(1)カ」のような条文を別途入れていただくよう、ご検討よろしくお願いたします。	原案のとおりとします。

No	資料名	項目番号	項目名	頁	行	質問内容	回答
224	入札説明書	別紙4 1(2)	固定料金及び変動料金単価	54	1	費用構成項目の固定料金と変動料金の振分については、事業者の提案によって決められると考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
225	入札説明書	別紙4 1(2)	固定料金及び変動料金単価	54	1	事業者が提案する固定料金及び変動料金単価について、水道及び工業用水道ともに、固定料金と変動料金単価の割合に関する下限値及び上限値等の条件設定はない認識でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
226	入札説明書	別紙4 2	利用料金の計算	54	3	水道・工業用水道のそれぞれの実績送水量について、測定地点や測定方法などの言葉の定義を教えてください。	水道の料金算定における実績送水量については、運営権設定対象施設となる豊橋浄水場及び豊橋南部浄水場から、受け持つ供給点または、隣接する豊川浄水場系統に実際に送水した水量を示します。水量の計測は、豊橋浄水場再整備業務により設置される流量計または既存の流量計によるものを想定していますが、詳細については、県と事業者の協議により決定します。
227	入札説明書	別紙4 2(2)	工業用水道の利用料金	54	11	「契約水量」について、応札前に開示可能な情報はありますか。実績送水量と契約水量を比較したとき、常態としてはどちらが多いでしょうか。また、契約水量と貴県から教示いただいている想定送水量は近似値でしょうか。	水道における想定送水量、工業用水における契約水量の詳細については、守秘義務対象資料として提示する予定です。
228	入札説明書	別紙4	利用料金の支払方法	54		本事業の運営期間は20年程度の長期間になります。そのため、将来的に事業環境の変化が考えられるため利用料金の改定について定期的に協議できる要件を追加いただけないでしょうか。	事業の条件としてご理解ください。
229	入札説明書	別紙4	利用料金の支払方法	54		利用料金の改定について、期的に改定に向けた協議が可能であるという建付けを追加頂けないでしょうか。運営期間は20年程度と長期に渡り、将来の事業環境の変化が大きく変わる可能性があると考え、ご配慮頂きますよう、よろしくお願い致します。	事業の条件としてご理解ください。
230	入札説明書	別紙4	利用料金の支払方法	54		利用料金の改定につきまして、20年程度と長期の運営期間となっており、将来の社会環境・事業環境の変化も想定されることから、定期的に改定に関する協議の場を設けて頂くことは可能でしょうか。	定期的な改定協議の場を設ける予定はありません。事業の条件としてご理解ください。
231	入札説明書	別紙4	利用料金の支払方法	54		利用料金改定について、定期的に改定にかかる協議ができるような機会の設定をご検討いただけないでしょうか。運営期間が20年程度と長期に渡るため、事業環境が変化することが想定されます。	定期的な改定協議の場を設ける予定はありません。事業の条件としてご理解ください。
232	入札説明書	別紙4	利用料金の支払方法	54		固定料金及び変動料金の単価は20年間一定の金額でなければならないでしょうか。事業計画に合わせて固定料金の年額及び変動料金の単価を数年単位で設定する(例えば、5年間は○円、次の5年間は●円等)提案を可能にいただけないでしょうか。	原案のとおりとします。

No	資料名	項目番号	項目名	頁	行	質問内容	回答
233	入札説明書	別紙4	利用料金の支払方法	54		利用料金の改定について、定期的に改定にかかる協議ができる建付けを追加いただけないでしょうか。運営期間は20年程度と長期であり、将来の事業環境の変化が想定されます。	定期的な改定協議の場を設ける予定はありません。事業の条件としてご理解ください。
234	入札説明書	別紙4 1 (1)	利用料金の構成	54		利用料金の構成項目の中の償却費について、「運営期間中の新施設の更新に係る資産の減価償却費」とありますが、開業費や創立費に係る償却費はその他営業費用に含めるか、「償却費」の項目を細分化すればよろしいでしょうか。	開業費や創立費に係る償却費が運営期間にも計上される場合は、提案者の判断によりますが、その他営業費用に含めることが適当と考えられます。
235	入札説明書	別紙4	利用料金の支払方法	55	3	利用料金の改定について、定期的に改定にかかる協議ができる建付けを追加をお願い致します。運営期間は20年程度と長期であり、将来の事業環境の変化が想定されます。	事業の条件としてご理解ください。
236	入札説明書	別紙4、3	利用料金の改定	55	3	別紙4に従って利用料金が改定された場合は、利用料金の上限額(図表10)は適用されないでしょうか。	利用料金の上限額は適用しません。
237	入札説明書	別紙4の3(1)	物価変動による改定	55	4	物価変動による利用料金の改定について、以下ご教示ください。 ・県及び事業者による合意がとれ次第、年度の途中であっても改定可能という理解でよろしいでしょうか ・改定の回数には制限がないという理解でよろしいでしょうか	ご理解のとおりです。
238	入札説明書	別紙4 3(1)ア	初回の検討	55	10	「条件を満たす都度、利用料金を改定する」とありますが、条件を満たす場合、年1回を超えた回数(最大で毎月)で、利用料金は改定されるという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
239	入札説明書	別紙4 3 (1)イ	参考する指標	55	25	保守点検費について指標は物価指数④とされていますが、保守点検費は実質人件費ですので、物価指標①に変更いただけませんか。	原案のとおりとします。
240	入札説明書	別紙4 3(1)ウ	物価変動比率	56	14	対象項目が合計額に占める割合が事業期間中、当初の金額のままになっています。その場合1(※1)の割合を前回改定時の比率にするか、再整備期間の物価精算の手法と同様に2(※3)の平均値の対象期間を2024年12月から過去1年間のへ近値を基準にし、物価変動率には初回の合計額をもとに算出していただくをお願いします。利用料金の改定に伴い、対象項目の費用の比率が変化するなかで、物価の精算が適切に行われないうえに事業リスクが発生することを防止するため、ご検討よろしくをお願いします。	原案のとおりとします。

No	資料名	項目番号	項目名	頁	行	質問内容	回答
241	入札説明書	別紙4	需要変動への対応	56	27	工業用水道は実績送水量が契約水量を一定量下回るとのご説明を入札説明書一式に関する説明会にてございましたが、将来の契約水量の変更(企業の撤退等)による利用料金への影響に対する考慮を含められるようお願い致します。	事業の条件としてご理解ください。
242	入札説明書	別紙4 3(2)	需要変動への対応	56	27	運営期間中、水道の年間実績送水量が、県が関連資料集に示す当該年度の水道の想定送水量と比較して20%を超え手変動した場合とありますが、どのような理由で20%としたのでしょうか？	本事業では利用料金において、固定料金を設定し、給水量によらず一定の費用回収を可能としており、事業者における給水量変動のリスクは低減しているものと考えます。とはいえ、過剰な変動があった場合、変動料金収入に係る給水量変動リスクが増大しますので、20%という基準を設定し、変動した場合の対応を位置付けたものです。
243	入札説明書	別紙4 3 (2)	需要変動への対応	56	27	「運営期間中、水道の年間実績送水量が、県が関連資料集に示す当該年度の水道の想定送水量と比較して20%を超えて変動した場合、県及び事業者は必要な措置について協議を行います。」とありますが、先行する上下水道分野でのコンセッション事業では、協議開始の閾値を5%程度に設定しているケースが多く、本件においても同様の水準での設定をお願いいたします。	事業の条件としてご理解ください。 なお、本事業では利用料金において、固定料金を設定し、給水量によらず一定の費用回収を可能としており、先行するコンセッション事業と料金制度が異なることから協議開始の閾値の考え方が異なります。
244	入札説明書	別紙4 3(2)	需要変動への対応	56	28	年間送水量が想定送水量と乖離した場合の「必要な措置」について、合理的に必要である場合は利用料金を改定していただけるものと理解して相違ありませんでしょうか。	必要な措置を協議しますが、対応策は利用料金の改定に限るものではありません。
245	入札説明書	別紙4の 3(2)	需要変動への対応	56	28	県の想定送水量と比較して20%を超えて変動した場合、必要な措置について協議とされていますが、具体的なリスク分担の考え方についてお示しいただけますでしょうか。  また、例えば、運営期間の開始時において、工業用水道ユーザー企業の事情により、事業提案時には双方想定できない実水量や契約水量の減少が生じた場合、貴県の負担とすることは可能でしょうか。	水道用水供給事業において20%を超えて需要が変動した場合は、二部料金制により事業者のリスクを軽減しているとはいえ、事業者の経営に予期せぬ悪影響が生じるおそれがないとは限らないため、必要な措置を協議することとしているもので、具体的に想定している措置はありません。 工業用水道事業においては、本事業全体での利用料金の割合が小さく、かつ、工業用水道の利用料金における固定料金収入の割合が大きくなるものと想定しており、著しい需要変動によるリスク分担を定めていません。
246	入札説明書	別紙4 3 (2)	需要変動への対応	56		需要変動への対応について、「県が示す年度の水道の想定送水量と比較して、20%を超えて変動した場合、県及び事業者は必要な措置について協議を行う」とありますが、20%の設定根拠をご教示いただきたいです。また、過去の予定送水量と実績送水量は、最大何%乖離していますでしょうか。	水道用水供給事業において20%を超えて需要が変動した場合は、二部料金制により事業者のリスクを軽減しているとはいえ、経営に予期せぬ悪影響が生じるおそれがないとは限らないため、必要な措置を協議することとしております。 なお、過去における予定送水量を定めていないため、実績送水量との乖離は不明です。

No	資料名	項目番号	項目名	頁	行	質問内容	回答
247	入札説明書	別紙4 3 (2)	需要変動への対応	56		豊橋南部浄水場に運営権を先に設定することを検討するためには、豊橋南部浄水場のみの利用料金の算定が必要になることから、見込水道送水量について、豊橋浄水場と豊橋南部浄水場の内訳をご教示いただけますでしょうか。	想定水量の詳細については、守秘義務対象資料として提示する予定です。
248	入札説明書	別紙4 3 (2)	需要変動への対応	56		需要変動への対応について、水道のみの規定かと思いますが、工業用水に対する需要変動への対応も検討いただけませんか。	原案のとおりとします。
249	入札説明書	別紙5	保険	58		別紙5に記載されている以外の条件(免責額など)は事業者が任意に保険会社との間で決定できるのでしょうか。	ご理解のとおりです。
250	要求水準書	第1_1(6)イ	対象施設	5	1	再整備期間中の既存施設の利用調整については、事業者側で維持管理側との調整後、貴県との協議という理解でよろしいでしょうか。	再整備期間中の既存施設の利用調整については、県と事業者との協議によります。
251	要求水準書	第1 1 (6)カ	三河排水処理PFI事業との区分	6	23	脱水設備障害に限らず、三河排水処理PFI事業の脱水ケーキ再生利用業務に障害がきたす場合についても、帰責者が本事業の事業者であれば当該事業者が費用負担するとの理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
252	要求水準書	第1 1 (6)カ	三河排水処理PFI事業との区分	6	29	ケーキヤードにおける障害に限らず、三河排水処理PFI事業の脱水ケーキ再生利用業務に障害がきたす場合についても、帰責者が本事業の事業者であれば当該事業者が費用負担するとの理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
253	要求水準書	第1 1(7)	事業期間	7	1	「再整備期間は、特定事業契約の締結日(以下、「運営開始日」という。)の翌日から、運営開始予定日の前日(以下、「本事業開始日」という。)までとする。」とありますが、「特定事業契約の締結日」を本事業開始日、「運営開始予定日の前日」はそのまま運営開始予定日の前日と読み替えてよろしいでしょうか。	要求水準書第1,1(7)の「豊橋浄水場再整備等事業特定契約(以下、「特定事業契約」という。)の締結日(以下、「運営開始日」という。)の翌日から、運営開始予定日の前日(以下、「本事業開始日」という。)までとする」を「豊橋浄水場再整備等事業特定契約(以下、「特定事業契約」という。)の締結日の翌日(以下、「本事業開始日」という。)から、運営開始予定日の前日までとする」に修正します。
254	要求水準書	第1-1(7)	事業期間	7	3	特定事業契約の締結日を運営開始日と定義されておりますが、「本事業開始日」ではないかと思料いたします。また運営開始日の前日についての定義は誤りであると思われ、また不要ではないでしょうか。念のためご確認をよろしく願いいたします。	要求水準書第1,1(7)の「豊橋浄水場再整備等事業特定契約(以下、「特定事業契約」という。)の締結日(以下、「運営開始日」という。)の翌日から、運営開始予定日の前日(以下、「本事業開始日」という。)までとする」を「豊橋浄水場再整備等事業特定契約(以下、「特定事業契約」という。)の締結日の翌日(以下、「本事業開始日」という。)から、運営開始予定日の前日までとする」に修正します。
255	要求水準書	第1 2(2)カ	カーボンニュートラルの推進	15	11	「再生可能エネルギー由来の電力の調達」を検討する上で豊橋浄水場及び豊橋南部浄水場の使用電力30分デマンド値を公表して頂けないでしょうか。	開示は予定していません。事業提案書作成に必要な資料であれば、個別対話等にて提供を求めることとしてください。

No	資料名	項目番号	項目名	頁	行	質問内容	回答
256	要求水準書	1(4)	守秘義務の順守	15	21	秘密保持義務が永久に存続すると理解しますが、契約終了後受領した秘密情報を破棄するまでの期間という認識でよろしいでしょうか。	秘密情報の破棄如何にかかわらず、秘密保持義務は基本協定の有効期間の終了後も存続します。
257	要求水準書	第1 2(5)ア	処理水量と処理水質	15	28	処理水量と処理水質について「本事業において、再整備後の豊橋浄水場に求める施設能力は、88,000m <sup>3</sup> /日とし、事業者は豊橋浄水場水安全計画に示す評価基準値を達成できるよう水処理を行うこと」とありますが、計画一日平均および計画一日最小の給水量はインフォメーションパッケージで提供された「豊橋浄水場日報」「豊橋浄水場管理月報」の実績値から事業者が計画するという理解でよろしいでしょうか。	概ねご理解のとおりです。 想定水量の詳細については、守秘義務対象資料として提示する予定です。
258	要求水準書	第1 2(5)ア	処理水量と処理水質	15	28	処理水量と処理水質について「本事業において、再整備後の豊橋浄水場に求める施設能力は、88,000m <sup>3</sup> /日とし、事業者は豊橋浄水場水安全計画に示す評価基準値を達成できるよう水処理を行うこと」とありますが、薬品などの維持管理費は計画一日平均給水量にて算出するのが一般的です。維持管理費を算出するための水量設定は事業者提案という理解でよろしいでしょうか。	想定水量の詳細については、守秘義務対象資料として提示する予定です。
259	要求水準書	第1 2 (5)	再整備後の施設能力	15	29	「再整備後の豊橋浄水場に求める施設能力は、88000m <sup>3</sup> /d」とあります。敷地狭量の事から、例えば「ろ過池新設」→「既設ろ過池撤去」→「既設ろ過池に沈でん池新設」等を繰り返す、スクラップアンドビルドを行わざるを得ません。この場合、施設能力88000m <sup>3</sup> /dのろ過池を新設した時点で、再整備期間中であつたとしても、浄水場全体の施設能力は88000m <sup>3</sup> /dとなります。要求水準では再整備「後」とありますが、再整備「中」でも施設能力が88000m <sup>3</sup> /dとなること、ご了解ください。でなければ、既設と同じ規模の新設を作らざるを得なくなり、ひいては施設能力88000m <sup>3</sup> /dの浄水場を作る再整備事業ではなくなってしまう。	再整備期間中の施設能力については、要求水準書42ページ図表17における浄水・送水施設能力等エの記載のとおりです。

No	資料名	項目番号	項目名	頁	行	質問内容	回答
260	要求水準書	2)	土木構造物・設備の耐用年数	16	10	2024年11月に公表されました質疑回答366において「土木構造物や建築構造物、設備の構造形式などの具体的な指定はなく、法定耐用年数を確保する仕様と示されております。構造形式により法定耐用年数が異なります。法定耐用年数が長いものを提案すると高く評価されるでしょうか。」の質問に対して「詳細については、入札説明書等公表時に示す予定です。」と回答がありました。今回、価格点の配点が大きいため、法定耐用年数が短くてもコストを抑える提案や、設備の大規模更新が本事業期間終了1年後の直後になってもコストを抑えた提案が大きく評価されるかと思えます。長期的な視点から、耐用年数が長く大規模更新を必要とする期間を長く取れる構造を提案した際は評価いただけるのでしょうか。	評価の基準は落札者決定基準 4審査方法のとおりです。
261	要求水準書	第1 2(5)ウ	土木構造物・設備の耐用年数	16	27	本事業期間終了後1年以内に運営権設定対象施設に更新の要を生じた場合であっても、事業者は自己に帰責事由がない限り責任を負わない旨ご回答いただいております(「豊橋浄水場再整備等事業実施方針」に関する質問No.411に対するご回答)。土木建築物等に関して、本事業期間終了後1年以内に要求水準書所定の性能を下回った場合も同様に、事業者は自己に帰責事由がない限り(修繕等の)責任を負わないものと理解して相違ありませんでしょうか。	ご理解のとおりです。
262	要求水準書	第1-2(6)	委託に関する事項	17	3	「統括運營業務については、委託等を禁ずる」とされておりますが、2024/11/29付け質問回答No367のとおり、「統括運營業務」のうち、意思決定やマネジメントに係る部分を事業者が担っているのであれば、一部を委託等することは問題ないとの理解でよいでしょうか。	ご理解のとおりです。
263	要求水準書	第1 2(6)	委託に関する事項	17	8	豊橋市に一部業務の委託を検討する場合、提案時には豊橋市と協議が終了し、豊橋市の承諾を得ておく必要があるのでしょうか。	豊橋市への業務委託を含め、全ての業務の発注先を事業提案時に提出いただく必要はありませんが、協議の成立が確実なものをご提案ください。
264	要求水準書	第1 2 5	遵守すべき関係法令等	18	2	「必要な関係法令、条例、規則及び要項を遵守すること」とあります。例えば「水道施設設計指針(公益社団法人 日本水道協会)」では「〇〇が望ましい」と書かれており、すなわち望ましいものの必須ではない記載が多々あります。このような事例につきまして「望ましいものは採用することが要求水準」という判断になりますと、事業者の創意工夫が発揮できません。当該事項につきましては、あくまで事業者提案を重視するという考え方でよろしいでしょうか。	概ねご理解のとおりです。各種指針等において「望ましい」とされている部分においては、その背景を正しく認識する必要があると理解しています。例えば、「安全性を担保するため〇〇とすることが望ましい」というものであれば、安全性の担保がなされた上で事業者の提案を重視する考えです。

No	資料名	項目番号	項目名	頁	行	質問内容	回答
265	要求水準書	第1 4	遵守すべき関係法令等	18	7	厚生労働省が公表している「水道分野の経済安全保障に係る特定重要設備の導入又は重要維持管理等の委託に関する導入等計画書作成・届出ガイドライン(第1版)」に準じて、導入計画書の作成、届出を愛知県が実施するとの理解でよろしいでしょうか。また、豊橋浄水場ならびに豊橋南部浄水場は、愛知県の用水供給事業の全ての浄水施設の1日当たりの浄水能力を合計して得た数の95%に達するまでの浄水場の範囲内でしょうか。	ご理解のとおりです。 なお、豊橋浄水場、豊橋南部浄水場は、いずれも愛知県水道用水供給事業の全ての浄水施設の1日当たりの浄水能力を合計して得た数の95%に達するまでの浄水場の範囲内に入る浄水場となります。
266	要求水準書	第1-4	遵守すべき関係法令等	18	13	経済安全保障推進法に基づく手続きについて、2024/11/29付け質問回答No375のとおり、貴県が作成された資料を共有いただいただけと理解しておりますが、既に作成された資料があれば守秘義務対象資料のひとつとして提供いただけないでしょうか。	作成した資料はありません。
267	要求水準書	第2 9(2)	エネルギーの管理	18	21	本事業の対象施設の現況において、エネルギー使用の合理化に関する法律における特定対象事業者特定事業者、特定連鎖化事業者又は認定管理統括事業者(管理関係事業者を含む)となりますでしょうか？また、豊橋浄水場や豊橋南部浄水場は現況において、エネルギー指定管理工場等の指定を受けておりますでしょうか。	両浄水場ともエネルギー指定管理工場等の指定は受けていません。
268	要求水準書	第1 5	適用する仕様書等	19	25	企業庁殿の近年の仕様書発注工事におきまして横流式沈殿池では洗浄モニタが特記仕様書等で設置を義務付けられております。今回、要求水準書本文や適用する仕様書等として挙げられております 設計基準 ならびに 土木工事共通仕様書【追録】水道工事編(愛知県企業庁) でも 洗浄モニタ に関する記述は御座いません。横流式沈殿池に 洗浄モニタを設置しなければならない義務は無いが事業者が提案内容に洗浄モニタを含めても構わないという理解でよろしいでしょうか。	要求水準書のとおりであり、洗浄モニター設置を義務としていません。 しかしながら事業者が自ら運営することを鑑み、池上構造物の維持管理性を踏まえて設置する提案を否定するものではありません。
269	要求水準書	第2 2(3)	中期事業計画書に関する事項	23	6	「各業務に従事する人員数を記載」とございますが、各業務とは要求水準書第2の統括運營業務1~13の業務であるとする、各業務を専属で配置ではなく兼務の場合どのように記載すればよろしいでしょうか。また、状況に応じて人数変更することも考えられますが、その場合は都度報告が必要でしょうか。	兼務がある場合、その旨をご記載ください。人数に変更があった場合には、都度報告は必要なく、各種報告書提出の際に、その旨をご報告ください。
270	要求水準書	第2 2(4)	年間事業計画書に関する事項	23	15	「各業務に従事する人員数を記載」とございますが、各業務とは要求水準書第2の統括運營業務1~13の業務であるとする、各業務を専属で配置ではなく兼務の場合どのように記載すればよろしいでしょうか。また、状況に応じて人数変更することも考えられますが、その場合は都度報告が必要でしょうか。	兼務がある場合、その旨をご記載ください。人数に変更があった場合には、都度報告は必要なく、各種報告書提出の際に、その旨をご報告ください。

No	資料名	項目番号	項目名	頁	行	質問内容	回答
271	要求水準書	図表13	各業務における区分経理	25		運営期間中の区分経理にあたって、現在県が行っている区分経理の方法、配賦計算の考え方等について、事業者の問い合わせに対応いただけると考えてよいでしょうか。	ご理解のとおりです。
272	要求水準書	第2 3(2)図表13	各業務における区分経理	25	図表	図表に「工業用水水道事業工業用水」と記載がありますが、「工業用水道事業」の誤りでしょうか。	要求水準書第2. 3(2)図表13の「工業用水水道事業工業用水」を「工業用水道事業」に修正します。
273	要求水準書	第2 3(2)図表13	各業務における区分経理	25	図表	図表に「再整備期間において水道用水供給事業と工業用水道事業の事業毎に区分経理を求めない。」と書かれておりますが、様式集及び記載要領の様式G-2-3とG-2-4では、再整備期間においても事業毎の収支を求められております。矛盾していませんか。	事業実施段階では、要求水準に定めるとおり再整備期間の区分経理を求めておらず、提案評価上は様式で区分を求めているとご理解ください。
274	要求水準書	第2 3(2)図表14	総務・経理業務	26		キャッシュ・フロー計算書は金融商品取引法により上場企業には作成が義務付けられておりますが、それ以外は作成が任意かと思えます。実務上、キャッシュ・フロー計算書の作成は手間と費用を要することから県への提出資料から削除いただくことは可能でしょうか。キャッシュ・フロー計算書を作成しなくとも、資金繰りの検討は可能である理解でして、経理業務の中で実施いたします。	SPCの経営状態を把握するために必要なため、キャッシュフロー計算書の提出は義務とします。
275	要求水準書	第2 3(2)図表15	総務・経理業務	27		四半期ごとに報告する財務指標の中にDSCRがございますが、外部の金融機関から借入を行わない場合(例えば株主ローン借入のみ)は、DSCRは報告不要となりますでしょうか。	ご提示いただいたケースにおいては、DSCRの報告は不要となりますが、外部の金融機関から借入を行っていない旨については、報告してください。
276	要求水準書	第2 5(2)	コストマネジメントの手法	28	24	「自ら提案するコストマネジメントの手法」とございますが、提案書にこの旨を記載するという認識でよろしいでしょうか。	事業提案書において、コストマネジメントの手法を記載した場合には、提案した手法の実施を求めます。提案書への記載については落札者決定基準をご確認ください。
277	要求水準書	第2 8(2)	調整及び協力が必要な業務	30	23	「豊橋市との調整」として想定される事項はどのようなものがありますでしょうか。また、豊橋市に一部業務の委託を検討する場合、提案時には豊橋市と協議が終了し豊橋市の承諾が必要になりますでしょうか。	「豊橋市との調整」とは「第6 小鷹野浄水場に関わる業務」の実施にかかる調整を示します。豊橋市への業務委託を含め、全ての業務の発注先について事業提案時までには承諾を得ておく必要はありません。
278	要求水準書	9(1)	基本的な考え方	31		豊橋浄水場及び豊橋南部浄水場における電力使用量について、30分値使用電力量をご教示ください。電力の契約料金(単価等)についても可能な範囲で詳細をご教示ください。	開示は予定していません。事業提案書作成に必要な資料であれば、個別対話等にて提供を求めることとしてください。
279	要求水準書	第2 9(4)	燃料転換等に関する検討	32	16	「重油等を利用している主要設備」にはどのような設備がございますでしょうか。	現状、豊橋浄水場で用いている設備としては、自家発電設備が該当します。

No	資料名	項目番号	項目名	頁	行	質問内容	回答
280	要求水準書	第2、12(1)	基本的な考え方	34	21	事業者と直接的な雇用関係にある必要がある人員は、統括運営責任者、豊橋浄水場等責任者、豊橋南部浄水場等責任者及び場外管路責任者の4名のみであり、それ以外の人員については外部委託によって配置することも可能との理解でよろしいでしょうか(委託禁止業務は除きます)。	水道法第24条の7に定める水道施設運営等事業技術管理者も直接的な雇用関係がある必要があります。
281	要求水準書	第2 12(2)ア	統括運営責任者の配置	34	29	統括運営責任者は、豊橋浄水場等責任者や豊橋南部浄水場等責任者、場外管路責任者との兼務は可能でしょうか？	統括運営責任者との兼務はできません。
282	要求水準書	第2,12(2)ウ	責任者の配置	35	7	統括運営責任者の変更について、当初の選任時において貴県の承諾が必要とされていない点(要求水準書34頁12(2)ア)や、不適切な人選については変更請求権が確保されている点(特定事業契約書(案)第23条第1項)に鑑み、貴県のご承諾は不要としていただきたく、お願いいたします。	要求水準書第2. 12(2)の「統括運営責任者を変更する場合は、新たな統括運営責任者の勤務開始日までに、速やかに県に説明し、県に報告すること」を「統括運営責任者を変更する場合は、新たな統括運営責任者の勤務開始日までに、速やかに県に報告すること」に修正します。
283	要求水準書	第2 12(3)ア	水道施設運営等事業技術管理者の配置	35	25	水道施設運営等事業技術管理者は、SPCとして1名配置の理解でよろしいでしょうか？また、水道施設運営等事業技術管理者は、統括運営責任者や豊橋浄水場等責任者、豊橋南部浄水場等責任者、場外管路責任者との兼務は可能でしょうか？	水道施設運営等事業技術管理者は運営期間中に1名を配置し、事業者と直接的な雇用関係がある必要があります。また、水道施設運営等事業技術管理者は統括運営責任者、豊橋浄水場等責任者、豊橋南部浄水場等責任者及び場外管路責任者との兼務が可能です。
284	要求水準書	第2 12(3)ア	水道施設運営等事業技術管理者の配置	35	26	水道施設運営等事業技術管理者は、豊橋浄水場再整備業務期間中の配置は不要と考えてよろしいでしょうか。	再整備期間中に運営権を設定しなければ水道施設運営等技術管理者の配置は不要です。
285	要求水準書	第2 13(1)	ファシリテーター	36	19	ファシリテーターは、事業者側から選任されることはないとの理解でよろしいでしょうか。	原則として想定しておりません。
286	要求水準書	第2 14(2)ア	施設等の引渡し	38	11	「本事業期間終了時に、...施設等を引き渡すこと。」とございますが、県の責任範囲における修繕及び更新における不行き届きがある場合、当該箇所についてはこの限りではないとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
287	要求水準書	第3 1(2)イ	地下埋設物調査場内配管図別紙4	40	21	新設場内配管は、別紙4の場内配管図(現状)に示されている、既設の管種に合わせる必要はありますか。(管種の指定はございますか。)	新設場内配管における管種の指定はありません。

No	資料名	項目番号	項目名	頁	行	質問内容	回答
288	要求水準書	第3 1 (2) ウ	地質調査	40	22	インフォメーションパッケージVol.1にて既存ボーリングの柱状図が示されておりますが、これら以外の柱状図は存在しないでしょうか。浄水場敷地内だけでなく、近隣のものでも構いません。不鮮明であることも含め既存柱状図では情報が限られており、事前調査による結果次第では設計(とくに土留め計画、地下水位低下工法)の大幅な変更が発生する恐れがあります。	インフォメーションパッケージ(vol.2)において、地質調査結果をお示しておりますのでご確認ください。
289	要求水準書	第3 1(2)	事前調査	40	7	「事業者は設計、工事の前に事前調査を実施すること」とあります。事前調査で新たに判明した事実に対して提案設計から変更が生じる場合、費用の増減に対する協議に応じて頂けるでしょうか。	新たに判明した事実について、変更が必要となった場合には協議に応じる想定です。
290	要求水準書	第3 1 (3)	設計	41	5	契約後に受注者が実施する詳細設計が終了し、数量が確定した時点で、受注者が工事費内訳書を提出し、種別/再別毎の単価などについて、工事に着手する前に貴県と事業者が協議の上合意する、というのが通常の設計・施工一括案件の流れかと思えます(国交省設計・施工一括及び詳細設計工事発注方式実施マニュアル第4.6項設計変更・単価合意マニュアルを参照)。本事業に置きましては、スクラップアンドビルドとなりますので、ろ過池工事、沈でん池工事など複数の設備工事が連続していく印象です。全設備ではなく、各設備工事毎に詳細設計完了し、工事に着手していく事が現実的かと思えます。よろしかったでしょうか。	ご理解のとおりです。各設備工事毎に設計、工事と段階的に進めていただくことを想定しています。
291	要求水準書	第2 3(3)	設計	41	5	新設管路を設計するにあたり、管種(鋼管・鋳鉄管等)規定があればご教示ください。	新設場内配管における管種の指定はありません。
292	要求水準書	第2 3(3)	設計	41	5	豊橋浄水場現状の雨水・汚水・水道等埋設図の提示いただけないでしょうか。	既存の完成図書にてご確認ください。 (既存の完成図書は過去に閲覧・貸出の機会を設けています。また、資格審査通過者を対象に同様の機会を設ける予定です。)
293	要求水準書	第3 1(3)ア	基本的な考え方	41	14	既存施設を運用しながらの再整備するにあたり、各施設の切替え工事等において既設管バルブ操作を行う必要がありますが、全ての既設管バルブの開閉動作(閉の場合は完全止水)は可能であるものとしてご提案させていただきます。実際の施工時にて開閉動作(閉の場合は完全止水)が不可能であり、別途の不断水バルブ工事等や工程遅延により事業費が増加する場合は設計変更の対象になるとの理解でよろしいでしょうか。	インフォメーションパッケージにおいて、豊橋浄水場バルブ操作履歴をお示しておりますのでご確認ください。 なお、ご指摘の増加費用については、特定事業契約書(案)第37条第4項に定義する契約不適合に該当する場合、同条第5項に基づき県が負担します。

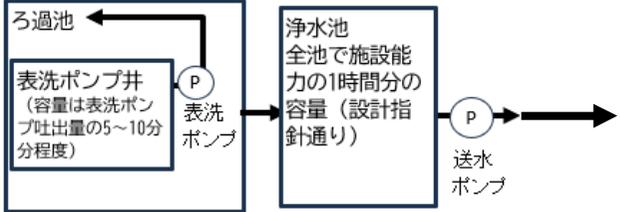
No	資料名	項目番号	項目名	頁	行	質問内容	回答
294	要求水準書	第3 1(3)ア(イ)	既存施設を運用しながらの再整備	41	21	一時的な能力減少が許容されていますが、その減少量は貴県との調整により決定されると記載があります。しかし、再整備において既存浄水場の運転を継続しつつ新施設への切替の設計を進めるためには、提案段階においても具体的な能力減少可能量をご提示いただく必要があります。切替計画等の実現性を評価するためにもこの条件は重要であると考えるので、条件の提示をお願いいたします。	能力減少可能量については、要求水準書42ページ図表17における浄水・送水施設能力等エの記載のとおりです。
295	要求水準書	第3 1(3)ア(エ)	再整備に当たっての公聴会の開催等	41	32	提案設計の内容について、公聴会を開催した結果、提案設計の内容の見直しが必要となった場合、設計内容の見直し及び見直しに伴う建設費の増額などに対しては、設計変更の対象になるとの理解でよろしいでしょうか。	事業者が提供するサービス内容に起因するかによります。事業者の事由によるものでない場合については県がリスクを負うことを想定しています。
296	要求水準書	第3 1(3)イ	各施設の要求水準	42	10	構造物撤去について「既存施設(再整備対象)の構造物は全て撤去すること」とありますが、事業者選定後の試掘調査や施工時において提案時に提示された資料との相違があり撤去に要する事業費が増加する場合は設計変更の対象になるとの理解でよろしいでしょうか。	概ねご理解のとおりです。 なお、資料に記載が無くても、社会通念上、当然に存在が推察できるものは除きます。
297	要求水準書	第3 1(3)イ	各施設の要求水準	42	10	構造物撤去について「ただし撤去に伴い地盤沈下等周辺環境への影響が懸念される場合に限り」との記載がありますが、この周辺環境への影響の懸念についての判断は、誰がするのでしょうか。貴県の判断によるものなのか、豊橋市の判断によるものなのか、または事業者の判断によるものなのか、判断者についてご教示ください。	廃掃法に基づく判断責任を事業者が負い、基本的に事業者が判断することを想定しています。 ただし、必要に応じて県や市に対して相談を行ってください。
298	要求水準書	第3 1(3)イ	各施設の要求水準	42	10	構造物撤去について「既存施設(再整備対象)の構造物は全て撤去すること。ただし撤去に伴い地盤沈下等周辺環境への影響が懸念される場合に限り、廃掃法に準拠の上、残置することを認める。」と記載がありますが、提案時において地盤沈下等周辺環境への影響を加味し、廃掃法に準拠していることを確認し、残置可否を判断することは、貴県と事業者ともに困難であると思慮します。提案時における残置の有無は事業者提案となりますが、事業開始後に廃掃法上の観点により撤去が必要となった場合には、当該費用を貴県にて追加負担いただけないでしょうか。	廃掃法に基づく判断責任を事業者が負い、基本的に事業者が判断することを想定しています。 ただし、必要に応じて県や市に対して相談を行ってください。

No	資料名	項目番号	項目名	頁	行	質問内容	回答
299	要求水準書	第3 1 (3)イ	構造物撤去	42	10	既設構造物及びそれに付属する設備の数量はどのグループが実施しても同じはずです。一方、施工方法及び金額については、事業者の創意工夫が発揮されます。公平な評価及び工事精算が行われるために、数量の提示が必要と考えます。また、提示ができないのであれば、理由をご教授ください。	既存の完成図書にてご確認ください。 (既存の完成図書は過去に閲覧・貸出の機会を設けています。また、資格審査通過者を対象に同様の機会を設ける予定です。)
300	要求水準書	第3 1(3)イ	各施設の要求水準	42	15	場内配管やケーブル類についても全撤去することが求められていますが、施工上撤去困難なケースやしかるべき対策(モルタル充填等)後に残した方が、経済性の面でも合理的と判断されたケースでも残置が認められないのでしょうか	廃掃法に基づく判断責任を事業者が負い、基本的に事業者が判断することを想定しています。 ただし、必要に応じて県や市に対して相談を行ってください。
301	要求水準書	第3 1(3)イ	各施設の要求水準	42	18	浄水・送水施設能力等施設について「イ 豊橋線(豊橋広域調整池送り)の送水ポンプ能力は、豊橋第1供給点への給水に加え、豊橋南部浄水場系統への応援水量として、一時的に15,840 m <sup>3</sup> /日の送水が可能であること」とありますが、豊橋線の最大給水量(m <sup>3</sup> /hr)はインフォメーションパッケージで提供された「豊橋浄水場日報」「豊橋浄水場管理月報」の実績値から事業者が計画するという理解でよろしいでしょうか。	概ねご理解のとおりです。 ただし、提示している日報及び月報においては、日常的に実施していない(非常時に実施する)豊川浄水場系統への応援水量が加味されていないものとなっていることが想定されます。現状の需要量、将来の見込み、常時、非常時の浄水場における送水運用を踏まえて計画していただく予定です。
302	要求水準書	第3 1 (3)イ	浄水・送水施設能力等	42	19	各施設への送水量が設定されていません。事業者提案でよろしいのでしょうか。	ポンプ整備時の需要量、将来の需要見込み、豊橋浄水場における非常時を含めた送水運用等を踏まえて事業者を検討いただく想定です。
303	要求水準書	第3 1(3)イ	浄水・送水施設能力など	42	20	豊橋線と新城線への送水量が、それぞれ何m <sup>3</sup> /dが要求水準なのでしょうか。	需要量、将来の需要見込み、豊橋浄水場における非常時を含めた送水運用、ポンプ設備の更新時期を踏まえて事業者を検討いただく想定です。
304	要求水準書	第3 1(3)イ	浄水・送水施設能力など	42	20	豊橋線の送水ポンプ能力として求められている豊橋第1供給点への給水」とは、何m <sup>3</sup> /dが要求水準なのでしょうか。	需要量、将来の需要見込み、豊橋浄水場における非常時を含めた送水運用、ポンプ設備の更新時期を踏まえて事業者を検討いただく想定です。
305	要求水準書	第3 1(3)イ	浄水・送水施設能力など	42	20	「新城線(権現調整池送り)の送水ポンプ能力は、豊橋第2、豊川第2、一宮、新城第1、新城第2供給点への給水に加え」とありますが、新城第1線と新城第2線に、それぞれ何m <sup>3</sup> /d送水できることが要求水準なのでしょうか。	需要量、将来の需要見込み、豊橋浄水場における非常時を含めた送水運用、ポンプ設備の更新時期を踏まえて事業者を検討いただく想定です。

No	資料名	項目番号	項目名	頁	行	質問内容	回答
306	要求水準書	第3 1(3)イ	各施設の要求水準	42	21	浄水・送水施設能力等施設について「ウ 新城線(権現調整池送り)の送水ポンプ能力は、豊橋第2、豊川第2、一宮、新城第1、新城第2供給点への給水に加え、豊川浄水場系統への応援水量として、一時的に14,000m <sup>3</sup> /日の送水が可能であること」とありますが、新城線の最大給水量(m <sup>3</sup> /hr)はインフォメーションパッケージで提供された「豊橋浄水場日報」「豊橋浄水場管理月報」の実績値から事業者が計画するという理解でよろしいでしょうか。	概ねご理解のとおりです。ただし、提示している日報及び月報においては、日常的に実施していない(非常時に実施する)豊川浄水場系統への応援水量が加味されていないものとなっていることが想定されます。現状の需要量、将来の見込み、常時、非常時の浄水場における送水運用を踏まえて計画していただく予定です。
307	要求水準書	第3 1(3)イ	撤去対象となる場内配管	42	37	「撤去対象となる場内配管等の施工区分の詳細については、関連資料集の場内配管の再整備施工区分に示す」と書かれていますが、当該資料が公表されていないのではないのでしょうか。	場内配管の施工区分については、守秘義務対象資料として提示する予定です。
308	要求水準書	第3 1(3)イ	各施設の要求水準	42		浄水・送水施設能力等施設について、豊橋線と新城線の1日あたりの給水量(m <sup>3</sup> /hr)は合計で更新後の施設能力88,000m <sup>3</sup> /日を超えない計画という理解でよろしいのでしょうか。	浄水施設能力についてはご理解のとおり、88,000m <sup>3</sup> /日となります。一方、送水能力については、一日当たりの合計給水量は88,000m <sup>3</sup> /日の範囲内となりますが、最大給水量の合計は近隣浄水場への応援給水に必要な能力が加算され、88,000m <sup>3</sup> /日を超えるものとなります。
309	要求水準書	第3 1(3)イ	施設共通の要求水準	42	脚注	脚注33「関連資料集の場内配管の再整備施工区間に示す。」とあります。関連資料集はどのタイミングで公表されるのでしょうか。関連資料集には他のどのような資料があるのでしょうか。	関連資料集としては以下の資料を予定しています。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・既存施設更新に伴う事務フロー</li> <li>・場内配管の再整備施工区分</li> <li>・運営権設定対象施設一覧</li> <li>・水資源機構施設との責任分界点</li> <li>・通信契約概要</li> <li>・管路点検対象施設調書</li> <li>・想定送水量(水道)</li> <li>・契約水量の詳細(工水)</li> </ul>
310	要求水準書	第3 1(3)イ	各施設の要求水準撤去構造物	42		新設構造物のない場所は跡地利用用途を問わず杭および地下構造物は全て撤去でしょうか？	廃掃法に基づく判断責任を事業者が負い、基本的に事業者が判断することを想定しています。ただし、必要に応じて県や市に対して相談を行ってください。
311	要求水準書	第3 1(3)イ	浄水・送水施設能力等	43	20	敷地が第二種低層住居専用地域ですので、提案にもよりますが、法的には避雷針が必要ではない建築物の構築が考えられます。避雷針の設置について、適宜と記載されていますが、法的な必要性がない場合は、事業者の席で設置しないという判断をしてもよろしいのでしょうか。適宜の意図をご教授ください。	法的に必要な場合にあつては事業者の責においてご判断ください。 なお、建物の用途、重要性、配置位置(他の建物との高さ上の相関関係)等を加味して設置を検討いただくことを想定して適宜と記載しています。

No	資料名	項目番号	項目名	頁	行	質問内容	回答
312	要求水準書	第3 1(3)イ	各施設の要求水準	43	23	建築構造物について「運営権を設定するまでの間(再整備期間中)については、県職員が常駐できる執務室を用意すること」とありますが、執務室については2024年7月19日に公表された「豊橋浄水場再整備事業等事業実施方針(案)」に関する質問のNo648では「必要規模80㎡、利用人数7名を予定しています。県職員が使用する備品については、県で用意します。」と回答でした。執務室の大きさと備品については本回答に基づき事業者提案という考えでよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
313	要求水準書	第3 1(3)イ	浄水・送水施設能力等	43	23	再整備期間中の県職員用の執務室は、提案にもよりますが、既設管理本館内に整備してもよろしいか。	再整備期間中の県職員用執務室が確保できるのであれば、既設管理本館内であってもかまいません。
314	要求水準書	第3 1(3)イ	各施設の要求水準	43	35	豊橋市事務室(豊橋市中央監視室含む)について「原則として、令和12年度末までに建設すること」とありますが、豊橋浄水場の運営管理に関わる機能の建設は令和12年度末に含まれないとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
315	要求水準書	第3 1(3)イ	各施設の要求水準(豊橋市事務室)	43	図表17	「小鷹野浄水場が目視にて監視可能な箇所」とございますが、監視可能な範囲と監視対象物をご教示願います。	施設の異常時や不審者の侵入時などにおける、速やかな対応を図るための目視確認を想定し、緩速ろ過池も含め広く敷地全域を見通せることに配慮を求めるための記載であり、小鷹野浄水場の運転に支障が生じないよう必要な措置を求めるものです。
316	要求水準書	第3 1(3)イ	各施設の要求水準(豊橋市事務室)	43	図表17	「市・事業者の来客について、区別して対応」とございますが、P45の「門扉」に記載されているようにインターフォンの設置も要求水準を満たす一案と考えてよろしいでしょうか。	設置されるインターフォンの詳細が不明なため、要求水準を満たすか判断できかねます。必要に応じて、個別対話等でご確認ください。

No	資料名	項目番号	項目名	頁	行	質問内容	回答
317	要求水準書	第3_1_(3)	電磁流量計	44	31	<p>送水量を計測する流量計は、第一新城線と第二新城線で共通の流量計としても、要求水準に違反しないという理解で良いでしょうか。</p> <p>第一新城線と第二新城線の送水流量計を、それぞれ設置することが要求水準である場合、どちらか片側の流量計をメンテナンスしている際は、残る片側のみ流量測定できれば要求水準を満たすという理解でよろしかったでしょうか。</p>	新城線に係る送水流量計については、第一新城線、第二新城線それぞれの流量が測定できるよう設置することを求めます。
318	要求水準書	第3 1(3)イ	各施設の要求水準	44	32	<p>浄水池及びポンプ井について「ポンプ井の容量は施設能力の30分以上を確保すること」とありますが、浄水池にポンプ井機能を持たせることで、1つの構造物として提案可能との理解でよろしいでしょうか。また浄水池容量については事業者提案との理解でよろしいでしょうか。</p>	ご理解のとおりです。
319	要求水準書	第3 1(3)イ	浄水池及びポンプ井	44	33	<p>要求水準書(案)に対するNo.452の回答と、今回の要求水準書の記載内容から、維持管理上、支障がない構造として浄水池とポンプ井を一体構造とする場合、浄水池容量の内数にポンプ井容量を含むことが可能であり、浄水池容量は必要容量を確保(ただし、ポンプ井の容量として要求水準に記載されている30分以上は確保)すればよいとの理解でよろしいでしょうか。</p>	浄水池とポンプ井を一体構造とする場合は、浄水池容量にポンプ井容量(施設能力の30分以上)を加えた必要容量を提案してください。

No	資料名	項目番号	項目名	頁	行	質問内容	回答
320	要求水準書	第3 1(3)イ	浄水・送水施設能力など	44	33	<p>「豊橋浄水場再整備等事業実施方針」に関する質問No452にて回答された内容「浄水池にポンプ井機能を持たせることは可能だが、送水ポンプ以外のポンプを浄水池に接続する場合は、浄水池の全有効容量は計画浄水量の1時間以上＋ポンプ井必要容量とすること、という要求水準が正しい」と、今回の要求水準「ポンプ井は施設能力の30分以上」に相違があります。下記のような構造で要求水準を満たすという理解でよろしかったでしょうか。</p> 	浄水池とポンプ井を一体構造とする場合は、浄水池容量にポンプ井容量(施設能力の30分以上)を加えた必要容量を提案してください。
321	要求水準書	第3 1(3)イ	浄水・送水施設能力等	44	35	場内給水に応急給水の記載がありますが、用水供給事業のため、どのような応急旧給水を想定していますか。	給水先の市町村管路や受水槽が被災した場合など、近隣住民への給水(ポリタンク等を用いたもの)や給水車への補給を想定しています。
322	要求水準書	1(3)イ図表17	豊橋浄水場 CCTV装置			要求水準の図表17に、CCTVに関する事項が記載ありませんが、設置必要の可否は民間事業者の判断によると考えてよろしいでしょうか。	防犯対策が行われる限り、CCTVの設置を義務としません。対象施設における運営期間開始後の防犯責任は事業者が負うことを前提にご判断ください。
323	要求水準書	1(3)イ図表17	森岡取水場 CCTV装置			現在、森岡取水場にCCTV装置が設置されていますが、既設同様に本事業で豊橋浄水場にて監視を可能とするかは、民間事業者の判断によると考えてよろしいでしょうか。	防犯対策が行われる限り、CCTVの設置を義務としません。対象施設における運営期間開始後の防犯責任は事業者が負うことを前提にご判断ください。
324	要求水準書	1(3)イ図表17	非常用電源設備	45	4	7/19に質問回答頂いた質問項目No.679にて、「設備の冗長化(2台以上設置)を実施し、リスク分散を図ること」との記載がありますが、豊橋浄水場と小鷹野浄水場の2機場分の容量を2台以上設置との理解でよいかという質問に対して、2場分の非常用電源容量の総和を冗長化(2台以上)した設備全体で確保できるよう設置して下さいと回答頂きました。回答頂いた内容を元に、「非常用電源設備は、72時間以上の連続運転が可能」とする非常用発電機を2台以上設ければ、補器、燃料等の冗長化を実施するか否かは、民間事業者の判断によると考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。複数台の非常用電源容量の総和が、豊橋浄水場と小鷹野浄水場の2機場分の容量を満たし、非常用電源設備の要求水準を満たしている限り、それ以上の対策の実施は事業者の判断によります。

No	資料名	項目番号	項目名	頁	行	質問内容	回答
325	要求水準書	1(3)イ図表17	非常用電源設備	45	5	「設備の冗長化(2台以上設置)を実施し、リスク分散を図ること。」とあります。リスク分散を考慮し、2台以上の非常用発電機に対して、異なる使用燃料を選択することは可能と考えるよろしいでしょうか。	2台以上の非常用発電機に対して、異なる使用燃料を選択することは可能です。
326	要求水準書	1(3)イ図表17	非常用電源設備	45	14	「豊橋浄水場および小鷹野浄水場の復電検知後に半自動復電とし、監視員が手動にて切替指令を行う。」とあります。小鷹野浄水場のみ停電が発生した場合、豊橋浄水場に設置されている非常用電源設備を豊橋市の監視員による手動切替との認識でよろしいでしょうか。	小鷹野浄水場のみで停電が発生した場合であっても、停電検知後に自動起動・自動切替し、停電対象施設のみ非常用電源から給電する設備を求めます。復電検知後の操作においては半自動復電とし、小鷹野浄水場における復電作業は豊橋市職員が手動にて切替指令を行う想定です。
327	要求水準書	1(3)イ図表17	非常用電源設備	45	17	「操作権は現場優先とし、遠方の場合は豊橋浄水場および小鷹野浄水場双方の監視装置で操作可能なものとする。」とあります。豊橋浄水場に設置されている非常用電源設備を小鷹野浄水場から豊橋市の監視員による遠方操作との認識でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
328	要求水準書	第3 1(3)イ	各施設の要求水準	45	23	「森岡取水場については事業者が監視制御を実施し、それ以外の施設については監視のみ実施すること」と記載されていますが、同項「ウ」においては、「供給点のうち、必要と思われる施設を監視制御すること」とあり、監視制御の対象の記載が矛盾しています。「イ」の「それ以外の施設」とは、具体的に何を指しているのかご教示ください。	「それ以外の施設」として、具体的に想定しているものはありません。豊橋浄水場の維持管理・運営を実施するに当たって事業者が制御を必要と考える施設については、事業者の提案により、「それ以外の施設」として、監視・制御することを認める想定です。
329	要求水準書	3(3)イ図表17	監視制御設備	45	23	11/29に質問回答頂いた質問項目No.465に関して、「森岡取水場については事業者が監視制御を実施し」とあります。別紙8のシステム構成図によると森岡取水場と豊橋浄水場の監視制御装置が光回線で接続されています。今回事業範囲としては森岡取水場に現状設置している監視装置、コントローラが更新対象外となっているため、森岡取水場の監視制御装置への接続は既設メーカーのみ対応可能と考えます。公平性の観点から豊橋浄水場の監視制御設備との接続に伴う森岡取水場の監視装置、コントローラの機能増設は別途工事という理解でよろしいでしょうかという質問に対して、事業者の範疇と想定していますと回答頂きました。森岡取水場の監視装置、コントローラ機能増設に係る費用を愛知県より提示頂き、本事業に参加希望する民間事業者が森岡取水場の機能増設に関して、全て同じ費用を加算する形にすることで、公平性を保つ形にして頂けないでしょうか。	原案のとおりとします。

No	資料名	項目番号	項目名	頁	行	質問内容	回答
330	要求水準書	1(3)イ 表17	監視制御設備	45	26	「監視制御(計装)設備用電源として無停電電源装置を設けること。また、県で設置した広域無線用の電源容量を加味すること。」とあります。広域無線用の容量または対象範囲の定義を明示願います。	広域無線用の無停電電源装置については、県で施工することとします。 要求水準書図表17監視制御設備エの「また、県で設置した広域無線用の電源容量を加味すること。」は削除します。
331	要求水準書	第3 1(3)イ	浄水・送水施設能力等	45	30	立派な小鷹野浄水場の門扉を活用してもよろしいか。	活用方法が不明なため回答できません。 具体的な活用方法を個別対話において提示し、確認を求めるとしてください。
332	要求水準書	第3 1(3)イ	各施設の要求水準	45	44	駐車場について「来客者や見学者、作業車両の駐車等に必要なスペースを確保すること」とありますが、県職員用に確保する車両スペースに要求事項はありますでしょうか。また豊橋市職員用の車両スペースは事業範囲外という理解でよろしいでしょうか。	県職員用、豊橋市職員用の車両スペースを特別設けてもらう必要はありません。 なお、再整備期間中においては、県職員(約6名)の常駐が続くため、再整備業務の支障にならない範囲に一時的に車を駐車するスペースを設ける必要があります。 また、運営期間にあってもモニタリング等のために豊橋浄水場へ来場する機会がありますが、来客用、見学用、作業車両用の駐車スペースを利用する想定であり、専用の駐車スペースを整備する必要はありません。
333	要求水準書	第3 1(3)イ	各施設の要求水準(監視制御設備)	45	図表17	「イ森岡取水場については事業者が監視制御を実施し、それ以外の施設については監視のみを実施すること。ウ供給点のうち、必要と思われる施設を監視制御すること」との記載がありますが、2024年11月29日公表の実施方針質問回答No.466では、「豊橋浄水場の維持管理・運営を実施するに当たって事業者が制御を必要と考える施設については、事業者の提案により監視・制御することを認める想定」と記載があります。事業者提案により、豊橋浄水場だけでなく、豊橋南部浄水場の監視制御も認めていただけませんか。	豊橋南部浄水場の監視制御を実施する提案も可能です。
334	要求水準書	第3 1(4)	試運転	48	3	「浄水施設としての機能を確認するための実負荷試運転を実施すること」とありますが、試運転水量は既設運用に支障が出ない範囲での実負荷運転との理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
335	要求水準書	第3 1(4)	試運転	48	5	「試運転における取水先及び返送先については県と協議し、浄水場の運転に支障を与えない管路位置や施設を設定する」とありますが、返送先は既設内とし場外への排出は行わないとの理解でよろしいでしょうか。	概ねご理解のとおりです。 試運転によって生じる排水は排水池へ排水し、上澄水を着水井へ返送することが可能と想定しています。

No	資料名	項目番号	項目名	頁	行	質問内容	回答
336	要求水準書	第3 1 (4) カ	試運転	48	5	「試運転における・・・」とありますが、試運転だけでなく、施工中発生する水を排水する必要も出てきます。排水先および排水可能量をご教示ください。	施工中に発生する排水は再整備業務の中で事業者にて処分していただく想定です。 排水の水質、水量、発生事由等によっては排水池への排水や下水への放流が可能なものがあるかもしれませんが、明確化を図りたい場合は、個別対話の機会に具体的な提示をしてください。
337	要求水準書	第3 1 (4) ケ	再整備期間中の対応	48	29	再整備期間及びその後の運営期間について、排水条件を設定してください。	質問者の定義する「排水」が不明であり、回答できません。 個別対話において、排水が発生する理由、時期、どこにどういった排水をしたいのか等を提示し、確認を求めることとしてください。
338	要求水準書	第3 1(5) ウ	工事監理	49	18	「検査要領書」について、作成者、作成時期、作成方法及び内容をご教示ください。	検査要領書は事業開始後、工事着手前に事業者が作成することを想定しています。 検査内容については、愛知県企業庁工事検査基準に基づき作成しますが、検査の結果、工事目的物や工事实施体制に不備が確認された場合には、事業者に対して不備の修正を指示する想定です。
339	要求水準書	第3 1 (5) エ	工事監理の実施体制	49	19	実施方針においては、「工事監理」を行う者について、企業の条件が設定されていた(コンサルタント)ものの、本条件はなくなったものと理解しましたが、SPCそのものが当該業務を担うことを否定していないとの理解でよろしいでしょうか。	要求水準書第3. 1 (5) エと同等の体制とすることを条件に、SPC職員の担当者が工事監理することは可能です。 例として、工事を担う企業の職員がSPCに出向し、出向元の企業が実施した工事に対し、SPCとして工事監理をすることは認めません。
340	要求水準書	第3 2(2) サ	浄水場水処理基準	53	31	県が定める各上水処理工程における管理基準に関して、(イ)では、事業者が遵守する事項が明記されていますが、原水や処理状況によっては各浄水処理工程の豊橋浄水場水処理基準を超過する可能性が考えられますので、遵守する値においては浄水池出口水のみとしていただけないでしょうか。	原案のとおりとします。
341	要求水準書	第3 2 (2) シ	軽微な修繕	54	10	軽微な修繕の定義をご教示ください(金額による上限目安など)。	維持管理に従事する職員が自ら作業できる範疇の業務で、例として、蛍光灯、ヒューズ、パッキン等部品の取替に係る簡易な作業を示します。
342	要求水準書	第3 2(2)	日常水質試験	54	16	「日常水質試験は、水質基準に関する環境省令に規定する環境大臣が定める方法等に基づき、県の所有する試薬及び試験器具により、事業者の責任において行うものとする」とありますが、試験に必要な水質計器は事業者範囲との理解でよろしいでしょうか。	「県の所有する試薬及び試験器具を用いる」と記載しているとおります。
343	要求水準書	第3 2(2) タ	衛生管理	55	19	「県が別途定める要領に基づき」とありますが、要領はどちらに示されていますでしょうか。	開示していませんが、事業提案書作成に必要な資料であれば、個別対話等にて提供を求めることとしてください。

No	資料名	項目番号	項目名	頁	行	質問内容	回答
344	要求水準書	第3 2(4)	更新計画案策定(既存施設)	56	17	既存施設(再整備対象外)の老朽化対策を目的として、運営期間中の更新計画案を策定とありますが、要求水準書P.3の① ii 再整備対象外の施設やP.4図表2の記載から、排水処理棟(脱水機含む)やケーキヤードは含まれないものとの理解でよろしいでしょうか。 含まれない場合、更新計画案を策定するにあたり、排水処理棟(脱水機を含む)やケーキヤードの更新スペースは考慮する必要はないでしょうか。	更新計画案の策定にあたり、排水処理棟やケーキヤードは含まれません。 また、更新計画案策定時の状況によりますが、排水処理棟、ケーキヤードの更新スペースを考慮する必要はないものと考えています。
345	要求水準書	第3 2(5)	更新(新施設)	57	13	再整備期間中の新施設の更新について、事業者が提案時に予定していなかった計画外の更新が該当するとの理解でよろしいでしょうか。 また、その場合に、新施設の更新に要した費用はどのように支払われますでしょうか。	新施設の更新は、事業者が提案時の予定有無によらず該当します。 再整備期間中の新施設の更新に要する費用はサービス購入料Bの一部として支払う想定です。
346	要求水準書	第3 2(4)エ	更新計画案策定	57	17	策定された更新計画案につきまして、計画案としては基本設計の前段階のものであり、更新計画案を受けて、基本設計や詳細設計は別途委託される前提との理解でよいでしょうか。	ご理解のとおりです。
347	要求水準書	第3 3(1)ク	管路管理における留意点	61	11	「県より森岡第2導水管の通水の制限または停止等の措置が指示された場合」とありますが、過去の同様の事例の発生件数を発生年とともにご教示ください。	令和6年度において、森岡取水場電気点検の際に3日間(昼間のみ)の停止を行っています。 なお、運営期間中においては、森岡取水場における保守・点検は事業者の業務になりますが、県が行う工事等の実施にあたり、森岡第2導水管の通水の制限または停止等の措置を指示することを想定しています。
348	要求水準書	第3 3(1)ク	管路管理における留意点	61	15	「管内水の入替等の事前作業を実施すること」とありますが、貴県で実施される場合には、どのような方法で実施されるのかご教示ください。もしマニュアル等に示されておりましたら該当箇所をご教示ください。	実施にあたっては、豊川用水施設の管理者である独立行政法人水資源機構と調整を行いますが、何等かの事前作業指示があった場合には対応する必要があります。 過去には森岡取水場にて管内滞留水の排水作業などを行っています。 (個別対応であり、マニュアル等はありません)
349	要求水準書	第3 3(3)ア(ア)	保守・点検計画、マニュアル及び修繕計画の作成	63	21	「施設台帳を随時更新」とございますが、施設台帳は事業者側で用意するものなのか、県にて用意いただけるものなのか、ご教示願います。	県の施設台帳を事業者にて更新する想定です。 インフォメーションパッケージにおいて、施設台帳をお示しておりますのでご確認ください。
350	要求水準書	第3 3(4)	追加投資等	63	32	本項に定める追加投資等は、特定事業契約書(案)第79条に定める、事業者保有資産についての追加投資と同一の追加投資を指すものか、ご教示ください。 また異なるものである場合は、相違点をご教示願います。	同一の追加投資を示します。

No	資料名	項目番号	項目名	頁	行	質問内容	回答
351	要求水準書	第3 3(4)	追加投資等	63	32	既存施設に含まれる機器を撤去し、それを代替する新たな機器を設置することによって、要求水準を上回る効果が得られる場合、本項に定める追加投資等と、「県が要求水準を充足するために必要と判断する内容を超える更新」(要求水準書67頁ア)のいずれに該当するかをどのように判断するか、ご教示ください。	資産の除却を伴うものが「県が要求水準を充足するために必要と判断する内容を超える更新」となります。
352	要求水準書	第3 3(4)	追加投資等	64	4	追加投資等の事業終了時の取扱いに関する協議を行う時期並びに当該取扱いの実施に際して必要となる契約(売買予約等)の内容及び締結時期についてご教示ください。	特定事業契約書(案)第79条第2項に定める県への通知があった際に、同条第4項に定める売買の一方の予約契約を締結するかどうかについて協議する想定です。また、第117条に定める買取の要否について、事業終了の1年前から協議する想定です。必要となる契約及び締結時期については、協議により決定します。
353	要求水準書	第3 3(4)	追加投資等	64	5	追加投資等の事業終了時の取扱いについて、「協議の結果により事業終了時の扱いを決定」とありますが、ここでいう協議の実施はどの時点で行われる想定でしょうか。	特定事業契約書(案)第79条第2項に定める県に対する通知があった際に、同条第4項に定める売買の一方の予約契約を締結するかどうかについて協議する想定です。また、第117条に定める買取の要否について、事業終了の1年前から協議する想定です。
354	要求水準書	第3 3(6)エ(イ)	新施設の更新の実施	66	13	設計に関する業務として、資料作成や根拠資料の作成を行うことが求められています。1根拠資料の作成に際し、貴市が独自に定める内部積算ルールなどはありますか。2根拠資料の作成に当たり、貴市職員の利用する積算ソフトを事業者が利用することは可能でしょうか。これらの質問は業務量算定のためにお伺いしております。	内部積算ルールは存在し、積算ソフトを事業者が利用することも可能です。しかし、新施設の更新にあたっては、県の積算ルールに従っていただく必要はないため、これらを事業者が利用することはないと考えます。
355	要求水準書	第3 3(6)ア	翌年度予定する更新工事等の決定	67	6	「事業者は、自ら追加費用を負担することにより県が要求水準を充足するために必要と判断する内容を超える更新を提案することもできる」とありますが、事業提案書の作成時点において、効率化を目的とした投資を実施することが確約できなければ、当該施策の実施効果を反映した運営費用の提案が困難と考えられます。提案時点においては、効率化を目的とした投資が採択されることを前提として提案を行い、実施時点においてこれが認められなかったことに起因して運転・維持管理費用が増加することが明らかになった場合には、当該追加費用を貴県に負担いただけますでしょうか。	実施にあたっての承諾は不要です。ただし、当該取組が事業期間終了時に及ぼす増加費用分の効用(金額等)が、県にとって有益か否かが不明であり、応分の更新費用を支払うか否かについては、協議の結果次第となります。
356	要求水準書	第3 3(6)	翌年度予定する更新工事等の決定	67	6	貴県が要求水準を充足するために必要と判断する内容を超える更新によって豊橋浄水場運營業務の実施に係る事業者の費用が減少した場合、当該減少の効果は事業者に帰属し、利用料金の改定はなされないものと理解して相違ありませんでしょうか。	ご理解のとおりです。

No	資料名	項目番号	項目名	頁	行	質問内容	回答
357	要求水準書	第3 3(6)	翌年度予定する更新工事等の決定	67	7	貴県が要求水準を充足するために必要と判断する内容を超える更新の提案が可能とされていますが、当該更新の実施には貴県のご承諾が必要でしょうか。	翌年度実施予定の更新工事等の概要として、県との協議が必要です。
358	要求水準書	第3,3(6)	翌年度予定する更新工事等の決定	67	7	「追加費用分の効用」(7行目)と「増加費用分の効用」(10行目)は同一の意味と理解して相違ありませんでしょうか。	ご理解のとおりです。
359	要求水準書	第3 3(6)	翌年度予定する更新工事等の決定	67	9	貴県が要求水準を充足するために必要と判断する内容を超える更新に係る追加費用に関する事業終了時の取扱いについて、貴県との間で協議を行う時期及び当該取扱いの実施に際して必要となる契約(売買予約等)の内容及び締結時期についてご教示ください。	県が要求水準を充足するために必要と判断する内容を超える更新の提案があった時点で事業終了時に及ぼす効用を県が負担するか協議します。 県が負担することとした場合、サービス購入料E～Gとして更新費用を負担する想定です。
360	要求水準書	第3 3(7)	水質管理	68	4	サンプルの保存について、「水道におけるクリプトスポリジウム等対策指針(厚生労働省)」に基づき、浄水を毎日1回20L採水し、14日間保存することとありますが、採水方法・保存方法は事業者提案との理解でよろしいでしょうか。	「水道におけるクリプトスポリジウム等対策指針」や要求水準書「第1. 5適用する仕様書」に記載の事項を遵守している限り、事業者提案というご理解のとおりです。
361	要求水準書	第3 3(9)	ユーティリティの調達	68	25	森岡取水場の使用電力量の実績値についてご教示ください。また、最適な支出計画を作成するため、今年度の数量もご教示お願いします。	開示は予定していません。 事業提案書作成に必要な資料であれば、個別対話等にて提供を求めることとしてください。
362	要求水準書	第3 3(9)	ユーティリティの調達	68	25	豊橋南部浄水場 維持管理月報より、2021年度後期から活性炭はwet炭ではなくdry炭を使用されていますが、相違ないと考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
363	要求水準書	第3 3(9)	ユーティリティの調達	68	26	水質情報取得のための専用通信契約について、通信費用は関連資料集の通信契約概要に記載があるということでしょうか？	承継を想定している契約として、守秘義務対象資料として提示する予定です。
364	要求水準書	第3 3(9)	ユーティリティの調達	68	29	「事業者が希望する場合には、事業者の費用負担をもって薬品類・電力の調達を県に委託することも可能とする」と記載がありますが運営期間におけるユーティリティの調達費を検討する上で貴県が調達する薬品類・電力の単価をご教示いただきたく過去3年分の調達価格を開示願います。また、調達業務を県に委託する場合、提案金額を算出する際の単価はどのように考えればよろしいでしょうか。	過去の薬品類・電力の調達価格は、開示を予定していません。 事業提案書作成に必要な資料であれば、個別対話等にて提供を求めるとしてご教示ください。 提案金額を算出する際には、調達業務を県に委託する場合であっても事業者の判断にて費用をご算出ください。

No	資料名	項目番号	項目名	頁	行	質問内容	回答
365	要求水準書	第3 3(9)	ユーティリティの調達	69	3	事業者は、「豊橋市事務室や三河排水処理PFI事業において利用される電力・上下水道の調達」し、「調達費用については、県が支払う」と記載されていますが、これらのうち場内給水する上水を除いたものについて、従量料金については各々の使用量に応じて費用負担するものと認識しています。一方、各々が負担すべき基本料金については、使用量の割合を基本料金に乗じた金額を負担する認識で宜しいでしょうか。	概ねご理解のとおりです。 ただし、事業者において実施される電力、上下水道の調達方法、料金体系によって基本料金、従量料金の細部が異なることが想定されるため、詳細は協議により決定します。
366	要求水準書	第3 3(9)	ユーティリティの調達	69	3	豊橋市事務室や三河排水処理PFI事業において利用される下水道使用量の実績値について、ご教示ください。	開示は予定していません。 事業提案書作成に必要な資料であれば、個別対話等にて提供を求めることとしてください。
367	要求水準書	3(9)	ユーティリティの調達	69	3	事業者が無償で提供することとされている、三河排水処理PFI事業のために必要となる作業用水と衛生用水について、過去の消費量データを開示いただけますでしょうか。	三河排水PFI事業における過去1年間(R5.11～R6.10)の水道使用量は11,182㎡であり、同程度の使用量を想定しています。 事業提案書作成に詳細な資料が必要であれば、個別対話等にて提供を求めることとしてください。
368	要求水準書	第4 1(2)キ	実施体制	72	23	「昼間3名以上及び昼間時以外2名以上の体制」とございますが、体制は事業者提案とさせていただくことは可能でしょうか。	いかなる提案も否定しませんが、運転管理業務としては、「昼間3名以上及び昼間時以外2名以上の体制」とすることを求めます。
369	要求水準書	第4 2(8)	ユーティリティの調達	81	23	豊橋南部浄水場のうち、三河排水処理PFI事業において使用されるユーティリティについては、事業者において調達義務は負わないものと理解して相違ありませんでしょうか。	ご理解のとおりです。
370	要求水準書	第5 1(1)	基本的な考え方	83	3	場外管路の提案を行うための参考として、現状行われている管理における課題・問題点をご教授ください。	特段現状の手法(要求水準書の手法)で実施する管理において課題・問題点は把握しておりません。
371	要求水準書	第5 1(2)	巡視	83	17	場外管路情報は、マッピングシステム等でデータ構築はされているのでしょうか。また、その情報の提供は提案時に公開可能でしょうか。	開示は予定していません。 事業提案書作成に必要な資料であれば、個別対話等にて提供を求めることとしてください。
372	要求水準書	第5 1(2)ウ	コンクリート構造物 日常点検	83	28	「サージタンク等施設」のサージタンクはどこに設置されているのでしょうか。また、等とはサージタンク以外に何を指しているのでしょうか。	サージタンクは、森岡導水の上流側と森岡第2導水の下流側にあります。 その他、豊南第2導水取水塔及び大清水取水場が該当します。
373	要求水準書	第5 1(2)エ	実施体制	84	12	実施体制において「事業者が2名以上の体制で実施すること」とありますが、巡回のときは常に2名以上で実施するというのでしょうか。	基本的にそのような考え方です。
374	要求水準書	第5 1(2)シ	安全確認	85	30	「弁室及び地下ピットに入る場合」とありますが、弁室及び地下ピットの位置と形状、箇所数についてご指示をお願いいたします。	弁室等の位置や箇所数については、守秘義務対象資料として提示する予定です。 形状などの詳細は既存の完成図書にてご確認ください。 (既存の完成図書は過去に閲覧・貸出の機会を設けています。また、資格審査通過者を対象に同様の機会を設ける予定です。)

No	資料名	項目番号	項目名	頁	行	質問内容	回答
375	要求水準書	第5 1 (3)イ	管路用地除草	87	18	管路用地の除草について、運営期間において防草シート等の対策等も実施可能との理解でよろしいでしょうか。	防草シートの利用は協議により可否を判断しますので、場所、施工方法等の詳細をお示しください。また、防草シートを利用した場合であっても、シートの破損や隙間からの繁茂がないことを適宜確認していただき、必要に応じて修繕するなどの措置を求めます。
376	要求水準書	第5 2(1)	基本的な考え方(体制)	89	16	「事業者は、本業務に必要な人員や協力会社を確保し、安全性、信頼性を確保できる体制を構築するとともに、漏水等の異常時に即座に対応できる体制を報告すること。」とありますが、現在、場外管路管理に対して、貴県で取られている体制についてご教示願います。	県では主に地元の土木業者を対象に、漏水等管路の損傷が発生した際に緊急的な工事に対応していただく応急復旧工事依頼業者をあらかじめ指定しています。県職員、応急復旧工事依頼業者における連絡体制を構築し、漏水等管路の損傷を発見した際には、連絡体制に従い、速やかに修繕等対応を行うこととしています。
377	要求水準書	第5 2 (3)	漏水対応	90	4	今回対象となる場外管路においては、漏水発生はしていないとのことでしたが、直近10年間で修繕費用や第三者への損害賠償は発生していないということでしょうか？もし発生していれば金額をお教えてください。	当該管路に関し、第三者に損害賠償した実績はありません。なお、直近10年間で導水管路施設に係る修繕費用は合計8,625千円となります。詳細を提示する予定はありませんが、事業提案書の作成に必要であれば、個別対話において提供を求めるとしていただきます。
378	要求水準書	第5 2(3)	漏水対応	90	8	「県は、「第2(7)更新」を実施する前の場外管路において、漏水が生じた場合に限り、漏水修繕に要した費用を事業者に支払うものとする」とありますが、更新実施後の場外管路においても漏水事由が天災含め事業者側に帰責が認められない場合、漏水修繕に要した費用を事業者に支払うとの理解でよろしいでしょうか。	他の運営権設定対象施設と同様に、不可抗力(戦争、暴動、風水害、地震他、県及び事業者の双方の責めに帰すことのできない事由等)によるものであった場合、漏水修繕に要した費用を事業者に支払います。
379	要求水準書	第5 2 (3)	漏水対応	90	16	緊急修繕のための道路占用許可は道路管理者から、道路使用許可は警察からそれぞれ取得するものと認識しています。そういった関係機関が民間事業者にそれらの許可を与えることについては合意していますでしょうか。	道路占用許可、道路使用許可については、公共、民間の区分によらず、申請者になされるものと理解しています。また、通常の公共発注においても施工業者(民間事業者)が申請を行うことがあり、企業庁として許可権限を事前に合意することはできません。
380	要求水準書	第5 2 (4)	漏水対応	90	20	本場外管路における直近10年間の第三者破損発生の履歴(発生箇所、起因者、修繕費用等)をご教示ください。	当該管路に関し、第三者破損が発生した実績はありません。

No	資料名	項目番号	項目名	頁	行	質問内容	回答
381	要求水準書	第5 2 (4)	漏水対応	90	20	貴県に第三者破損発生を防止する取り組みや、管路の近辺で第三者による工事が行われていることを知る仕組み(合同調整会議、道路管理システム、施工通知等)があればご教示ください。またそれは本事業において誰が実施するのか、現状でその業務にどれくらいの人工が発生しているかについてもご教示ください。	道路占用連絡協議会(主催:道路管理者、出席者:各占有者、毎月開催)において事業実施計画の発表があり、近接する案件については個別で発注者と調整しています。また、県に地下埋設物調査、近接工事の照会が行われることとなります。本事業においては、上記の取り組みは県が継続して行うこととし、運営権設定対象施設である導水管路近辺で工事が行われることが判明した際に、事業者へ周知することを想定しています。
382	要求水準書	第6 1 (6)	小鷹野浄水場と連携した普及啓発	92	1	「事業者は、～、「第2.11地域貢献・普及啓発業務」の一環として実施すること。」とあり、実施日等については貴県との協議の上決定するとありますが、現状想されている普及啓発活動内容についてご教示ください。また、年間の頻度・実施時間等についてもご教示ください。さらに、要求水準書記載提出書類より月間勤務割通知書を勤務月の1週間前までに提出する旨記載がありますので、勤務体制の関係上実施日については1ヶ月以上前には決定するとの理解で宜しいでしょうか。	豊橋市内の小中学生を対象に、豊橋浄水場と小鷹野浄水場を併せて見学いただく機会(年数回程度、1回あたり1時間～2時間、最大160名程度)を設けることや豊橋市主催のイベント(春の一般公開、水フェス)において、展示ブースでの水道水PRを県と市合同で実施(土日2日間、10時～15時、来場者は両日とも500名程度)することの他、県営水道PR、節水PRのための横断幕の掲示等を適宜行うことが想定されます。例えば、これらの取組を行うことが決定した後、速やかに事業者へ通知しますが、既に月間勤務割通知書提出しており、取組実施により変更が必要となった場合には修正したものを後日提出いただくこととなります。なお、月間勤務割通知書は再整備期間中の浄水場運転管理業務において提出を求めるものであり、再整備期間中に行われる上述の取組は、主に県職員において対応する予定であるため、「月間勤務割通知書」の変更は生じないものと想定しています。
383	要求水準書	第6 1 (5)	小鷹野浄水場と連携した保安等	92	2	「事業者は、～、豊橋市と連携して業務にあたること。」とありますが、提案内容に対して豊橋市殿より認可を受領出来ない場合、提案内容不履行にはならず、ペナルティは受けないとの理解で宜しいでしょうか。	「認可を受領できない場合」が不明確なため、回答できません。
384	要求水準書	第7 1(2)	任意事業	94	15	任意提案業務のうち、提案に記載した任意提案業務は変更、又は休止若しくは廃止する場合、県の承認が必要とのことですが、提案審査書類に記載がなく、本事業期間中において提案したものについては、県の承認なく変更、又は休止若しくは廃止できるとの理解でよろしいでしょうか。	事業提案書に記載がないものであっても、全ての任意事業については、休止、廃止にあたって県の承認を受ける必要があります。

No	資料名	項目番号	項目名	頁	行	質問内容	回答
385	要求水準書	第7 1(2)	任意提案業務(事業者の提案に基づく任意業務)	94	23	任意事業の休止、廃止に当たって貴県の事前承認を要することとされており、特定事業契約書(案)第82条第4項及び第5項規定のとおり、かかる承認を要するのは事業者が実施義務を負う任意事業として事業提案書に記載したものに限られる、との理解で相違ありませんでしょうか。	事業提案書に記載がないものであっても、全ての任意事業については、休止、廃止にあたって県の承認を受ける必要があります。
386	要求水準書	第7(3)	任意受託業務	95	4	事業者は上下水道連携による業務を受託することができるものとする、ただし、業務の受託に当たり、事前に県の承認を得ること。とあり、また実施方針の質問回答時には、「任意受託業務としては、市町村の意向に沿うのであれば、下水道事業に関わる業務の受託を排除してません」とありました。愛知県様の場合、流域下水道事業も実施されていますが、県、市町村の意向に沿うのであれば、流域下水道事業を絡めることも任意事業として可能でしょうか？	可能です。
387	要求水準書	別紙1	事業者が実施する業務と県の実施する業務の区分		運 営 期 間 に お け る 業 務 区 分	運営期間における「既存施設(再整備対象)」は何が該当するでしょうか。	対象施設はありません。 要求水準書別紙1を修正します。
388	要求水準書	別紙1	料金收受	2		「県は利用料金收受代行業務を事業者から委託され」とございますが、県と事業者において別途委託契約を締結するというのでしょうか。その場合、委託契約書(案)がございましたら開示頂きたいお願いいたします。	別途の契約は締結せず、特定事業契約書(案)第88条に基づいて県が利用料金收受代行業務を実施します。
389	要求水準書	別紙13	管理区分			「補助業務 電話受付(漏水、苦情等)の項目で、夜間・休日の過去3年分の対応実績件数と内容をご教示願います。	過去3年間の実績として、豊橋浄水場にて3件、豊橋南部浄水場にて1件の電話受付をしております。 内容は、河川管理者等からの河川水質異常に関する情報提供(3件)、場外管路における漏水が疑われるとした情報提供(1件)です。
390	要求水準書	別紙13(2)	責任分担の設定			「経済 物価変動」の項目で、急激な物価変動とございますが、具体的な物価変動の指標と変動幅をご教示願います。	入札説明書別紙3をご確認ください。

No	資料名	項目番号	項目名	頁	行	質問内容	回答
391	要求水準書	別紙14	:「第3. 2 (2) 運転管理、保守・点検、水質管理」に含まれない		4	ここで記述される「計装設備」は監視制御設備を指すものと理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
392	要求水準書	別紙4	場内配管概略図			要求水準書第3 1 (3) ア(イ)より、「工事が既存施設・新施設の運転管理の支障にならないよう・・・」とありますが、既存配管を撤去する観点から、正確な現況図面をもとにした施工管理を行うことで、工事中の運転管理の支障を防ぐことができます。と考えております。 また、【2024年11月29日 実施方針に対する質問及び回答資料】のNo.550～No.576の回答で「詳細については、入札説明書等公表時に示す予定です。」との記載が多くみられます。 別紙4に反映されていない既存配管や使用していない配管をまとめた資料、過去の質問回答も含めた場内配管の情報をご教示ください。ある場合は、どの資料で公表予定かもご教示ください。	既存の完成図書にてご確認ください。 (既存の完成図書は過去に閲覧・貸出の機会を設けています。また、資格審査通過者を対象に同様の機会を設ける予定です。)
393	要求水準書	別紙13	対象施設の修繕			事業者の責任に属するものとされている「軽微な修繕」とは、維持管理に従事する職員が自ら作業できる範疇の業務である旨ご回答をいただいております(「豊橋浄水場再整備等事業実施方針」に関する質問No.49～51に対する各ご回答)が、原則的に貴県の責任範囲に属するとされている、対象施設の修繕のうち「突発なもの」とは、当該軽微な修繕以外の修繕全てを指すものと理解して相違ありませんでしょうか。	ご理解のとおりです。
394	要求水準書	別紙13	水質事故(外来性)			施設処理能力内の原水の汚濁、汚染、排水の流入等に基づく事故は原則的に事業者がリスクを負担するものとされておりますが、これを超える原水の汚濁、汚染、排水の流入等があった場合は、事業者に過失等の帰責事由がある場合を除き、貴県にてリスク負担されるものと理解して相違ありませんでしょうか。	ご理解のとおりです。
395	要求水準書	別紙13	水質事故(外来性)			施設処理能力内の原水の汚濁、汚染、排水の流入等に基づく事故は原則的に事業者がリスクを負担するものとされておりますが、基準となる「施設処理能力」はどのように定められているかご教示ください。	「基準となる「施設処理能力」が不明確なため正確な回答ができませんが、現状の豊橋浄水場の施設をもって浄水処理に対応できる程度と考えています。

No	資料名	項目番号	項目名	頁	行	質問内容	回答
396	要求水準書	別紙22	豊橋南部浄水場運転管理業務の対象となる施設の修繕			事業者の責任に属するものとされている「軽微な修繕」とは、維持管理に従事する職員が自ら作業できる範疇の業務である旨ご回答をいただいております(「豊橋浄水場再整備等事業実施方針」に関する質問No.49に対するご回答)が、原則的に貴県の責任範囲に属するとされている、豊橋南部浄水場運転管理業務の対象となる施設の修繕のうち「突発なもの」とは、当該軽微な修繕以外の修繕全てを指すものと理解して相違ありませんでしょうか。	ご理解のとおりです。
397	要求水準書	別紙22	水質事故(外来性)			施設処理能力内の原水の汚濁、汚染、排水の流入等に基づく事故は原則的に事業者がリスクを負担するものとされておりますが、これを超える原水の汚濁、汚染、排水の流入等があった場合は、事業者に過失等の帰責事由がある場合を除き、貴県にてリスク負担されるものと理解して相違ありませんでしょうか。	ご理解のとおりです。
398	要求水準書	別紙22	水質事故(外来性)			施設処理能力内の原水の汚濁、汚染、排水の流入等に基づく事故は原則的に事業者がリスクを負担するものとされておりますが、基準となる「施設処理能力」はどのように定められているかご教示ください。	「基準となる「施設処理能力」」が不明確なため正確な回答ができませんが、現状の豊橋南部浄水場の施設をもって浄水処理に対応できる程度と考えています。
399	要求水準書	別紙25	月間勤務割通知書(豊橋南部浄水場運転管理等)			月間勤務割通知書の様式・記載内容をご教示ください。	月間における日毎に浄水場に勤務する運転管理業務従事者について、勤務時間(日勤、夜勤の別など)、休暇等の予定を記載いただくものです。様式に定めはありません。
400	要求水準書	-	県職員の退職派遣について			運営期間中における、貴企業局からの職員の退職派遣について、見込み予定はございますでしょうか。職員の退職派遣の可能性がある場合、予定されている職員の業務経験、経験年数や保有資格等の情報を開示頂けますでしょうか。	県職員の退職派遣は想定していません。
401	要求水準書					令和6年11月29日提示の要求水準書(案)に対する貴県からの質問回答と本公告における質問回答において齟齬がある場合には、本公告における質問回答が優先されるとの理解で宜しいでしょうか。また、本公告における要求水準書への項目に対する質問が無い場合、要求水準書(案)における質問回答が正式な回答として優先されるとの理解で宜しいでしょうか。	公告の内容と整合している限りにおいては、ご理解のとおりです。
402	落札者決定基準	4(1)	資格審査	4	4	資格審査は提出された書類及び証明する書類を機械的に審査するだけと考えられます。その審査過程において、貴県が委員会の委員からの意見を聴くケースはどのようなケースが想定されるのでしょうか。ご教示ください。	審査に関することは回答できません。

No	資料名	項目番号	項目名	頁	行	質問内容	回答
403	落札者決定基準	4(2)イ(ア)	ヒアリング	4	2	「また、ヒアリング等においては、統括管理責任者の予定の者及びSPCの代表となる予定の者に加え、豊橋浄水場等責任者となる予定の者も出席者に含むものとする。」とありますが、あくまで予定の者で本事業期間における従事者でなくとも良いとの理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
404	落札者決定基準	4(2)イ(イ)	性能等に関する評価	4	10	「また、カーボンニュートラルに関する事項は、一つでも0点の審査項目があれば失格とする。」とありますが、カーボンニュートラルに関する項目数は「④-1脱炭素の取組」～「④-3水素技術の活用」の3つとの理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
405	落札者決定基準	4(2)ア	基礎審査	4	12	「提案書類に不備があり、又は事業提案書全体において矛盾若しくは齟齬がある場合は、応募者に確認の上、失格とする」との記載がございます。軽微な書類不備等の場合は、追加提出をすれば認めていただけたとの理解で宜しいでしょうか。	応募者への確認の結果、提案書類に不備がないこと、事業提案書全体において矛盾又は齟齬がないことが確認できれば、そのことで失格とはなりません。
406	落札者決定基準	4(2)イ(ア)	ヒアリング	4	17	「県及び委員会は、提案の趣旨等を確認するため、ヒアリング及び応募者によるプレゼンテーション(以下「ヒアリング等」という。)を実施する。」とありますが、応募者側の参加人数に指定はないとの理解で宜しいでしょうか。	詳細については、資格審査通過者を対象に通知する予定です。
407	落札者決定基準	4(2)イ(ア)	ヒアリング	4	18	ヒアリングに出席する統括管理責任者、SPC代表者、豊橋浄水場等責任者の予定者が、合理的な理由(退職、人事異動等)により、実際の就任者と異なることになったとしてもペナルティ等はないでしょうか。	ご理解のとおりです。
408	落札者決定基準	4(2)イ(ア)	ヒアリング	4	19	「統括管理責任者の予定の者」と「SPCの代表となる予定の者」は同一人物でもよいでしょうか。	同一人物とすることを妨げません。
409	落札者決定基準	4(2)イ(ア)	性能評価 ヒアリング	4	21	ヒアリングにおける質問及び回答について事業者側に履行義務が発生するとの記載がありますが、この質問及び回答書については、貴県と事業者の双方で合意した内容が書面化されるものとの理解でよろしいでしょうか。	事業者が履行する義務を負う事項については、応募者が書面を作成し、県に確認を求め、落札者決定前に内容を確定させます。
410	落札者決定基準	4(2)イ(イ)	性能等に関する評価	5	5	「カーボンニュートラルに関する事項は、一つでも0点の審査項目があれば、失格とする」とありますが、審査項目は4-1、4-2、4-3のどれか一つで0点があれば失格となるという理解でよろしいでしょうか？もしくは、たとえば様式Oにおける(1)、(2)という単位を指しているのでしょうか。さらに詳細事項であるア、イ、ウ、エを指しているのでしょうか。	審査項目④-1、④-2、④-3のうち、どれか一つで0点があれば失格となります。

No	資料名	項目番号	項目名	頁	行	質問内容	回答
411	落札者決定基準	4(2)イ	性能評価	5	6	「カーボンニュートラルに関する事項はひとつでも0点の審査項目があれば失格とする」とあり重要視しています。3つの審査項目のうち2つが定性かつ相対的評価で「E評価 劣っている」=失格となってしまいます。せめて要求水準を満たす場合は「C評価 標準的である」などの基準を明確にして頂きたいです。	評価の具体的な回答はできません。
412	落札者決定基準	4(2)イ(イ)	性能等に関する評価	5	9	Cを標準として各段階を相対的に評価することですが、C評価となる基準をご教示ください。また、各段階の評価の基準もご教示ください。ひとつでも0点の審査項目があれば失格となる条件があり、評価軸が不明にて相対評価で失格となる恐れもあることからお願いする次第です。	評価基準について、落札者決定基準に加えて追加でお示しすることはありません。 評価の基準は落札者決定基準 4審査方法のとおりです。
413	落札者決定基準	4(2)イ(イ)	性能等に関する評価	5	9	性能等に関する評価は「Cを標準として各段階を相対的に評価する。」とありますが、「相対的に」とは、各応募者の提案を比較して相対的に評価されるということでしょうか。また、C(標準的である)と県が判断するための具体的な指標について教えていただけますでしょうか。 特に、カーボンニュートラルに関する事項はひとつでも0点の審査項目があれば失格となるため、カーボンニュートラルに関する事項についてのC(標準的である)の評価水準に関してご提示願います。	評価基準について、落札者決定基準に加えて追加でお示しすることはありません。 評価の基準は落札者決定基準 4審査方法のとおりです。
414	落札者決定基準	4(2)ウ(イ)	入札価格の調整方法	6	20	入札価格の調整方法として、サービス購入料B～D(円/年)×10年とありますが、こちらに記載のサービス購入料B～Dとは様式G-2-⑧に記載するサービス購入料B～Dの再整備期間合計値に対して提案する再整備期間で割ることで算出される、再整備期間の平均サービス購入料B～Dとの理解でよいでしょうか。	様式14入札書に記載されるサービス購入料B～D(年額)となります。
415	落札者決定基準	4(2)ウ(イ)	入札価格の調整方法	6	-	<入札価格の調整方法>について、サービス購入料B～Dは、年額×10年で入札価格が調整されると記載されています。新施設が10年以内で整備が完了する提案をした場合、10念ではなく、整備完了予定期間とすることでよろしいでしょうか。仮に整備完了予定期間が9年であった場合、1年分の削減効果を入札価格に反映できないのではないかと懸念しております。	再整備期間が10年以内の提案の場合であっても、入札価格の調整方法は変わりません。 再整備期間を短くする提案については、審査項目②-2施工計画において評価します。

No	資料名	項目番号	項目名	頁	行	質問内容	回答
416	落札者決定基準		入札価格の調整方法	6		入札価格(調整後)は、年間サービス購入料B～Dに10年、利用料金のうち固定料金に20年を掛けて算出することとありますが、これはあくまで価格評価のための金額であり、仮に運営開始を2040年4月1日として提案する場合は、サービス購入料B～Dは最大で入札書記載年額の約14年4か月分を、また利用料金のうち固定料金は入札書記載年額の16年分をお支払いただけるとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおり、入札価格(調整後)は、価格評価のために調整する金額となります。 なお、運営開始を2040年4月1日として提案する場合のサービス購入料B～Dは、2026年4月1日から2040年3月31日までの14年分となります。
417	落札者決定基準	4(2)ウ(イ)	入札価格の評価	6		価格点の得点化方法として、「※「予定価格等基準額」は、入札説明書に示す予定価格(サービス購入料B～Dには10を乗じる。)及び利用料金の上限の合計額をいう。」と記載がありますが、入札説明書にて示されている予定価格はサービス購入料Aと水素技術活用に係る費用の合計金額が示されております。入札説明書16頁2.(1).カ(ウ)では水素技術活用に係る費用は「サービス購入料とは区分して提案を求め、価格評価には含めません」とありますが、説明会でご説明が合った通り「予定価格等基準額」には、水素技術活用に係る費用は含まれないとの認識でよろしいでしょうか。	正確には「予定価格等基準額」は、水素技術活用に係る費用を含んでいます。 なお、価格点の計算式のうち、「当該応募者の入札価格」及び「応募者中最低の入札価格」は水素技術活用に係る費用を含みません。
418	落札者決定基準	4(2)ウ	価格点の得点化方法	6		予定価格等基準額について、サービス購入料A、B～Dに10を乗じたもの、利用料金の20年分を合わせたものとなり、ここでAから水素に係る費用を差し引いたものを予定価格等基準額とするなど1月17日の説明会においてご説明いただいておりますが、そのような認識でよろしいでしょうか。	「予定価格等基準額」は、水素技術活用に係る費用を含んでいます。
419	落札者決定基準	4(2)ウ	価格点の得点化方法	6		また、予定価格等基準額について、サービス購入料A、B～Dに10を乗じたもの、利用料金の20年分を合わせたものとなり、ここでAから水素に係る費用を差し引いたものを予定価格等基準額とするとの認識で間違いない場合において、予定価格等基準額のサービス購入料Aに含まれる水素利用設備に係る費用については、県が想定する金額で控除することとなる認識でよろしいでしょうか。	「予定価格等基準額」は、水素技術活用に係る費用を含みますので金額の控除はありません。
420	落札者決定基準	4(2)ウ(イ)	入札価格の評価	7	1	順位点の評価についても、「調整後」の入札価格にて順位付けされる、という理解でよいでしょうか。	ご理解のとおりです。
421	落札者決定基準	4(2)ウ(イ)	入札価格の評価	7	1	「順位点は、入札価格が最も低かったものを1位とする」とありますが、入札価格というのは、応募者の予定価格等基準額×0.88を下回った場合においても、予定価格等基準額×0.88と読み替えられるとの理解でよろしいでしょうか。	この入札価格は調整後の入札価格を意味しており、予定価格等基準額×0.88を下回った場合も同様です。

No	資料名	項目番号	項目名	頁	行	質問内容	回答
422	落札者決定基準	4(2)ウ	入札価格の評価	7	2	入札価格評価の順位点について、順位に応じた点数の差が価格点や性能等評価の点数と比べると大きく、過剰な価格競争となることが思慮されます。過剰な価格競争によるサービスレベルの低下を回避するためにも入札価格の評価方法について見直しのご検討をお願いいたします。	原案のとおりとします。
423	落札者決定基準	別表 審査項目	(配点)	8	1	審査項目別あるいは様式別の個別配点を、追加で公表いただくことは可能でしょうか。	審査項目別の配点を開示する予定はありません。
424	落札者決定基準	別表 審査項目	事業計画に関する事項 統括運営	8	23	「東三河地域経済への貢献」とございますが、具体的な定量的な審査基準(東三河地域に本店を置く企業への経済効果等)があるということではなく、仕組み等の定性的な面も総合的に踏まえた「貢献等」を審査するとの理解でよろしいでしょうか。	審査の具体的な回答はできません。
425	落札者決定基準	審査項目	別表	8		審査項目について1～5までありますが、それぞれの項目内の配点もご教示いただけないでしょうか。配点を開示いただくことによって、より貴県が求める提案をすることが可能と考えます。	審査項目別の配点を開示する予定はありません。
426	落札者決定基準	4別表	審査項目	8		審査項目ごとの配点をご教示ください。	審査項目別の配点を開示する予定はありません。
427	落札者決定基準	4別表	施工計画	9	20	2-2施工計画に記載されている【計算式】によると「全応募者中 最小の再整備期間(日数)／当該応募者の再整備期間(日数)× 配点」となっていますが、ここで示されている再整備期間とは運 転切り替え後までか、切替後の既存施設解体期間、場内整備期 間を含むのかご教示ください。	切替後の既存施設解体期間、場内整備期間を含む、運営開始 までの期間となります。
428	落札者決定基準	4別表	審査項目	9		2-2施工計画に記載されている【計算式】によると「全応募者中 最小の再整備期間(日数)／当該応募者の再整備期間(日数)× 配点」となっていますが、ここで示されている配点は何点なのか をご教示ください。	審査項目別の配点を開示する予定はありません。
429	落札者決定基準	別表 審査項目	脱炭素の 取組	11	2	「本事業期間を通じた脱炭素を推進するための考え方及び取組 内容」について、対象施設は豊橋浄水場以外の運営権設置施 設も含めての取組について審査される、との理解でよろしいで しょうか。	ご理解のとおりです。
430	落札者決定基準	別表審査項目	④ カー ボンニュート ラルに関 する事項 ④-2 CO2排出 量	11	6	CO2排出量の低減を算出する計算式について、電力量のみが 対象となっておりますが、浄水処理において使用する薬品量に ついてはCO2排出量を測るうえで重要な要素と考えます。つきま しては、薬品量についてもCO2算出式に加えていただきたいで す。	原案のとおりとします。

No	資料名	項目番号	項目名	頁	行	質問内容	回答
431	落札者決定基準	別表	審査項目	11		4-2CO2排出量の※3に、「県が原単位を設定」とございますが、どちらに示させていただいていますでしょうか。	原単位は県が内部で決定した値を使用します。全ての応募者に対して一律の値を使用するため、県が設定した値が、応募者の評価に影響することはございません。
432	様式集 (Word)	1(4)・(6)・(7)	参加表明書等の提出書類	1	14	綴じこむファイルの表紙・背表紙、CD-Rの盤面に特段タイトル等を記載する必要はないとの理解でよろしいでしょうか。	CD-Rは、「正本」か「副本(通し番号)／(全枚数)」の何れかを記載するとともに、登録受付番号を記載してください。
433	様式集 (Word)	1(4)・(6)・(7)	参加表明書等の提出書類	1	14	参加表明書及び参加資格確認申請書について、CD-Rの提出は不要との理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
434	様式集 (Word)	1(4)ア③	添付書類(様式集及び記載要領)	1	24	2024年中旬に設立された日本企業の場合、「添付書類」の一部が入手できず、その「添付書類」の一部は提案の締切日(2025年8月29日)までに準備できる可能性があります。新設された企業が参加する場合、入手することができない「添付書類」の提出は免除される可能性がありますでしょうか。	書類が提出できない場合、その説明を求めます。
435	様式集 (Word)	1(4)ア③	参加資格審査書類の受付時における提出書類	1	24	履歴事項全部証明書(直近3カ月以内)とございますが、入札公告日から起算して3か月以内のもの(2024年9月28日以降)との理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
436	様式集 (Word)	1(4)ア③	参加資格審査書類の受付時における提出書類	1	24	履歴事項全部証明書、法人税納税証明書、消費税納税証明書については写しでの提出でよろしいでしょうか。	原本を提出してください。
437	様式集 (Word)	1(4)ア③	添付書類(様式集及び記載要領)	1	27	応募グループの構成企業として、財務諸表、経営陣による財務諸表の分析(MD&A)、財務諸表注記、監査報告書を含む「年次有価証券報告書」の提出が義務付けられているかどうかご確認いただけますでしょうか。もし義務付けられている場合、日本企業とのコンソーシアムに参加する外国企業として、またタイトなスケジュールのため、財務諸表および年次有価証券報告書を英語で提出することを許可していただけますようお願い申し上げます。	添付書類は、応募企業又は応募グループの構成企業それぞれが提出する必要があります。外国法人の場合、b. 又はc. は英語での提出を可とします。
438	様式集 (Word)	1(4)ア③	添付書類(様式集及び記載要領)	1	28	直近3期分の事業報告及び計算書類につきまして、貸借対照表、損益計算書、純資産変動計算書、キャッシュフロー計算書、および独立監査人の報告書のみを提供することで、求められる情報を満たすことができるという理解であっておりますでしょうか。	会社法に定める事業報告及び計算書類をご提出ください。

No	資料名	項目番号	項目名	頁	行	質問内容	回答
439	様式集 (Word)	1(4)ア③	添付書類 (様式集 及び記載 要領)	1	28	「b」の欠如の場合の「直近3事業年度の事業報告および財務諸表(非連結および連結)」については、応募グループ内の各企業が非連結および連結の財務諸表の両方を提出する必要がありますか？ もしそうであれば、これらの書類が日本語でない場合、翻訳は必須でしょうか、それとも英語のままでもよいでしょうか。これらの書類すべてを翻訳するには、相当な時間がかかるためです。	添付書類は、応募企業又は応募グループの構成企業それぞれが提出する必要があります。外国法人の場合、b. 又はc. は英語での提出を可とします。
440	様式集 (Word)	様式集 及び記 載要領	事業報告 書及び計 算書類	1	28	cに関して、(単体及び連結)との記載がありますが、連結決算をしていない会社に関しては単体決算のみで良いとの理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
441	様式集 (Word)	1(4)ア3	添付資料	1		参加資格審査書類の受付時における提出書類について、法人税納税証明書と消費税納税証明書が求められておりますが、直近に設立した法人については登記簿謄本による設立登記の時期にしたがって、納税時期に達していないことをご確認いただければ、提出不要という認識でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
442	様式集 (Word)	様式5- 2	添付書類 c			添付書類cについて、「直近3期分の事業報告及び計算書類(単体及び連結)」と記載が御座いますが、連結を作成していない場合、単体のみの提出という認識でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
443	様式集 (Word)	様式5- 2	添付書類 e			添付書類eについて、記載頂いている「PFI法第9条第4号」に該当する場合、「親会社等」に関する書類が必要であり、該当しなければ、不要であるという認識でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
444	様式集 (Word)	様式5- 2	添付書類 f,g			添付資料f,gについて、該当の資料としては、「法人税納税証明書」「消費税及び地方消費税納税証明書」「法人住民税納税証明書」「法人事業税納税証明書」という認識でよろしいでしょうか。	納税証明書その3の3をご提出ください。
445	様式集 (Word)	添付書 類	計算書類 について			c.bが無い場合における直近3か月以分の事業報告及び計算書類について、提出する書類は事業報告書、貸借対照表、損益計算書、株主資本変動等計算書で良いと認識しておりますが宜しいでしょうか。	会社法に定める事業報告及び計算書類(貸借対照表、損益計算書、株主資本変動等計算書及び個別注記表)をご提出ください。
446	様式集 (Word)	納税証 明書	納税証明 書につい て			法人税および消費税納税証明書について、納税証明書その3の3(未納の税額がないことの証明書(法人用))を提出することで問題ないでしょうか。	ご理解のとおりです。
447	様式集 (Word)	1(4)ア3	参加資格 審査書類 の受付時 における 提出書類	2	2	添付書類の法人納税証明書及び消費税納税証明書の種類は、「その3の3」でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。

No	資料名	項目番号	項目名	頁	行	質問内容	回答
448	様式集	1(6)イ	事業提案書等の提出書類	3	21	建設する施設及び設備についての容量計算書は提出書類に含まれていません。容量計算書なしで施設設計、設備設計の妥当性をどのように判断されるのでしょうか。 設計内容の妥当性の判断なしで、評価が行われてしまうことを危惧しています。	本事業において、容量計算書は、再整備期間中に実施する設計業務において作成していただくことを想定しており、事業提案時にあつては、様式Hとして提出いただく構造計画、設備設計、浄水処理系統図、水収支フロー図、水収支計算等で妥当性を確認していく想定です。
449	様式集 (Word)	2(2)	参加表明書等の提出書類	7	9	参加表明書及び参加資格確認申請書はそれぞれ別ファイルに綴じこむとの理解でよろしいでしょうか。	参加表明書の正本、同副本、参加資格確認申請書の正本、同副本ごとに、散逸しないようにまとめていただければ、ファイルを使用する必要はありません。
450	様式集 (Word)	2(2)	参加表明書等の提出書類	7	9	参加表明書及び参加資格確認申請書の提出にあたり、使用するファイルの指定はございますでしょうか。	指定はありません。
451	様式集 (Word)	様式集及び記載要領 2(3)イ(イ)	(イ)事業提案書(提案概要書・図面集以外)	9	19 20	(2)参加表明書等の提出書類に関する留意点で - 使用する文字サイズに指定がありますが、一般事項および事業提案書の留意点には記載がありません。 提案書の文字サイズに指定はないという認識でよろしいでしょうか。 また、提案書に挿入する図、表などに使用する文字サイズに指定はありますか。	様式集及び記載要領における作成上の留意事項に定めがないものについては可能です。
452	様式集 (Word)					事業提案書に関して、使用する文字のフォント、文字の大きさ、表/図等で使用する文字のフォントや文字の大きさは、審査委員会の方々に分かり易い常識的な設定を民間事業者の判断で自由に設定して良いと考えてよろしいでしょうか。	様式集及び記載要領における作成上の留意事項に定めがないものについては事業者の判断で設定可能です。
453	様式集 (Word)					事業提案書(説明書)の各様式にA4やA3の枚数を設定して頂いていますが、A4版2枚をA3版1枚と換算して提案書を提出してもよろしいでしょうか。	A4指定の様式はA4、A3指定の様式はA3にて作成してください。
454	様式集 (Word)		参加表明書 資格審査書類	23		様式4～7は押印不要との理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
455	様式集 (Word)	様式4. 5. 6. 7	押印について	23		様式4, 5, 6, 7について、押印は不要という理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
456	様式集 (Word)	応募グループ名	応募グループ名について	24		様式4-2, 5-2, 7-2に応募グループ名を記載する箇所がありますが、応募グループ名は特に指定が無く自由に検討してよいという理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
457	様式集 (Word)		当たる業務	26	表	入札説明書p26に「応募者は、参加表明書において、上記2オ(エ)a②・③の業務のうち、以下の業務に当たる応募者等の企業名(応募グループにあつては、代表企業名を含む。)及び当たる業務を明記する」とあることから、設計、工事、工事監理、運転管理を行う企業でない場合は、記入不要との理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。

No	資料名	項目番号	項目名	頁	行	質問内容	回答
458	様式集 (Word)		納税証明書	26		参加表明書の添付書類であるf. 法人税納税証明書、g. 消費税納税証明書は、その3の3を提出することでよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
459	様式集 (Word)	様式5-2	応募者の名称等	26		「当たる業務」の記載欄がありますが、こちらは入札説明書26pに記載がある「企業名の明記を必須とする業務(豊橋浄水場再整備業務のうち、設計、工事及び工事監理、豊橋浄水場運営業務及び豊橋南部浄水場運営業務のうち、運転管理)」については必ず記載し、それ以外の記載については事業者の任意という理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
460	様式集 (Word)	様式5-2				「当たる業務」の詳細が現時点で確定していない場合(変更になる可能性がある場合)、「〇〇業務全般」のような書きぶりでも問題ないとの理解でよろしいでしょうか。	入札説明書3(4)アの「企業名の明記を必須とする業務」については確定的に記載してください。
461	様式集 (Word)	様式5-2				FAX番号の記載は任意でよろしいでしょうか。	FAXを使用されていない場合は空欄でかまいません。
462	様式集 (Word)	様式6	委任状	27	1	応募グループによる参加の場合、応募グループの各構成員で外国企業の場合、法的に代表企業に権限を委任することを証明するための、公的な書面(署名者の署名が法的権限を持つことの証明)も提示する必要があるのか、または様式6のみの提出で十分なのかご教示ください。	様式6のみの提出でかまいません。
463	様式集 (Word)	委任状 他	委任状等	27		様式6の委任状および様式7は「〇枚目／〇枚中」という記載をする箇所がありますが、会社ごとに枚数を完結させるのではなく、全体の枚数中〇枚目かの記載という理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
464	様式集 (Word)	様式6				委任状へ代表者印は不要との理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
465	様式集 (Word)	様式7-1, 7-2	運転管理に当たる企業の要件	29	24	運転管理の実績要件の参考情報として、「契約書類および仕様書等のコピー」の提出を求められていますが、海外事例におきまして契約書類のコピーを提出するための顧客承認が大変困難です。そのため、一般的な国際入札の慣行と同様に、契約期間、浄水場の詳細、要求される水質を示す顧客の署名と捺印のある証明書を提出することでよろしいでしょうか？	本事業で求めている事項が明確にされ、顧客の署名と捺印のある証明書を提出いただくことも可とします。なお、署名する顧客と運転管理に当たる企業が契約されていることが分かるHP等(例:署名する顧客側のプレスリリース)を印刷したのも、可能であればご提出ください。
466	様式集 (Word)	様式7	完全子会社が業務に当たる場合の記載方法	30		様式7-1、7-2について、完全子会社等が業務に当たる場合においては、「代表企業／構成企業」の箇所は応募者等の企業名を記載し、完全子会社等が所持している許可証明書や実績の関係書類に関してチェックを記入すればよいという理解で宜しいでしょうか。様式5-2のように、どこかに括弧書きで完全子会社名を記入する必要があるのでしょうか。	完全子会社等が業務に当たる場合、「代表企業／構成企業」の箇所は応募者等の企業名を記載し、完全子会社等に資格要件があることを証する書類にチェックを記入してください。加えて、応募者等と完全子会社等の関係が分かる資料の写しも添付してください。括弧書きで完全子会社名を記入する必要はありません。
467	様式集 (Word)	様式7-2		1	8	「代表企業／構成企業」の記載がございしますが、該当しない方を削除するのか、削除せずに該当する項目を囲うのかご教示ください。	該当しない方を削除してください。

No	資料名	項目番号	項目名	頁	行	質問内容	回答
468	様式集 (Word)	様式7-2		2	1	<外国為替及び外国貿易法に関する確認事項>には「以下に該当する場合は、□に✓を記入すること。」と記載がございますが、<関係書類>については□の欄の取り扱いについて言及がございません。<関係書類>のうち、提出する書類については□の欄へ✓を記入するという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
469	様式集	個別対話への参加申込時における提出書類	様式11	39		様式11は「豊橋浄水場再整備等事業要求水準書に関する確認書」となっていますが、要求水準と同等又はそれ以上の水準であることについては、事業者が本書を提出することのみで確認されとの理解でよろしいでしょうか。要求水準の達成状況について十分に確認されないままに、評価が行われてしまうことを危惧しています。	様式11をはじめとした各種書類(例:事業提案書)の確認や個別対話等によって、要求水準を満たしていることを確認します。なお、事業開始後、事業者の実施する業務が要求水準書等を満たしていることはモニタリングによって確認します。要求水準書等が満たされていなかった場合、違約金が発生する可能性もありますので、適切に提案してください。
470	様式集 (Word)	様式14	入札書	43	15	サービス購入料Aの括弧内に記載されている「支払利息」は資金調達を行った際の金融機関への支払利息との理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
471	様式集 (Word)	様式14	入札書	43	16	入札書に記載する「水素技術の活用に係る費用」とは県に求める負担額でしょうか。事業者の自己負担、国庫補助事業、オ:水素技術の活用に関する将来展望の費用は含めないことでよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
472	様式集 (Word)	【様式14】入札書	サービス購入料A	43	-	【様式14】入札書において、入札金額を示す欄において、「サービス購入料A(支払利息を含む総額)」との記載がありますが、サービス購入料Aにおける「支払利息」とは何を想定したものでしょうか。建中金利がサービス購入料Aの対象費用に含まれるという意味である場合、入札説明書等に明記いただけますでしょうか。	建中金利がサービス購入料Aの対象費用に含まれるという意味です。入札説明書別紙3、様式14に建中金利を含む旨明記します。
473	様式集 (Word)		事業提案書(提案概要書)	45		提案書記載欄についてですが、事業者の任意で外枠の大きさや色、文字のフォントや色等を変更して提案書を作成することは可能との理解で宜しいでしょうか。	様式集及び記載要領における作成上の留意事項に定めがないものについては可能です。
474	様式集 (Word)	様式C	実施体制	49		要求水準書で管理技術者、主任技術者について資格要件が求められていますが、個人要件に関する提出資料が指定されていません。個人要件に関しては様式C実施体制の添付資料として、資格証や経歴書等を添付することで個人要件の確認をしていただけないという理解でよろしいでしょうか。それとも様式K運転管理の添付資料でしょうか。また、資格要件で経歴を必要とする場合は、経歴の証明は雇用を証明する書類(保険証等)、契約書、仕様書、業務体制図等の添付でよろしいでしょうか。	提案時において管理技術者、主任技術者の氏名の記載や資格証明を求めています。特定事業契約書(案)第65条第1項に基づき、特定事業契約締結後5日以内に県に通知してください。

No	資料名	項目番号	項目名	頁	行	質問内容	回答
475	様式集 (Word)	様式E	危機管理	51	1	危機管理の提案で求めている対象施設は、本事業の対象施設(小鷹野浄水場を除く)と敷地でしょうか。場外管路維持管理業務には、「緊急事態の対応」が業務範囲に含まれていないため、対象としないということによろしいでしょうか。	広く事業全般の継続に向けた危機管理について提案を求めますので、対象施設の区分なく、事業範囲での対応をご記載ください。
476	様式集 (Word)	様式E	危機管理	51	1	危機管理の提案で求めている期間は、運営期間(豊橋浄水場、豊橋南部浄水場及び場外管路運営業務を実施している期間)を対象とするのでしょうか。再整備期間の豊橋及び豊橋南部浄水場運転管理業務も対象とするのでしょうか。	広く事業全般の継続に向けた危機管理について提案を求めます。再整備期間、及び運営期間の区分に応じた事業範囲での対応をご記載ください。
477	様式集 (Word)	様式H-1	構造計画・設備設計(先進性)	56	1	提案で求めている「構造計画」の構造とは、土木・建築の躯体構造を指していると理解して宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
478	様式集 (Word)	様式H-3	構造計画・設備設計(事故時・故障時の対	58	3	イ「その他想定するリスクとその対応策」には、「様式E」危機管理で求められている水質事故時のリスクは除くことによろしいでしょうか。含まれる場合は、重複して記載しても採点対象となるのでしょうか。	イ「その他想定するリスクとその対応策」には、様式E「危機管理」で求められている水質事故時のリスクは除きます。
479	様式集 (Word)	様式I-1	運転と工事の両立	60	5	既存施設の運転と新施設の工事を両立することは極めて重要と認識しております。(3)アでは「切替によって生じるリスクとその回避策」とリスク発生の時期を切替えのタイミングのみに限定されているようにも読めますが、切替のタイミングのみならず、工事期間に亘る運転と工事の両立に関する施策も評価いただけるでしょうか。	工事期間に亘る運転と工事の両立に関する施策について、「切替によって生じるリスクとその回避策」に記載いただくことは妨げません。記載いただいた事項が評価対象となるかは、記載内容によります。
480	様式集 (Word)	様式H-5	構造計画・設備設計(浄水処理系統図等)	60	7	要求水準書にて、排水処理施設は再整備対象外との記載がありますが、提案書の提出書類に排水処理系統図が含まれています。排水処理施設は再整備対象外ですが、何を表現すればよいのでしょうか。	排水施設への影響を確認するため、浄水施設からの排水ルート及び排水量や制御内容を記載してください。
481	様式集 (Word)	様式I-3	再整備期間の長さ	63	1	様式I-3は●に数字を記載するのみでよいですか。補足説明は必要でしょうか。	数字のみ記載してください。
482	様式集 (Word)	様式I-3	再整備期間の長さ	63	1	提案時点で設定する再整備期間について完了予定日を守ることができなかった場合は提案不履行となるでしょうか？また、不履行となった場合のペナルティーをご教示ください。	様式I-3に基づいて運営開始予定日を設定します。運営開始予定日までに新施設を引き渡せなかった場合の取扱いは、特定事業契約書(案)をご覧ください。
483	様式集 (Word)	様式L-1	修繕内容について	67		本事業における修繕の提案については、様式L-1の内容の他、様式G-2-2~4における各年の修繕費一括計上の内容と考え、各施設・機器の計画修繕案については提案時に明示する必要が無い理解で宜しいでしょうか。	個別の施設・機器について、各年度の修繕費を提案時に明示する必要はありません。 なお、様式L-1への記載にあたり、個別施設・機器を対象とした提案を妨げるものではありません。

No	資料名	項目番号	項目名	頁	行	質問内容	回答
484	様式集 (Word)	様式O	脱炭素の 取組(取 組方針)	72	7	(2)「脱炭素推進設備に関する工夫」とは、(1)エ「具体的な取組内容」に提案する脱炭素推進設備を重複して記載した場合でも評価の対象となるのでしょうか。	脱炭素推進設備の当初の導入・設置については(2)で、その他については(1)で記載してください。
485	様式集 (Word)	様式P	脱炭素の 取組(運 営期間中 のCO2排 出量)	73	3	「運営期間中の各年度の豊橋浄水場の運営権設定対象施設(豊橋市事務室以外)における電力使用量」の算出にあたり、応募者間で同条件での比較を可能とするために、機器の算出の条件(電動機容量×台数×負荷率×運転時間等の計算式や用いる負荷率)を提示いただくことは可能でしょうか。 なお、電動機容量や台数、運用方法によって変わる運転時間は事業者提案範囲と考えております。	電力使用量算出のための条件を提示することはありません。事業者自らの判断で現実的な数値を提案してください。なお、モニタリングの対象は、要求水準書等(要求水準書・入札説明書・事業提案書)となっており、提案いただいたCO <sub>2</sub> 排出量についても、モニタリング対象となることを踏まえて、実現可能な値を提案してください。
486	様式集 (Word)	様式P	脱炭素の 取組(運 営期間中 のCO2排 出量)	73	3	「運営期間中の各年度の豊橋浄水場の運営権設定対象施設(豊橋市事務室以外)における電力使用量」に更新対象外施設である、排水処理施設が含まれています。排水処理施設に関する消費電力を算出するにあたり、インフォメーションパッケージで提供された運転マニュアルに記載されている排水処理の各機器の電動機容量から算出した消費電力量と、現状で実際に運転した際の消費電力量が異なる可能性が考えられます。 既存の運転管理業務等で、現状の消費電力量に関する情報を有している企業と、情報を有していない企業との公平性を確保するため、排水処理施設に含まれる機器の算出の条件(容量、負荷率)及び参考値として現状の運転時間について提示いただくことは可能でしょうか。	既存図書閲覧の機会等を活用し、必要な情報を収集したうえで、提案してください。 また、事業提案書作成に必要な資料であれば、個別対話等にて提供を求めることとしてください。
487	様式集 (Word)	様式P	脱炭素の 取組(運 営期間中 のCO2排 出量)	73	3	要求水準書P.32に「重油等を利用している主要設備の都市ガスへの燃料転換、電化」とありますが、重油等を利用していたものを電化した場合、電力使用量としては増加することとなります。 その場合、電化しない方が電力使用量としては有利となってしまうため、電化したものについては、「運営期間中の各年度の豊橋浄水場の運営権設定対象施設(豊橋市事務室以外)における電力使用量」には含まれないとの理解でよいでしょうか。	現在、豊橋浄水場にて重油を使用している設備は非常用自家発電設備のみであり、現在電化していない設備を電化することによって、電力使用量が増加することを想定していません。要求水準書第2.9(4)に記載のとおり、「燃料転換(エネルギーの種類をCO <sub>2</sub> 排出量の小さいものに転換していくこと)を検討」することを事業者に求めます。

No	資料名	項目番号	項目名	頁	行	質問内容	回答
488	様式集 (Word)	様式P	脱炭素の 取組(運 営期間中 のCO2排 出量)	73	3	要求水準書P.15に「オ カーボンニュートラルの推進」として、再生可能エネルギー由来の電力の調達等とありますが、本様式内の「運営期間中の各年度の再生可能エネルギー発電電力量」に電力会社等から再エネ電力メニューで調達した電力量は含まれないとの理解でよいでしょうか。 一方、要求水準書P.31の脱炭素推進業務として言及されている太陽光発電や水素技術導入等の豊橋浄水場に関わる業務や任意事業として実施される内容は再生可能エネルギー発電電力量に含まれるとの理解でよろしいでしょうか。	「運営期間中の各年度の再生エネルギー発電量」は「豊橋浄水場における再生可能エネルギー発電量」を示しますので、電力会社等から調達した再エネ電力を含みません。 また、水素技術導入等によるエネルギー供給、任意事業で使用される再生可能エネルギーも含まず記載してください。 なお、再エネ由来の電力の調達について、様式Oに記載いただくことは妨げません。
489	様式集 (Word)	様式P	脱炭素の 取組(運 営期間中 のCO2排 出量)	73	3	豊橋浄水場の運営権設定対象施設(豊橋市事務室以外)における電力使用量に含まれる豊橋浄水場の配水池・排泥池・濃縮槽の使用電力量は、公平性を確保するため、指示していただけますか。	既存図書閲覧の機会等を活用し、必要な情報を収集したうえで、提案してください。また、必要情報の提示を個別対話等において求めることとしてください。
490	様式集 (Word)	様式P	脱炭素の 取組(運 営期間中 のCO2排 出量)	73	3	豊橋浄水場の運営権設定対象施設(豊橋市事務室以外)における電力使用量について、原水の濁度に応じて新施設で使用する電力使用量が異なることがあり得ますが、直近1年間の濁度実績の平均値に基づいて稼働率を想定することでよろしいでしょうか。	直近3年間の濁度実績の平均値を前提としてください。
491	様式集 (Word)	様式P				※2に設定して頂いている「運営期間中の豊橋浄水場における再生可能エネルギー発電電力量(豊橋浄水場の運営権設定対象施設に供給されたものに限る)」に関して、本事業以外(本事業と関係性を持たない事業)で発電させた再生可能エネルギー発電電力量は対象外と考えてよろしいでしょうか。	この設定において、「運営期間中の各年度の再生可能エネルギー発電量」は「豊橋浄水場における再生可能エネルギー発電量」を示しますので、他事業で発電された再生可能エネルギー発電電力量を含みません。 なお、他事業で発電された再生可能エネルギー発電電力の調達について、様式Oに記載することを妨げるものではありません。
492	様式集 (Word)	様式Q-1	水素技術 の活用	74	5	2024年10月に公表された実施方針P15において「県に求める負担額(国からの財政支援を含む。）」とあります。今回の「ア:県に求める費用負担の金額」には「エ:国庫補助事業等」が含まれるのでしょうか。	「県に求める費用負担の金額」は、県が活用できる可能性があると考えられる国庫補助事業等を含め、提案の実施にあたり県から事業者へ支払う必要がある金額としてください。
493	様式集 (Word)	様式Q-1	水素技術 の活用	74	11	「水素技術の活用に関する提案上限額」とは、何を指しているのでしょうか。	様式14入札書における水素技術の活用に係る費用(入札金額)を示します。 なお、「オ 水素技術活用に関する将来展望」については、将来的に何らかの条件(技術力、普及状況等)を満たした場合のみ実施できる手法について提案を求めています。 この取組実施にあたり、県に求める費用については、様式14入札書における水素技術の活用に係る費用(入札金額)に含めないという趣旨です。

No	資料名	項目番号	項目名	頁	行	質問内容	回答
494	様式集 (Word)	様式Q-2	収支計画表(水素技術の活	75	1	水素技術の活用における収支計画表において赤字収支となっても0点となり、失格にはならないでしょうか。	ご理解のとおりです。
495	様式集 (Word)	様式R	その他特筆すべき提案等	77	1	ア任意事業の内容、イその他特筆すべき提案と、2項目記載ありますが、ア、イいずれか一つの提案でも配点の5点の対象となりますでしょうか？もしくは5点評価のためにはア、イの2件とも提案が必須でしょうか？	いずれか一つの提案でも、「特に優れている」と判断される可能性は排除しません。
496	様式集 (Word)	様式16.17	参加資格喪失、構成企業の変更について	86		様式16の参加資格喪失等通知書、様式17の構成企業等変更届については、様式15の辞退届と同様に入札前であれば提出可能という理解で宜しいでしょうか。 また、辞退届を出した場合においても、指名停止等の措置は取られないという理解で宜しいでしょうか。	前段については、ご理解のとおりです。 後段については、辞退届を期限までに提出した場合、指名停止等の措置はありません。
497	様式集 (Excel)	様式G-2-⑧	サービス購入料B～Dの明細	1	1	サービス購入料B～Dについて、年度ごとに金額の変動があってもよろしかったでしょうか。変動があってもよい場合、E列以降に数値を入力し、再整備期間中の平均値を年額として入力してもよろしいでしょうか。	サービス購入料B～Dは平準化して提案してください。 なお、再整備期間が3月31日に終了しない提案の場合、最終回の支払は日割りとなりますので、その前提で様式集G-2-⑧は記入してください。
498	様式集 (Excel)	様式G-2-⑥(利用料金収入の詳細)	変動料金と固定料金の内訳	-	-	<p><b>【背景】</b> 2024年5月22日開催の実施方針(案)に関する説明会資料「3_説明会資料(修正).pdf」の15頁において、利用料金の構成のイメージとして、変動費は動力費や薬品費、固定費は更新費や修繕費や人件費等が示されています。</p> <p>一方、様式G-2-⑥(利用料金収入の詳細)においては、公租公課と事業報酬を除き、変動料金と固定料金の構成費目が同一となっています。</p> <p><b>【質問】</b> ・各費用項目(人件費、薬品費、動力費等)について、固定料金見合い分と変動料金見合い分に区別することが想定されているのでしょうか。 ・例えば薬品費を全て変動料金に割り振り、固定料金に内訳として示されている薬品費を0で記載することは可能という理解でよろしいでしょうか。</p>	各費用項目の変動費、固定費への割り振りは応募者の提案に委ねます。例示されたように、固定料金の薬品費を0で記載することも可能です。

No	資料名	項目番号	項目名	頁	行	質問内容	回答
499	様式集 (Excel)	様式G-2-⑥(利用料金収入の詳細)	変動料金と固定料金の内訳	-	-	<p>E列に記載する「変動料金単価」「固定料金年額」について、以下ご教示ください。</p> <p>・運営期間中は物価変動がない限りは一定の金額を想定しているということでしょうか。その場合、事業計画の内容にあわせ、毎年改定もしくは数年単位での改定を提案可能でしょうか。</p> <p>例えば、修繕費等は事業期間を通じて発生金額に波形があります。運営期間中は毎年一定の金額しか受領できなくなると、修繕費等が多く発生する年度においては利用料金で費用を賄えないため、単年度収支がマイナスになることがあると考えております。事業者の資金繰りの悪化等を招く可能性があること、事業者の単年度収支が安定しなくなる(場合によってはマイナスになる)点を懸念しております。</p>	<p>運営期間中においては、物価変動がない限り、水量(水道にあつては送水量、工業用水にあつては契約水量)に応じた利用料金が事業者が行う運営権設定対象施設の運営に対する収入となります。年単位での改定は提案できません。</p>
500	様式集 (Excel)	様式G-2-⑥(利用料金収入の詳細)	変動料金と固定料金の内訳	-	-	<p>一定の条件下において、豊橋浄水場より前に豊橋南部浄水場の運営権設定を行うことが可能と理解しております(入札説明書p.38「キ 運営権の設定」)。豊橋南部浄水場の運営権設定を先に行う場合について、以下ご教示ください。</p> <p>・豊橋南部浄水場のみ運営権設定が行われている期間の利用料金単価は、全施設の運営権設定が行われた後の期間の利用料金単価と異なる設定をしてよいという理解でよろしいでしょうか。</p> <p>・その場合、様式G-2-⑤(利用料金収入の詳細)の構成も適宜変更してよいという理解でよろしいでしょうか。</p>	<p>様式R以外は、豊橋南部浄水場の運営開始は豊橋浄水場と同時である前提で作成してください。</p>
501	様式集 (Excel)	様式G-2-6	利用料金収入の詳細		右上	<p>右上に記載の様式番号が「様式G-2-3」になっていますので修正をお願いいたします。</p>	<p>ご指摘のとおりです。 様式集(Excel)「様式G-2-⑥」シート右上の様式番号を「G-2-⑥」に修正します。</p>
502	様式集 (Excel)	様式G-2-①				<p>【※「(1)投資計画書」には、再整備費用・撤去費用、修繕、更新費等の施設の整備・維持に係る投資計画を記載してください。】とございますが、投資計画書の欄が設定されておらず、(1)は資金調達計画となっております。 また(2)が飛ばされており、(1)(3)(4)の欄のみ確認できておりますのでそれぞれご確認願います。</p>	<p>様式G-2-①の「※「(1)投資計画書」には、再整備費用・撤去費用、修繕、更新費等の施設の整備・維持に係る投資計画を記載してください。」は削除します。 また、「(3)出資金明細表」を「(2)出資金明細表」に、「(4)借入金明細表」を「(3)借入金明細表」に修正します。</p>
503	様式集 (Excel)	様式G-2-①				<p>(3)出資金明細表に設けられております「出資者の役割・要件の充足等」は具体的にどのような記載を想定しておりますでしょうか。</p>	<p>出資者のコンソーシアム内での役割、出資にあたり特筆すべき要件があればその要件を記載することを想定しています。</p>

No	資料名	項目番号	項目名	頁	行	質問内容	回答
504	様式集 (Excel)	様式G-2-⑦				統括管理業務に要する費用については、様式G-2-⑦に既に記載の各項目へは按分せず、「統括管理業務」の欄を追加することで問題ないとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
505	様式集 (Excel)	様式P-2				水素技術活用による営業収益とは具体的にどのようなものを想定しておりますでしょうか。	浄水場内で創出した水素を売却し、事業者が収益を得る場合等を想定しております。
506	様式集 (Excel)	様式P-2				水素技術の活用については、落札者決定基準からもQ-1及びQ-2が対応すると読み取れます。「収支計画表(水素技術の活用)」の様式アルファベットもQとすべきではないでしょうか。	ご指摘のとおりですので修正します。
507	様式集 (Excel)	様式全体	事業計画に関する事項			必要に応じて豊橋浄水場と豊橋南部浄水場で該当項目の記載事項を分けても良いのでしょうか。	ご理解のとおりです。
508	様式集 (Excel)	様式G-2-2 様式G-2-3 様式G-2-4	再整備期間における修繕費			要求水準書等の記載より再整備期間中の修繕費は豊橋浄水場運転管理業務における新施設の修繕のみとの理解で問題無いでしょうか	ご理解のとおりです。
509	様式集 (Excel)	様式G-2-2 様式G-2-3 様式G-2-4	運営期間における整備費			運営期間の修繕については要求水準書P59の記載のとおり、維持管理計画書を作成し、中期修繕計画書にて概算費用を示すこととなっています。本様式の運営期間中の修繕費については、現時点にて想定される計画修繕の修繕費を計上する理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
510	様式集 (Excel)	様式G-2-2 様式G-2-3 様式G-2-4	新施設に係る更新費用			新施設に係る更新費用については、様式L-2にて計上するものとし、G-2-2～4には計上しない理解で宜しいでしょうか。	新施設に係る更新費用は、様式G-2-②～様式G-2-④においては、償却費として計上してください。
511	様式集 (Excel)	様式G-2-6	利用料金収入の詳細			年度ごとの見込水道送水量について、豊橋浄水場と豊橋南部浄水場の送水量をご教示ください。それぞれの維持管理費の原単位が異なる中で、最適な支出計画を算出するため、よろしくお願い致します。	想定水量の詳細については、守秘義務対象資料として提示する予定です。

No	資料名	項目番号	項目名	頁	行	質問内容	回答
512	様式集 (Excel)	様式G-2-8	サービス購入料B～Dの明細			本様式においては、サービス購入料B～Dにおける各項目の年間額を記載するのみの認識でよろしいでしょうか。 再整備期間中において、新設の更新工事が発生する場合、サービス購入料Bに該当すると思われませんが、その場合の費用は様式G-2-8に含めず、様式L-2としてご提示するとの認識でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。記載にあたっては、平準化した年間の金額を記入してください。ただし、再整備期間が3月31日に終了しない場合、最終年度は計算式を解除し、年額を日割り計算した金額を記入してください。 再整備期間中に新設の更新を見込む場合は、様式G-2-⑧のサービス購入料Bに含めるとともに、様式L-2にも記載してください。 なお、県は再整備期間中に新設の更新が必要となることを原則として想定していませんが、事業者が必要と判断した場合は、県と協議の上実施することとしている点にご留意下さい。
513	様式集 (Excel)	様式G-2-6	利用料金収入の詳細			変動料金、固定料金それぞれ、あらかじめ構成項目の記載がありますが、変動料金を構成する項目については水量に応じて発生する経費(動力費、薬品費等)を基に算出し、固定料金を構成する項目については水量に関わらず発生する経費(修繕費、人件費等)を基に算出するという考え方でよろしいでしょうか。必ずしも全項目を含めて変動料金、固定料金を算出しなくてもよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
514	様式集 (Excel)	様式P-2	収支計画表 (水素技術の活用)			水素技術の活用に関する収支計画表に営業収益の記載がありますが、収益が発生しない場合(敷地内の利用のみの場合)は費用のみを記載すればよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
515	様式集 (Excel)	様式P-2	収支計画表 (水素技術の活用)			様式集及び記載要領には様式P-2がなく、様式Q-2が収支計画(水素技術の活用)になっておりますので修正をお願いいたします。	ご指摘のとおりです。 様式集(Excel)「様式P-2」を「様式Q-2」に修正します。
516	基本協定書(案)	第1条第2項(1)	目的及び解釈	1	17	運営権設定対象施設に含まれる豊橋浄水場の「排水処理施設」について、基本協定及び入札説明書に定義がありませんので、追加いただけますでしょうか。	基本協定書(案)第1条第2項の「排水処理施設」を「排水池・排泥池・濃縮槽」に修正します。
517	基本協定書(案)	第2条第2項	当事者の義務	3	4	「甲及び乙は、特定事業契約の締結のための協議においては、相手方の要望事項を尊重しなくてはならない。」とありますが、貴県からの要望事項が、入札説明書、要求水準書並びに質問回答から逸脱している場合、または逸脱しているとは言えないまでも、提案内容からの大幅な計画変更や費用増加が見込まれる場合は、該当しないという理解でよろしいでしょうか？	特定事業契約の締結のための協議において、県が要求水準書等の逸脱又は大幅な計画変更もしくは費用増加が見込まれる要望を行うことは想定していません。
518	基本協定書(案)	第4条第1項	株式の譲渡	3	22	第4条第1項ただし書として、「他の議決権付き株式を保有する者」とありますが、当初は保有していないものの、提案書に基づき新たに追加的に保有を予定する者も含まれるとの認識でよろしいでしょうか。	含まれません。

No	資料名	項目番号	項目名	頁	行	質問内容	回答
519	基本協定書(案)	第4条第1項	株式の譲渡	3	22	構成企業に外国法人の企業が含まれる場合、SPC設立登記の手続き方法として、まず国内法人の代表企業及び構成企業にてSPC設立登記を行い、SPC設立日の同日付でその保有株式の一部を外国法人の構成企業へ譲渡する方法がございます。第4条第1項ただし書として、「他の議決権付き株式を保有する者」とありますが、この手続きの場合における外国法人の構成企業も含まれるとの認識でよろしいでしょうか。	具体の提案内容を確認の上個別に判断します。
520	基本協定書(案)	4条2項	株式の譲渡	3	32	本項に定める金融機関等との協定書が「甲の合理的に満足する内容」との要件を満たさない場合としてどのようなケースを想定されているか、ご教示ください。	例えば、相殺を含む県の抗弁権が当該担保権の設定及び実行の前後を問わず、担保権者に対抗できることが定められていないケースが想定されますが、これに限りません。
521	基本協定書(案)	第4条第4項第(3)号	株式の譲渡	4	13	濫用的申立てを含む趣旨ではないとの理解でよろしいでしょうか。	更生手続開始又は再生手続開始の申立てが濫用的申立てに該当すると合理的に認められる場合、県は株式の譲渡を承諾することがあります。
522	基本協定書(案)	第4条第6項等	株式の譲渡	4	28	第4条第6項及び第7項、別紙1第6項において、「事前に、譲受予定者からこの出資者保証書又は又は本基本協定別紙2(誓約書の様式)と同じ様式の出資者保証書又は誓約書を徴求し県に提出」等の記載がありますが、「事前に」ですので、譲受予定者の株式の保有数は0円となり、払込金額も当然に0円になる理解ですが、徴求時点の事実関係とは異なる事項を未来の日付或いは同日にて徴求を求められているというご趣旨でしょうか。	別紙1又は別紙2に記載する株式の保有数及び払込金額は、株式譲渡後の情報としてください。
523	基本協定書(案)	第4条第8項	株式の譲渡	5	4	代表企業の変更(及びこれにともなう株式保有割合の変更)に係る県の事前の承認については、第4条第5項の各条件充足の有無に従って判断されるとの理解でよろしいでしょうか。これと異なる判断基準があればお示しください。	代表企業の変更に係る県の事前の承認を得るにあたっては、基本協定書(案)第4条に記載の変更後の代表企業が入札説明書3(4)ウ(ア)に定める代表企業の要件を満たすことが必要です。
524	基本協定書(案)	4条8項	株式の譲渡	5	4	「代表企業を変更することはできない」とは、代表企業である乙の構成企業の出資比率が構成企業中最大であることを維持しなければならない、との趣旨と理解して相違ありませんでしょうか。	ご理解のとおりです。
525	基本協定書(案)	5条2項	特定事業契約の締結	5	11	「乙は、甲が特定事業契約の締結までに事業提案書に記載された任意事業に係る事項を要求水準に反映できるよう、最大限協力しなければならない」との記載がありますが、事業者が任意で実施できるものが任意事業であり、要求水準を定められるような内容ではないと理解しておりますが如何でしょうか。特定事業契約書案記載の要求水準の定義においては、「任意事業を除く」との記載がございます。	基本協定書(案)第5条第2項は原案のとおりとし、特定事業契約書(案)別紙1(158)の「(任意事業を除く。)」を削除します。

No	資料名	項目番号	項目名	頁	行	質問内容	回答
526	基本協定書(案)	第5条第2項	特定事業契約の締結	5	11	「任意事業に係る事項を要求水準に反映できるよう、最大限努力しなければならない。」とございますが、特定事業契約(案)第82条に規定される「義務的任意事業」について言及しているとの理解でよろしいでしょうか？また、要求水準書に反映される任意事業に係る事項として具体的にご想定されているものがありましたら、ご教示いただけますでしょうか？	ご理解のとおりです。事業提案書に記載された任意事業の提案内容を要求水準書に反映します。
527	基本協定書(案)	第6条第1項(1)	運営権の設定	5	22	「…同業務に係る全ての工事目的物の引渡しを受けて…」とございますが、一部の再整備業務が完了されていなくても運営開始ができる、もしくは運営開始をした方がよいと合理的に判断されるような軽微な場合には、成就したと見做されるとの理解でよろしいでしょうか？	字義どおり、豊橋浄水場再整備業務が完了していることが必要です。
528	基本協定書(案)	第7条第2項	業務の委託・請負	6	9	事業者が締結する業務委託請負契約(基本協定第7条第1項に定める契約を除く)について、すべて県の承諾を得て、契約書に写しを提出しなければならないのは、機動的な取引や臨機の対応に支障が生じるため、一定額以上の契約書等に限定いただくか、モニタリングのための報告書等で代用いただけないでしょうか。なお、県の事前承諾は特定事業契約第16条第2項でも求められていないものと理解しております。	基本協定書(案)第7条第2項の「、項の承諾を得た上で」を削除します。業務委託請負契約の契約書の写しの提出は原案どおり必要とします。
529	基本協定書(案)	9条4項	談合その他の不正行為による特定事業契約の不締結等	7	6	乙の構成企業が第1項各号に該当した場合であっても、これによって貴県に生じた損害額が第2項又は第3項の賠償金の額を上回らない場合は、乙の構成企業は、当該賠償金に加えて賠償金を支払う義務を負わないものと理解して相違ありませんでしょうか。	基本協定書(案)第9条第2項、第3項のとおりです。
530	基本協定書(案)	第9条第2項	談合等	7	28	独禁法違反がある場合に、本条に基づく構成企業への違約金等請求と特定事業契約第118条に基づく違約金等請求は重複して行われないとの認識でよろしいでしょうか。	それぞれの文書に従い、構成企業には違約金の支払義務が課され、事業者には違約金の支払義務が課されます。
531	基本協定書(案)	第9条2	談合その他の不正行為による特定事業契約の不締結等	7	30	念の為の確認ですが、当該違約金の支払責任者は、優先交渉権者として決定されたグループの代表企業、構成員及び協力企業であって事業者(SPC)は含まれないとの理解で宜しいでしょうか。	代表企業及び構成企業が支払う義務を負います。
532	基本協定書(案)	第9条第2項	違約金	7	30	脚注2.3.4に「事業提案書に基づくサービス購入料の総額」と記載がございますが、サービス購入料総額とは、入札説明書に定めのある、サービス購入料A～Dの総額と理解してよろしいでしょうか。また、サービス購入料の総額とは税抜との理解でよろしいでしょうか。	事業者が提案する再整備期間にわたってのサービス購入料A～Dの総額であり、消費税等を含む金額です。

No	資料名	項目番号	項目名	頁	行	質問内容	回答
533	基本協定書(案)	第9条第2項 第9条第3項	談合その他の不正行為による特定事業契約の不締結等	7	30	違約金の定めについてサービス購入料の総額の10分の2又は10分の3は過大ではないでしょうか。内閣府のPFI契約に関するガイドラインでも原則は建設工事費の100分の10とされており、これと異なる定めが必要な理由をご教示ください。	事業の条件としてご理解ください。
534	基本協定書(案)	第9条第5項	談合その他の不正行為による特定事業契約の不締結等	8	9	「第二項から前項までの場合において、乙の構成企業は、賠償金を連帯して甲に支払わなければならない。」とございますが、連帯して負担するのではなく、帰責のある企業が負担する建付けにさせていただきますでしょうか？	原案のとおりとします。
535	基本協定書(案)	9条2項	暴力団排除に係る特定事業契約の不締結等	9	2	乙の構成企業が、基本協定第10条第1項各号の事由に該当した場合、基本協定(第10条第2項、第3項)において賠償金、特定事業契約書(第118条第1項、第109条第1項第5号)において違約金の支払がそれぞれ義務付けられております。これらについて、特定事業契約の効力発生後は同契約に基づく違約金のみが発生し、基本協定に基づく賠償金と特定事業契約に基づく違約金の双方が重複して発生するものではないと理解しておりますが、かかる理解に相違ありませんでしょうか。	それぞれの文書に従い、構成企業には違約金の支払義務が課され、事業者には違約金の支払義務が課されます。
536	基本協定書(案)	10条3項	暴力団排除に係る特定事業契約の不締結等	9	6	乙の構成企業が第1項各号に該当した場合であっても、これによって貴県に生じた損害額が第2項の賠償金の額を上回らない場合は、乙の構成企業は、当該賠償金に加えて賠償金を支払う義務を負わないものと理解して相違ありませんでしょうか。	基本協定書(案)第10条第2項のとおりです。
537	基本協定書(案)	第10条第4項	暴力団排除に係る特定事業契約の不締結等	9	9	「第二項の場合において、乙の構成企業は、賠償金を連帯して甲に支払わなければならない。」とございますが、連帯して負担するのではなく、帰責のある企業が負担する建付けにさせていただきますでしょうか？	原案のとおりとします。
538	基本協定書(案)	第11条1	特定事業契約不調の場合の処理	9	12	本事業開始予定日までに特定事業契約が締結に至らなかった場合直ちに不調として、事業契約の締結は見送られるという認識でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。ただし、合理的な理由があれば本事業開始予定日を変更します。
539	基本協定書(案)	第11条1	特定事業契約不調の場合の処理	9	12	本事業開始予定日については、あくまで予定日であり、事情に応じ変更協議が可能であるという認識でよろしいでしょうか。	合理的な理由があれば協議に応じます。

No	資料名	項目番号	項目名	頁	行	質問内容	回答
540	基本協定書(案)	第11条第1項	特定事業契約不調の場合の処理	9	17	経済安全保障推進法に基づく国の勧告又は命令により特定事業契約が締結に至らなかった場合であっても、当該国の勧告又は命令に至った理由が事業者の責めに帰すべき事由によるものではないとき又は当該国の勧告又は命令に事業者の責めに帰すべき事由によらず従うことができないときは、基本協定第11条第1項但書が適用されるでしょうか。	経済安全保障推進法に基づく国の勧告又は命令により特定事業契約が締結に至らなかった場合に、但書に該当する事情があるとは想定していません。
541	基本協定書(案)	第11条第1項	特定事業契約不調の場合の処理	9	17	但書で県にご負担いただく準備費用には応募グループが入札手続において支出したコストのうち合理的な範囲内のものも含まれると考えてよいでしょうか。	県が負担する費用は、基本協定書締結後の準備行為に要した費用に限りです。
542	基本協定書(案)	11条1項	特定事業契約不調の場合の処理	9	17	特定事業契約が締結に至らなかった場合について、「～と認められる場合、甲は、乙が本事業の準備に関して既に支出した費用について、合理的な範囲でこれを負担する」との記載があります。こちらの合理的な範囲とはどのような範囲を指すのかご教示ください。例えば本件に参画するためにかかった業務委託費等についてご負担いただけるという理解で宜しいでしょうか。	県が負担する費用は、基本協定書締結後の準備行為に要した費用に限りです。
543	基本協定書(案)	第12条	知的財産対象技術	9	26	知的財産権対象技術の許諾が無償(SPC有償の場合は有償)・無期限となっておりますが、県が指定する前に実態に応じて協議の機会を設けていただけないでしょうか。	知的財産権対象技術の利用許諾条件について意見がある場合、構成企業から県に対して意見を述べることは可能です。
544	基本協定書(案)	12条	本事業終了時の知的財産権対象技術	10	4	「許諾させることで足りる」との点は、「許諾することで足りる」との趣旨と理解して相違ありませんでしょうか。	ご指摘のとおりです。 基本協定書(案)第12条の「許諾させることで足りる」を、「許諾することで足りる」に修正します。
545	基本協定書(案)	第13条	本事業終了後の代表企業の責任	10	7	代表企業が債務引受を回避するために資産等を保有しないSPCの解散を行わないことは本条の趣旨にそぐわないと考えます。本条の適用は事業終了後1年以内(更新対象残存価値相当額等の支払日まで)に事業予定者を解散する場合に限定いただけないでしょうか。	原案のとおりとします。
546	基本協定書(案)	第13条	本事業終了後の代表企業の責任	10	7	本条に基づき代表企業が引き受ける事業予定者の義務は、事業予定者が解散した場合に残余財産として株主に配分された金額を上限としていただけないでしょうか。	原案のとおりとします。
547	基本協定書(案)	13条	本事業終了後の代表企業の責任	10	7	「甲の請求があるとき」との記載がございますが、想定される内容についてご教示ください。	事業者の解散時において、事業者が特定事業契約に基づき負担する金銭債務がある場合を想定しています。

No	資料名	項目番号	項目名	頁	行	質問内容	回答
548	基本協定書(案)	第13条	本事業終了後の代表企業の責任	10	7	「事業期間終了後、事業予定者が解散等を行う場合において、甲の請求があるときは、代表企業は、特定事業契約に基づき事業予定者が甲に対して負担する義務を、特定事業契約の規定に従い免責的に引き受けなければならない。」とありますが、第17条(有効期間)の規定により、事業終了後も永続的に残ると認識しております。期間を限定して代表企業の責任が永続的に残らない表現に変更いただきますようご検討いただけないでしょうか。	原案のとおりとします。
549	基本協定書(案)	第14条第2項	秘密保持	10	18	構成企業の親会社、関係会社又はそれらの役員、従業員、弁護士等の専門家についても情報を開示できると考えてよろしいか。	構成企業の親会社、関係会社又はそれらの役員、従業員、弁護士等の専門家に対して基本協定に関する情報を開示する場合は、基本協定書(案)第14条第1項に定める事前の書面による承諾が必要です。
550	基本協定書(案)	第14条2(1)	秘密保持	10	20	「当該情報を知る必要のある甲又は乙の役員、従業員、弁護士、公認会計士、税理士その他の専門家」とありますが、この乙には乙の構成企業も含まれるとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
551	基本協定書(案)	17条3項2号	有効期間	11	16	基本協定の終了後における第10条第2項ないし第4項の効力の残存について、万一、基本協定終了(本事業終了)後に乙の構成企業が同条第1項各号に該当するに至った場合、これによって新たに同条第2項、第3項に基づく賠償金の支払義務が発生するものではないと理解しておりますが、相違ありませんでしょうか。(第10条第2項ないし第4項の効力の残存は、基本協定の終了前(本事業終了前)に発生していた同条第2項、第3項に基づく賠償金について、当該終了後も支払義務を免れない、という趣旨と理解しております。)	ご理解のとおりです。
552	基本協定書(案)	17条3(6)	有効期間	11	21	秘密保持義務が永久に存続すると理解しますが、契約終了後受領した秘密情報を破棄するまでの期間という認識でよろしいでしょうか。	秘密情報の破棄如何にかかわらず、秘密保持義務は基本協定の有効期間の終了後も存続します。
553	特定事業契約書	第3条2	特定事業契約等	1	29	入札公告において質問及び回答が今後提示されますが、質問に対する回答については要求水準書や入札説明書等よりも優先されなければ、回答の意味がないものと思われまます。質問及び回答の優先順位を明確にさせていただく事を要望します。	原案のとおりとします。質問回答は入札説明書等に含まれます。質問回答の内容が入札説明書一式と矛盾する場合、質問回答の公表と合わせて入札説明書一式を修正します。
554	特定事業契約書	第3条2	特定事業契約等	1	29	今後実施される予定である技術対話によって明らかになった内容について、特定事業契約等における優先順位を明確にさせていただく事を要望します。	個別対話の結果は入札説明書等として特定事業契約を構成します。個別対話の内容が入札説明書一式と矛盾する場合、個別対話の公表と合わせて入札説明書一式を修正します。

No	資料名	項目番号	項目名	頁	行	質問内容	回答
555	特定事業契約書(案)	第2条1	公共性及び民間事業の趣旨の尊重	1	13	「事業者は、本事業が高度の公共性及び公益性を有することを、それぞれ十分理解しその趣旨を尊重する。」とありますが、事業者(特別目的会社)から請け負った工事は公共工事と同等であって、施工企業によるコリンズ・テクリスセンターへの登録において、必要な場合は貴県にもご協力いただける理解でよろしいでしょうか？	事業者からの工事受注においては、コリンズ・テクリス登録において、「PFI事業者」からの受注として登録いただけます。
556	特定事業契約書(案)	3条1項	特定事業契約等	1	22	「特定事業契約は、要求水準書、入札説明書等及び事業提案書と一体の契約であり、これらはいずれも特定事業契約の一部を構成する。」とありますが、実施方針書に関しては、特定事業契約の一部を構成しないとの理解で相違ありませんでしょうか。	ご理解のとおりです。
557	特定事業契約書(案)	3条2項	特定事業契約等	1	22	もしも、実施方針書が特定事業契約の一部を構成する場合、特定事業契約、要求水準書、入札説明書等及び事業提案書に加えて、実施方針書を含めた優先順位をご教示ください。また、実施方針書以外にも特定事業契約の一部を構成する図書類がございましたら、それらを含めた優先順位をご教示ください。	実施方針書に関しては、特定事業契約の一部を構成しません。なお、特定事業契約、要求水準書、入札説明書等及び事業提案書の優先順位は特定事業契約書第3条2項のとおりです。
558	特定事業契約書(案)	第4条 5	水素技術に係る合意書	2	23	水素技術導入にあたって、貴県と事業者間で合意書を作成することとなっております。どのようなタイミングでの合意書締結を想定されていますでしょうか。特定事業契約の締結と同時でしょうか。	事業契約締結後、事業者及び国等(国庫補助等財源に関する調整先)と調整を開始し、県と事業者において実施する内容に合意に至った段階で合意書を締結する想定です。
559	特定事業契約書(案)	第4条第5項	合意書	2	25	「事業提案書の内容に基づき水素技術を導入するにあたり、県との間で実施条件の詳細を協議の上、合意書を作成しなければならない」とありますが、支払条件や支払時期以外の具体的な合意事項をお示しいただけますでしょうか。	導入する技術や規模、費用負担、所有権等に関して合意する必要があると想定しています。
560	特定事業契約書(案)	第4条第5項	本事業の実施	2	25	水素技術導入に関する合意書の様式、記載内容等をご開示ください。	提案内容に応じて作成する予定であり、合意書の様式や具体的な記載内容は定めていません。
561	特定事業契約書(案)	第4条第6項	水素技術の導入の対価	2	27	「水素技術の導入の対価として、●円」(※入札書に記載された金額を記載)とございます。入札説明書2(2)カ(ウ)には「実施内容及び費用負担等について県と協議の上、合意した条件に従って実施すること」とございますが、金額については入札書に記載の金額を採用いただけるとの理解でよろしいでしょうか。	特定事業契約書に記載される金額は入札書に記載の金額ですが、合意書で変更された場合は変更後の金額を支払います。
562	特定事業契約書(案)	第4条第6項	水素技術の導入の対価	2	27	水素技術の導入の対価の支払時期及び支払条件は前項に基づく合意書の内容に従う、とございますが、支払時期及び支払条件の想定がございましたらお示しいただきますようお願いいたします。	水素技術活用に係る費用の支払い時期は、当該設備を設置後を想定しています。詳細については県と協議の上、合意した条件に従って実施することとします。

No	資料名	項目番号	項目名	頁	行	質問内容	回答
563	特定事業契約書(案)	第1章第4条	本事業の実施	2	27	「支払時期及び支払条件は前項に基づく合意書の内容に従う」とありますが、県からの支払時期は再整備期間に限定されるものでしょうか。運営期間中の支払も可能でしょうか。	運営期間中の支払を排除するものではありません。
564	特定事業契約書(案)	第4条 6	水素技術導入の対価	2	28	水素技術導入の対価の支払時期と支払条件について、事業者から提案する内容に対する評価の視点をご教示いただけないでしょうか。例えば事業開始時に必要資金を全額前払で請求するとしてご提案と、再整備期間終了時の一括後払で請求するとしてご提案では、評価の優劣はつくでしょうか。	水素技術活用に係る費用の支払い時期は、当該設備を設置後を想定しています。その前提において、県が支払う金額が同じである場合、支払時期の差を定量的に評価することは想定していません。
565	特定事業契約書(案)	第9条	契約の保証	3	16	再整備(設計建設)及び維持管理にかかる履行保証保険について、保険会社から10年間の長期契約は引き受けが難しいと回答がありました。保証期間を1年ごとに更新する保険契約は認められますでしょうか。	契約保証の対象は設計費、建設費等のサービス購入料Aとします。履行保証保険等については、一括で用意してください。
566	特定事業契約書(案)	第9条	契約の保証	3	16	履行保証保険について、再整備(建築設計)と維持管理で別の保険契約となり、契約が複数になる可能性があります問題ないでしょうか？	契約保証の対象は設計費、建設費等のサービス購入料Aとします。履行保証保険等については、一括で用意してください。
567	特定事業契約書(案)	9条1項	契約の保証	3	17	「第5号の場合においては、履行保証保険契約の締結後、直ちにその保険証券を県に寄託しなければならない」との記載がありますが、第5号以外も該当するかと存じますが如何でしょうか。	5号以外は契約締結と同時に保証を付す必要があります。
568	特定事業契約書(案)	第9条第1項(5)	契約の保証	3	23	「履行保証保険契約の締結後、直ちにその保険証券を県に寄託」することになっていますが、保険契約の手続きにある程度の日数を要しますので、実務上合理的に可能な範囲で対応することよろしいでしょうか。	落札者となった旨の通知を受けた日の翌日から起算して7日以内(日曜日、土曜日、国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日及び12月29日から1月3日までの日を除く。)に契約する必要がありますので、その期間内に保険契約の手続きを完了していただく必要があります。
569	特定事業契約書(案)	第9条第1項(5)	契約の保証	3	32	第5号において、事業者から豊橋浄水場再整備業務及び関連施設業務、豊橋浄水場運転管理業務及び関連施設業務の全部又は一部を直接受託し又は請け負う企業が履行保証保険契約を締結(これらの者を被保険者とする場合、事業者の負担により、その保険金請求権に、本契約に定める違約金支払債権を被担保債権とする質権を県のために設定いたします)することもお認めいただけますでしょうか。	契約の相手方が、保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結する必要があります。
570	特定事業契約書(案)	第10条から第14条における計画書等の変更	統括運営業務の実施に係る体制及び計画	4	13	計画書等の変更について、「必要に応じて県の確認または承認を得なければならない。」とされていますが、第51条第1項、第101条第1項の場合には、同各条が優先され、確認または承認を待たずして行うべき緊急の業務の変更については、確認または承認を得ずに行うことができるということで良いでしょうか。	ご理解のとおりです。特定事業契約書(案)第51条第1項、101条第1項に従って対応することを優先し、事後的に報告してください。

No	資料名	項目番号	項目名	頁	行	質問内容	回答
571	特定事業契約書(案)	10条2項	統括運営業務の実施に係る体制及び計画	4	17	統括運営業務に係る計画書等に対する貴県のご承認又はご確認について、当該計画書等に係る期間における統括運営業務開始の要件になるものはありますでしょうか。 事業者が上記ご承認又はご確認をいただいた後においてのみ統括運営業務を実施し得るとの建付けの場合、貴県によるご承認又はご確認の遅延によって事業者による円滑な業務遂行に支障を来す可能性がありますので、そのようなものについては、貴県のご承認又はご確認に係る期限及び当該期限を経過した場合のご承認又はご確認の擬制を規定いただきたく、お願いいたします。	統括運営業務は、特定事業契約締結後すぐに開始される業務であるため、統括運営業務開始の要件となるものではありません。 なお、統括運営業務に係る提出書類について、要求水準書及びガバナンス基本計画に定める期日までに事業者が提出したにもかかわらず、県の承認が県側の事情により遅れたことによつて、事業者に発生したリスクは、県が負担します。
572	特定事業契約書(案)	第10条第2項他	統括運営業務の実施に係る体制及び計画他	4	18	基本協定書及び特定事業契約に定める県の承認、承諾、確認、その他の判断はいずれも客観的かつ合理的に行われるもので、不合理に拒絶、遅延又は留保されることはないでしょうか。	県の判断等が濫用的に行われることは想定していません。
573	特定事業契約書(案)	第10条第3項	統括運営業務の実施に係る体制及び計画	4	23	「統括運営責任者の定めを含む」とありますが、これは統括運営責任者の氏名や所属企業を示すという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
574	特定事業契約書(案)	第10条第5項	事業計画書の公表	5	1	統括運営業務に係る計画書を事業者のwebページ上で公表するにあたり、企業ノウハウの保護の観点から、計画書記載内容の一部を除く処置を施したうえで公表できる、との理解でよいでしょうか。(ガバナンス基本計画のモニタリング結果の公表については、企業ノウハウの保護の観点からの配慮をいただける旨の記載があります)	ご理解のとおりです。
575	特定事業契約書(案)	第10条第5項	統括運営業務の実施に係る体制及び計画	5	1	事業計画書の公表事項にはどのような項目が含まれるのでしょうか。	要求水準書第2. 10(2) 情報公開をご確認ください。
576	特定事業契約書(案)	10条5項	統括運営業務の実施に係る体制及び計画	5	1	「公表事項」とは、要求水準書33頁「(2)情報公開」に記載された各事項(提出書類等)を指すものと理解して相違ありませんでしょうか。	ご理解のとおりです。

No	資料名	項目番号	項目名	頁	行	質問内容	回答
577	特定事業契約書(案)	11条1項	豊橋浄水場再整備業務の実施に係る体制及び計画	5	9	豊橋浄水場再整備業務に係る計画書等に対する貴県のご承認又はご確認について、当該計画書等に係る豊橋浄水場再整備業務開始の要件になるものはありますでしょうか。 事業者が上記ご承認又はご確認をいただいた後においてのみ豊橋浄水場再整備業務を実施し得るとの建付けの場合、貴県によるご承認又はご確認の遅延によって事業者による円滑な業務遂行に支障を来す可能性がありますので、そのようなものについては、貴県のご承認又はご確認に係る期限及び当該期限を経過した場合のご承認又はご確認の擬制を規定いただきたく、お願いいたします。	要求水準書及びガバナンス基本計画において、各業務の開始より前に提出又は承認されることとなっている書類について、適切に提出されていることが要件です。 要求水準書及びガバナンス基本計画に定める期日までに事業者が提出したにもかかわらず、県の承認が県側の事情により遅れたことによって、事業者が発生したリスクは、県が負担します。
578	特定事業契約書(案)	12条1項	運転・維持管理業務の実施に係る体制及び計画	5	22	運転・維持管理業務に係る計画書等に対する貴県のご承認又はご確認について、当該計画書等に係る期間における運転・維持管理業務開始の要件になるものはありますでしょうか。 事業者が上記ご承認又はご確認をいただいた後においてのみ運転・維持管理業務を実施し得るとの建付けの場合、貴県によるご承認又はご確認の遅延によって事業者による円滑な業務遂行に支障を来す可能性がありますので、そのようなものについては、貴県のご承認又はご確認に係る期限及び当該期限を経過した場合のご承認又はご確認の擬制を規定いただきたく、お願いいたします。	要求水準書及びガバナンス基本計画において、各業務の開始より前に提出又は承認されることとなっている書類について、適切に提出されていることが要件です。 要求水準書及びガバナンス基本計画に定める期日までに事業者が提出したにもかかわらず、県の承認が県側の事情により遅れたことによって、事業者が発生したリスクは、県が負担します。
579	特定事業契約書(案)	第12条第2項	運転・維持管理業務の実施に係る体制及び計画	5	30	「運転維持管理業務に係る計画書等の変更内容が・・・」とありますが、運転・維持管理業務の誤植でしょうか。	ご指摘のとおりです。 特定事業契約書(案)第12条第2項の「運転維持管理業務に係る計画書等」を「運転・維持管理業務に係る計画書等」に修正します。
580	特定事業契約書(案)	第13条	運転・維持管理業務の開始準備	6	1	「運転・維持管理開始予定日までに」とありますが、特定事業契約締結後、2026年4月1日までの3ヶ月強で引き継ぎ・実施体制を整え、県の承認を得るといふことでしょうか。引き継ぎと県にご承認いただく期間が不明ではありますが、かなりタイトに思われます。ご再考いただけないでしょうか。	原案のとおりとします。
581	特定事業契約書(案)	13条	運転・維持管理業務の開始準備	6	1	事業者は、本条に基づく貴県のご確認がなければ運転・維持管理業務を開始できないものと理解しておりますが、当該ご確認の遅延によって、事業者による円滑な業務遂行に支障を来す可能性がありますので、当該ご確認に係る期限及び当該期限を経過した場合のご確認の擬制を規定いただきたく、お願いいたします。	県の確認が非合理に遅延することは想定していません。

No	資料名	項目番号	項目名	頁	行	質問内容	回答
582	特定事業契約書(案)	14条	運営業務の実施に係る体制及び計画	6	4	運営業務に係る計画書等に対する貴県のご承認又はご確認について、当該計画書等に係る期間における運営業務開始の要件になるものが存在すると理解しておりますが、そのようなものについては、貴県によるご承認又はご確認の遅延によって事業者による円滑な業務遂行に支障を来す可能性がありますので、貴県のご承認又はご確認に係る期限及び当該期限を経過した場合のご承認又はご確認の擬制を規定いただきたく、お願いいたします。	要求水準書及びガバナンス基本計画において、各業務の開始より前に提出又は承認されることとなっている書類について、適切に提出されていることが要件です。 要求水準書及びガバナンス基本計画に定める期日までに事業者が提出したにもかかわらず、県の承認が県側の事情により遅れたことによって、事業者に発生したリスクは、県が負担します。
583	特定事業契約書(案)	第2章第1節第14条3	運営業務の実施に係る体制及び計画	6	14	「事業者は、要求水準書等に基づき、運営開始予定日までに、事業者譲渡対象資産(もしあれば)の譲渡を完了しなければならない。」との記載がありますが、譲り渡すのは愛知県様という認識でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
584	特定事業契約書(案)	第14条3	事業者譲渡対象資産	6	15	事業者対象資産について、括弧書きにより「もしあれば」と記載されています。これは、事業者により譲渡を受けるべき資産はないと判断した場合は、譲渡対象資産なしとしてよい、との理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
585	特定事業契約書(案)	第16条第1項	必要な契約の締結	6	25	「事業者は、各業務の全てを業務委託請負先に一括して委託し又は請け負わせてはならない。」とあり、別紙1の(36)に「業務委託請負先」とは、本事業に係る各業務の全部又は一部を事業者から直接受託し又は請け負う代表企業、構成企業その他第三者をいう。」と定義されています。これは各業務(例えば設計業務)を構成企業1社に委託してはならず、複数社で分担する必要があるということでしょうか。	本事業に係るすべての業務を事業者(SPC)から1社に委託してはならないという意味であり、ご指摘のように設計業務を1社だけに委託することを妨げるものではありません。
586	特定事業契約書(案)	第16条第1項	必要な契約の締結	6	25	「各業務のすべて」における各業務とは、第4条第1項に定める各業務を単位としてすべてか否かを考えるのでしょうか。	特定事業契約書(案)第4条第1項に掲げる業務の全てを一括して委託し又は請け負わせてはならないという意味です。
587	特定事業契約書(案)	16条1項	必要な契約の締結	6	25	本項の趣旨は、各業務をそれぞれ一括して業務委託請負先に委任し又は請け負わせることを禁止するものではなく、本事業に係る事業者の業務全てを一括して業務委託請負先に委任し又は請け負わせることを禁止するものである、と理解して相違ありませんでしょうか。	ご理解のとおりです。
588	特定事業契約書(案)	第2章第2節第16条1	必要な契約の締結	6	25	「事業者は、各業務の全てを業務委託請負先に一括して委託し又は請け負わせてはならない。」との記載がありますが、各業務をまとめて全てを委託又は請け負わせてはならないとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
589	特定事業契約書(案)	第16条第3項	委託先の適格要件	6	28	「その他県が不適切と認める者」としてのご想定をご教示ください。	地方自治法施行令第167条の4の規定に該当する者を想定しています。
590	特定事業契約書(案)	第16条第2項	必要な契約の締結	6	29	本件は委託先の数が増大になると考えられるため、すべての契約書の写しの提出ではなく、委託先リストの提示及び必要な契約書の提出などに変更頂けないでしょうか。	原案のとおりとします。

No	資料名	項目番号	項目名	頁	行	質問内容	回答
591	特定事業契約書(案)	第16条第3項	必要な契約の締結	6	31	「その他県が不適切と認める者」とは具体的にどのような者でしょうか。委託又は請負にあたって事業者において確認可能な属性をお示しください。	地方自治法施行令第167条の4の規定に該当する者を想定しています。
592	特定事業契約書(案)	第17条2	事業者による許認可等の取得等	7	15	貴県に「責任及び損害」をご負担いただく場合、合理的な範囲で金融費用も含まれるとの理解でよろしいでしょうか。	原因となる事由と相当因果関係の認められる合理的な範囲の金融費用についてはご理解のとおりです。
593	特定事業契約書(案)	第21条第1項	要求水準の変更	8	12	経済安全保障推進法に基づく勧告として、事業内容が変更される場合についても規定すべきではないでしょうか。この場合、「県の事由」(第(3)号)にも該当するというご整理でしょうか。	勧告により事業内容が変更されることを想定していません。
594	特定事業契約書(案)	21条1項	要求水準の変更	8	16	各号に規定された事由が発生した場合、貴県において要求水準書を変更することが「できる」ものとされておりますが、法令変更や不可抗力その他事業者の責に帰すことのできない事由によって要求水準の変更が必要な場合は、要求水準書を変更するものとしていただきたく、お願いいたします。	要求水準の変更が必要であると合理的に認める場合、県は要求水準を変更します。
595	特定事業契約書(案)	21条1項2号	要求水準の変更	8	16	後段の「本事業の業務内容を著しく変更したとき」とは、第1号と同様、本事業の業務内容を著しく変更せざるを得ないとき、との趣旨と理解して相違ありませんでしょうか。	一時的に本事業の業務内容を著しく変更したときを含む点で、第1号とは異なります。
596	特定事業契約書(案)	第21条第1項第(2)号	要求水準の変更	8	16	「災害、事故等」とは、「不可抗力」に該当しないものも含まれる理解でよろしいでしょうか。第2項の不可抗力との整合性が問題になるので、両者の文言が異なっていることにつき理由をご教示ください。	不可抗力に該当しないものも含まれます。不可抗力の定義に該当しない災害、事故等の場合(事業者に予見可能性があり、損害発生の防止手段を合理できた災害、事故等の場合など)、要求水準の変更が行われる一方で、費用の負担については特定事業契約書(案)第21条第2項④が適用されます。
597	特定事業契約書(案)	第21条第2項	要求水準の変更	8	19	第21条第1項第2号の「災害、事故等」と第2項の適用関係をご教示ください。第2項の不可抗力規定が適用されるとの認識でよろしいでしょうか。	No.596をご確認ください。
598	特定事業契約書(案)	第3章第21条3	要求水準の変更	8	26	「事業者の本事業の実施に要する費用が減少する場合には、当該費用相当額については県の帰属とする。」との記載がありますが、具体的な減少費用相当額の計算方法を明示願います。また、その際の清算方法を明示願います。	計算方法は個別具体の事情によります。清算方法は、特定事業契約書(案)第21条第3項の場合はサービス購入料の減額、同条第4項の場合は利用料金の減額となります。
599	特定事業契約書(案)	第21条第3項	要求水準の変更	8	26	「要求水準書の変更により事業者の本事業の実施に要する費用が減少する場合には、当該費用相当額については県の帰属とする」とされています。金額の計算や具体的な方法については、事業者と県とで別途協議し同意するという理解で良いでしょうか。あるいは、金額の計算や具体的な方法について素案や契約書等の原案があればご開示ください。	計算方法は個別具体の事情によります。清算方法は、特定事業契約書(案)第21条第3項の場合はサービス購入料の減額、同条第4項の場合は利用料金の減額となります。

No	資料名	項目番号	項目名	頁	行	質問内容	回答
600	特定事業契約書(案)	21条3項	要求水準の変更	8	26	第4項に定める場合以外の場合は、減少した費用相当額分をサービス購入料から減額することによって、当該相当額を貴県に帰属させるものと理解して相違ありませんでしょうか。	ご理解のとおりです。
601	特定事業契約書(案)	第22条第1項	ガバナンスの実施及びガバナンス体制の構築	9	2	「県及び事業者双方から必要に応じて、ファシリテーターを設置することができる。」とされていますが、当該ファシリテーターの具体的な役割は別紙5(別添1)豊橋浄水場再整備等事業に係る協議会等設置要綱(案)第10条記載のとおり、県や事業者、協議会の調整役であり、特段の権限を有するものではないということによろしいでしょうか。 また、ファシリテーターに求められる資格要件等があればご教示ください。	ご理解のとおり、ファシリテーターは特段の権限を有するものではありません。また、ファシリテーターに求められる能力は、会員からの要請の内容によって異なるため、一律の資格要件を設ける想定はありません。
602	特定事業契約書(案)	第23条1項	統括運営責任者等の変更	9	15	「著しく不相当と認められるとき」について、具体的な想定がございましたらお示しいただきたくお願いいたします。	総合的に判断するため、具体的な想定はございません。
603	特定事業契約書(案)	第23条第1項	統括運営責任者等の変更	9	15	「その職務の執行につき著しく不相当と認められるとき」について、具体例をご教示ください。	総合的に判断するため、具体的な想定はありません。
604	特定事業契約書(案)	23条1項, 2項	統括運営責任者等の変更	9	15	各責任者について、変更以外の措置によって解決を図ることができる場合もあると思われしますので、貴県から事業者に対して必要な措置を講ずることを請求し、事業者において必要な措置を講じる旨の規定としていただきたく、お願いいたします。	原案のとおりとします。
605	特定事業契約書(案)	第23条第1項	統括運営責任者等の変更	9	17	統括運営責任者の変更の要請を受けた場合であっても、県と事業者で変更の必要性を協議したうえで最終的な変更要否が決定されるという理解でよろしいでしょうか。	特定事業契約書(案)第23条第1項の要請があった場合は、同条第2項により事業者は統括運営責任者等を変更しなければなりません。
606	特定事業契約書(案)	第23条第2項	統括運営責任者等の変更	9	18	統括運営責任者の変更が必要となった場合でも、後任の配属可能時期等を勘案し、変更時期については県と事業者との協議により決まるという理解でよろしいでしょうか。	特定事業契約書(案)第23条第2項により、速やかな変更が必要です。
607	特定事業契約書(案)	第23条第3項	統括運営責任者等の変更	9	21	要求水準書では「やむを得ず本事業期間中に」との文言が削除されています(実施方針に関する質問No.404参照)。特定事業契約においても「やむを得ない事由により」との文言は削除いただけますでしょうか。	特定事業契約書第23条第3項の「、やむを得ない事由により」を削除します。
608	特定事業契約書(案)	第3章第25条2	各種報告書の提出	9	34	「県が別途指定」との記載がありますが、具体的にいつまでに、また、どのように指定するのか明示願います。	事業開始後、各段階で実施する県と事業者の協議において、指定します。 なお、記載事項としては、特定事業契約や要求水準書(例:第2.2(2)全体事業計画書に関する事項)、入札説明書、事業提案書を満たしていることが確認できる程度を想定しております。

No	資料名	項目番号	項目名	頁	行	質問内容	回答
609	特定事業契約書(案)	第25条第2項	各種報告書の提出	9	34	「公表事業等」とありますが、これは「公表事項等」の誤りという理解でよろしいでしょうか。	ご指摘のとおりです。 特定事業契約書(案)第25条第2項の「公表事業等」を「公表事項等」に修正します。
610	特定事業契約書(案)	第25条第2項	各種報告書の提出	9	34	県が指定する各種報告書の記載事項は、一般的かつ同規模の株式会社が作成する計算書類等を超えて、過大な費用や調査が必要となるような事項は含まれないと考えてよいでしょうか。	要求水準書図表14に示す、事業ごとの財務諸表の作成を求めていることもあり、一部、一般的かつ同規模の株式会社が作成する財務諸表を超える部分があります。しかし、要求水準書等に特段の定めがない部分については、ご理解のとおり、過大な費用や調査が必要となるような事項はありません。
611	特定事業契約書(案)	25条2項	各種報告書の提出	9	34	「公表事業」とは、「公表事項」(第3項に定められています。)の誤記でしょうか。	ご指摘のとおりです。 特定事業契約書(案)第25条第2項の「公表事業等」を「公表事項等」に修正します。
612	特定事業契約書(案)	25条2項	各種報告書の提出	9	34	「県が別途指定する」とございますが、質問回答にて事前に開示いただけないでしょうか。	原案のとおりとします。
613	特定事業契約書(案)	第25条第2項	各種報告書の提出	9	34	「公表事業」→「公表事項」でしょうか。	ご指摘のとおりです。 特定事業契約書(案)第25条第2項の「公表事業等」を「公表事項等」に修正します。
614	特定事業契約書(案)	第25条第3項	各種報告書の提出	10	1	法令上保護されるような企業秘密等は、公表事項に含まれないという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
615	特定事業契約書(案)	第25条3	各種報告書の提出	10	2	各種報告書を事業者のwebページ上で公表するにあたり、企業ノウハウの保護の観点から、報告書記載内容の一部を除く処置を施したうえで公表できる、との理解でよいでしょうか。(ガバナンス基本計画のモニタリング結果の公表については、企業ノウハウの保護の観点からの配慮をいただける旨の記載があります)	ご理解のとおりです。
616	特定事業契約書(案)	第25条第3項	各種報告書の提出	10	2	各種報告書の公表事項にはどのような項目が含まれるのでしょうか(第25条第2項の「公表事業等」は公表事項の誤記でしょうか)。	事業開始後、各段階で実施する県と事業者の協議において、指定します。 また、特定事業契約書(案)第25条第2項の「記載事項及び公表事業等」を「記載事項及び公表事項等」に修正します。
617	特定事業契約書(案)	第27条第1項	財務情報の報告	10	8	財務情報の報告及び公表事項にはそれぞれどのような項目が含まれるのでしょうか。	事業開始後、各段階で実施する県と事業者の協議において、指定します。
618	特定事業契約書(案)	第31条1項	運営権の行使の停止	11	11	「PFI法第29条第1項各号に規定する事由が生じたと判断した場合(要求水準が達成されていないことが判明した場合において…を含むが、これに限られない。)」とされていますが、括弧書き内のは、これによってPFI法第29条第1項各号のいずれかの要件に該当する場合を含むという意味であり、PFI法第29条第1項各号以外の要件を追加するものではないという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。

No	資料名	項目番号	項目名	頁	行	質問内容	回答
619	特定事業契約書(案)	31条1項	運営権の行使の停止	11	11	「要求水準が達成されていないことが判明した場合において、事業者のみでは改善が見込まれず、要求水準の達成が困難であると県が判断したとき」とは、PFI法第29条第1項第1号二後段又は同号ホに該当する場合を指す、と理解して相違ありませんでしょうか。	「要求水準が達成されていないことが判明した場合において、事業者のみでは改善が見込まれず、要求水準の達成が困難であると県が判断したとき」は、PFI法第29条第1号二又はホに該当する場合の一例と認識しています。
620	特定事業契約書(案)	第31条第1項	運営権の行使の停止	11	11	「要求水準が達成されていないことが判明した場合において～、」との括弧書きがありますが、軽微な要求水準未達であり達成困難であるが、本事業の根幹には影響を与えないような場合については、第29条第1項各号には該当事由がないように思われますので、本規定に基づく運営権の行使の停止命令はなされないとの理解でよろしいでしょうか。	個別の事由に応じて、PFI法第29条第1項各号に該当するかどうか合理的に判断します。
621	特定事業契約書(案)	32条6項	ガバナンス基本契約等の変更	12	13	貴県と事業者との適切なリスク分担等の観点から、本条に定める変更が貴県又は事業者の責に帰すべき事由以外の事由によって行われた場合の増加費用の負担は、当該変更が法令改正による場合は第99条に、税制の変更による場合は第100条に、不可抗力による場合は第102条に従って決することとしていただきたく、お願いいたします。	原案のとおりとします。
622	特定事業契約書(案)	第32条4	ガバナンス基本計画等の変更	12	17	「追加費用」には、合理的な範囲で金融費用も含まれるとの理解でよろしいでしょうか。	原因となる事由と相当因果関係の認められる合理的な範囲の金融費用についてはご理解のとおりです。
623	特定事業契約書(案)	第32条6	ガバナンス基本計画等の変更	12	17	貴県に「合理的な増加費用」をご負担いただく場合、合理的な範囲で金融費用も含まれるとの理解でよろしいでしょうか。	原因となる事由と相当因果関係の認められる合理的な範囲の金融費用についてはご理解のとおりです。
624	特定事業契約書(案)	第32条第6項	ガバナンス基本計画等の変更	12	17	「県及び事業者は、かかる変更に伴い事業者が発生した合理的な増加費用の最終的な負担方法について、合意が成立するまでの間、誠実に協議する」とありますが、これは当該増加費用を県がその全額または一部を負担するという理解でよろしいでしょうか。	合理的な範囲で県が負担しますが、協議の結果、事業者が全部負担することもあります。
625	特定事業契約書(案)	第32条第6項	ガバナンス基本計画等の変更	12	17	増加費用の負担について、県と事業者の協議によっても合意に達しない場合であっても、事業者による一時的な支払が長期間継続することがないよう、第三者機関に諮問するなどの方法によって解決されるのでしょうか。	当該議題について、第三者機関に諮問する可能性はあります。当該事象を解消するための措置が取られるかは、第三者機関の結果を踏まえて、県と事業者で協議し、決定します。
626	特定事業契約書(案)	第3章第32条7	ガバナンス基本計画等の変更	12	19	「ガバナンス実施計画書の変更により事業者の費用が減少する場合には、当該費用相当額については県の帰属とする。」との記載がありますが、具体的な減少費用相当額の計算方法を明示願います。また、その際の清算方法を明示願います。	計算方法は個別具体の事情によります。清算方法は、特定事業契約書(案)第21条第3項の場合はサービス購入料の減額、同条第4項の場合は利用料金の減額となります。

No	資料名	項目番号	項目名	頁	行	質問内容	回答
627	特定事業契約書(案)	第32条第7項	ガバナンス基本計画等の変更	12	19	プロフィットシェアが適用される要求水準変更にもなうガバナンス基本計画又はガバナンス実施計画書の変更など、変更の理由によっては費用の減少の費用相当額を事業者にも帰属させるべき場合も存すると思料します。場合によって、事業者に帰属させる条項に修正をお願い致します。	原案のとおりとします。
628	特定事業契約書(案)	第33条第2項	統括運営時業務の実施	12	29	意思決定やマネジメントに係る部分を除いて統括運営業務の一部を委託等することは問題ないと理解しておりますので、その旨特定事業契約書に明記いただけないでしょうか。	特定事業契約書(案)は原案のとおりとしますが、統括運営業務のうち、意思決定やマネジメントに係る部分を事業者が担っているのであれば、一部を委託等することは問題ありません。
629	特定事業契約書(案)	第4章第33条2	統括運営業務の委託	12	29	「事業者は、統括運営業務を自ら実施し、第三者に統括運営業務の実施を委託し又は請け負わせてはならない。」とありますが、マネジメントに係る部分を事業者が担っているのであれば、一部を委託等することは問題ありませんでしょうか。	特定事業契約書(案)は原案のとおりとしますが、統括運営業務のうち、意思決定やマネジメントに係る部分を事業者が担っているのであれば、一部を委託等することは問題ありません。
630	特定事業契約書(案)	第36条	関連工事の調整	13	15	現時点において県が第三者に発注する予定の工事、また本事業に関連し豊橋市が第三者に発注を予定する工事が決まっておりますらご教示いただけますでしょうか。	県が有する施設全体を対象とした広域送水監視制御システム及び多重無線設備等、豊橋市の監視制御設備については、本事業に合わせて更新・移設工事を行う予定としています。
631	特定事業契約書(案)	37条3項	設計等	13	26	事前調査報告書について貴県のご確認を得ることが、設計に着手する要件とされており、当該ご確認の遅延によって事業者による円滑な業務遂行に支障を来す可能性がありますので、貴県のご確認の期限及び当該期限を経過した場合のご確認の擬制を規定いただきたく、お願いいたします。	「確認」であり、「承認」ではありません。 ガバナンス基本計画書図表5に示すとおり、設計に着手するまでに提出していただければ、県の確認が非合理に遅延することは想定していません。
632	特定事業契約書(案)	37条4項	設計等	13	28	「要求水準上求められる基準を満たさないこととなる物理的な契約不適合」とは、既存施設(再整備対象)に予期されなかった特別の状態が生じ(国交省公共工事標準請負契約約款第18条第1項第5号「予期することのできない特別の状態」)本事業の実施について想定外の費用や制約が発生する場合を含むと理解して相違ありませんでしょうか。	特定事業契約書(案)第37条第4項の字義どおりの解釈となります。
633	特定事業契約書(案)	37条4項	設計等	13	28	経年劣化は契約不適合に該当しない旨規定されていますが、経年劣化に起因して「法令等上又は要求水準上求められる基準を満たさない」状態が発生している場合は、契約不適合が存在するものとして本条が適用されると理解して相違ありませんでしょうか。	ご理解のとおりです。

No	資料名	項目番号	項目名	頁	行	質問内容	回答
634	特定事業契約書(案)	第37条第4項	設計等	13	28	「既存施設(再整備対象)」に対する契約不適合とありますが、この場合、契約の内容とは、特定事業契約を指している理解でよろしいでしょうか。既存施設に対する要求水準とは、要するに県において達成されていなければならないと理解しておりますが、要求水準書のどこに記載があるかご教示ください。	前段はご理解のとおりです。後段について、「当該施設において要求水準上求められる基準」とは、当該施設の運転管理を適切に行った場合に、原水を水質基準に適合するよう浄水処理し、施設の最大給水能力の範囲内で利用者が必要とする水量を供給できることを指しますので、要求水準書への記載を回答できません。
635	特定事業契約書(案)	第37条第4項	県の契約不適合責任	13	28	「物理的」な契約不適合に限っておりますが、法令等上または要求水準上求められる基準を満たさないこととなる事象は、物理的な契約不適合以外もあり得るので、かかる限定は削除ください。	原案のとおりとします。
636	特定事業契約書(案)	第37条第5項	設計等	14	8	事業者が再整備業務を行うにあたって、入札説明書等県が落札者に開示した資料から合理的に判断できる範囲の既存施設(再整備対象)の契約不適合、再整備業務用地の土壌汚染、埋蔵文化財又は地盤の状態として考慮を要する事項、期間及び費用を教えてください(今後開示される関連資料集の該当箇所の指摘でも結構です)。また、地中埋設物については、関連資料集で開示いただく既設図面に記載のない配管等が発見された場合は県のご負担で撤去等いただけるとの理解でよろしいでしょうか。	合理的に判断できる範囲や考慮を要する事項等については、開示された資料を確認し、応募者自ら判断してください。なお、地中埋設物については、関連資料集及び既存完成図書に記載のない配管等が発見された場合のリスクは、県が負担します。
637	特定事業契約書(案)	37条5項	設計等	14	8	「本事業の実施に要する追加費用」とは設計等及び工事のみではなく、既存施設(再整備対象)の運転・維持管理業務について発生する追加費用も含まれるものと理解しておりますが、相違ありませんでしょうか。	ご理解のとおりです。
638	特定事業契約書(案)	37条5項	設計等	14	8	「事業者が知り得た情報」とは、事業者が物理的に入手できた情報全てを指すのではなく、事業者に対して合理的に把握を要求することのできる情報、との趣旨であると理解して相違ありませんでしょうか。	専門的な事業者としての能力を前提に、通常求められる注意義務を尽くしても把握できない情報は含まれません。
639	特定事業契約書(案)	第37条5	設計等	14	10	「追加費用」には、合理的な範囲で金融費用も含まれるとの理解でよろしいでしょうか。	原因となる事由と相当因果関係の認められる合理的な範囲の金融費用についてはご理解のとおりです。
640	特定事業契約書(案)	第37条第8項	設計等	14	22	「設計計画書に従った部分毎に、要求水準書等に基づく設計の完了後(中略)県の確認を受けなければならない。」とありますが、県による設計の完了確認を受けた部分については、順次、工事の着手が可能という理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。

No	資料名	項目番号	項目名	頁	行	質問内容	回答
641	特定事業契約書(案)	37条8項	設計等	14	22	本項に定める貴県のご確認について、以降の設計又は工事の実施の要件になるものはありますでしょうか。 事業者が上記ご確認をいただいた後においてのみ以降の設計や工事を実施し得るとの建付けの場合、貴県によるご確認の遅延によって事業者による円滑な業務遂行に支障を来す可能性がありますので、そのようなものについては、貴県のご確認に係る期限及び当該期限を経過した場合のご承認の擬制を規定いただきたく、お願いいたします。	設計の実施の要件となるのは、事前調査報告書の提出であり、本項の実施により業務遂行に支障が来す想定はしておりません。また、工事の実施の要件となるのは、設計図書の承認であるため、必要な期間を見込んで提案してください。
642	特定事業契約書(案)	第5章第2節第37条第10	設計等	14	30	念の為の確認ですが、設計図書等の内容に係る貴県からの適合確認の通知は、書面での交付を頂けるとの理解にてよろしいでしょうか。	書面による通知を予定しています。
643	特定事業契約書(案)	第37条第12項	設計等	14	34	「設計図書の是正を要する箇所が要求水準書等の明示的な記載に従ったものであることが認められる場合で、県の指示の不備・誤り、その他県の責めに帰すべき理由による場合」において生じる追加費用及び損害について県が「合理的な範囲で負担し」との記載がありますが、「合理的な範囲」とは、当該県の責めに帰すべき事由と相当因果関係にある損害を示すということが良いでしょうか。	ご理解のとおりです。
644	特定事業契約書(案)	第37条第12項	設計等	14	34	事業者が要求水準書等の記載から合理的に解釈して設計を行った場合についても同様の対応をお願いしたく、「明示的な」の文言を削除いただけないでしょうか。	原案のとおりとします。
645	特定事業契約書(案)	37条12項	設計等	14	34	是正を要する箇所が要求水準書等の明示的な記載に従ったものである場合、かかる不適合又は逸脱は貴県においてのみコントロール可能な事由に起因して生じたものですので、貴県と事業者との適切なリスク分担の観点から、(貴県の帰責事由の有無を問うことなく)その是正に関するリスク(追加費用や損害の発生)は貴県にてご負担いただくものと理解しておりますが、相違ありませんでしょうか。	県の指示の不備・誤りその他の県の責めに帰すべき理由がない場合であって、要求水準書等の明示的な記載に従っている場合、設計図書の是正を要する箇所は生じない想定です。
646	特定事業契約書(案)	37条12項	設計等	14	34	本項の場合、事業者の追加費用及び損害を「合理的な範囲で」貴県において負担される旨規定されておりますが、相当因果関係が認められる損害、費用についてはご負担いただけるものと理解して相違ありませんでしょうか。	ご理解のとおりです。
647	特定事業契約書(案)	第37条12	設計等	14	37	「追加費用」には、合理的な範囲で金融費用も含まれるとの理解でよろしいでしょうか。	原因となる事由と相当因果関係の認められる合理的な範囲の金融費用についてはご理解のとおりです。

No	資料名	項目番号	項目名	頁	行	質問内容	回答
648	特定事業契約書(案)	第38条第1項 第40条第1項 第55条第1項 第76条第1項	設計企業による業務実施及び一括再委託等の禁止 建設企業による業務実施及び下請の制限 工事監理 運転管理企業(運営期間)による業務実施及び一括再委託等の禁止	15	5	事業期間が長期に渡ることから、設計企業、建設企業、工事監理企業及び運転管理企業(運営期間)については、合理的な理由があれば変更を認めていただける(契約変更に応じていただける)と考えてよいでしょうか。	豊橋浄水場再整備業務における設計企業、建設企業、工事監理企業及び豊橋浄水場運営業務、豊橋南部浄水場運営業務における運転管理企業については、原則として変更を認めません。
649	特定事業契約書(案)	第38条第4項	設計企業による業務実施及び一括再委託等の禁止	15	13	県からの事後的要請に応じて、下請負者等との契約内容その他の事項を開示させることは実務上困難を伴いますので、あらかじめ報告が想定される事項を明示いただけないでしょうか。第40条第6項、第63条第4項、第76条第4項についても同様です。	原案のとおりとします。 報告の請求がありうる前提で下請負者等との契約を締結してください。
650	特定事業契約書(案)	40条6項	下請請負等の契約内容報告請求	16	14	県が必要があると認める合理的理由を報告請求時に提示いただけるという理解でよろしいでしょうか。	事業者から問われれば、可能な範囲で必要性を説明します。
651	特定事業契約書(案)	第41条第3項	設計企業による業務実施及び一括再委託等の禁止	17	7	違約罰の対象は、建設企業と契約する下請負者等(工事)ではなく、事業者と契約する建設企業が社会保険等未加入建設業者である場合にしていだけないでしょうか。	原案のとおりとします。
652	特定事業契約書(案)	第42条	近隣調整	17	16	既に本事業に反対している近隣住民は存在しますでしょうか。既に本事業に反対している近隣住民との調整不調によるリスクは、事業者があまりコントロールできるものでもないため、県側において負担すべきであると考えます。	本事業に反対する近隣住民の存在は確認しておりません。

No	資料名	項目番号	項目名	頁	行	質問内容	回答
653	特定事業契約書(案)	42条1項	近隣調整	17	17	本事業の実施や新施設の設置そのものに関し、近隣住民への説明その他の調整が必要となった場合は、新施設の所有者であり本事業の実施主体である貴県の責任において必要な対応が行われるものと理解して相違ありませんでしょうか。	ご理解のとおりです。 ただし、工事の実施時期、内容等については、特定事業契約書(案)第42条第1項に記載のとおり、事業者が主体となって近隣調整を行います。
654	特定事業契約書(案)	42条1項	近隣調整	17	17	事業者が行う近隣調整について、県が必要と認める場合に協力するとの記載ですが、同条第4項では県が行う説明会、見学会等について事業者は県の求めに応じて必要な協力をすると記載されています。第1項についても第4項同様に、県は事業者の求めに応じて、事業者が行う近隣調整に協力するとの記載に変更いただけませんか。	原案のとおりとします。
655	特定事業契約書(案)	42条2項	近隣調整	17	23	事業者においてさらに対応を行っても近隣の理解が得られないことが明らかである場合など、必要がある場合は工事及び工事監理計画書の変更を承諾いただけるものと理解して相違ありませんでしょうか。	個別の事情に応じ、合理的に必要と認める場合、県は工事及び工事監理計画書の変更を承諾する可能性があります。
656	特定事業契約書(案)	42条3項	近隣調整	17	25	本項の場合において必要が認められるときは、運営開始予定日を変更(延長)いただけるものと理解して相違ありませんでしょうか。	事情に応じて個別に協議し、特定事業契約書(案)第49条第2項に基づき、県が必要と認める場合は運営開始予定日を変更する可能性があります。
657	特定事業契約書(案)	42条3項	近隣調整	17	25	本項による運営開始予定日の延長についての措置については、第49条第2項が適用されるとの理解でよろしいでしょうか。	第49条第1項の要件を満たす場合には、同条第2項が適用されます。
658	特定事業契約書(案)	42条3項	近隣調整	17	25	工事の着工の遅延が見込まれる場合には、運営開始予定日を変更すると共に、再整備期間における豊橋市事務室(豊橋市中央監視室を含む)の供用開始も相当分変更されるという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。 ただし、遅延した工事内容によって豊橋市事務室の供用開始が合わせて遅延される場合に限りです。
659	特定事業契約書(案)	42条3項	近隣調整	17	25	本項については、工事着工後に生じた近隣調整の結果、工事の遅延が見込まれる場合においても適用されるとの理解でよろしいでしょうか。	特定事業契約書(案)第42条第3項は、着工前の近隣調整に関する定めであり、着工後の近隣調整への適用を想定していません。着工後の近隣調整による工期の遅延が第49条第1項に該当する場合、事業者は運営開始予定日の変更を請求することができます。
660	特定事業契約書(案)	第5章第3節第43条2	監督職員 —豊橋浄水場再整備業務	17	36	「設計図書に定めるところにより」との記載がありますが、事業者が作成する設計図書の内容に応じて適宜適切な監督を行うという認識でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。 県は、事業者が作成した設計図書に記載の事項が遵守されているか確認を行います。
661	特定事業契約書(案)	第5章第3節第49条第2項	事業者の請求による再整備期間の延長	19	7	貴県にご負担を頂く、運営開始日の変更に起因し生ずる事業者の費用には、合理的な金融費用(弁護士費用等の専門家コスト、ブレークファンディングコストを含むがそれらに限られない。)も含まれる理解にてよろしいでしょうか。	原因となる事由と相当因果関係の認められる合理的な範囲の金融費用についてはご理解のとおりです。

No	資料名	項目番号	項目名	頁	行	質問内容	回答
662	特定事業契約書(案)	第46条1	設計図書不適合の場合の改造義務及び破壊検査等	19	10	「追加費用および損害」には、合理的な範囲で金融費用も含まれるとの理解でよろしいでしょうか。	原因となる事由と相当因果関係の認められる合理的な範囲の金融費用についてはご理解のとおりです。
663	特定事業契約書(案)	第46条第2項	設計図書不適合の場合の皆瀬負う義務及び破壊検査等	19	13	破壊検査については、事業者が通知を受けた「相当の理由」について事業者が説明し、または、県と事業者とが協議する場を設けた上で、破壊検査の必要性を判断して頂く運用としてもらうことは可能でしょうか。第53条、第57条における破壊検査においても同様です。	原案のとおりとします。
664	特定事業契約書(案)	第47条	設計図書の変更	19	20	「追加費用および損害」には、合理的な範囲で金融費用も含まれるとの理解でよろしいでしょうか。	原因となる事由と相当因果関係の認められる合理的な範囲の金融費用についてはご理解のとおりです。
665	特定事業契約書(案)	第48条第1項	工事中の中止	19	24	「再整備業務用地」とは、別紙1(68)によると、「豊橋浄水場の敷地全て」とされています。「再整備業務用地の確保ができない」場合が生じるということでしょうか。その場合、それはどのように生じる可能性があるかと想定されるものでしょうか。	再整備業務用地を確保できない具体的な事象は想定していません。
666	特定事業契約書(案)	第5章第3節第48条第3項	工事中の中止	19	31	貴県にご負担を頂く、工事中の中止に起因し生ずる事業者の費用には、合理的な金融費用(弁護士費用等の専門家コスト、ブレイクファンディングコストを含むがそれらに限られない。)も含まれる理解にてよろしいでしょうか。A4	原因となる事由と相当因果関係の認められる合理的な範囲の金融費用についてはご理解のとおりです。
667	特定事業契約書(案)	49条1項	事業者の請求による再整備期間の延長	20	4	特定法令改正や不可抗力には該当せず、貴県の帰責事由もない原因に基づいて工事の遅延が発生した場合であっても、天候の不良や関連工事との調整への協力等、事業者の責に帰すことができない場合には、運営開始予定日を変更(延長)する合理性、必要性があるものと考えております。かかる場合は、事業者の請求に応じて運営開始予定日を変更(延長)いただけるものと理解して相違ありませんでしょうか。	個別の事情に応じ、「不可抗力」に該当するのであれば、特定事業契約書第49条第1項に基づく再整備期間延長の請求に応じることができる可能性があります。
668	特定事業契約書(案)	第49条2	事業者の請求による再整備期間の延長	20	9	貴県に「合理的な増加費用」をご負担いただく場合、合理的な範囲で金融費用も含まれるとの理解でよろしいでしょうか。	原因となる事由と相当因果関係の認められる合理的な範囲の金融費用についてはご理解のとおりです。
669	特定事業契約書(案)	第5章第3節第53条1	中間検査	21	7	「中間検査を行うことができる。」との記載がありますが、中間検査を行う場合は事前に通知を頂けるという認識でよろしいでしょうか。また、実施時期や方法については、事業者と事前に協議を行われるという認識でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。

No	資料名	項目番号	項目名	頁	行	質問内容	回答
670	特定事業契約書(案)	第2章第4節第55条1	工事監理	21	18	「事業者は工事監理を工事監理企業に委託し又は請け負わせなければならない」との記載がありますが、本件は工事の規模を問わず全工事ということでしょうか。人員確保の面からも、規模が小さい工事について、SPCの担当者が工事監理することで良いと考えてよろしいでしょうか。	要求水準書第3.1(5)エと同等の体制とすることを条件に、SPC職員の担当者が工事監理することは可能です。 例として、工事を担う企業の職員がSPCに出向し、出向元の企業が実施した工事に対し、SPCとして工事監理をすることは認めません。
671	特定事業契約書(案)	第2章第4節第55条1	工事監理	21	18	1/17に実施された入札説明会の中で、愛知県様より、建設工事の内容が確定しないため、各工種の監理技術者配置に関する条件を要求水準等で提示出来ていないとの回答がありました。建設工事内容が確定後、改めて、各工種の監理技術者配置に関する条件を提示頂けるとのことでしたが、いつ条件提示が行われるか明示願います。 特に、今回事業において、機械設備/電気設備は長期間の事業工程の中で、ピンポイントで現地施工対応を求められる部分があるため、その部分に関してご配慮頂きますよう、よろしくお願い致します。	工事内容の確定後に、改めて、県が何らかの条件を提示する想定はございません。事業者は、自らが提案する工事内容や関係する法律等を鑑みて、まずは適切な者を配置していただくことを想定しております。
672	特定事業契約書(案)	56条5項	事業者による試運転	22	10	試運転において所定の基準等の未達があった場合であっても、それが事業者の責に帰すべき事由によらないとき(原水の水質や水量に問題がある場合等)は、事業者の負担において必要な対応を行わせることは、事業者に過大な負担を強いることになると考えております。 本項の責任は、当該未達が事業者の責に帰すべき事由に基づいて発生した場合に限定していただきたく、お願いいたします。	ご理解のとおり、試運転の結果、事業者の責による要求水準の未達が確認された場合のみ、事業者の負担において対応が必要となります。それ以外の場合においては、県の負担において対応を行います。 なお、例示いただいた「原水の水質や水量に問題がある場合」については、過去事例と照らし合わせ、通常発生しうることが想定できない範疇のものに限りです。
673	特定事業契約書(案)	第5章第5節第57条第1項	県による完了検査及び引渡し	22	19	念の為の確認ですが、貴県から事業者に通知いただく工事完成確認については書面での交付を頂けるとの理解にてよろしいでしょうか。	書面による通知を予定しています。
674	特定事業契約書(案)	第5章第5節第57条1	県による完了検査及び引渡し	22	21	「遅滞なく事業者の立会い」との記載がありますが、具体的に○日以内にといい、具体的な設定頂けないでしょうか。	完了検査は完了届の受理から14日以内に実施する予定です。
675	特定事業契約書	第57条第1項	県による完了検査	22	21	県が行う完了検査は完了届等の提出を受けた後「遅滞なく」行われることが規定されておりますが、「遅滞なく」は何日以内を想定されておりますでしょうか。 完了検査の実施により入金や費用の支払いタイミング等にも影響が生じるため、明確化をお願いします。	完了検査は完了届の受理から14日以内に実施する予定です。

No	資料名	項目番号	項目名	頁	行	質問内容	回答
676	特定事業契約書(案)	第57条2	県による完了検査及び引渡し	22	24	プロジェクトファイナンスでの融資実行場合において金融機関に対し、施設引渡しが済んだことを確認できる証憑の提出を必要とします。 本事業において、施設引渡し後に、貴県から引渡しを証する書面を発行いただけますでしょうか。また、発行いただける場合、引渡しからどの程度の期間でご対応いただけますでしょうか。	特定事業契約書第57条第1項に定める完了検査の合格通知をもって引渡しを受けたものとなります。 完了検査合格通知は検査結果が判明した後、速やかに通知されます。
677	特定事業契約書(案)	38条	破壊検査	22	29	破壊検査対象箇所(ろ過池××渠で○○箇所、など)については、詳細設計完了時までには県にて指定し、事業者と協議していただけたという理解でよろしいでしょうか。	特定事業契約書(案)第57条第4項の検査のことを指している場合、検査要領書(愛知県企業庁工事検査基準に準拠する)の作成時に、県に協議してください。
678	特定事業契約書(案)	38条	破壊検査	22	29	参考までに、通常の仕様書発注などであれば、例えばろ過池や沈でん池で、どのような場所を何か所程度破壊検査をされておられるのか、ご教示願います。	直近に実施した工事においては、破壊検査を実施しておりません。 施工した構造物の安全性・品質に懸念があると判断した場合に破壊検査を実施することを想定しています。
679	特定事業契約書(案)	38条	破壊検査	22	29	破壊検査対象箇所ですが、たとえば機械や電気設備、配管のアンカーボルトの引抜強度が妥当かどうか破壊検査をするとすると、無数に対象箇所があり、現実的ではありません。機械や電気設備、配管のアンカーボルトについては破壊検査対象外と考えてよろしいでしょうか。	特定事業契約書(案)第57条第4項に記載のとおり、「最小限」破壊して検査するものであり、無数の対象箇所に対して行うものではありません。 仮に例示いただいたアンカーボルトを破壊検査対象とした場合、無作為に抽出した箇所に対して実施する等が考えられます。
680	特定事業契約書	第62条第2項	対象施設の契約不適合責任等	24	20	契約不適合責任期間は、運転・維持管理開始日以後1年以内とされていますが、合理的な理由により1年以内の直接的な確認が難しい箇所については、1年を超えても請求が可能なよう配慮いただきたく願います。	原案のとおりとします。
681	特定事業契約書(案)	第58条3	部分使用	23	9	「必要な費用」には、合理的な範囲で金融費用も含まれるとの理解でよろしいでしょうか。	ご質問の条項が適用される場合に金融費用まで発生することは一般的ではないと考えますが、金融費用の発生に相当因果関係があり合理的な範囲と認められる場合には、ご理解のとおりです。
682	特定事業契約書(案)	第59条	部分引渡し	23	9	「先行引渡施設」のサービス対価Aの留保分(残額)については、全ての施設の引渡しを待たずして、先行引渡しの完了後に支払われるという理解でよろしいでしょうか。	特定事業契約書(案)第59条に定める先行引渡施設の部分引渡しを受けたとき、当該部分引渡しに係るサービス購入料Aは10分の9ではなく全額を支払うこととします。 先行引渡施設は事業者が作成する事業提案書に基づき、指定することとします。先行引渡施設は設計・施工を了したものを想定していますが、詳細は個別に協議させていただきます。

No	資料名	項目番号	項目名	頁	行	質問内容	回答
683	特定事業契約書(案)	第59条	部分引渡し	23	10	先行引渡施設は、事業者側にて設計計画書を策定するにあたり定めることができるということでしょうか。先行引渡施設に関する基準や考え方があればお示しください。	先行引渡施設は事業者が作成する事業提案書に基づき、指定することとします。先行引渡施設は設計・施工を了したものを想定していますが、詳細は個別に協議させていただきます。なお、特定事業契約書(案)第59条の「設計計画書において」を「事業提案書において」に修正します。
684	特定事業契約書(案)	59条	部分引き渡し	23	10	新施設について、先行引渡施設という定義がございます。「設計計画書において～」との記載があるため、先行引渡施設は事業者にて定めることができるという理解で宜しいでしょうか。	先行引渡施設は事業者が作成する事業提案書に基づき、指定することとします。先行引渡施設は設計・施工を了したものを想定していますが、詳細は個別に協議させていただきます。なお、特定事業契約書(案)第59条の「設計計画書において」を「事業提案書において」に修正します。
685	特定事業契約書(案)	第59条	部分引渡し	23	12	先行引渡施設について、どの部分を先行とするかは、事業者からの提案により決まるものという理解でよいでしょうか。	先行引渡施設は事業者が作成する事業提案書に基づき、指定することとします。先行引渡施設は設計・施工を了したものを想定していますが、詳細は個別に協議させていただきます。
686	特定事業契約書(案)	60条	工事の契約不適合責任	23	18	民法における過失責任の原則(同法第415条第1項ただし書き)に鑑み、本項に基づく損害賠償請求は、契約不適合について事業者に帰責事由がある場合に限られるものと理解しております。かかる理解に相違ありませんでしょうか。	ご理解のとおりです。
687	特定事業契約書(案)	第60条第4項	工事の契約不適合責任	24	2	再整備事業の工事目的物の契約不適合責任が2年間にに対し、既存施設(第62条)については、1年間かつ金額の制限も設けられており、公平の観点から見直していただけないでしょうか。	原案のとおりとします。
688	特定事業契約書(案)	第5章第5節第60条8	工事の契約不適合責任	24	22	「契約不適合に関し、民法の消滅時効の範囲で、当該請求等以外に必要と認められる請求等を行うことができる」との記載がありますが、必要な救済範囲が確定した(損害賠償額の確定等)際に速やかに求償頂けるとの認識でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
689	特定事業契約書(案)	第60条第8項	工事の契約不適合責任	24	22	第60条第8項がありますが、具体的にいかなる請求をご想定でしょうか。契約不適合責任は、特定事業契約に明示的に規定されている以上、特定事業契約第60条のみによって規律されるべきであり、その他民法上の請求権を認めることは特定事業契約において契約不適合責任を合意する意味を無くすものといえ、抽象的であることから削除をお願いします(また、民法に基づく契約不適合責任を追加的に主張可能とも読める点からも問題であると考えております。)	原案のとおりとします。特定事業契約書(案)第60条第8項で可能なのはあくまでも「請求等」(同条第4項で定義される、履行の追完、損害賠償、サービス購入料Aの減額又は解除)です。

No	資料名	項目番号	項目名	頁	行	質問内容	回答
690	特定事業契約書(案)	第62条第1.2.5項	対象施設の契約不適合責任等	25	7	契約不適合が発見された場合、契約不適合責任期間内、経過後にかかわらず、又追加費用又は損害の額にかかわらず、県による修繕は実施いただけるとの理解でよろしいでしょうか。また、1件100万円以下との免責額は追加費用と損害の額に関するものであり、修繕に要する費用は含まれないとの理解でよろしいでしょうか。	契約不適合責任期間の間かどうかを問わず、再整備期間中の対象施設の修繕(軽微な修繕を除く)は特定事業契約書(案)第6条第2項に基づき県が実施します。1件につき100万円を超えるかどうかは、事業者が発生する追加費用又は損害の金額で判定します。
691	特定事業契約書(案)	第62条1	対象施設の契約不適合責任等	25	7	対象施設及び事業用地等について契約不適合が発見された場合、事業者は、当該契約不適合から事業者が発生する本事業の実施に要する追加費用又は損害の額が1件につき100万円(消費税等の額を含まない金額とする。)を超えた場合に限り、県に対し、当該契約不適合の県による修繕の実施に加え、当該契約不適合に起因して事業者が発生する本事業の実施に要する追加費用及び損害の負担を請求することができるとありますが、100万円未満(消費税等の額を含まない金額とする。)についても、県でご負担いただけますでしょうか？	原案のとおりとします。
692	特定事業契約書(案)	第62条第1項	対象施設の契約不適合責任等	25	8	契約不適合から事業者に生じた追加費用又は損害の額が1件につき100万円を超えた場合に限り、県が追加費用及び損害を負担するものとされていますが、件数の数え方については事業者と県とが協議して合理的に判断するものとし、損害額の算定については相当因果関係の範囲で行うとの理解でよろしいでしょうか。	件数は県が合理的に判断します。損害額の算定についてはご理解のとおりです。
693	特定事業契約書(案)	第62条第1項	対象施設の契約不適合責任等	25	8	第62条第5項の規定を踏まえると、契約不適合責任期間内において追加費用又は損害の額が100万円未満の場合であっても、県による修繕は実施いただけるとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
694	特定事業契約書(案)	62条1項	対象施設の契約不適合責任等	25	8	「要求水準上求められる基準を満たさないこととなる物理的な契約不適合」とは、対象施設に予期されなかった特別の状態が生じ(国交省公共工事標準請負契約約款第18条第1項第5号「予期することのできない特別の状態」)、本事業の実施について想定外の費用や制約が発生する場合を含むと理解して相違ありませんでしょうか。	特定事業契約書(案)第62条第1項の字義どおりの解釈となります。
695	特定事業契約書(案)	62条1項	対象施設の契約不適合責任等	25	8	経年劣化は契約不適合に該当しない旨規定されていますが、経年劣化に起因して「法令等上又は要求水準上求められる基準を満たさない」状態が発生している場合は、契約不適合が存在するものとして本条が適用されると理解して相違ありませんでしょうか。	ご理解のとおりです。
696	特定事業契約書(案)	62条1項	対象施設の契約不適合責任等	25	8	経年劣化は契約不適合に該当しない旨規定されていますが、設備の使用環境不良又は維持管理が適切ではない等、通常では想定し得ない劣化については契約不適合に該当するとの理解で相違ありませんでしょうか。	特定事業契約書(案)第62条第1項の字義どおりの解釈となります。

No	資料名	項目番号	項目名	頁	行	質問内容	回答
697	特定事業契約書(案)	第62条第1項	対象施設の契約不適合責任等	25	8	2026年4月1日からの運転・維持管理業務の開始に先立ち、貴県と事業者間で施設機能確認を実施する機会は設けていただけますでしょうか。施設の健全度に関する双方共通の理解を得るために必要な手続きであると考えます。	事業者からの要望に応じて、適切に実施します。
698	特定事業契約書(案)	第62条第1項	対象施設の契約不適合責任等	25	8	「物理的」な契約不適合に限っておりますが、法令等上または要求水準上求められる基準を満たさないこととなる事象は、物理的な契約不適合以外もあり得るので、かかる限定は削除ください。	原案のとおりとします。
699	特定事業契約書(案)	第62条第7項	対象施設の契約不適合責任等	25	8	原案では県から事業者提供された情報に契約不適合が発見された場合、契約不適合責任期間の前後を問わず、これらの契約不適合については一切責任を負わないと規定されております。当該契約不適合が事業者による本事業の運営に重大な影響を与える場合は、運転・維持管理開始日以降1年以内であれば、貴県に対し、これに起因して事業者が発生する追加費用及び損害の負担を請求できるようにいただけないでしょうか？具体的な案文は以下のとおりです。 「～が発見された場合において、契約不適合期間内に第2項に基づく請求をした場合には県は第1項に基づく責任を負担し、その他の場合には県は一切責任を負わない。」	原案のとおりとします。
700	特定事業契約書(案)	第62条第1項	対象施設の契約不適合責任等	25	13	「事業者は、当該契約不適合から事業者が発生する本事業の実施に要する追加費用又は損害の額が1件につき100万円(消費税等の額を含まない金額とする。)を超えた場合に限り県に対し、当該契約不適合の県による修繕の実施に加え、当該契約不適合に起因して事業者が発生する本事業の実施に要する追加費用及び損害の負担を請求することができる。」とありますが、1件につき税抜100万円ではなく、累計税抜100万円としていただけませんか。	原案のとおりとします。
701	特定事業契約書(案)	第62条第1項	対象施設の契約不適合責任等	25	13	「事業者は、当該契約不適合から事業者が発生する本事業の実施に要する追加費用又は損害の額が1件につき100万円(消費税等の額を含まない金額とする。)を超えた場合に限り県に対し、当該契約不適合の県による修繕の実施に加え、当該契約不適合に起因して事業者が発生する本事業の実施に要する追加費用及び損害の負担を請求することができる。」とありますが、これは事業者の請求に基づき県が当該追加費用及び損害を「負担する」という理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。

No	資料名	項目番号	項目名	頁	行	質問内容	回答
702	特定事業契約書(案)	62条1項	対象施設の契約不適合責任等	25	14	「当該契約不適合から事業者が発生する本事業の実施に要する追加費用又は損害の額が1件につき100万円(消費税等の額を含まない金額とする。)を超えた場合」とありますが、100万円以内の追加費用または損害の額が発生した場合は軽微な修繕として事業者が負担するという認識でよろしいでしょうか。	修繕に該当すれば特定事業契約書(案)第6条に基づいて県が実施し、軽微な修繕に該当すれば事業者が実施します。
703	特定事業契約書(案)	62条1項	対象施設の契約不適合責任等	25	14	「100万円をこえた場合に限り～」との記載がありますが、100万円を超えた場合は、超えた額相当ではなく、全額貴県に請求することができるとの理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
704	特定事業契約書(案)	62条1項	対象施設の契約不適合責任等	25	15	「追加費用」とは具体的にどのような費用を想定されているかご教示下さい(例えば、契約不適合に起因して要求水準を満たすために追加費用で実施した人件費(残業代)、仮設費などが該当しますでしょうか?)。	契約不適合に起因して要求水準を満たすために実施した人件費の増が想定されます。
705	特定事業契約書(案)	62条2項	対象施設の契約不適合責任等	25	20	「運転・維持管理開始日以後1年以内でなければ・・・追加費用及び損害の負担の請求をすることができない」とございますが、一方で、同条第5項に契約不適合責任期間の経過後の対応について記載があります。契約不適合責任期間経過後に貴県が修繕のみを行うための条件をご教示願います。	例えば、契約不適合責任期間経過後に県が契約不適合を認める限り、修繕を行うための条件はありません。
706	特定事業契約書(案)	第62条第2項	対象施設の契約不適合責任等	25	20	第62条第2項の契約不適合責任も第60条第4項と同様に2年以内にてお願いいたします。	原案のとおりとします。
707	特定事業契約書(案)	第62条第7項及び第8項	対象施設の契約不適合責任等	26	7	入札説明書等の誤りなどについて、県は一切の責任を負わないとありますが、これは内閣府の契約ガイドラインに示す、適切なリスク分担の在り方に反すると思われまことから、一定の責任を負っていただくよう今後見直しいただけるという理解でよろしいでしょうか。	原案のとおりとします。
708	特定事業契約書(案)	第62条第7項第62条第8項	対象施設の契約不適合責任等	26	7	第62条第7項及び第8項の契約不適合又は情報の不完全性によって事業者の業務費用が計画から増加する場合は、サービス購入料及び利用料金の改定を認めていただけないでしょうか。	原案のとおりとします。
709	特定事業契約書(案)	62条7項	対象施設の契約不適合責任等	26	7	第62条7項について、事業者譲渡対象資産等に関する契約不適合は、契約不適合期間の前後を問わず県は一切責任を負わないという記載となっております。また、8項の関連資料集の運営権対象施設一覧等についても県は一切責任を負わないとの記載となっておりますが、県が責任を負わないとしている理由をご教示ください。	事業の条件としてご理解ください。

No	資料名	項目番号	項目名	頁	行	質問内容	回答
710	特定事業契約書	第62条第7項	対象施設の契約不適合責任等	26	8	県の開示情報についての契約不適合の対象から「入札説明書等」が除外されています。事業者は応募段階において、入札説明書の内容に疑義がある場合には、質疑や個別対話を通じて疑義の解消に努めますが、入札説明書等は実施契約上の根幹を成す重要書類であり、本事業の実施にあたって新たに作成されたものであることから、その内容に重大な誤りがあり、それにより事業者側に損害が生じた場合には、当該増加費用について負担いただきたく存じます。	原案のとおりとします。
711	特定事業契約書(案)	第6章第62条7	対象施設の契約不適合責任等	26	11	「契約不適合については一切責任を負わない。」との記載がありますが、本事業は、愛知県様からの情報に基づいた事業を行う為、愛知県様にも同等の責任を負って頂けないでしょうか。若しくは、責任所掌について事業者との協議の場を設けて頂けないでしょうか。	原案のとおりとします。
712	特定事業契約書(案)	第6章第62条7	対象施設の契約不適合責任等	26	14	「県は一切責任を負わない。」との記載がありますが、本事業は、愛知県様からの情報に基づいた事業を行う為、愛知県様にも同等の責任を負って頂けないでしょうか。若しくは、責任所掌について事業者との協議の場を設けて頂けないでしょうか。	原案のとおりとします。
713	特定事業契約書(案)	第65条第1項	管理技術者	27	16	「5日以内」とありますが、本事業の事業スケジュールから、特定事業契約締結が年末になる可能性が高いことから「5開庁日以内」としていただけますでしょうか。	原案のとおりとします。
714	特定事業契約書(案)	第67条3	運転・維持管理業務の中止	28	3	「追加費用および損害」には、合理的な範囲で金融費用も含まれるとの理解でよろしいでしょうか。	ご質問の条項が適用される場合に金融費用まで発生することは一般的ではないと考えますが、金融費用の発生に相当因果関係があり合理的な範囲と認められる場合には、ご理解のとおりです。
715	特定事業契約書(案)	68条	貸与品等	28	18	第68条に貸与品の記載がありますが、こちらは事業者譲渡対象資産とは別という理解で宜しいでしょうか。また、事業者譲渡対象資産にあたるものと貸与品にあたるものの違いについてご教示ください。	ご理解のとおり、貸与品と事業者譲渡対象資産とは別です。貸与品は運転・維持管理業務に必要な物品であり、事業者譲渡対象資産は運営業務の実施にあたり、事業者への譲渡を想定している資産です。
716	特定事業契約書(案)	第69条	業務に必要な物品等の持ち込み	28	30	対象施設に搬入する物品、機器等すべてについて、逐一県の事前承認を得ることは現実的ではありません。一定以上の規模や撤去が容易でない機器等に限定いただけませんか。	原案のとおりとします。

No	資料名	項目番号	項目名	頁	行	質問内容	回答
717	特定事業契約書(案)	第6章第70条	再整備期間中の新施設の更新	29	2	「事業者は、再整備期間中に県に引き渡された新施設の更新が必要と判断した場合には、当該新施設の更新を実施しなければならない。」とありますが、要求水準書第3 2(5)更新(新施設)では「事業者が、再整備期間中に新施設の更新が必要と判断した場合には、県と協議のうえ、再整備期間中にも新施設の更新を実施すること。」とあります。新施設の更新にあたり、県と協議は必要でしょうか。	再整備期間中(運営権の設定前)における新施設の更新にあたり、県との協議は必要です。特定事業契約書(案)第70条第1項に「県と協議の上、」の追記し、要求水準書と記載をあわせませす。
718	特定事業契約書(案)	70条2項	再整備期間中の新施設の更新	29	4	以下の規定について、新施設の更新に準用されるか否か、準用される場合は文言の読み替えの有無及び内容をご教示ください。 ・事前調査に関する規定(37条3項, 6項) ・既存施設(再整備対象)の契約不適合に関する規定(37条4項, 5項) ・近隣調整に関する規定(42条) ・再整備期間の延長に関する規定(49条) ・臨機の措置に要した費用の負担に関する規定(51条4項) ・サービス購入料の変更に変わる設計図書の変更にに関する規定(52条)	特定事業契約書(案)第37条第3項～第6項、第49条、第52条の適用はありません。第42条については、「豊橋浄水場再整備業務」を「更新(新施設)」と読み替え、第51条については、「工事」を「更新(新施設)」と読み替えることが想定されますが、必要に応じて県と協議してください。
719	特定事業契約書(案)	第72条第1項(9)	公共施設等運営権の設定および効力発生	30	25	「県が必要と認める場合」とは、事業者の株式や運営権、事業契約上の地位を担保提供する場合に限られるでしょうか。	融資関連契約に基づく事業者に対する債権を担保するための、事業者の議決権付株式、運営権設定対象施設に係る運営権、特定事業契約上の事業者の地位その他の担保目的物に対する担保権の設定が行われる場合を想定しています。
720	特定事業契約書(案)	72条	運営権の設定および効力発生	30	26	県が必要と認める場合には、第130条(金融機関等との協議)に定める県と金融機関等との間の協定書が締結されていることとの記載がありますが、「県が必要と認める場合」とはどのような時を指しているかご教示ください。	融資関連契約に基づく事業者に対する債権を担保するための、事業者の議決権付株式、運営権設定対象施設に係る運営権、特定事業契約上の事業者の地位その他の担保目的物に対する担保権の設定が行われるような場合を想定しています。
721	特定事業契約書(案)	第72条第2項	公共施設等運営権の設定及び効力発生	30	31	第72条第2項第(11)号及び第(12)号の条件不成就は事業者の責めに帰すべき事由によらない運営開始日の遅延となることから、当該遅延に起因して生じる事業者の追加費用及び損害(第73条第2項のサービス購入料によって回復されないもの)は県にて負担いただけないでしょうか。	原案のとおりとします。
722	特定事業契約書(案)	第72条1項(13)	公共施設等運営権の設定および効力発生	30	35	重大な義務違反について想定があればご教示ください。	例えば、ガバナンス基本計画に定めるレベル5に該当する要求水準違反が想定されます。

No	資料名	項目番号	項目名	頁	行	質問内容	回答
723	特定事業契約書(案)	第7章第2節第73条3	新施設の引渡し	31	20	引渡しの遅延に伴う遅延損害金について、事業者に帰責性がない場合においては支払い義務は生じないという認識でよろしいでしょうか。	特定事業契約書に基づき、運営開始予定日が変更される場合、当初の運営開始予定日より引渡しが遅延しても、変更後の運営開始予定日より引渡しが遅延しなければ遅延損害金の支払義務は生じません。
724	特定事業契約書(案)	第73条3	新施設の引渡し	31	20	引渡しの遅延日数に応じた損害金は、遅延の事由が貴県帰責の場合も課せられるのでしょうか。	特定事業契約書に基づき運営開始予定日が変更される場合、当初の運営開始予定日より引渡しが遅延したことをもって遅延損害金を課すことはありません。
725	特定事業契約書(案)	73条3項	新施設の引渡し	31	20	民法における過失責任の原則(同法415条1項ただし書き)に鑑み、本項に基づく損害賠償請求は、新施設の引渡しの遅滞について事業者へ帰責事由がある場合に限られるものと理解しております。かかる理解に相違ありませんでしょうか。	特定法令改正、不可抗力、県の責めに帰すべき事由等による工事の遅延が見込まれる場合は、特定事業契約に従い、運営開始予定日の変更を請求できますので、変更後の運営開始予定日より遅延した場合には、特段の事情が無い限り、「事業者へ帰責事由がある場合」にあたるものと想定されます。
726	特定事業契約書(案)	第7章第2節第74条1	共同使用施設	31	29	共同利用の開始に関しては、事業者による引渡し完了以降のみ生じるという認識でよろしいでしょうか。	基本的にはご理解のとおりですが、特定事業契約書(案)第58条第1項による部分使用が可能です。
727	特定事業契約書(案)	74条2項	共同使用施設	31	31	豊橋市が行い得る「要求水準書に定める範囲」の軽微な改良又は修繕等とは、具体的に要求水準書のどの箇所に定められているか、ご教示ください。	特定事業契約書(案)第74条第2項の「(要求水準書に定める範囲に限られる)」は、削除します。
728	特定事業契約書(案)	第78条3	県による運営権設定対象施設の更新及び追加投資	32	3	「追加費用および損害」には、合理的な範囲で金融費用も含まれるとの理解でよろしいでしょうか。	原因となる事由と相当因果関係の認められる合理的な範囲の金融費用についてはご理解のとおりです。
729	特定事業契約書(案)	第74条第3項第103条第3項	共同使用施設 損害賠償責任	32	3	第74条第3項及び第103条第3項の規定は、同各項に定める豊橋市又は県の業務受託者に対する直接の責任追及を妨げるものではないと考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。 ただし、直接責任追及する場合には、事前に県に通知し、県が要請した場合には協議に応じていただくこととします。
730	特定事業契約書(案)	76条1項	運転管理企業(運営期間)による業務実施及び一括再委託等の	32	11	本事業の具体的な遂行方法の一つとして、運転管理業務(の一部)について、運転管理企業(運営期間)に委託するのではなく、事業者自身において必要な人員を配置し、自ら行うことを検討しております。かかる体制での運転管理業務の実施は認められるという理解で宜しいでしょうか。	運転管理企業(運営期間)に求められる実績を有する構成企業の実績を活用できることを条件に、ご指摘の体制での運転管理業務の実施を認めます。この提案を行った者が落札者となった場合、特定事業契約書(案)第76条第1項の文言は所要の調整を行うことが想定されます。
731	特定事業契約書(案)	第7章第3節第78条1	県による運営権設定対象施設の更新及び追加投資	33	16	「事業者はかかる更新又は追加投資に最大限協力しなければならない。」との記載がありますが、具体的にどういった協力を想定されているか、明示願います。	県が更新又は追加投資を行う際の、作業日程の調整等が考えられます。

No	資料名	項目番号	項目名	頁	行	質問内容	回答
732	特定事業契約書(案)	第79条第2項	事業者の保有資産等の追加投資	34	5	備品等を含む事業者保有資産について一切の新規購入・投資の内容・費用等を県に通知しなければならないのは事業者の業務上煩瑣に過ぎるため、一定額以上の資産に限定するか、年度報告書での一括報告を許容する等の実務上許容できる方法を認めていただけないでしょうか。	通知の具体的な方法等は事業者との協議に応じます。
733	特定事業契約書(案)	第79条第4項	事業者の保有資産等の追加投資	34	10	売買の一方の予約契約の内容についてご教示ください。	特定事業契約書(案)第79条第4項のとおり、県を予約完結権者とするものです。
734	特定事業契約書(案)	第7章第3節第79条4	事業者の保有資産等の追加投資	34	12	「同契約における当該保有資産等の売買価格は時価とする。」と記載がありますが、第117条第1項(3)においては、「簿価相当額」と記載があります。どちらが正しいでしょうか。契約が終了した場合にのみ「簿価相当額」とが適用されるのでしょうか。	特定事業契約書(案)第117条第1項第3号の「簿価相当額」を「時価」に修正します。
735	特定事業契約書(案)	79条4項	事業者の保有資産等の追加投資	34	12	事業者保有資産の売買価格(「時価」)の算定方法は、売買の予約契約において合意するものと理解して相違ありませんでしょうか。	特定事業契約書(案)別紙1(70)をご確認ください。
736	特定事業契約書(案)	第80条第2項	新施設以外の運営権設定対象施設の更新	34	24	サービス購入料E、F、Gの支払い条件については、入札説明書P50の記載のとおり、県が請求書を受領してから30日以内に支払われるという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
737	特定事業契約書(案)	第80条第3項	新施設以外の運営権設定対象施設の更新	34	27	念のための確認ですが、第80条第3項は「前項の規定にかかわらず」とされていますが、同条第2項で合意した更新投資について、当該合意後に本項に該当するとしてサービス購入料の支払対象とならない取扱いになることはないとの理解でよろしいでしょうか。	特定事業契約書(案)第80条第2項に定める合意の内容には、サービス購入料の支払対象も含まれるため、ご理解のとおりです。
738	特定事業契約書(案)	第80条第3項	新施設以外の運営権設定対象施設の更新	34	29	「県が事業者と協議を行い合意したときは、県は残存価値相当額を更新のサービス購入料に含めて支払」(入札協定書20頁)う場合の具体的な手続、支払方法等について追記いただけないでしょうか。	更新工事に関する事務フローについては、守秘義務対象資料として提示する予定です。
739	特定事業契約書(案)	第81条	関連施設業務の実施	35	1	豊橋市事務室及び脱水施設において利用されるユーティリティの調達に要した費用の支払い(入札説明書16頁)について具体的な請求方法、支払時期等を規定していただけないでしょうか。	事業者が実施するユーティリティの調達手法、費用等を勘案し、県と事業者の協議によって決定します。
740	特定事業契約書(案)	第82条第8項	任意事業の実施	35	7	第82条第8項において一切の損害及び費用が事業者の負担である旨規定されていますが、県側の帰責事由により生じた損害及び費用については、県の負担との理解でよろしいでしょうか。	任意事業に関して、県の帰責事由によって追加費用及び損害が発生することを想定していません。

No	資料名	項目番号	項目名	頁	行	質問内容	回答
741	特定事業契約書(案)	第82条第1項	任意事業の実施	35	11	任意事業実施に関する県の承認について、任意受託業務同様、特定事業への影響がない限り、承認いただけるとの理解でよろしいでしょうか。	入札説明書2(1)オ(エ)bのとおり、本事業の価値を高め、相乗効果が期待できること、関係法令を遵守し、本事業を阻害せず、公序良俗に反しないこと、再整備期間中においては運営権を権原として必要としない範囲であることを承認の要件とします。
742	特定事業契約書(案)	第82条第5項	任意事業の実施	35	22	義務的任意事業であっても、事業者が想定しきれない事情により実施困難になった場合には取りやめることについて承認いただけるとのことですが(実施方針に関する質問No.249)、実施そのものは可能であっても収支の悪化等が見込まれ特定事業に悪影響を及ぼすおそれがある場合にも事業内容の変更、休止等について承認いただけると考えてよろしいでしょうか。	特定事業に悪影響を及ぼす程度等により判断します。
743	特定事業契約書(案)	第82条第6項	任意事業の実施	35	24	任意事業の内容が補助金の返還に該当するかについては、事前に県から国にご確認いただけるという理解でよろしいでしょうか。	事業者の要請に応じて県が確認します。
744	特定事業契約書(案)	第82条第6項	任意事業の実施	35	24	任意事業の実施により補助金の返還が生じる場合には県と協議し、任意事業の変更、または取りやめが可能という理解でよろしいでしょうか。	義務的任意事業の場合、補助金の返還が生じることをもって直ちに任意事業の変更、休止、廃止が可能となることはなく、県の事前の承認が必要です。
745	特定事業契約書(案)	84条2項	サービス購入料の変更	36	16	現に事業者へ損害が発生しており、即時の填補が必要な場合等、サービス購入料の増額変更による費用及び損害の負担によっては事業者の救済が図れない場合においては、追加費用及び損害の事業者への直接支払をご選択いただけるものと理解して相違ありませんでしょうか。	直接支払の必要性、予算措置のスケジュール等を総合的に判断して選択します。
746	特定事業契約書(案)	84条3項	サービス購入料の変更	36	21	増額変更の内容が不十分な場合、事業者の健全な経営及び本事業の円滑な実施に重大な影響を及ぼすことが懸念されます。本項ただし書きに基づいて貴県が増額変更の内容を定めた場合において疑義があるときは、再度の協議等の機会を(制度として)設けていただきたく、お願いいたします。	原案のとおりとします。 なお、疑義がある場合は第三者機関への付託も考えられます。
747	特定事業契約書(案)	第82条第8項	任意事業の実施	36	32	任意事業における追加費用や損害が県の責めに帰すべき事由の場合には、これらについて県にご負担いただけるという理解でよろしいでしょうか。	任意事業に関して、県の帰責事由によって追加費用及び損害が発生することを想定していません。
748	特定事業契約書(案)	87条3項	利用料金の設定及び改定	37	8	現に事業者へ損害が発生しており、即時の填補が必要な場合等、利用料金の増額変更による費用及び損害の負担によっては事業者の救済を図ることができない場合においては、追加費用及び損害の事業者への直接支払が必要と考えております。かかる場合は、追加費用及び損害を直接填補することとしていただきたく、お願いいたします。	原案のとおりとします。 直接補償する場合は、特定事業契約書(案)に明記しています。

No	資料名	項目番号	項目名	頁	行	質問内容	回答
749	特定事業契約書(案)	87条4項	利用料金の設定及び改定	37	15	利用料金の改定について、誠実な協議を経ても合意が整わない場合は、利用料金の改定は行わず、追加費用及び損害について、事業者に直接補償するものと理解して相違ありませんでしょうか。	必要に応じて第三者機関等を活用し、合意に至るまで協議を行います。
750	特定事業契約書(案)	第88条第1項	利用料金の収受等	37	23	「利用料金収受代行業務を県に委託し」とありますが、これは別途、県と事業者の間で委託契約を締結するという理解でよろしいでしょうか。	別途の契約は締結せず、特定事業契約書(案)第88条に基づいて県が利用料金収受代行業務を実施します。
751	特定事業契約書(案)	第88条第1項	利用料金の収受等	37	23	「利用料金収受代行業務を県に委託し」とありますが、別途、県と事業者が委託契約を締結する場合、その契約内容は守秘義務対象資料で開示されるという理解でよろしいでしょうか。	別途の契約は締結せず、特定事業契約書(案)第88条に基づいて県が利用料金収受代行業務を実施します。
752	特定事業契約書(案)	88条2項	利用料金の収受等	37	24	「届出書及び申請書等」が何についての届出及び申請を指すのか、ご教示ください。	愛知県水道給水規程(昭和55年4月1日企業庁管理規程第19号)及び愛知県工業用水道給水規程(昭和55年4月1日企業庁管理規程第20号)に基づく給水申込書等をいいます。
753	特定事業契約書(案)	88条3項	利用料金の収受等	37	27	事業者は自ら利用料金を収受しない以上、利用者の未払リスクについてコントロールできる立場にありませんので、万一、利用料金の未払があった場合であっても、事業者が支払を受ける利用料金が減額されることはなく、事業者は、特定事業契約に定める金額の支払を貴県から受けられるものと理解しております。かかる理解に相違ありませんでしょうか。	ご理解のとおりです。
754	特定事業契約書(案)	第88条第3項	利用料金の収受等	37	28	利用料金は毎月県が受水自治体及び工業用水使用者から徴収されるという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
755	特定事業契約書(案)	第88条	利用料金の収受等	37	28	事業者が県から受け取る利用料金は、県が利用者から収受する利用料金の回収率、貸倒等によって減額されることはないとの理解で良いでしょうか。	ご理解のとおりです。
756	特定事業契約書(案)	第11章第88条3	利用料金の収受等	37	28	「事業者は、各業務の全てを業務委託請負先に一括して委託し又は請け負わせてはならない。」との記載がありますが、各業務をまとめて全てを委託又は請け負わせてはならないとの理解でよろしいでしょうか。	特定事業契約書(案)第16条第1項に係る質問であるという前提においては、ご理解のとおりです。
757	特定事業契約書(案)	第88条第3項	利用料金の収受等	37	30	「銀行口座に着金」とありますが、仮に受水自治体や工業用水使用者からの着金が遅れた場合には、本来、着金しているべき金額を県が立て替えて事業者を支払われるという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
758	特定事業契約書(案)	第11章第88条4	利用料金の収受等	38	2	「要求水準違約金その他特定事業契約の規定に基づき事業者が県に負担する債務の支払に充当することができる。」と記載がありますが、充当する際には事前に事業者への通知、若しくは、協議が実施されるという認識でよろしいでしょうか。	充当する際には通知します。

No	資料名	項目番号	項目名	頁	行	質問内容	回答
759	特定事業契約書(案)	第91条第3項	事業者による誓約事項	40	15	増資による機動的な資金調達等を可能とすべく、議決権株式の発行であっても、既存株主のみに割り当てる方法による場合は、県の承諾なしに実施できるものとしていただけないでしょうか。	原案のとおりとします。
760	特定事業契約書(案)	第92条第1項第(3)号等	事業者の株式	40	28	第92条第1項第(3)号及び第109条第1項第(2)号から、濫用的申立ての場合を除外いただきたくお願いいたします。	原案のとおりとします。 なお、更生手続開始又は再生手続開始の申立てが濫用的申立てに該当すると合理的に認められる場合、県は株式の譲渡を承諾することがあります。
761	特定事業契約書(案)	第92条第1項	事業者の株式	40	32	第92条第1項第(5)号、第(6)号、第8項の「議決権株式」は議決権付株式と同意でしょうか。	特定事業契約書(案)第92条の「議決権株式」を「議決権付株式」に修正します。
762	特定事業契約書(案)	第92条第2項	事業者の株式	41	4	第92条第2項の場合において、完全無議決権株式の割り当てを受けた者から提出を受ける基本協定書別紙1又は別紙2の様式による書類はどのように使い分けるのでしょうか。別紙1でなければならぬ場合をご教示ください。	完全無議決権株式を保有する者が議決権付株式を保有する者にも該当する場合は別紙1を、そうでない場合は別紙2を提出する必要があります。
763	特定事業契約書(案)	第92条第5項	事業者の株式	41	20	既に議決権株式を保有する構成企業に新たに議決権付株式を割り当てる場合は、県の事前の承認は不要で、報告のみでよいとの理解でよろしいでしょうか。	県の事前の承認が必要です。
764	特定事業契約書(案)	92条7項	事業者の株式	41	29	本項に定める金融機関等との協定書が「県が合理的に満足する内容」との要件を満たさない場合としてどのようなケースを想定されているか、ご教示ください。	例えば、相殺を含む県の抗弁権が当該担保権の設定及び実行の前後を問わず、担保権者に対抗できることが定められていないケースが想定されますが、これに限られません。
765	特定事業契約書(案)	第92条第8項	事業者の株式	41	35	「入札時の実績要件に準じた一定の要件」、「入札時の参加資格に準じた一定の資格要件」とは具体的ななどの要件になるでしょうか。	入札説明書3(4)からご判断ください。
766	特定事業契約書(案)	第92条第9項	事業者の株式	42	9	代表企業変更(及びこれにともなう株式保有割合の変更)に係る県の事前の承認については、第92条第8項の各条件充足の有無に従って判断されるとの理解でよろしいでしょうか。これと異なる判断基準があればお示しください。	代表企業の変更に係る県の事前の承認を得るにあたっては、基本協定書(案)第4条に記載の変更後の代表企業が入札説明書3(4)ウ(ア)に定める代表企業の要件を満たすことなどが必要です。
767	特定事業契約書(案)	92条9項	事業者の株式	42	9	「代表企業を変更することはできない」とは、代表企業である乙の構成企業の出資比率が構成企業中最大であることを維持しなければならない、との趣旨と理解して相違ありませんでしょうか。	ご理解のとおりです。 なお、代表企業は、第120条第3項の支払債務の引き受けや、別紙5ガバナンス体制別添2第13条の第三者機関の事務局機能に関する役割があり、最大出資以外の意味もあります。
768	特定事業契約書(案)	94条3項	運営権の譲渡等	43	8	本項に定める金融機関等との協定書が「県の合理的に満足する内容」との要件を満たさない場合としてどのようなケースを想定されているか、ご教示ください。	例えば、相殺を含む県の抗弁権が当該担保権の設定及び実行の前後を問わず、担保権者に対抗できることが定められていないケースが想定されますが、これに限られません。
769	特定事業契約書(案)	第13章第95条	事業者の兼業禁止	43	15	「本事業に係る業務」について、各種事務的な会社運営手続も含まれるという認識でよろしいでしょうか。また、本事業以外の「事業」を営んではならないという認識でよろしいでしょうか。	本事業に係る業務とは、特定事業契約書(案)第4条第1項に掲げる業務をいい、県の事前の書面による承諾なくして、当該業務以外の業務を行ってはなりません。

No	資料名	項目番号	項目名	頁	行	質問内容	回答
770	特定事業契約書(案)	第14章	責任及び損害等の分担	43	17	将来的なウォーターPPPの政策動向が必ずしも明らかでないことを踏まえ、国や県の水道行政に関し新たな政策や施策が導入又は改定が行われ、これに対応する費用や損失が生じた場合には、県に負担して頂けるよう、政策変更に関する定めを規定していただけますようお願い致します。	原案のとおりとします。
771	特定事業契約書(案)	96条4項	責任及び損害等の分担	43	24	貴県に故意、重過失がない場合であっても、貴県の実施される事業は事業者のコントロールし得る事項ではなく、かかる事項に起因する追加費用や損害を事業者の負担とすることは、事業者には想定外かつ過大な負担を課し得るものと考えております。当該事業に基づいて発生する追加費用、損害については、提案時点において事業者が想定し得たものを除き、貴県にてご負担いただきたく、お願いいたします。	原案のとおりとします。
772	特定事業契約書(案)	第14章第96条	責任及び損害等の分担原則	43	31	「県の故意又は重大な過失(なお、法令改正自体はこれに該当しない。)に起因して事業者に発生する本事業の実施に要する追加費用及び損害は、県がこれを負担する。」と記載がありますが、愛知県様の過失に起因する事業者が発生する追加費用・損害についても、愛知県様の負担として頂けないでしょうか。	原案のとおりとします。
773	特定事業契約書(案)	第96条4	責任及び損害等の分担原則	43	33	「追加費用および損害」には、合理的な範囲で金融費用も含まれるとの理解でよろしいでしょうか。	原因となる事由と相当因果関係の認められる合理的な範囲の金融費用についてはご理解のとおりです。
774	特定事業契約書(案)	第14章第97条第1項	反対運動及び訴訟等	44	2	貴県にご負担を頂く、反対運動又は訴訟等に起因し生ずる事業者の費用には、合理的な金融費用(弁護士費用等の専門家コスト、ブレイクファンディングコストを含むがそれらに限られない。)も含まれる理解にてよろしいでしょうか。	原因となる事由と相当因果関係の認められる合理的な範囲の金融費用についてはご理解のとおりです。
775	特定事業契約書(案)	第97条	反対運動及び訴訟等	44	6	「追加費用および損害」には、合理的な範囲で金融費用も含まれるとの理解でよろしいでしょうか。	原因となる事由と相当因果関係の認められる合理的な範囲の金融費用についてはご理解のとおりです。
776	特定事業契約書(案)	98条2項	法令改正	44	17	法令改正によって履行困難となった事業者の義務を免責することが「できる」旨規定されていますが、当該履行が社会通念上不能である場合(大幅な追加費用がかかり、経済的合理性を欠く場合など)は、当然に事業者は免責される(民法第412条の2第1項)と理解して相違ありませんでしょうか。	義務の履行の免責が必要であると合理的に認める場合、県は義務の履行を免責します。
777	特定事業契約書(案)	第98条第2項	法令改正	44	18	法令改正により履行困難となった事業者の特定事業契約上の義務の履行は、必要な範囲および期間において確定的に免責することへの変更をお願い致します。	原案のとおりとします。

No	資料名	項目番号	項目名	頁	行	質問内容	回答
778	特定事業契約書(案)	第98条第2項	法令改正	44	18	事業者が提出を求められる「必要な資料」は、実務上合理的な内容であって、過大な調査費用等を要する資料を事業者の費用負担で作成する義務を負うものではないことをご確認ください。	非合理的な負担を求める想定はありません。
779	特定事業契約書(案)	第99条	法令改正による追加費用及び損害の負担	44	32	貴県に「追加費用及び損害」をご負担いただく場合、合理的な範囲で金融費用も含まれるとの理解でよろしいでしょうか。	原因となる事由と相当因果関係の認められる合理的な範囲の金融費用についてはご理解のとおりです。
780	特定事業契約書(案)	第100条3	税制改正	45	14	「追加費用」には、合理的な範囲で金融費用も含まれるとの理解でよろしいでしょうか。	サービス購入料に係る消費税等の税率変更による追加費用に関して、金融費用が発生することが想定されません。
781	特定事業契約書(案)	101条1項	不可抗力	45	16	不可抗力通知が義務付けられる「関係機関」とはどのような機関を指すか、ご教示ください。	特定事業契約書(案)第101条の「利用者及び関係機関」を削除します。
782	特定事業契約書(案)	第101条第1項	不可抗力	45	18	事業者が行う不可抗力通知の宛先として、利用者及び関係機関が含まれていますが、これらはウェブサイトへの掲載等の合理的な方法で行うことができるとの理解でよろしいでしょうか。	特定事業契約書(案)第101条の「利用者及び関係機関」を削除します。
783	特定事業契約書(案)	第101条第2項	不可抗力	45	29	県の指示による事業者の対応に要した費用についても、第102条第1項の追加費用及び損害に含まれると考えてよろしいでしょうか。	第101条第3項但書の損害最小化義務を履行している限りにおいて、ご理解のとおりです。
784	特定事業契約書(案)	101条2項	不可抗力	45	29	事業者が貴県のご指示に従って行った対応に係る費用は、貴県にてご負担いただけるものと理解して相違ありませんでしょうか。	第101条第3項但し書きの損害最小化義務を履行している限りにおいて、ご理解のとおりです。
785	特定事業契約書(案)	第101条第3項	不可抗力	45	32	不可抗力により履行困難となった事業者の特定事業契約上の義務の履行は、必要な範囲および期間において確定的に免責することへの変更をお願い致します。	原案のとおりとします。
786	特定事業契約書(案)	101条3項	不可抗力	45	32	不可抗力によって履行困難となった事業者の義務を免責することが「できる」旨規定されていますが、当該履行が社会通念上不能である場合(大幅な追加費用がかかり、経済的合理性を欠く場合など)は、当然に事業者は免責される(民法第412条の2第1項)と理解して相違ありませんでしょうか。	義務の履行の免責が必要であると合理的に認める場合、県は義務の履行を免責します。
787	特定事業契約書(案)	第102条	不可抗力による追加費用及び損害の負担	46	15	実施方針に関する質問において「不可抗力リスクとして県がリスクを負うことを想定している」と回答されている事象に基づく損害等については、別紙13の負担割合によらず全額が県負担となる旨明記いただけないでしょうか。	原案のとおりとします。

No	資料名	項目番号	項目名	頁	行	質問内容	回答
788	特定事業契約書(案)	第112条第1項、別紙13の第2(3)	不可抗力による追加費用及び損害の負担	46	15	別紙13の第2(3)「再整備期間中の不可抗力に起因して、県に引き渡された新施設の復旧・・・は県の責任と費用負担」とある記載と、同第1(2)「新施設の損傷復旧費用」による同(1)での負担(1%は事業者負担)との関係をご教示ください。	別紙13の第1は再整備業務について発生した追加費用及び損害の負担について定め、第2は運転・維持管理業務について発生した追加費用及び損害の負担について定めています。
789	特定事業契約書(案)	第112条第1項、別紙13の第2(3)	不可抗力による追加費用及び損害の負担	46	15	再整備業務中の不可抗力により設計条件の変更が必要となった場合、多額の追加費用及び損害が生ずる可能性があるため、愛知県新体育館整備・運営等事業と同様に、県の全額負担として頂けないでしょうか。	原案のとおりとします。
790	特定事業契約書(案)	第102条1	不可抗力による追加費用及び損害の負担	46	18	貴県に「追加費用及び損害」をご負担いただく場合、合理的な範囲で金融費用も含まれるとの理解でよろしいでしょうか。	原因となる事由と相当因果関係の認められる合理的な範囲の金融費用についてはご理解のとおりです。
791	特定事業契約書(案)	102条2項	不可抗力による追加費用及び損害の負担	46	20	第102条2項では運営開始日以降に不可抗力によって事業用地等が毀損した場合のことが記載されていますが、再整備期間は何れの条文が該当するのでしょうか。	特定事業契約書(案)第102条第2項の「、運営開始日以降」を削除します。
792	特定事業契約書(案)	103条2項	損害賠償責任	46	31	貴県に帰責事由がない場合であっても、貴県の実施される業務は事業者のコントロールし得る事項ではないため、当該業務に起因して発生する対象施設の損傷については、貴県にて復旧いただきたく、お願いいたします。	再整備期間中は特定事業契約書(案)第6条により県側の業務となっているため、施設の復旧は県が実施します。運営期間中は県の責めに帰すべき事由がない場合、施設の復旧は事業者が実施します。ただし、不可抗力による施設の損傷の場合はこの限りではありません。
793	特定事業契約書(案)	第102条	不可抗力による追加費用及び損害の負担	46		不可抗力による事象が発生し、収入が減少した場合に、補填に関する規定を設けることについてご検討いただけますでしょうか。第99条(法令改正)も同様です。	原案のとおりとします。
794	特定事業契約書(案)	第104条第2項第104条第3項	第三者に及ぼした損害	47	5	事業者が賠償又は求償する損害の範囲は法的に事業者に賠償責任が生じるものに限られると考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
795	特定事業契約書(案)	第14章第104条3	第三者に及ぼした損害	47	7	「県が、前項の規定により事業者が賠償すべき損害を第三者に対して賠償した場合、事業者に対して、賠償した金額を求償することができる。」と記載がありますが、事業者と協議、若しくは、了解を得ずに、愛知県様と第三者との間で賠償金が支払われることは無いという認識でよろしいでしょうか。	事業者が賠償すべき損害と県が考えた場合には、事前に事業者と協議を行う想定です。

No	資料名	項目番号	項目名	頁	行	質問内容	回答
796	特定事業契約書(案)	第104条第3項・第4項	第三者に及ぼした損害	47	7	第104条第3項及び第4項の規定がありますが、県と事業者の複合的要因により第三者に賠償責任が生じた場合は、責任割合に応じて双方が負担するとの整理でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
797	特定事業契約書(案)	第14章第105条第1項	運営期間中-電力供給に係るリスク	47	18	貴県にご負担を頂く、運營業務に関して事業者が負担した費用には、合理的な金融費用(弁護士費用等の専門家コスト、ブレイクファンディングコストを含むがそれらに限られない。)も含まれる理解にてよろしいでしょうか。	ご質問の条項が適用される場合に金融費用まで発生することは一般的ではないと考えますが、金融費用の発生に相当因果関係があり合理的な範囲と認められる場合には、ご理解のとおりです。
798	特定事業契約書(案)	第105条	電力供給に係るリスク	47	20	「バックアップ機能」の容量については、事業者提案に基づく容量とするという理解でよいでしょうか。	非常用電源設備に係る要求水準は、要求水準書45ページ図表17のとおりです。これを上回るバックアップ機能については、事業者提案によります。
799	特定事業契約書(案)	第106条	運営期間中-水量又は水質の変動	47	21	事業者は、利用者との関係で直接の水道供給義務等を負っているわけではなく、水量又は水質の悪化に伴い利用者に生じた損害賠償責任を直接に負うものではないと考えてよろしいでしょうか。	契約上の責任としてはご理解のとおりです。
800	特定事業契約書(案)	第105条	運営期間中-電力供給に係るリスク	47	22	「当該追加費用」には、合理的な範囲で金融費用も含まれるとの理解でよろしいでしょうか。	ご質問の条項が適用される場合に金融費用まで発生することは一般的ではないと考えますが、金融費用の発生に相当因果関係があり合理的な範囲と認められる場合には、ご理解のとおりです。
801	特定事業契約書(案)	106条1項	運営期間中-水量又は水質の変動	47	24	再整備期間中においては、原水の水量又は水質が、提案の前提条件を逸脱したことによって事業者に損害、追加費用が生じた場合、これらは貴県にてご負担いただけるものと理解して相違ありませんでしょうか。	再整備期間中、原水の水量又は水質の変動により事業者に追加費用が生じることを想定していません。
802	特定事業契約書(案)	第14章第106条第1項	運営期間中-水量又は水質の変動	47	24	貴県にご負担を頂く、本事業の実施に関して事業者が負担した費用には、合理的な金融費用(弁護士費用等の専門家コスト、ブレイクファンディングコストを含むがそれらに限られない。)も含まれる理解にてよろしいでしょうか。	ご質問の条項が適用される場合に金融費用まで発生することは一般的ではないと考えますが、金融費用の発生に相当因果関係があり合理的な範囲と認められる場合には、ご理解のとおりです。
803	特定事業契約書(案)	第106条1	運営期間中-水量又は水質の変動	47	27	貴県に「追加費用」をご負担いただく場合、合理的な範囲で金融費用も含まれるとの理解でよろしいでしょうか。	ご質問の条項が適用される場合に金融費用まで発生することは一般的ではないと考えますが、金融費用の発生に相当因果関係があり合理的な範囲と認められる場合には、ご理解のとおりです。
804	特定事業契約書(案)	第106条第1項(1)	運営期間中-水量又は水質の変動	47	27	実施方針に関する質問で「恒常的」か否かの判断基準を回答いただいておりますが、水質悪化の原因が不明であっても一定期間経過後の水質改善が合理的に見通せない場合には、本号の認定をされるものと考えてよろしいでしょうか。	将来的にも原水水質の変化が継続することが明らかと認められる場合、恒常的な悪化と判断することが想定されます。
805	特定事業契約書(案)	第106条	原水の水量の変動	47	29	「水量の減少」についての条文が規定されていないように思われますが、「水質の悪化」と同様、要因が恒常的か否かで貴県の負担の有無が決まる、との理解でよろしいでしょうか。	特定事業契約書(案)第106条第2項のとおりです。

No	資料名	項目番号	項目名	頁	行	質問内容	回答
806	特定事業契約書(案)	第106条	原水の水量の変動	47	29	「恒常的ではない」原水の水量減少の実例をご教示いただけないでしょうか。合わせて、どのような対処方法をこれまでとられてきたかの実例も共有いただけますと幸いです。	例えば、天候不順などに起因したダム貯留水の温存を目的とした取水制限の取組(湧水対策)などが該当します。当該事象が発生した場合、受水市町村、工水受水者に対し節水への協力を依頼するとともに、横断幕の掲示等広報活動を行い、給水量を減少を促します。
807	特定事業契約書(案)	第106条1	原水の水质の変動	47	29	「恒常的ではない」原水の水质悪化の実例をご教示いただけないでしょうか。合わせて、どのような対処方法をこれまでとられてきたかの実例も共有いただけますと幸いです。	例えば、降雨量の増大による河川水質の悪化、第三者事故に伴う油の流入などが該当します。当該事象が発生した場合、薬品注入量の増加、吸油マット、ろ過速度の低速化などにより浄水処理の継続に努めます。これらの実施に伴い、施設能力が減少した場合には、広域調整池等貯留水の活用や近隣浄水場からの応援給水を行います。
808	特定事業契約書(案)	第106条第1項(1)	運営期間中一水量又は水质の変動	47	29	「追加の設備投資」については、県が費用をご負担されるという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
809	特定事業契約書(案)	第106条第1項(1)	運営期間中一水量又は水质の変動	47	29	原水の水质が恒常的に悪化し、追加の設備投資が必要と県が合理的に認めるときは運營業務に要する追加費用を県が負担する旨の記載がありますが、水质改善に向けて事業者から追加の設備投資を申し入れた場合には協議に応じていただけるという理解でよろしいでしょうか。	合理的な範囲で協議に応じます。
810	特定事業契約書(案)	第14章第106条	水量又は水质の変動	47	29	恒常的な水质の悪化について、定量的な定義についてご提示いただけますでしょうか。	将来にわたって継続することが想定される水质悪化を示しますので、定量的な定義をお示しすることはできません。
811	特定事業契約書(案)	第106条2	原水の水量又は水质変動	48	4	原水の水量の変動要因が「不可抗力」とみなされる実例をご教示いただけないでしょうか。例えば、湧水により上流ダムの貯水量が減少した場合、貯水量の減少率等、何か具体的な想定はありますか。それとも「湧水」は天気予報によりある程度予想できることからすべて不可抗力ではない、とみなされるでしょうか。	個々の事象が不可抗力に該当するかどうかは特定事業契約書(案)別紙1(143)に従って判断します。ただし、湧水が不可抗力に該当することはない想定です。
812	特定事業契約書(案)	第109条第1項(3)	事業者事由による解除	49	16	報告書の重大な虚偽記載とは、事業者が故意に行ったものに限られ、意図しない誤記等は含まれないと考えてよいでしょうか。	虚偽記載とは、意図的に事実と異なる情報を記載することと想定していますが、影響の重大性によっては意図しない誤記も重大な虚偽記載に該当する可能性があります。

No	資料名	項目番号	項目名	頁	行	質問内容	回答
813	特定事業契約書(案)	109条1項7号	事業者事由による解除	49	25	新施設の再整備の遅滞につき、無催告での解除が規定されていますが、違約金支払義務の発生(118条1項)を含むその効果の重大性に鑑みれば、事業者にとって過大な負担となり、本号以外の各号に規定されている事由が、いずれも本事業の継続を困難たらしめるものである点を考えても、明らかにバランスを欠くものと考えております。 当該遅滞に基づく解除を、貴県からの催告にもかかわらず相当の期間内に新施設の再整備が完了しないとき等に限定していただきたく、お願いいたします。	原案のとおりとします。
814	特定事業契約書(案)	第109条第1項(10)	事業者事由による解除	49	36	経済安全保障推進法に基づく審査を理由とする解除のうち、事業者の責めに帰すべき事由によらないものについては、違約金を適用せず、第119条に準じた損失補償を受けられるものとするのが適切ではないでしょうか。一律に事業者帰責事由と位置付けている理由を教えてください。	経済安全保障推進法に基づく審査を通過できる実施体制の構築を事業者の責任と位置づけているためです。
815	特定事業契約書(案)	第109条第1項10号	事業者事由による解除	49		事業者事由による解除に「経済安全保障推進法に基づく本事業に係る導入等計画書の審査において、特定事業契約を終了させる必要のある勧告又は命令がなされたとき。」とございますが、こちらが適用されるのは事業者の帰責の場合のみとしていただけますようお願い致します。	原案のとおりとします。
816	特定事業契約書(案)	第109条第1項(11)	事業者事由による解除	50	3	契約違反解除に関する違反の程度、治癒期間等が第110条第2項に定める県事由解除と異なり公平ではありません。解除要件は同程度の内容にしていだけないでしょうか。	原案のとおりとします。
817	特定事業契約書(案)	第110条第1項	県の任意による解除、県事由による解除	50	20	「対象施設を他の公共の用途に供することその他の理由に基づく公益上やむを得ない必要が生じた場合」とは、貴県が必要不可欠な公益上の目的を達成するために事業契約を解除する必要がある、かつ、公益上の目的を達成するために他に選ぶ手段がないと認められる場合等であり、現時点で具体的に想定されるのは災害対応又はこれに準じる非常事態の場合であるという理解でよろしいでしょうか。 また、貴県が、本条項に基づき解除権が行使できる場合であっても、緊急やむを得ない事情がある場合を除き、事業者との間で事前に相当期間の協議を行っていただけないという理解でよろしいでしょうか。	前段については、具体的に想定している事由はありませんが、PFI法第29条第1項第2号と同様の解釈によって判断することになります。また、後段については、PFI法第29条第2項に準じて事業者の意見の聞くことを想定しています。

No	資料名	項目番号	項目名	頁	行	質問内容	回答
818	特定事業契約書(案)	第110条第1項	県の任意による解除、県事由による解除	50	20	「第110条(県の任意による解除、県事由による解除)第1項の規定により特定事業契約が解除された場合には、PFI法第30条の規定に基づき、事業者は、当該解除に起因して事業者が生じた合理的な範囲の費用(ブレイクファンディングコストその他の金融費用を含む。)及び通常生ずべき損失の補償を求めることができる。」とありますが、「通常生ずべき損失の補償」の具体的範囲をご教示ください。	「通常生ずべき損失」の範囲は、PFI法第30条第1項の解釈に従います。
819	特定事業契約書(案)	第110条2	県事由による解除	50	23	貴県の重大な義務違反により本事業の実施が著しく困難になったあと、150日間は事業者から特定事業契約を解除できないため、本事業の履行を継続することになると思料されます。この150日間における事業者の権利(例えば料金の收受)は、後日に遅延利息付き(第131条で定める利率)で受領できる、という理解でよいでしょうか。	支払の遅延があった場合は、特定事業契約書(案)第131条第1項が適用されます。
820	特定事業契約書(案)	111条	法令改正・不可抗力による解除	50	29	本条に基づく解除は貴県及び事業者の合意によるものか、それとも、協議を行えば解除の合意は不要であるか、ご教示ください。	誠実に協議を行った上でも合意に至らなかった場合は、県又は事業者は特定事業契約を解除することができます。
821	特定事業契約書(案)	第15章第112条第1項	新施設の引渡前の解除	50	33	貴県よりお支払いを頂く本件施設の出来形部分については、①貴県のご確認を頂いた設計図書、②また、当該出来形を形成する上で必要となった合理的なSPC経費(SPC設立費用、金融費用、弁護士費用等の専門家コスト等)も含まれる理解にてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
822	特定事業契約書(案)	第112条第1項	新施設の引渡前の解除	50	34	サービス購入料の支払が(県の事由による解除の場合も含め)解除から1年以内とされていますが、支払期限までが長い場合、短縮して頂けないでしょうか。	原案のとおりとします。
823	特定事業契約書(案)	第112条	新施設の引渡前の解除	51	2	「出来形部分」には、出来形を構築する上で必要であった費用(事前調査費、会社経費、金融費用等)も合理的な範囲で含まれるとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
824	特定事業契約書(案)	112条5項	新施設引渡前の解除	51	19	第112条5項について、当該解除時点における履行済みの統括運営業務に関するサービス購入料も支払われるという理解で宜しいでしょうか。	再整備期間中の統括運営業務に要する費用は、サービス購入料A～Dに含めて提案してください。特定事業契約書(案)第122条第5項のサービス購入料B～Dに対応する業務の履行状況に応じて未払額を支払います。
825	特定事業契約書(案)	112条6項	新施設の引渡前の解除	51	23	事業者が保険金を受領した場合であっても、それが、事業者の保有する資産に関する損害保険金である場合等、事業者の業務に対する対価を填補するものではない場合は、本項に基づく控除は行われぬものと理解しておりますが、かかる理解に相違ありませんでしょうか。	控除する保険金額には、事業者の保有する資産に係る部分を含みません。

No	資料名	項目番号	項目名	頁	行	質問内容	回答
826	特定事業契約書(案)	第15章第112条第6項	新施設の引渡前の解除	51	23	念のための確認ですが、仮に違約金請求権と施設の出来形の相殺が認められる場合において、履行保証保険が付保されている場合には、当該相殺に先んじて、当該保証金又は保険金を違約金の支払に充当していただける理解でよろしいでしょうか。契約保証金や履行保証保険は事業者の違約金債務を担保するためのものであって、その性質上、先に違約金に充当されるべきものと考えています。万が一、貴県が違約金請求権と出来形部分の工事費相当額との相殺を先にできるとしますと、貴県は出来形部分の工事費相当額の支払義務の一部を免れる一方で、貴県を被保険者とする履行保証保険に係る保険金も受領できるため、二重取りとなり、不合理な帰結になると存じます。	ご理解のとおりです。
827	特定事業契約書(案)	第113条以降	新施設の引渡後の解除	51	26	履行済みの運営期間の業務に対応したサービス購入料や利用料金等の支払についての規定がありませんので、第112条5項同様、この点を明確にするようお願い致します	サービス購入料E～Gの支払については、第80条第2項に定める変更契約の締結時に定める想定です。利用料金の支払については、第88条に基づいて当然に県から事業者を支払われます。
828	特定事業契約書(案)	第113条第1項	新施設の引渡後の解除	51	27	「運営期間後の部分のみ解除」とありますが、これは「運営期間の部分のみ解除」という理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。特定事業契約書(案)第113条第1項の「運営期間後の部分を「運営期間の部分」に修正します。
829	特定事業契約書(案)	第113条第2項	新施設の引渡後の解除	51	30	特定事業契約の解除又は終了後の協力については、別途県又は県の指定する者からの業務委託等で費用負担いただく想定でしょうか。	事業者自らの費用負担とします。
830	特定事業契約書(案)	113条2項	新施設の引渡後の解除	51	30	本項に基づいて事業者が行う協力業務に係る費用は、貴県においてご負担いただけるものと理解して相違ありませんでしょうか。	事業者自らの費用負担とします。
831	特定事業契約書(案)	115条3項	115条3項事業終了時の引継ぎ等	52	3	許認可等について本項の協力義務が課されるのは、制度又は法令上、他者への承継が可能なものに限られると理解して相違ありませんでしょうか。	ご理解のとおりです。
832	特定事業契約書(案)	第115条第1項	事業終了時の引継ぎ	52	6	引継ぎに関する業務は原則として事業終了時まで完了することを予定しており、事業期間終了後の引継業務を求められることはないとの理解で良いでしょうか(特定事業契約第113条第2項の協力を除く)。	事業期間終了時まで要求水準書第14に定める措置が完了している前提の下では、ご理解のとおりです。
833	特定事業契約書(案)	第115条第2項	事業終了時の引継ぎ	52	9	従業員の意向確認にあたっては、県の指定する者が事業終了時の雇用条件を実質的に下回らない条件で雇用を維持いただける前提で行えばよいでしょうか。	県が指定する者が示す雇用条件において、従業員の意向確認を行う想定です。
834	特定事業契約書(案)	第115条第2項	事業終了時の引継ぎ等	52	11	「転籍を希望する全従業員の記録」とは具体的にどのようなものでしょうか。	氏名、年齢、所属、役職、職務内容、職務経歴、本人の意向等を想定していますが、具体的には県と県の指定する者が協議して定めます。

No	資料名	項目番号	項目名	頁	行	質問内容	回答
835	特定事業契約書(案)	第116条第1項	運営権設定対象施設の引渡し及び更新対象残存価値相当額の支払	52	21	「運営権設定対象施設が運営権の終了後1年以内に更新を要することのない状態であること」との判断にあたって、実施方針に関する質問で回答いただいている「事業期間終了に際して県と事業者が立ち合いの上で確認し、引渡後1年以内に更新を要する事態が生じた場合であっても、事業者は自己に帰責事由がある場合を除き、責任を負わない」との考え方が適用されるとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
836	特定事業契約書(案)	116条1項	運営権設定対象施設の引渡し及び更新対象残存価値相当額の支払	52	21	事業者が達成する義務を負う「要求水準書に適合した状態」とは、要求水準書のどの箇所を指すか、ご教示ください。	主に要求水準書第1.2(5)要求する性能、第3.3(3)設計を示します。
837	特定事業契約書(案)	116条1項	運営権設定対象施設の引渡し及び更新対象残存価値相当額の支払	52	21	運営権設定対象施設に関する「要求水準書に適合した状態」とは、運営権の終了後1年以内に更新を要することのない状態であることを含む旨規定されています。本項に基づいて事業者及び貴県が運営権設定対象施設が要求水準書に適合した状態であることを合意した場合、その後1年以内に運営権設定対象施設について更新を要する事態が生じた場合であっても、「豊橋浄水場再整備等事業実施方針」に関する質問No.162においてご回答いただいたとおり、事業者は自己に帰責事由がある場合を除き、責任を負わないものと理解して相違ありませんでしょうか。	関係する事務手続き等が適切に行われた場合には、ご理解のとおりです。
838	特定事業契約書(案)	第116条2	更新対象残存価値上限額	52	27	更新対象残存価値上限額については、新施設の更新計画に基づき事業者から提案することとなっておりますが、この上限額については、落札者決定基準における価格点の評価に影響しているとの理解でよろしいでしょうか。	事業提案書に記載される残存価値相当額は、価格評価の対象になっていません。 なお、事業提案書に記載される残存価値相当額は、価格評価の対象ではありませんが、更新計画の妥当性は維持管理・運営に関する事項の性能評価の対象となります。
839	特定事業契約書(案)	第116条第2項	更新対象残存価値相当額の支払	52	27	更新対象残存価値相当額の支払が(県の事由による終了の場合も含め)解除から1年以内とされていますが、支払期限までが長いため、短縮して頂けないでしょうか。	原案のとおりとします。

No	資料名	項目番号	項目名	頁	行	質問内容	回答
840	特定事業契約書(案)	116条3項	運営権設定対象施設の引渡し及び更新対象残存価値相当額の支払	52	35	事業者は、運營業務開始時点より以前に発生、存在していた事項についてはコントロールできませんので、事業者が本項に基づく責任を負うのは、運營業務に不備があった場合に限られるものと理解して相違ありませんでしょうか。	運營業務開始時に存在していた契約不適合も、本項の契約不適合責任の対象とします。
841	特定事業契約書(案)	116条3項	運営権設定対象施設の引渡し及び更新対象残存価値相当額の支払	52	35	民法における過失責任の原則(同法第415条第1項ただし書き)に鑑み、本項に基づく損害賠償請求は、本項に定める「契約不適合」について事業者に帰責事由がある場合に限られるものと理解しております。かかる理解に相違ありませんでしょうか。	ご理解のとおりです。
842	特定事業契約書(案)	第116条第3項	運営権設定対象施設の引渡し及び更新対象残存価値相当額の支払	53	1	運營業務開始時に存在していた契約不適合は、事業終了時の事業者の修補及び損害賠償責任の対象とはならないとの理解でよろしいでしょうか。	運營業務開始時に存在していた契約不適合も、本項の契約不適合責任の対象となります。
843	特定事業契約書(案)	第116条第3項	運営権設定対象施設の引渡し及び更新対象残存価値相当額の支払	53	5	契約不適合責任期間が、運営権設定対象施設の一部については2年に延長されています。事業開始時における第62条第2項の期間と異なる合理的な理由はないものと考えますので、公平な期間設定としていただけないでしょうか。	原案のとおりとします。
844	特定事業契約書(案)	第116条第4項	運営権設定対象施設の引渡し及び更新対象残存価値相当額の支払	53	13	情報等に関する契約不適合責任の有無が事業開始時における第62条第7項及び第8項の県の責任同様、事業者の責任も負わないようにしていただけないでしょうか。	情報の整理及び保存を事業者の業務範囲と明記していますので、原案のとおりとします。

No	資料名	項目番号	項目名	頁	行	質問内容	回答
845	特定事業契約書(案)	第15章第116条4	運営権設定対象施設の引渡し及び更新対象残存価値相当額の支払	53	14	現状有姿での引渡しとして頂けないでしょうか。また、「契約不適合」との記載がありますが、適合されるべき契約条件は、別途買取時の売買契約において定められるという認識でよろしいでしょうか。	原案のとおりとします。引渡し時は、特定事業契約書(案)第116条第1項に定める状態であることを要します。
846	特定事業契約書(案)	第117条第1項	契約終了による事業者所有資産の取扱い	53	21	事業者所有資産については、あらかじめ事業者の意見を聞き、事業者との協議を踏まえて買取りを判断いただけるのでしょうか。また、買取対象とならなかった資産についても、県に了解いただいた場合は残置(無償譲渡)を認めていただく余地があると考えてよろしいでしょうか。	事業者所有資産の買取に関して意見がある場合、県に申し入れることは可能です。また、県が了解した場合の残置(無償譲渡)は排除していません。
847	特定事業契約書(案)	第117条1(3)	事業者所有資産の取扱い	54	5	減価償却については定率法か定額法かは事業者が任意に選べるという理解でよろしいでしょうか	特定事業契約書(案)第117条第1項第3号の「簿価相当額」を「時価」に修正します。減価償却の方法については、事業者に委ねます。
848	特定事業契約書(案)	第117条第2項	契約終了による事業者所有資産の取扱い	54	9	契約承継について本項に定める「必要な措置」とは、事業者が買取者への承継に向けて合理的な努力をすることで足り、契約相手方の同意の取得を義務付けるものではないとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
849	特定事業契約書(案)	第118条	違約金	54	23	第109条第1項第5号に該当して特定事業契約を解除された場合の違約金は、本条の規定によるとのことですが、基本協定書(案)第9条または第10条に規定されている違約金は重複して課されることはないとの理解でよろしいでしょうか。	それぞれの文書に従い、構成企業には違約金の支払義務が課され、事業者には違約金の支払義務が課されます。
850	特定事業契約書(案)	第118条	違約金	54	23	第109条第1項第5号に該当して特定事業契約を解除された場合の違約金と基本協定書(案)第9条、第10条による違約金の額が異なるため、重複して課すことを予定されていないのであれば、本条の規定に統一いただけないでしょうか。特定事業契約を解除されない方が違約金が高額であることに違和感があります。	それぞれの文書に従い、構成企業には違約金の支払義務が課され、事業者には違約金の支払義務が課されます。特定事業契約が解除されない方が違約金が高額であることはありません。
851	特定事業契約書(案)	第118条	違約金	54	23	第109条第1項第5号に該当しても特定事業契約を解除されなかった場合でも、基本協定書(案)第9条または第10条に規定されている違約金は課されることになるのでしょうか。	ご理解のとおりです。
852	特定事業契約書(案)	第118条第1項	違約金	54	24	基本協定書第9条又は第10条に定める賠償金の発生原因と同一の原因に基づき特定事業契約が解除された場合は、本項に定める違約金といずれかを支払えばよい(二重取りはしない)との理解でよろしいでしょうか。	それぞれの文書に従い、構成企業には違約金の支払義務が課され、事業者には違約金の支払義務が課されます。

No	資料名	項目番号	項目名	頁	行	質問内容	回答
853	特定事業契約書(案)	第15章第119条第1項	損失補償	55	6	合理的な範囲の費用には、弁護士等の専門家コストも含まれる認識にてよろしいでしょうか。	当該費用の発生に相当因果関係があり合理的な範囲と認められる場合には、ご理解のとおりです。
854	特定事業契約書(案)	第15章第119条第2項	損失補償	55	11	合理的な範囲の費用には、弁護士等の専門家コストも含まれる認識にてよろしいでしょうか。	当該費用の発生に相当因果関係があり合理的な範囲と認められる場合には、ご理解のとおりです。
855	特定事業契約書(案)	120条2項	事業終了後の解散及び債務引受	55	29	本項に基づいて代表企業が債務を引き受けた場合、代表企業は事業者が貴県に対して有する債権(116条に定める更新対象残存価値相当額の支払請求権、117条3項に定める事業者保有資産の譲渡代金等)について、事業者から譲渡を受けることができるものと理解して相違ありませんでしょうか。	事業者が有する債権の譲渡には県の承諾が必要です。
856	特定事業契約書(案)	第120条第2項	本事業終了後の解散及び債務引受	55	34	代表企業が債務引受を回避するために資産等を保有しない事業者の解散を行わないことは本項の趣旨にそぐわないと考えます。本項の適用は事業終了後1年以内(更新対象残存価値相当額等の支払日まで)に事業者を解散する場合に限定だけないでしょうか。	原案のとおりとします。
857	特定事業契約書(案)	第120条第2項	本事業終了後の解散及び債務引受	55	34	本項に基づき代表企業が引き受ける事業者の義務は、事業者が解散した場合に残余財産として株主に配分された金額を上限としてだけないでしょうか。	原案のとおりとします。
858	特定事業契約書	第122条第5項	成果物の利用	56	2	県の承諾を得ずに「運営権対象施設の内容を公表すること」が禁止されていますが、ここでいう運営権対象施設の内容とは具体的にどのようなことを指すのでしょうか。 例えば、運営開始後に貴県が公表したような内容であっても承諾が必要なのでしょうか。また、SPCが自社ホームページ等で事業内容を紹介する場合にも逐一、貴県の承諾が必要なのでしょうか。	運営権設定対象施設の内容とは、施設の構造、技術仕様、事故・故障の履歴、施設に関する財務情報等を想定しています。県がすでにWebページなどで公表している情報など、柔軟に対応していくことを想定しています。
859	特定事業契約書(案)	122条1項2項	成果物の利用	56	8	第122条成果物の利用について、県の裁量により無償で利用する権利及び権限を有し(新たに運営権が設定される場合の県が指定する者も同様)、との記載がございます。こちらは使用する際には事業者事前に確認いただけるとの理解で宜しいでしょうか。	特段確認のプロセスを想定していません。
860	特定事業契約書(案)	第16章第122条2	成果物の利用	56	11	成果物には事業者にとってのノウハウや営業秘密を含んでいるため、愛知県様の指定する者に対して成果物を利用させる場合には、開示する成果物の範囲や開示方法等について、予め事業者と協議し、合意した範囲、方法によること、という認識でよろしいでしょうか。	特定事業契約書(案)第122条第2項に基づく利用の権利及び権限は同条第1項と同様です。

No	資料名	項目番号	項目名	頁	行	質問内容	回答
861	特定事業契約書(案)	第16章第122条3	成果物の利用	56	16	成果物の著作権は著作権法の定めによるところにより、マニュアル等については、要求水準書によるところによって愛知県様の帰属になるという認識でよろしいでしょうか。	成果物の著作権は著作権法に基づき著作者に帰属し、要求水準書に定めのある豊橋浄水場運転マニュアル等及び豊橋南部浄水場運転マニュアル等の著作権は県に帰属します。
862	特定事業契約書(案)	第124条等	第三者の有する著作権の侵害防止	57	9	第124条及び第125条において、運営権設定対象施設が第三者の有する著作権を侵害するものでないことの表明保証や、損害賠償等が規定されていますが、運営権設定対象施設は新設するもの以外も存在しており、新設施設以外は事業者がコントロールできるものではないため、除外すべきであると考えます。	特定事業契約書(案)第124条第1項の「運営権設定対象施設」を「運営権設定対象施設(事業者が再整備又は更新を行った部分に限る。以下本条において同じ。)」に修正します。
863	特定事業契約書(案)	第126条1	知的財産権の対象技術の使用	58	1	貴県に費用をご負担いただく場合には、合理的な範囲で金融費用も含まれるとの理解でよろしいでしょうか。	原因となる事由と相当因果関係の認められる合理的な範囲の金融費用についてはご理解のとおりです。
864	特定事業契約書(案)	第17章第127条2	情報管理	58	26	「県の定める情報セキュリティ関連規定」とは、以前、インフォメーションパッケージにて配布頂いた、「愛知県情報セキュリティポリシー」が該当するとい認識でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
865	特定事業契約書(案)	第129条第2項	秘密保持義務	59	9	構成企業の親会社、関係会社又はそれらの役員、従業員、弁護士等の専門家についても情報を開示できると考えてよろしいか。	構成企業の親会社、関係会社又はそれらの役員、従業員、弁護士等の専門家に対して基本協定に関する情報を開示する場合は、基本協定書(案)第14条第1項に定める事前の書面による承諾が必要です。
866	特定事業契約書(案)	第17章第129条3	秘密保持義務	59	22	秘密保持義務が永久に存続すると理解しますが、契約終了後受領した秘密情報を破棄するまでの期間という認識でよろしいでしょうか。	秘密情報の破棄如何にかかわらず、秘密保持義務は特定事業契約の有効期間の終了後も存続します。
867	特定事業契約書(案)	第17章第134条4	通知方法・計量単位・期間計算・休日調整等	60	32	「県の文書管理規程」について、資料の提供頂けないでしょうか。	開示は予定していません。事業提案書作成に必要な資料であれば、個別対話等にて提供を求めることとしてください。
868	特定事業契約書(案)	別紙1(12)		1	26	「運転・維持管理開始予定日」とは、運転維持・維持管理業務の開始を予定する日とありますが、運転管理・維持管理業務の開始を予定する日の誤りでしょうか。	ご指摘のとおりです。特定事業契約書(案)別紙1(12)の「運転維持・維持管理業務」を「運転・維持管理業務」に修正します。
869	特定事業契約書(案)	別紙1(59)別紙1(87)	更新修繕	4	4	「更新」は劣化した機器等を新しいものに取り替えること、「修繕」は劣化した部位・部材又は機器などを新しいものに取り替え、機能を回復させることと定義されていますが、どのような要件にあてはまれば更新又は修繕に該当すると判断すればよろしいでしょうか。	基本的に「更新」は、機器の入替を実施するものを指します。「修繕」は、機器の一部を取り換えるものを指します。資金的支出に該当するものが「更新」であり、収益的収支収支に該当するものが、「修繕」です。

No	資料名	項目番号	項目名	頁	行	質問内容	回答
870	特定事業契約書(案)	別紙1(59)	定義集	4	4	更新が「劣化した機器等を新しいものに取り換えること」と定義されている一方、修繕は「劣化した…機器などを新しいものに取り換えることにより、劣化した…機器の性能及び機能を…回復させること」と定義されており、両者には共通する事項が多いように思われます。 劣化した機器の取替えを行い、これによって機能の回復が生じる場合、当該取替えが更新に該当するか修繕に該当するかをどのように区別するか、ご教示ください。	基本的に「更新」は、機器の入替を実施するものを指します。「修繕」は、機器の一部を取り換えるものを指します。資金的支出に該当するものが「更新」であり、収益的収支収支に該当するものが、「修繕」です。
871	特定事業契約書(案)	別紙1(62)	更新対象残存価値上限額	4	20	特定事業契約が期間満了前に解除された場合の更新対象残存価値上限額は、「事業提案書における更新計画」に従って算出することになっていますが、解除時点で更新対象残存価値上限額が変更されている場合は、当該変更後の更新計画に従って計算いただくよう修正ください。	特定事業契約書(案)別紙1(62)の「事業提案書における更新計画に従って」を、「事業提案書における更新計画(特定事業契約の規定に基づき更新対象残存価値上限額の変更があった場合には当該変更の根拠となった更新計画)に従って」に修正します。
872	特定事業契約書	別紙1	用語の定義	7	(16)	「点検」の定義に管路が含まれておりませんが、管路は含まれないのでしょうか。	管路を含みます。
873	特定事業契約書(案)	別紙1(122)	特定法令改正	7	32	PFI事業者(水道事業に限らない)又は本事業の事業者のみに事実上適用される法令等の改正についても、本事業に影響を及ぼすものについては特定法令変更を含めていただけないでしょうか。	原案のとおりとします。
874	特定事業契約書(案)	別紙1(122)	定義集	7	32	要求水準書18頁, 19頁「本事業において遵守すべき関係法令等」に記載された各法令が改正された場合は、特定法令改正に該当するものと理解して相違ありませんでしょうか。	法令改正の内容によります。
875	特定事業契約書(案)	別紙1	「入札説明書等」の定義について	8	22	定義集(135)の「入札説明書等」における「質問回答書その他これらに関して県が発出した書類」には、実施方針案および実施方針に対する県の質問回答および個別対話に対する質問回答も含まれるという理解でよろしいでしょうか。	個別対話に対する質問回答は含まれ、実施方針(案)及び実施方針に対する県の質問回答は含まれません。
876	特定事業契約書(案)	別紙1(143)	定義集	9	5	異常気象や騒乱、火災に加えて、原水水質に影響を及ぼす自然現象(例えば、藻の異常発生、地層由来の規制物質滲出など)や人為的な環境汚染(例えば、有害排水の流入など)であって、県及び事業者のいずれの責めにも帰すことのできないもので、県又は事業者によっても予見し得ず、もしくは予見できてもその損失、損害又は障害発生の防止手段を合理的に期待できず、特定事業契約の義務の履行に直接かつ不利な影響を与える事象についても、「不可抗力」に該当するとの理解で相違ありませんでしょうか。	個別の事情に応じて不可抗力への該当性を判断します。

No	資料名	項目番号	項目名	頁	行	質問内容	回答
877	特定事業契約書(案)	別紙3,5条1項3号	経済安全保障推進法に関する覚書	4	30	括弧書きの内容から、事業者が貴県から委託を受けて本件重要維持管理等を開始した後に、事業者の住所又は設立準拠法国等が変更された場合には、本項に基づく報告義務は発生しないと理解して相違ありませんでしょうか。	ご理解のとおりです。
878	特定事業契約書(案)	別紙3,5条1項5号	経済安全保障推進法に関する覚書	4	37	括弧書きの内容から、事業者が貴県から委託を受けて本件重要維持管理等を開始した後に、事業者が重要維持管理等を再委託した相手方の住所又は設立準拠法国等が変更された場合には、本項に基づく報告義務は発生しないと理解して相違ありませんでしょうか。	ご理解のとおりです。
879	特定事業契約書(案)	別紙3,9条1項	重要維持管理等に関するリスク管理措置	5	43	事業者が講じる義務を負う措置として、いずれのチェックボックスにチェックを入れる予定か、ご教示ください。	全ての項目にチェックを入れることを想定していますが、事業提案の内容によっては、リスク管理措置が不要であったり、代替措置でよいことを説明できればチェックをつけないことも想定しています。
880	特定事業契約書(案)	別紙3第9条	重要維持管理等に関するリスク管理措置	6	3	チェックボックスへのチェックについては、愛知県様への協力をを行うという前提のもと、事業者の判断により、チェックするという認識でよろしいでしょうか。	全ての項目にチェックを入れることを想定していますが、事業提案の内容によっては、リスク管理措置が不要であったり、代替措置でよいことを説明できればチェックをつけないことも想定しています。
881	特定事業契約書(案)	別紙3第9条	重要維持管理等に関するリスク管理措置	6		本条項について以下2点ご質問します。 ①(ただし、チェックボックス(□)にチェックが入っているものに限る。)との記載がございます。チェックボックスの選択はどのように定めますでしょうか。 ②国土交通省から示されている届出様式第四(二)導入計画書5. 特定妨害行為を防止するための措置の項目からいくつかの項目が抜けているように拝察いたします。これは貴県の規定・国との協議結果等を踏まえて該当しないとお考えでよろしいでしょうか。またその他の理由がございましたらご教示いただきたくお願い申し上げます。	①チェックボックスについては、特定事業契約締結時に入れる予定です。全ての項目にチェックを入れることを想定していますが、事業提案の内容によっては、リスク管理措置が不要であったり、代替措置でよいことを説明できればチェックをつけないことも想定しており、現時点ではつけていません。 ②覚書は、導入等計画書の届出において、特定事業契約書により担保されている必要がある内容を定めたものであり、覚書に記載のないリスク管理措置を実施しなくてよいとは限りません。
882	特定事業契約書(案)	別紙3,10条1項	本件特定重要設備(再整備)の導入に関するリスク管理措置	7	33	事業者が講じる義務を負う措置として、いずれのチェックボックスにチェックを入れる予定か、ご教示ください。	全ての項目にチェックを入れることを想定していますが、事業提案の内容によっては、リスク管理措置が不要であったり、代替措置でよいことを説明できればチェックをつけないことも想定しています。

No	資料名	項目番号	項目名	頁	行	質問内容	回答
883	特定事業契約書(案)	別紙3第10条	本件特定重要設備(再整備)の導入に関するリスク管理措置	7	37	チェックボックスへのチェックについては、愛知県様への協力を行うという前提のもと、事業者の判断により、チェックするという認識でよろしいでしょうか。	全ての項目にチェックを入れることを想定していますが、事業提案の内容によっては、リスク管理措置が不要であったり、代替措置でよいことを説明できればチェックをつけないことも想定しています。
884	特定事業契約書(案)	別紙3第10条	本件特定重要設備(再整備)の導入に関するリスク管理措置	7		本条項について以下2点ご質問します。 ①(ただし、チェックボックス(□)にチェックが入っているものに限る。)との記載がございます。チェックボックスの選択はどのように定めますでしょうか。 ②国土交通省から示されている届出様式第四(一)導入計画書5. 特定妨害行為を防止するための措置の項目からいくつかの項目が抜けているように拝察いたします。これは貴県の規定、国の協議結果等を踏まえて該当しないとお考えでよろしいでしょうか。またその他の理由がございましたらご教示いただきたくお願い申し上げます。	①チェックボックスについては、特定事業契約締結時に入れる予定です。全ての項目にチェックを入れることを想定していますが、事業提案の内容によっては、リスク管理措置が不要であったり、代替措置でよいことを説明できればチェックをつけないことも想定しており、現時点ではつけていません。 ②覚書は、導入等計画書の届出において、特定事業契約書により担保されている必要がある内容を定めたものであり、覚書に記載のないリスク管理措置を実施しなくてよいとは限りません。
885	特定事業契約書(案)	別紙3,10条2項	本件特定重要設備(再整備)の導入に関するリスク管理措置	8	27	事業者が講じる義務を負う措置として、いずれのチェックボックスにチェックを入れる予定か、ご教示ください。 また、事業者が講じ、又は講じさせる義務を負う「サービス保証」の具体的な内容及び程度は、事業者の任意に任されていると理解して相違ありませんでしょうか。	全ての項目にチェックを入れることを想定していますが、事業提案の内容によっては、リスク管理措置が不要であったり、代替措置でよいことを説明できればチェックをつけないことも想定しています。 サービス保証については、将来的な保守・点検等が十分に講じられることが必要です。具体的な内容については、内閣府からの情報提供等を参照し、事業者にてご判断ください。
886	特定事業契約書(案)	別紙3,10条3項	本件特定重要設備(再整備)の導入に関するリスク管理措置	8	36	事業者が講じる義務を負う措置として、チェックボックスにチェックを入れる予定か否か、ご教示ください。 また、事業者が設ける義務を負うアクセス制御及び監視の仕組みに関する具体的な内容及び程度は、事業者の任意に任されていると理解して相違ありませんでしょうか。	全ての項目にチェックを入れることを想定していますが、事業提案の内容によっては、リスク管理措置が不要であったり、代替措置でよいことを説明できればチェックをつけないことも想定しています。 アクセス制御及び監視については、不正な妨害が行われる兆候を把握可能な体制がとられており、不正な妨害が加えられた場合であっても、冗長性が確保されているなど、役務の提供に支障を及ぼさない構成となっていることが必要です。具体的な内容については、内閣府からの情報提供等を参照し、事業者にてご判断ください。
887	特定事業契約書(案)	別紙5別添1,3条2項	協議会の組織	3	26	協議会の会長は貴県と事業者、いずれに所属する者とするご予定か、ご教示ください。	県と事業者との協議によって決定します。
888	特定事業契約書(案)	別紙5別添1,4条2項	事業調整会議の組織	3	33	事業調整会議の議長は事業者と貴県、いずれに所属する者とするご予定か、ご教示ください。	県と事業者との協議によって決定します。

No	資料名	項目番号	項目名	頁	行	質問内容	回答
889	特定事業契約書(案)	別紙5別添1,5条2項	連絡会議の組織	4	4	連絡会議の議長は事業者と貴県、いずれに所属する者とするご予定か、ご教示ください。	県と事業者との協議によって決定します。
890	特定事業契約書(案)	別紙5別添17条	協議会等の運営	4	12	8項に「(前略)～会員又は委員の了解を得て～(後略)」とありますが、委員ではなく議員との理解で宜しかったでしょうか。委員である場合、その定義についてご教示頂きたくよろしくお願ひ致します。	ご指摘のとおりです。特定事業契約書(案)別紙5別添(1)第7条第8項の「委員」を「議員」に修正します。
891	特定事業契約書(案)	別紙5別添110条9項	ファシリテーターの活動	6	18	協議会等運営ガイドラインは、事業者と貴県がいつ頃協議しいつまでに作成することを想定されていますでしょうか。	基本協定書第2条2に基づき、基本協定の締結後に協議を開始し、事業契約書の締結までに内容を確定させる想定です。
892	特定事業契約書(案)	別紙5別添110条5項	ファシリテーターの活動	6	8	ファシリテーターの活動経費は、事業者がその経費を想定し事業者分を事業提案費用に含めるとの理解でよろしいでしょうか。また、第三者機関の活動経費はSPCの経費として事業提案費用に計上するものと解釈してよろしいでしょうか。	ファシリテーター及び第三者機関の活動経費ともに含まれます。
893	特定事業契約書(案)	別紙5別添付110条6項	ファシリテーターの活動	6	9	ファシリテーターの報酬について、10条1項より、協議会への報告・協議等なく協議会で定めるとの記載がありますが、選任する団体(法人)、人数および活動日数等が想定できず積算が難しい状況です。報酬の条件および水準について、参考となる指標はありますか。	公募段階において報酬費用等の参考金額を提示することは予定していません。事業開始後、協議会において定めることとなります。
894	特定事業契約書(案)	別紙5別添2,8条	期間による勧告	19	23	協議会において受諾及び対応義務を負う「勧告」について、その対象事項及び実施の要件をご教示ください。	第三者機関において議論される事項によって異なることが想定されるため、一律の条件等はありません。
895	特定事業契約書(案)	別紙5別添212条	機関の運営経費	20	11	機関の運営経費は、事業者がその費用を想定し事業者分を事業提案費用に含めるとの理解でよろしいでしょうか。	ファシリテーター及び第三者機関の活動経費ともに含まれます。
896	特定事業契約書(案)	別紙6第5条	所有権の移転	2	12	事業者への引渡しまで(愛知県様の管理下にある間)においては、愛知県様が危険負担を負うという定めに変更頂けないでしょうか。	特定事業契約書(案)別紙6物品譲渡契約書第7条をご確認ください。
897	特定事業契約書(案)	別紙6,5条	所有権の移転	2	13	譲渡物品の所有権移転は、貴県において支払を確認することを条件とする旨規定されていますが、事業者が4条1項に従って支払を行った場合、貴県は直ちに確認をされるものと理解して相違ありませんでしょうか。	遅滞なく確認します。
898	特定事業契約書(案)	別紙6第8条	契約不適合に関する責任	2	29	物品譲渡契約書の様式第8条において、契約不適合責任は規定していただきたくお願ひいたします。仮に、規定されない場合でも事業者側が十分に確認する機会が付与されるとの理解でよろしいでしょうか。	原案のとおりとします。譲渡物品は、運転・維持管理業務において十分に確認できる想定です。
899	特定事業契約書(案)	別紙6第9条	契約不適合に関する責任	3	4	第9条第2項による解除後の取扱は、第8条と同じく現状有姿での引渡で足りるとの理解で宜しいでしょうか。	物品譲渡契約書第9条第2項の解除が行われる時点において、譲渡人から譲受人への引渡しはまだ行われていません。

No	資料名	項目番号	項目名	頁	行	質問内容	回答
900	特定事業契約書(案)	別紙6,10条3項	返還金等	4	1	貴県による解除権行使が第9条第2項に基づくものであって、特定事業契約終了の原因について事業者に帰責事由がない場合は、譲受人が譲渡物品に支出した必要費、有益費等の費用について貴県にてご負担いただきたく、お願いいたします。	遅滞なく確認します。
901	特定事業契約書(案)	別紙6,5条	損害賠償	4	4	貴県による解除権行使が9条2項に基づくものであって、特定事業契約終了の原因について事業者に帰責事由がない場合は、民法における過失責任の原則(同法第415条第1項ただし書き)を踏まえ、事業者において損害賠償義務を負うものではないと理解しておりますが、相違ありませんでしょうか。	ご理解のとおりです。
902	特定事業契約書(案)	別紙11	プロフィットシェア	1	4	要求水準書に定める業務の水準を低下させることなく、より効果的で効率的な手法等(サービス購入料又は利用料金の額が低減することも含む)を提案した場合は、県は不合理に改善提案による要求水準書の変更を拒否しないものと考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
903	特定事業契約書(案)	別紙11	プロフィットシェア	1	21	「事業者が負担する費用が低減すると見込まれる額は、県及び事業者が協議して定める」としていますが、実際に要求水準変更後の業務実施によって低減した費用額が見込額と相違する場合は、再協議いただけるのでしょうか。	ご質問のケースでの再協議は想定していません。
904	特定事業契約書(案)	別紙11	プロフィットシェア	1	23	再整備期間中の改善提案による設備投資等に要する追加費用を県が負担するかどうかは、投資判断前に教えていただけるのでしょうか。	プロフィットシェアの提案がある場合、事業者は、設備投資等の追加費用有無を含め、県とその実施を協議します。県は提案を採用する場合、県の投資判断と合わせ、事業者による設備投資が行われる前に通知する想定です。
905	特定事業契約書(案)	別紙11	プロフィットシェア	1	25	貴県に追加費用をご負担いただく場合には、合理的な範囲で金融費用も含まれるとの理解でよろしいでしょうか。	県が負担する追加費用は、事業者との協議を踏まえ適切に判断します。
906	特定事業契約書(案)	別紙12 1(1)、2(1)	法令改正による追加費用及び損害の負担	1	2、 12	特定法令の改正に起因して設備変更が行われた場合、その運転維持管理業務、または、運営業務に必要な費用についても県でご負担いただけるという理解でよかったですでしょうか？	ご理解のとおりです。
907	特定事業契約書(案)	別紙12 1	再整備業務及び運転・維持管理業並びに再整備期間中の統括運営業務	1	3	「運転・維持管理業」は「運転・維持管理業務」あるいは「運転管理・維持管理業務」の誤植でしょうか。	ご指摘のとおりです。 特定事業契約書(案)別紙12.1の「運転・維持管理業」を「運転・維持管理業務」に修正します。

No	資料名	項目番号	項目名	頁	行	質問内容	回答
908	特定事業契約書(案)	別紙12第1項	法令改正による追加費用及び損害の負担	1	3	「運転・維持管理業」→「運転・維持管理業務」の誤記との理解です。	ご指摘のとおりです。 特定事業契約書(案)別紙12.1の「運転・維持管理業」を「運転・維持管理業務」に修正します。
909	特定事業契約書(案)	別紙12第1項	法令改正による追加費用及び損害の負担	1	3	「特定法令改正」に限定せず、特別に又は類型的に影響を及ぼすものも対象として頂けないでしょうか。	原案のとおりとします。
910	特定事業契約書(案)	別紙12,1項(2)	法令改正による追加費用及び損害の負担	1	5	特定法令以外の法改正であっても、事業者の業務に大きく影響する可能性があります。当該法改正に起因して、特定事業契約(要求水準又は事業提案)の遂行において合理的に想定し得ない多大な追加費用及び損害が発生した場合には、県の負担として頂けませんでしょうか。	原案のとおりとします。
911	特定事業契約書	別紙12	法令改正による追加費用及び損害の負担	1	6	特定法令改正以外の法令改正に起因した追加費用及び損害について、「事業者の負担とする」との記載があります。しかし、法令改正については事業者にてコントロールできる事象ではない上に、事業者に帰責がある事象でもないことから、貴県による負担としていただく事を要望します。	原案のとおりとします。
912	特定事業契約書(案)	別紙12,2項(2)	法令改正による追加費用及び損害の負担	1	19	特定法令以外の法改正であっても、事業者の業務に大きく影響する可能性があります。当該法改正に起因して、特定事業契約(要求水準又は事業提案)の遂行において合理的に想定し得ない多大な追加費用及び損害が発生した場合には、県の負担として頂けませんでしょうか。	原案のとおりとします。
913	特定事業契約書(案)	別紙13	不可抗力による追加費用及び損害の負担	1	3	「サービス購入料Aの総額の1%相当額に至るまでは事業者の負担」となっておりますが、本事業は長期かつ高額である事業の特性を勘案いただき、事業者負担額の上限を下げてくださいをご検討いただけませんか？サービス購入料の総額ではなく、出来高は対象外にすることや、負担割合1%の低減をご検討いただきたいです。	原案のとおりとします。
914	特定事業契約書(案)	別紙13 1(1)	不可抗力による事業者負担	1	4	ここで規定されている「サービス購入料Aの総額」については、消費税込み、という理解でよいでしょうか。	ご理解のとおりです。

No	資料名	項目番号	項目名	頁	行	質問内容	回答
915	特定事業契約書(案)	別紙13	不可抗力による追加費用及び損害の負担	1	5	本事業は、長期間かつ複数の工事及び業務を包括的に実施するものであり、サービス購入料の総額の1%までを全額事業者負担とすることは公平なリスク分担とは言い切れません。「サービス購入料の1%相当額」かつ「追加費用及び損害の●%(例えば10%など)」までを事業者負担とし、それ以外については県負担とするよう再考いただけないでしょうか。	原案のとおりとします。
916	特定事業契約書(案)	別紙13 2(1)	運転・維持管理業務	1	15	不可抗力に起因して運転・維持管理業務に発生した追加費用及び損害については、不可抗力の事由1件ごとに不可抗力の事由の発生した当該年度におけるサービス購入料B、C及びDの1%相当額に至るまでは事業者の負担とし、1%を超える額については県の負担とするとありますが、どのような理由で1%としたのでしょうか？	事業者にも不可抗力による損害を最小限にとどめる動機を持っていただくため、サービス購入料B～Dの1%相当額に至るまでは事業者の負担としております。
917	特定事業契約書(案)	別紙13 2(1)	不可抗力による事業者負担	1	17	ここで規定されている「サービス購入料B、C及びD」については、消費税込み、という理解でよいでしょうか。	ご理解のとおりです。
918	特定事業契約書(案)	別紙13、 2(1)	不可抗力による追加費用及び損害の負担	1	17	不可抗力による運転・維持管理業務に生じた追加費用等については、対象業務ごとに、例えば場外管路維持管理業務に関する不可抗力であればサービス購入料Dの1%相当額かどうかで判断することになるのでしょうか。	サービス購入料B～Dの合計額の1%相当額に至るまでは事業者の負担とします。
919	特定事業契約書(案)	別紙13、2 項(2)	不可抗力による追加費用及び損害の負担	1	19	不可抗力に起因して運転・維持管理業務に発生した追加費用及び損害としては、(不可抗力に起因した)原水の水量又は水質の変動に伴って追加で発生する運転・維持管理費用(薬品、燃料、動力、仮設備、汚泥処分、労務費等)などについても含まれるとの理解で相違ありませんでしょうか。	再整備期間中の業務分担において、追加で発生する薬品、燃料、動力、仮設備、汚泥処分等は県側で発生しうる追加費用であり、事業者側で発生しうる追加費用は基本的に人件費となることを想定しています。
920	特定事業契約書(案)	別紙13、2 項(2)	運転・維持管理業務	1	20	不可抗力に起因して必要となった、新施設以外の施設に関する修繕費用が、(1)の追加費用・損害に含まれておりませんが、当該修繕については、(軽微なものも含め)貴県にて実施されると理解して相違ありませんでしょうか。	軽微な修繕は事業者が実施し、その余りの修繕は県が実施します。
921	特定事業契約書(案)	別紙13 2(3)	不可抗力による新施設の復旧	1	21	ここで規定されている「県に引き渡された新施設」とは、部分引渡しによる新施設、という理解でよいでしょうか。	ご理解のとおりです。
922	特定事業契約書(案)	別紙13、 2(3)、3(1)	不可抗力による追加費用及び損害の負担	1	23	不可抗力に起因して県が新施設又は運営権設定対象施設の復旧を行った場合の更新対象残存価値相当額及び同上限額変更の考え方をご教示ください。 例えば、残存価値相当額の支払対象であった設備が被災して県が更新した場合、事業終了時の更新対象残存価値相当額の支払いにはどのような影響を及ぼすのでしょうか。	更新対象残存価値の支払対象であった設備が被災して県が更新した場合は、事業終了時の更新対象残存価値相当額の支払に対する影響はないものと想定されますが、個別の事情により判断されるものとご理解ください。

No	資料名	項目番号	項目名	頁	行	質問内容	回答
923	特定事業契約書(案)	別紙13	不可抗力による追加費用及び損害の負担	2	4	貴県に費用をご負担いただく場合には、合理的な範囲で金融費用も含まれるとの理解でよろしいでしょうか。	原因となる事由と相当因果関係の認められる合理的な範囲の金融費用についてはご理解のとおりです。
924	特定事業契約書(案)	別紙13 3(2)	損害の発生 の最小化	2	5	ここで規定されている「合理的な努力を尽くす」とは、具体的にはどのような行為を想定されているかご教示いただけますでしょうか。	個別の事情によって判断します。
925	ガバナンス基本計画	第1部 I 1(2)	基本的な考え方	1	13	「①県及び事業者の間で重層的に構成する会議体(以下「会議体」という。)」との記載がありますが、これは要求水準書P38の図表16の3つの会議体名(仮称)を指しているとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
926	ガバナンス基本計画	第1部 I 2(1)イ	セルフモニタリング及び実績評価	3	12	特定事業契約に基づく貴県の責務について特定事業契約の内容に適合しない場合には、貴県において必要な改善措置を講じる義務が発生するものと理解して相違ありませんでしょうか。	ご理解のとおりです。
927	ガバナンス基本計画	第2部 I 1(2)	モニタリング基本計画	10	13	モニタリング基本計画は、貴県にて作成されるという認識でよろしいでしょうか。またいつまでに作成されることを想定されていますでしょうか。	モニタリング基本計画は、ガバナンス基本計画の第2部のとおりです。
928	ガバナンス基本計画	第2部 II 2(1)	モニタリング方法	13	14	「確認」及び「承認」について、それぞれの定義及び差異をご教示ください。	ガバナンス基本計画における、「確認」とは、「事業者からの各書類の提出および県が内容を確認すること」をいい、「承認」とは、「事業者から提出された書類の内容が妥当であると県が判断すること」をいいます。
929	ガバナンス基本計画	第2部 VIII 1(1)	是正レベルの認定	36	11	レベル1の「業務における軽微な不備」とは具体的にどのようなものかご教示ください。	例として、書類の提出漏れを想定しております。
930	ガバナンス基本計画	第3部 VIII 2(2)	特定事業契約の解除等	40	8	事業目的の不達成の場合、「その内容によっては契約解除の対象となることがある」と記載されていますが、かかる場合の具体的な解除の事由、条件をご教示ください。	レベル5に相当する要求水準違反を想定しております。
931	ガバナンス基本計画	第2部 VIII 3(2)	支払命令	40	23	「①要求水準違反がレベル1～4に該当すると判断された場合」とありますが、指導是正の記載が無く記載内容からするとレベル2～4の誤植でしょうか。またその場合、図表10・11のレベル1は不要と思われるので、削除いただけないでしょうか。	レベル1の要求水準違反についても、ガバナンス基本計画VIII.1.(5)記載のとおり、再発監視期間に要求水準違反が再発した場合には是正勧告を行う場合があり、違約金支払いに至る可能性があります。
932	ガバナンス基本計画	第2部 VIII.3	要求水準違約金の支払命令	40	23	レベル1違反1回でも要求水準違約金が発生する可能性があるのは厳格に過ぎないでしょうか。例えば、レベル1については年間5回を超えたときに違約金が発生するなどの仕組みに見直しをお願いします。	レベル1の要求水準違反については、是正指導を経て、改善が行われなかった又は再発した場合に、是正勧告がされます。是正勧告の結果、なお改善が行われなかった又は再発した場合には、要求水準違約金が発生します。レベル1の要求水準違反については、要求水準違約金発生までに、2回の機会が与えられるため、厳格過ぎることはないと思われま

No	資料名	項目番号	項目名	頁	行	質問内容	回答
933	ガバナンス基本計画	VIII3(2)	支払命令	40	25	「是正勧告による改善が一定期間内に行われたもの」との記載がありますが、一定期間とは具体的にどれくらいの期間か明示願います。	対象とする事象によって、是正にかかる期間が異なるため、現段階では具体的な期間をお示しできません。ガバナンス基本計画VIII1.(3)是正指導(5)是正勧告に記載のとおり、事業者は、県から是正指導・是正勧告を受けた場合、速やかに是正対策と是正期限について県と協議を行い、県の承諾を得たうえで、速やかに是正措置を行います。
934	ガバナンス基本計画	第2部VIII3(2)	支払命令	40	29	「要求水準違反に係る違約金額は、図表10の一日当たり要求水準違約金の額に」とありますが、図表11が抜けているのではないのでしょうか。	ご指摘のとおりです。ガバナンス基本計画第2部VIII2(2)①の「図表10の一日当たり要求水準違約金の額」を「図表10、図表11の一日当たり要求水準違約金の額」に修正します。
935	ガバナンス基本計画	第2部VIII.3	要求水準違約金の支払命令	40	29	違約金発生の日は、事業者が違約金支払命令を受けた日でしょうか。	ご理解のとおりです。
936	ガバナンス基本計画	VIII 要求水準未達の場合の措置 2.(2)	支払命令	41	12	念の為の確認にはなりますが、設計・建設業務の対価(サービス対価A～D)については、維持管理運営業務におけるモニタリングによる減額対象外という理解でよろしいでしょうか。	仮にサービス購入料A～Dの支払いが完了していなかった場合には、減額の対象となりえます。
937	ガバナンス基本計画	第2部VIII 3.(2)	要求水準違約金	41	15	図表10と図表11の要求水準違約金額(再整備期間中と運営期間中)について、設定された違約金額の根拠と、この違約金の用途についてご教示ください。	根拠については、事業の条件としてご理解ください。用途については、回答の必要があるものと考えていません。
938	その他	入札説明書等に関する説明会資料	2 事業者の募集及び選定に関する事項等	13		脱炭素設備、水素活用のための設備導入(設置工事含む)は本ページで示される「その他の業務」に該当にするとの理解でよろしいでしょうか。	豊橋浄水場再整備業務のうち、脱炭素推進設備(水素技術の活用に係る設備を含む)のみを設計、工事又は工事監理を実施することとなる企業は必ずしも構成企業であることを要しません。また、事業提案書に明記することで、該当する企業がSPCから直接受注することも可能となります。